島根県報

令和２年３月27日（金）

号外 第３１号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

目　　次

【監査公表】

令和元年度財政的援助団体等監査の結果の公表　2

令和元年度包括外部監査の結果の公表　26

監　査　委　員　公　表

島根県監査委員公表第１号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第７項の規定により実施した令和元年度財政的援助団体等監査の結果に関する報告を、同条第９項の規定により次のとおり公表する。

令和２年３月27日

島根県監査委員　須　山　　隆
同　　山　根　成　二
同　　大　國　羊　一
同　　後　藤　　勇

第１　監査の概要

１　財政的援助団体等監査の趣旨

地方自治法第１９９条第７項(注1)の規定に基づき、県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えている団体、資本金、基本金等を出資している団体、債務保証等をしている団体及び公の施設(注2)の管理を行わせている団体並びに財政的援助等を行っている所管課を対象とし、県による財政的援助等の妥当性、団体における公金の執行状況の適正性等の観点から監査を実施した。

(注1)**地方自治法第１９９条第７項**

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第２４４条の２第３項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

(注2)**公の施設**

住民の福祉を増進させることを目的として、その利用に供するために普通地方公共団体が設置する施設（学校、美術館、ホール、体育館、県営住宅や公園等）。

２　監査対象団体及び実施団体

(1) 監査対象団体

監査対象団体は次のとおりである。

ア　財政的援助団体

①　県単独の制度により１千万円以上の補助金、交付金、負担金又は利子補給金（以下「補助金等」という。）を交付した団体及び１千万円未満の補助金等を交付した団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体

②　県が貸付け又は損失補償をしている団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体

イ　出資団体

県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの４分の１以上を出資している団体

ウ　債務保証、信託に係る団体

県が債務保証又は信託（不動産の信託に限る。）をしている団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体

エ　公の施設の指定管理者

県が公の施設の管理を行わせているもの

(2) 監査対象団体の概要

監査対象団体の平成３０年度末の状況は、次表のとおりである。

団体区分	監査対象団体実数	財政的援助等の形態別件数					
		財政的援助			出資	債務保証	公の施設の指定管理
		補助金等	貸付金	損失補償			
一般社団法人	5	5					
公益社団法人	6	5	1	1	2		
一般財団法人	2	2			1		1
公益財団法人	１８	7	3	3	１４		7
地方独立行政法人	1	1					
学校法人	3	3					

社会福祉法人	１１	１１					
農林水産組合	1	1					
商工会議所・商工会	２９	２９					
株式会社	１２		1		3		8
その他	２９	２４	1	1	2	1	3
合　　計 (注３)	１１７	８８	6	5	２２	1	１９

(注3) １つの団体について補助金等、貸付金、出資等が重複している場合があるため、「監査対象団体実数」の合計と「財政的援助等の形態別件数」の合計は一致しない。

(3) 監査実施団体

令和元年度は、上記監査対象団体の中から過去の監査実施状況等を考慮し、次の２４団体を選定し監査を実施した。

	監査実施団体名	所管課	監査対象とした財政的援助等の内容
1	公立大学法人島根県立大学	総務課	補助金等
2	（公財）ふるさと島根定住財団	しまね暮らし推進課	出資・補助金等
		環境生活総務課	補助金等
		雇用政策課	補助金等
3	（公財）しまね女性センター	環境生活総務課	出資・指定管理
4	（公財）しまね国際センター	文化国際課	出資
5	（公財）島根県環境管理センター	廃棄物対策課	出資・補助金等・損失補償
6	アイカム（株）	健康福祉総務課	指定管理
7	浜田ビルメンテナンス（株）	健康福祉総務課	指定管理
8	（一社）しまね地域医療支援センター	医療政策課	補助金等
9	（公社）島根県畜産振興協会	畜産課	出資
10	（一財）くにびきメッセ	商工政策課	出資・補助金等・指定管理
11	石見観光振興協議会	観光振興課	補助金等
12	島根県中小企業団体中央会	中小企業課	補助金等
13	島根県商工会連合会	中小企業課	補助金等
14	松江商工会議所	中小企業課	補助金等
15	出雲商工会議所	中小企業課	補助金等
16	まつえ南商工会	中小企業課	補助金等
17	隠岐國商工会	中小企業課	補助金等
18	西ノ島町商工会	中小企業課	補助金等
19	（公財）島根県建設技術センター	土木総務課	出資
20	出雲空港ターミナルビル（株）	港湾空港課	出資
21	石見空港ターミナルビル（株）	港湾空港課	出資
22	大畑建設（株）	都市計画課	指定管理

23	（一財）島根県建築住宅センター	建築住宅課	補助金等
24	北陽ビル管理（株）	社会教育課	指定管理

３　監査の実施方法等

⑴　実施方法

監査実施団体については原則として実地監査を行い、監査実施団体の所管課及び監査実施団体の一部については書面監査により行った。

⑵　対象年度

監査は原則として平成３０年度を対象とし、必要に応じ平成２９年度及び令和元年度も対象とした。

⑶　範囲

監査の範囲は、補助金等又は損失補償の財政的援助を与えている団体については、それら財政的援助に関連する範囲とし、出資している団体については、団体の財務、会計、事業など経営全般とし、公の施設の管理を行わせている団体については、管理に係る会計事務の執行や施設の維持管理を範囲とした。

⑷　監査の視点

監査は、補助金等の財政的援助を与えている団体については、補助金等が公金として適切に執行され、交付目的である成果が十分得られているか、出資している団体については、出資目的に沿って事業が運営されているか、また、公の施設の管理を行わせている団体については、指定管理に関する協定書に基づき施設が適切に管理・運営されているかなどの視点から行った。

⑸　監査実施年月日

監　査　実　施　団　体　名	監 査 実 施 年 月 日
公立大学法人島根県立大学	令和元年１１月　１日
（公財）ふるさと島根定住財団	令和元年１１月　１日
（公財）しまね女性センター	令和元年１１月１２日
（公財）しまね国際センター	令和元年１０月２９日
（公財）島根県環境管理センター	令和元年１１月１４日
アイカム（株）	令和元年１１月　１日
浜田ビルメンテナンス（株）	令和元年１１月１２日
（一社）しまね地域医療支援センター	令和元年１０月２９日
（公社）島根県畜産振興協会	令和元年１１月　１日
（一財）くにびきメッセ	令和元年１０月１８日
石見観光振興協議会	令和元年１１月　１日
島根県中小企業団体中央会	令和元年１１月１４日
島根県商工会連合会	令和元年１１月１４日
（公財）島根県建設技術センター	令和元年１０月２９日
出雲空港ターミナルビル（株）	令和元年１１月　７日
石見空港ターミナルビル（株）	令和元年１０月２９日
大畑建設（株）	令和元年１０月２９日
（一財）島根県建築住宅センター	令和元年１１月　７日

北陽ビル管理（株）	令和元年１１月　７日

所管課及び上記以外の監査実施団体については、事前に職員により実施した実地調査に基づき、書面監査を実施した。

(6) 監査の執行者

監査の執行者は次のとおりである。

監査委員　須　山　　隆
監査委員　山　根　成　二
監査委員　大　國　羊　一
監査委員　後　藤　　勇

第２　監査の結果

Ⅰ 監査結果（総括）

各監査実施団体別の監査結果は、Ⅱ 監査結果（個別）に掲げるとおりであり、改善を要するものとして指摘した事項はなく、指導、指示する事項が６件あったほかは、おおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、監査全般を通じた意見は２件あり、これについては、Ⅱ 監査結果（個別）に掲げた意見を含め県報登載により公表し、指導事項及び指示事項とともに該当する監査実施団体及び所管課に対し文書で通知する。

１　改善等を要する事項

(1) 指摘事項(注4)（団体・所管課）

該当無し

(2) 指導事項(注5)（団体）（１件）

ア　請求書に不備があるもの

(3) 指示事項(注6)（所管課）（５件）

ア　支出事務の指導が十分でないもの
イ　補助金交付要綱に不備があるもの
ウ　補助金の交付決定事務が適当でないもの
エ　補助金の額の確定事務が適当でないもの（２件）

(注4)**指摘事項**

速やかに是正又は改善を要する事項で、公表することが相当と認められるもの

(注5)**指導事項**

指摘事項には至らないが、該当の団体に対して文書によって指導し、是正を求めることが適当なもの

(注6)**指示事項**

指摘事項には至らないが、該当の所管課に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

２　意見

監査全般を通じた意見は、次のとおりである。

(1) 出資団体の職員への研修機会の提供について【人事課、自治研修所】

出資団体の職員の育成については、平成２９年度財政的援助団体等監査の報告書において、団体の設立目的と社会情勢や県民ニーズに対応した運営がなされるよう、若手職員が専門的知識やノウハウを習得し、人的ネットワークをスムーズに継承できる体制を整備するとともに、各種研修機会の確保や研修に参加しやすい職場環境づくりを進め、団体の継続的な運営を担っていく職員の育成に努めるよう出資団体に意見を述べたところである。

今回の監査では出資団体９団体の監査を行ったが、積極的な研修参加や日常的に協議を密に行うことにより職員の育成を図っている団体、また、団体が目指す姿をスローガンで明確に表し県内外に発信することで、職員一人一人の仕事への誇りの醸成やモチベーションの向上に努めている団体など、平成２９年度の監査意見を踏ま

え、工夫して取り組まれている。

また、専門的知識の習得だけでなく、部下の育成や風通しの良い職場づくり等、どこの職場にも共通するような課題に対しては、様々な研修機会を活用して、職員に受講を勧めていきたいとの意向も確認したところである。

ついては、出資団体職員の育成を支援することにより、県の出資がより効果を発揮することにつながるとの視点から、人事課や自治研修所等で県や市町村の職員向けに、現在、開催されている人材育成に係る研修への出資団体職員の参加について検討されたい。

⑵ 指定管理者の適切な状況把握について【人事課、財政課】

昨年度の監査意見では、指定管理期間を８年としている施設について、指定管理開始日から４年を経過した後に、６年目以降の人件費単価や光熱水費等の変動経費の見直しを行う際、指定管理者の経費節減努力を評価する仕組みや工夫の検討を求めた。

これを受け、人事課及び財政課では、指定管理者の自己努力による経費節減を評価する積算方法に見直しをされたところである。

今回監査を行った、男女共同参画センター、東部総合福祉センター、西部総合福祉センター、万葉公園及び青少年の家の指定管理期間は５年であり、これらの施設は、令和２年度から新たな指定管理期間となるが、指定管理者からは、応募に当たり、近年、労働力不足や燃料価格の高騰等で、今後５年間の人件費や光熱水費の上昇がなかなか見通せないという意見が聞かれた。

指定管理料は公募時点で人件費、光熱水費を含む５年間の上限額が定められているが、平成２８年度以降、本県の有効求人倍率は１．５倍を超えて推移しており、少子化、生産年齢人口の減少が続く中、今後、労働力不足の状況はますます深刻化していくことが予想される。

また、平成２８年以降、エネルギー価格が上昇している中、昨今、異常気象が多発しており、冷暖房等の需要は、気象条件により変化することから、光熱水費についても影響が懸念される。

ついては、人事課及び財政課においては、５年間の指定管理期間中、人件費や光熱水費の上昇により施設の運営に支障が生じないよう、所管課の意見も聞きながら、適切な把握に努められたい。

Ⅱ 監査結果（個別）

1	団体名	公立大学法人島根県立大学	所管課	総務課

1　団体の概要

⑴ 設立時期　　平成１９年４月１日

（地方独立行政法人として、島根県立大学及び島根県立大学短期大学部を設置・運営）

⑵ 設立目的

豊かな自然と歴史を持つ島根県における教育研究の拠点として、幅広い教養と高い専門性を備え、北東アジアをはじめとする国際的な視野を持ちつつ地域に貢献し、創造性豊かで実践力のある人材を育成するとともに、地域に知の還元を行うことで、地域社会の活性化及び発展に寄与し、さらに国際社会に貢献することを目指し、大学を設置し、管理する。

⑶ 県の出資状況

団体の設立に際し、大学を継続的に運営していくために必要な土地・建物を現物出資（評価額が団体の資本金に相当）し、平成２４年度に出雲キャンパスの四年制大学化に伴う駐車場土地（１１１，１１９千円）、平成３０年度に出雲キャンパス５号館（２，２３９，５００千円）を追加出資している。

なお、県の出資比率が１００％であるが、現物出資は監査対象とならないことから、出資団体としての監査は実施しなかった。

出資金額　　１６，１３４，０５９千円（県出資比率：１００％）

２　監査対象とした財政的援助等の概要

⑴ 補助金

ア　公立大学法人島根県立大学特殊要因経費補助金

①　内容

地方独立行政法人法第４２条の規定に基づき、設立団体として、大規模修繕、大規模システム整備等の施設・設備の整備に要する経費や災害に伴う経費など法人の責によらない突発的な経費に要する経費等について交付する。

②　補助金額　　１１８，８９６千円

⑵ 交付金

ア　公立大学法人島根県立大学運営費交付金

①　内容

地方独立行政法人法第４２条の規定に基づき、設立団体として、法人や大学の運営に必要な経常的経費等について交付する。

②　交付金額　　２，１８７，０１６千円

３　監査の結果

⑴ 団体

ア　改善等を要する事項

指摘事項なし

イ　意見

第３期中期計画の着実な実行について

県立大学は、県の高等教育の拠点として、大学の魅力・特色を発揮すると同時に、地域の将来を支える人材育成や産業の発展に貢献するなど地方創生にとって重要な役割を担っており、今後、より一層地域課題解決のための研究の推進や地元企業等が求める人材の育成に取り組むことにより、地域に貢献する大学として県民の期待に応えていかなければならない。

平成２９年度財政的援助団体等監査では、第３期中期計画（平成３１年度～令和６年度）の策定に当たり、県立大学が県民の期待に応えて、安定的かつ持続的に地域に貢献する人材の育成・輩出ができるよう、県・市町村、地域の各機関や地元企業との連携を一層深め、具体的かつ実効性のある方策を盛り込むとともに、全学一体となってその計画の達成を着実に推進されるよう求めたところである。

こうした中、第３期中期計画では、県立大学は、県内入学率、県内就職率をそれぞれ全学５割以上とする目標値を掲げ、日本一の地域貢献型大学を目指し全学一体となって取り組むこととしている。県では人口減少対策が最大の政策課題であり、県が今後、島根創生計画を進める上で、このような県立大学の取組は高く評価できる。

ついては、第３期中期計画の着実な実行に向けて、県内高等学校、地元企業、行政との連携を密にし、地域課題の研究・教育や入試改革の実施、インターンシップの充実等により、県内高等学校からの進学者の増加や卒業生の県内定着、地域に貢献する優れた人材の育成を図るなど、全学一体となって取り組まれたい。

⑵ 所管課

ア　改善等を要する事項

指摘事項なし

イ　意見

第３期中期計画の着実な実行に向けた支援について

県立大学では、県が示した第３期中期目標を達成するため、第３期中期計画に地域課題の研究・教育や入試改革の実施、インターンシップの充実等を定めて、理事長を中心に全学一体となって取り組んでいる。

ついては、こうした取組が着実に実行され、成果につながるように、必要な支援を行われたい。また、定住、雇用、教育等の関係部局の理解と必要な協力が得られるように努められたい。

２	団体名	（公財）ふるさと島根定住財団	所管課	しまね暮らし推進課 環境生活総務課 雇用政策課

１　団体の概要

⑴ 設立時期　　平成４年９月３日

⑵ 設立目的

活力と魅力ある地域づくりを推進するとともに、若年者の就職支援対策等を重点的に実施することにより、新規学校卒業者を中心とする若年層の県内就職と県外からのＵＩターンの促進を図り、本県における人口定住に寄与する。

⑶ 県の出資状況

出資金額　　４１７，０００千円（県出資比率：１００％）

２　監査対象とした財政的援助等の概要

⑴ 出資による事業実施状況

若年者の県内就職促進のための情報提供事業やキャリア形成支援、企業理解の場の創出等、県外からのＵＩターン促進のための定住総合情報の提供やＵＩターン希望者等の受入れの強化、また、活力と魅力ある地域づくり促進のための地域の活性化を担う人々等の連携支援等に係る事業を実施している。

⑵ 補助金

ア　ふるさと島根定住支援補助金（ＵＩターン支援分、地域づくり活動支援分）

①　内容

本県の重要課題である定住対策を積極的に推進するため、財団の事業費及び運営費を補助し、活動の円滑な推進を図る。

②　補助金額　　４２４，７６７千円

イ　ふるさと島根定住支援補助金（ＮＰＯ支援分）

①　内容

本県の重要課題である定住対策を積極的に推進するため、財団の事業費を補助し、活動の円滑な推進を図る。

②　補助金額　　１６，２６９千円

ウ　ふるさと島根定住支援補助金（県内就職支援分）

①　内容

本県の重要課題である定住対策を積極的に推進するため、財団の事業費を補助し、活動の円滑な推進を図る。

②　補助金額　　２５，１４０千円

３　監査の結果

⑴ 団体

ア　改善等を要する事項

指摘事項なし

イ　意見

定住対策の促進について

財団は、若者を中心とした県内就職支援、県外からのＵＩターンの促進、活力と魅力ある地域づくりの促進の３つを柱として様々な活動を展開し、定住対策に取り組んできている。

これまで、県における充実した支援制度への認知度の向上、各市町村の定住支援対策の強化などにより、ＵＩターン者数は増加してきたが、平成２９年度以降減少に転じており、財団では令和元年９月に東京拠点を開設し、首

都圏における移住支援体制と特に首都圏での関係人口(*1)の拡大に向けた取組を強化したところである。

一方、全国的な地方創生の取組による地方への人の流れの奪い合いや都市部での景気回復による人材の獲得競争は一層厳しくなっており、今後の本県の定住対策に財団の果たす役割はますます重要になっている。

ついては、こうした首都圏での取組の結果を検証しながら、引き続き県、市町村、関係機関と連携して、県内就職者やＵＩターン者の増加及び活力と魅力ある地域づくりの推進を目指した定住対策に取り組まれたい。

(＊1)**関係人口**

都市部に居住しながら、特定の地域や地域の人々と継続的に関わる人々のこと

(2) 所管課（しまね暮らし推進課）

ア　改善等を要する事項

指摘事項なし

イ　意見

定住対策の促進について

財団は、平成４年の設立以来、若年層の県内就職の促進や県外からのＵＩターンの促進等に取り組み、本県の最重要施策の一つである定住の推進に大きな役割を果たしてきた。島根の人口減少に歯止めをかけるという知事の方針のもと、定住促進に係る各種事業において豊富な実績と経験を有する財団の役割は一層重要となっている。

ついては、引き続き財団と連携し、定住対策の一層の促進に取り組まれたい。

(3) 所管課（環境生活総務課）

ア　改善等を要する事項

指摘事項なし

イ　意見

定住対策の促進について

しまね暮らし推進課と同じ。

(4) 所管課（雇用政策課）

ア　改善等を要する事項

指摘事項なし

イ　意見

定住対策の促進について

しまね暮らし推進課と同じ。

３	団体名	（公財）しまね女性センター	所管課	環境生活総務課

１　団体の概要

(1) 設立時期　　平成１０年１０月１２日

(2) 設立目的

島根県立男女共同参画センターを拠点として、男女のあらゆる分野での共同参画を促進するための事業を総合的に展開することにより、男女共同参画社会の実現に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額　　１００，０００千円（県出資比率：８９．２％）

２　監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

男女共同参画社会の実現に関する相談事業、情報収集及び提供事業、調査研究事業、学習・研修事業並びに個人・グループ・団体等の活動及びネットワークづくりへの支援事業など、男女共同参画社会形成推進のための事業を実施している。

⑵ 公の施設の指定管理

ア　男女共同参画センター（あすてらす）（所在地　大田市）

①　指定管理業務の内容

・施設及び設備の使用の承認に関する業務

・施設及び設備の使用に係る使用料の徴収に関する業務

・施設及び設備の維持管理に関する業務

・島根県女性相談センター西部分室及び島根県西部県民センター県央事務所等の施設及び設備の維持管理に関する業務

②　指定期間　　平成２７年度～令和元年度

③　指定管理料　　９０，９４７千円（平成３０年度）

３　監査の結果

⑴ 団体

ア　改善等を要する事項

指摘事項なし

⑵ 所管課

ア　改善等を要する事項

指摘事項なし

イ　意見

冷暖房を使用した場合の施設使用料について

男女共同参画センターでは、条例に冷暖房期間（６月～９月、１１月～３月）を定め、その期間は使用料の額の３割相当額を冷暖房料として徴収することとしている。

指定管理者からは、温暖化が進む今日、冷暖房期間以外の期間でも、例えば、５月に研修室の室温が相当高くなる日も多く、使用者から冷房の運転を求められることがあるとのことであった。

ついては、できるだけ使用者ニーズに応じて弾力的に冷暖房を運転できるよう、例えば、冷暖房期間を定めず、施設の使用実態に合わせ冷暖房料を徴収することなどを検討されたい。

４	団体名	（公財）しまね国際センター	所管課	文化国際課

１　団体の概要

⑴ 設立時期　　平成元年１１月１日

⑵ 設立目的

多文化共生の地域づくりと県民主体の国際交流活動を促進するとともに、諸外国との相互理解と協力関係を深め、地域の活性化と国際化に寄与する。

⑶ 県の出資状況

出資金額　　１，０１２，５００千円（県出資比率：７８．６％）

２　監査対象とした財政的援助等の概要

⑴ 出資による事業実施状況

ア　多文化共生地域づくり事業

・外国人・地域住民インフォメーション事業

・コミュニティ通訳ボランティア派遣事業

・留学生支援事業

・多文化共生啓発事業

・外国人住民日本語研修事業

・ボランティア登録・活用事業

・多文化共生推進事業

・ボランティア研修事業

イ　国際交流・協力事業

・世界とつながる島根づくり助成事業

・海外移住者等支援事業

・国際交流団体等連携協力事業

３　監査の結果

⑴ 団体

ア　改善等を要する事項

指摘事項なし

イ　意見

業務拡大に伴う財団体制の充実について

近年、外国人住民の急増に伴い、外国人住民からの相談対応については、件数の増加に加え、医療、福祉、教育など内容が複雑・高度化しており、外国語対応に当たる相談員とアドバイザー役としてのプロパー職員に業務的に負担がかかっている。

また、相談業務以外でも、多文化共生の地域づくりに向けて市町村や企業等の関係機関へ働きかけるなど、財団の果たすべき役割は増しつつあり、職員の専門性のさらなる向上や人員体制の充実、将来的には、蓄積されたノウハウの承継も課題であると考えられる。

さらに、事務所について、財団の経営改善の事情から「しまね国際研修館」に置いているが、外国人をはじめとした利用者には分かりにくい立地となっており、利用者の利便性を考慮する必要がある。

ついては、業務の拡大に円滑に対応するため、体制の充実や、相談者等の視点に立った事務所の立地について、財源も含め、所管課ともよく協議・検討され、適切な対応に努められたい。

⑵ 所管課

ア　改善等を要する事項

指摘事項なし

イ　意見

業務拡大に伴う支援について

団体意見でも述べたように、拡大する財団業務の円滑な実施に向けて、体制の充実や事務所の立地などの諸課題について、財団との連携を密にして適切な対応に努められたい。

５	団体名	（公財）島根県環境管理センター	所管課	廃棄物対策課

１　団体の概要

⑴ 設立時期　　平成４年３月４日

⑵ 設立目的

産業廃棄物の処理に関する事業を行い、地域社会の健全な発展と地球環境保全、自然環境保護に寄与する。

⑶ 県の出資状況

出資金額　　７０，０００千円（県出資比率：３１．２％）

２　監査対象とした財政的援助等の概要

⑴ 出資による事業実施状況

産業廃棄物最終処分場「クリーンパークいずも」の管理運営を行っている。

⑵ 補助金

ア　公共関与最終処分場経営安定化対策事業補助金

①　内容

センターが処分場（管理型第１期）の建設費用として金融機関から借り入れた資金に係る償還金の一部を補助する。

②　補助金額　　１５８，８００千円

(3) 損失補償

ア　内容

センターが処分場（管理型第１期、管理型第３期）の建設費用として金融機関から借り入れた資金に関し損失補償を行う。

イ　平成３０年度末損失補償債務残高　　２，２６６，３３８千円

3　監査の結果

(1) 団体

ア　改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア　改善等を要する事項

指摘事項なし

イ　意見

最終処分場の長寿命化について

センターが運営する産業廃棄物最終処分場「クリーンパークいずも」の管理型第３期処分場は、平成２９年３月から供用開始されているが、リサイクル業者の営業停止や解体工事の増加等のため、平成３０年度受入量は８７，４６２㌧で対前年度比１２８．２％と、平成１４年の管理型処分場供用開始以来最高となっている。

第３期処分場の計画期間は、令和１３年度までの１５年間となっているが、平成３１年４月１日現在、埋立容量である６７万㎥のうち２２％を既に埋め立てており、当初計画よりも早い進捗となっている。

１５年の計画期間を維持するためには、これまで以上に分別の徹底やリサイクルの取組などにより、産業廃棄物の搬入量削減を行うことが必要である。

ついては、産業廃棄物減量税の税収を有効活用し、センター等とも連携して最終処分場の長寿命化を図るための効果的な施策を早期に検討されたい。

６	団体名	アイカム（株）	所管課	健康福祉総務課

1　団体の概要

(1) 設立時期　　昭和５９年９月１７日

(2) 主な事業内容

カーテンの製造・販売・レンタル、建物の清掃・保守管理、その他

2　監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア　東部総合福祉センター（いきいきプラザ島根）（所在地　松江市）

①　指定管理業務の内容

・有料施設等の使用の許可に関する業務

・有料施設等の使用に係る利用料金の徴収に関する業務

・施設等の維持管理に関する業務

・島根県立心と体の相談センターの施設及び設備で知事が定めるものの維持管理に関する業務

② **指定期間**　　平成２７年度～令和元年度

③ **指定管理料**　　９５，５２０千円（平成３０年度）

３　監査の結果

⑴ 団体

ア　改善等を要する事項

指摘事項なし

⑵ 所管課

ア　改善等を要する事項

指摘事項なし

イ　意見

①　入居団体の施設使用予約のあり方について

総合福祉センターは、指定管理者の努力により、一般の利用率を向上できる余地があることから、メリットシステム(*1)を採用している。

このため、できるだけ空室を作らないよう施設の利用率を高め、減免団体が使用しない場合の一般利用を確保する取組が必要であり、キャンセルによる空室の発生を減らすほか、指定管理者を中心にさらなる利用促進策を講じることが望まれる。

貸出施設の利用方法は、受益者負担と公平性の観点から、これまでも見直しについて意見してきたところであり、所管課においては、減免団体や入居団体に対して、安易な予約をしないように注意喚起を行ってきた。

こうした中、予約キャンセルの状況については、改善はみられるものの、一部の部屋では、特定の曜日に予約があっても全く使用実績がない月もあり、依然として、他の利用者への貸出ができないことや、利用料収入の機会損失につながることなどの問題がある。

ついては、施設の公平かつ効率的な利用が図られ、メリットシステムがより機能するよう、減免対象者や減免率の見直し、年間カリキュラム等に基づいた予約の徹底、キャンセル料の徴収など、キャンセルの発生を抑制する施設使用予約のあり方について具体的な対応を検討されたい。

②　冷暖房を使用した場合の施設使用料について

総合福祉センターでは、条例に冷暖房期間（６月～９月、１１月～３月）を定め、その期間は使用料の額の３割相当額を冷暖房料として徴収することとしている。

指定管理者からは、温暖化が進む今日、冷暖房期間以外の期間でも、例えば、５月に研修室の室温が相当高くなる日も多く、使用者から冷房の運転を求められることがあるとのことであった。

ついては、できるだけ使用者ニーズに応じて弾力的に冷暖房を運転できるよう、例えば、冷暖房期間を定めず、施設の使用実態に合わせ冷暖房料を徴収することなどを検討されたい。

(*1)**メリットシステム**

指定管理業者の努力によって利用者の増や使用料の増収が可能な施設を対象に、各年度において収入目標額を１０％上回った（下回った）場合は、その増（減）収分の１／２について当年度の指定管理料を増（減）するもの

7	団体名	浜田ビルメンテナンス（株）	所管課	健康福祉総務課

１　団体の概要

⑴ 設立時期　　昭和５９年１１月２９日

⑵ 主な事業内容

建物の清掃・保守管理、警備業務、その他

２　監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア　西部総合福祉センター（いわみーる）（所在地　浜田市）

①　指定管理業務の内容

・有料施設等の使用の許可に関する業務

・有料施設等の使用に係る利用料金の徴収に関する業務

・施設等の維持管理に関する業務

・島根県立西部社会教育研修センターの施設及び設備で知事が定めるものの維持管理に関する業務

②　指定期間　　平成２７年度～令和元年度

③　指定管理料　　８２，７１２千円（平成３０年度）

3　監査の結果

(1) 団体

ア　改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア　改善等を要する事項

指摘事項なし

イ　意見

①　入居団体の施設使用予約のあり方について

東部総合福祉センター（いきいきプラザ島根）と同じ。

②　冷暖房を使用した場合の施設使用料について

東部総合福祉センター（いきいきプラザ島根）と同じ。

8	団体名	（一社）しまね地域医療支援センター	所管課	医療政策課

1　団体の概要

(1) 設立時期　　平成２５年3月２１日

(2) 設立目的

島根県内での医師のキャリア形成等を支援し、医師、特に若手医師の県内定着を図ることにより、島根県の地域医療の確保に寄与する。

2　監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア　一般社団法人しまね地域医療支援センター管理費補助金

①　内容

（一社）しまね地域医療支援センターの管理に要する経費を補助する。

②　補助金額　　１０，５２６千円

3　監査の結果

(1)　団体

ア　改善等を要する事項

指摘事項なし

(2)　所管課

ア　改善等を要する事項

指摘事項なし

イ　意見

業務拡大に伴う支援について

センターの目的は、一人でも多くの医師に県内定着してもらうことであり、そのためにキャリア形成や研修体制の充実などの支援を行っており、支援の対象となる地域枠出身や奨学金の貸与を受けた若手医師は年々増加している。

こうした中、県では、補助事業の効果の検証や人員体制等を検討し、事業に支障がないよう取り組まれているところであるが、支援の対象者は、引き続き増加し、面談等の業務量がさらに増えていくことが予想される。

ついては、今後とも、事業目的達成に支障がないよう必要な支援を行われたい。

９	団体名	（公社）島根県畜産振興協会	所管課	畜産課

１　団体の概要

⑴ 設立時期　　昭和４３年３月１３日

⑵ 設立目的

畜産業を営む者に対して、経営支援・指導、家畜及び畜産物の価格・経営安定対策、家畜衛生対策、家畜の改良並びに畜産に関する知識及び技術の普及啓発等の事業を推進することにより、畜産の振興に寄与し、国民への安全で安心な畜産物を安定的に提供する。

⑶ 県の出資状況

出資金額　　９０，０００千円（県出資比率：４１．１％）

２　監査対象とした財政的援助等の概要

⑴ 出資による事業実施状況

畜産に関する生産の振興及び経営技術の指導に関する事業、肉用子牛、肥育牛の経営安定のための補給金、補てん金の交付に関する事業、家畜伝染性疾病の予防措置及び自衛防疫の推進に関する事業などを実施している。

３　監査の結果

⑴ 団体

ア　改善等を要する事項

指摘事項なし

⑵ 所管課

ア　改善等を要する事項

指摘事項なし

１０	団体名	（一財）くにびきメッセ	所管課	商工政策課

１　団体の概要

⑴ 設立時期　　平成３年９月２６日

⑵ 設立目的

国際・国内学会をはじめとする各種会議や大会・総会、見本市及び展示会並びにスポーツ大会等（以下「コンベンション」という。）の誘致、開催支援を行い、県内産業の振興と地域の活性化、文化の向上に寄与する。

⑶ 県の出資状況

出資金額　　５１５，００７千円（県出資比率：６３．７％）

２　監査対象とした財政的援助等の概要

⑴ 出資による事業実施状況

コンベンションの誘致及び支援に関する事業を実施している。

⑵ 補助金

ア　島根県学会・コンベンション開催支援事業費補助金

① 内容

県内へのコンベンションの誘致を促進するため、くにびきメッセが行うコンベンション開催の支援について、その経費を補助する。

② 補助金額　　５０，２１０千円

(3) 公の施設の指定管理

ア 産業交流会館（くにびきメッセ）（所在地　松江市）

① 指定管理業務の内容

・会館の施設等の利用の承認に関する業務

・会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

② 指定期間　　平成２７年度～令和４年度

③ 指定管理料　　なし

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

１１	団体名	石見観光振興協議会	所管課	観光振興課

1 団体の概要

(1) 設立時期　　平成１２年１０月１１日

(2) 設立目的

石見地域全域の魅力アップと集客力の向上を目指し、観光産業関係者間の連携の促進を図り、石見地域の観光振興と地域の活性化に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 石見神楽振興事業費補助金

① 内容

石見神楽キャンペーン及び出張上演による誘客促進、石見神楽の認知度向上のための情報発信、石見神楽の保存・継承を促進するための担い手育成や支持基盤の拡大の機運醸成などに要する経費を補助する。

② 補助金額　　２１，４２０千円

イ しまね観光誘客推進事業費補助金

① 内容

石見地方の総合観光パンフレットの作成やプロモーション、ＷＥＢでの情報発信強化などの石見の魅力発信、新たな観光商品づくりの支援や食の魅力発信による誘客対策、石見スタンプラリーによる周遊対策などに要する経費を補助する。

② 補助金額　　５２，８８２千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア　改善等を要する事項

指摘事項なし

１２	団体名	島根県中小企業団体中央会	所管課	中小企業課

1　団体の概要

(1) 設立時期　　昭和３１年２月１６日

(2) 設立目的

中小企業等協同組合法等により設立された組合等の組織、事業及び経営の支援その他組合等の健全な発展及び中小企業の振興を図るために必要な事業を行い、自主的な経済的活動を促進し、その経済的地位の向上を図る。

2　監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア　島根県中小企業連携組織対策事業費補助金

①　内容

中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進するため、中小企業連携組織推進指導事業に要する経費を補助する。

②　補助金額　　１０２，５０３千円

3　監査の結果

(1) 団体

ア　改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア　改善等を要する事項

指摘事項なし

１３	団体名	島根県商工会連合会	所管課	中小企業課

1　団体の概要

(1) 設立時期　　昭和３６年１１月１日

(2) 設立目的

県内における商工会の健全な発達を図り、商工業の振興に寄与する。

2　監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア　島根県小規模事業経営支援事業費補助金

①　内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、商工会指導員、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

②　補助金額　　２０３，６０９千円

3　監査の結果

(1) 団体

ア　改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア　改善等を要する事項

指摘事項なし

１４	団体名	松江商工会議所	所管課	中小企業課

１　団体の概要

(1) 設立時期　　明治２７年３月１６日

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、国民経済の健全な発展と国際経済の進展に寄与する。

２　監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア　島根県小規模事業経営支援事業費補助金

①　内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

②　補助金額　　１２１，２１１千円

３　監査の結果

(1) 団体

ア　改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア　改善等を要する事項

指摘事項なし

１５	団体名	出雲商工会議所	所管課	中小企業課

１　団体の概要

(1) 設立時期　　昭和２１年１０月１日

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、国民経済の健全な発展と国際経済の進展に寄与する。

２　監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア　島根県小規模事業経営支援事業費補助金

①　内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

②　補助金額　　６１，３１１千円

３　監査の結果

(1) 団体

ア　改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア　改善等を要する事項

指摘事項なし

１６	団体名	まつえ南商工会	所管課	中小企業課

1　団体の概要

(1) 設立時期　　平成１９年４月１日

（八雲村、玉湯町、宍道町の各商工会が合併）

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、国民経済の健全な発展に寄与する。

2　監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア　島根県小規模事業経営支援事業費補助金

①　内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

②　補助金額　　４６，８３２千円

3　監査の結果

(1) 団体

ア　改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア　改善等を要する事項

指摘事項なし

１７	団体名	隠岐國商工会	所管課	中小企業課

1　団体の概要

(1) 設立時期　　平成２０年４月１日

（海士町、知夫村の各商工会が合併）

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、国民経済の健全な発展に寄与する。

2　監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア　島根県小規模事業経営支援事業費補助金

①　内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

②　補助金額　　２５，０６０千円

3　監査の結果

(1) 団体

ア　改善等を要する事項

指摘事項なし

⑵ 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

１８	団体名	西ノ島町商工会	所管課	中小企業課

１ 団体の概要

⑴ 設立時期　　昭和３７年１月２０日

⑵ 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、国民経済の健全な発展に寄与する。

２ 監査対象とした財政的援助等の概要

⑴ 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額　　２０，１３５千円

３ 監査の結果

⑴ 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

⑵ 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

１９	団体名	（公財）島根県建設技術センター	所管課	土木総務課

１ 団体の概要

⑴ 設立時期　　平成８年３月２５日

⑵ 設立目的

島根県内の地方公共団体が施行する建設事業の適正かつ効率的な執行を支援するとともに、公共工事に関わる建設技術者の資質の向上を図り、良質な社会資本の整備を推進し、県民の福祉の向上に寄与する。

⑶ 県の出資状況

出資金額　　１００，０００千円（県出資比率：１００％）

２ 監査対象とした財政的援助等の概要

⑴ 出資による事業実施状況

建設技術に関する研修・講習・指導、公共建設工事に関する調査・設計・技術審査・積算・施工監理及び検査業務の受託並びに地方公共団体への技術的支援等に関する事業を実施している。

３ 監査の結果

⑴ 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

⑵ 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

２０	団体名	出雲空港ターミナルビル（株）	所管課	港湾空港課

１ 団体の概要

⑴ 設立時期　　昭和５５年６月２０日

⑵ 設立目的

空港ターミナルビルの維持管理及び貸室・附帯施設の賃貸

⑶ 県の出資状況

出資金額　　１００，０００千円（県出資比率：３０．３％）

２ 監査対象とした財政的援助等の概要

⑴ 出資による事業実施状況

空港ターミナルビルの貸室及び広告宣伝、空港の旅客送迎施設管理などを行っている。

３ 監査の結果

⑴ 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

⑵ 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

空港ターミナルビルの行政財産目的外使用料について

出雲空港ターミナルビルは、国際線ターミナルビルを所有する県と国内線ターミナルビルを所有する出雲空港ターミナルビル（株）（以下「会社」という。）とで区分所有されているが、その敷地は県の行政財産であるため、島根県空港条例第１５条に基づき、会社は県に使用料を納付している。

同条例第１６条では、「知事は、公益上特に必要があると認められる場合においては、使用料を減免することができる」と定められており、県では、「行政財産の使用料等の取扱について（平成６年３月３１日管財発第３００号）」を参考に、使用者の性格、使用目的、県の事務事業との関わり、収益の有無等を総合的に勘案して減免の率を定め、出雲空港国内線ターミナルビルについては、敷地使用料のうちロビー等の公共性の高い部分を全額減免し、年間１９８万円余で貸与している。（減免額：７４．９万円余）

また、国内線待合室の混雑解消のため、県が所有する国際線待合室について、会社に対し、使用料の２分の１を減免し、年間２８９万円余で貸与している。（減免額：２９１万円余）

こうした中、空港利用者数が好調なことなどから、平成３０年度の会社の経常利益は７千４百万円余となっている。

ついては、このような状況を踏まえ、空港ターミナルビルの行政財産目的外使用料のあり方について検討されたい。

２１	団体名	石見空港ターミナルビル（株）	所管課	港湾空港課

１ 団体の概要

⑴ 設立時期　　平成３年９月５日

⑵ 設立目的

空港ターミナルビルの維持管理及び貸室・附帯施設の賃貸

(3) 県の出資状況

出資金額　　１４４，０００千円（県出資比率：３０％）

２　監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

空港ターミナルビルの貸室及び広告宣伝、売店・レストランの経営などを行っている。

３　監査の結果

(1) 団体

ア　改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア　改善等を要する事項

指摘事項なし

イ　意見

空港ターミナルビルの行政財産目的外使用料について

石見空港ターミナルビルは、石見空港ターミナルビル（株）（以下「会社」という。）が所有しているが、その敷地は県の行政財産であるため、島根県空港条例第１５条に基づき、会社は県に使用料を納付している。

同条例第１６条では、「知事は、公益上特に必要があると認められる場合においては、使用料を減免することができる」と定められており、県では、「行政財産の使用料等の取扱について（平成６年３月３１日管財発第３００号）」を参考に、使用者の性格、使用目的、県の事務事業との関わり、収益の有無等を総合的に勘案して減免の率を定め、石見空港国内線ターミナルビルについては、敷地使用料のうちロビー等の公共性の高い部分を全額減免し、年間１２２万円余で貸与している。（減免額：８１．４万円余）

こうした中で、平成３０年度の会社の経常利益は２千６百万円余となっている。

ついては、このような状況を踏まえ、空港ターミナルビルの行政財産目的外使用料のあり方について検討されたい。

２２	団体名	大畑建設（株）	所管課	都市計画課

１　団体の概要

(1) 設立時期　　昭和４２年１２月２２日

(2) 主な事業内容

総合建設業、公共施設の指定管理業務、その他

２　監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア　万葉公園（所在地　益田市）

①　指定管理業務の内容

・有料公園施設及びこれに附属する設備・器具の利用許可に関する業務

・公園の維持管理に関する業務

②　指定期間　　平成２７年度～令和元年度

③　指定管理料　　４２，０７９千円（平成３０年度）

３　監査の結果

(1) 団体

ア　改善等を要する事項

指摘事項なし

⑵ 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

２３	団体名	（一財）島根県建築住宅センター	所管課	建築住宅課

1 団体の概要

⑴ 設立時期　　昭和４９年７月１３日

⑵ 設立目的

建築物に関する安全性の確保及び適正な維持管理を推進することにより、地域住民の生命、健康及び財産の保護を図るとともに、住宅に関する知識技術の啓発、普及等の住宅に関する各種の事業を実施し、県民の福祉の向上に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

⑴ 補助金

ア しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業費補助金

① 内容

安全で安心して生活できる良質な住宅ストックを形成するため、県内の既存住宅の所有者に、バリアフリー改修、子育てに資する改修又は部分的耐震改修に要する工事費の一部を助成する事業に要する経費を補助する。

② 補助金額　　１２７，２９０千円

イ 島根県木造住宅耐震改修等事業費補助金

① 内容

大規模地震発生時に予想される木造住宅の倒壊の抑制を図るため、既存木造住宅の耐震改修促進のための普及啓発事業に要する経費を補助する。

② 補助金額　　１，８００千円

3 監査の結果

⑴ 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

⑵ 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

２４	団体名	北陽ビル管理（株）	所管課	社会教育課

1 団体の概要

⑴ 設立時期　　昭和４４年４月１９日

⑵ 主な事業内容

建築物等の清掃衛生管理業務・警備保安業務、公共施設等の設備運転管理業務・保守管理業務、その他

2 監査対象とした財政的援助等の概要

⑴ 公の施設の指定管理

ア 青少年の家（サン・レイク）（所在地　出雲市）

① 指定管理業務の内容

・施設及び設備の使用料の徴収に関する業務

・施設及び設備の維持管理に関する業務

・施設及び設備を利用する者への食事の提供に関する業務

② **指定期間**　　平成２７年度～令和元年度

③ **指定管理料**　　７５，２００千円（平成３０年度）

３　監査の結果

(1) 団体

ア　改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア　改善等を要する事項

指摘事項なし

島根県監査委員公表第２号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第５項の規定に基づき、令和２年３月16日に包括外部監査人利弘健氏から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第３項の規定により次のとおり公表する。

令和２年３月27日

島根県監査委員　須　山　　隆
同　　山　根　成　二
同　　大　國　羊　一
同　　後　藤　　勇

第１章　外部監査の概要

第１　外部監査の種類

地方自治法第252条の37第１項に基づく包括外部監査

第２　監査の対象とした特定の事件

公の施設の管理・運営並びに今後の活用について

第３　対象部署

主に公の施設を所管する部署であるが、必要に応じて関係部署を対象に追加した。

第４　対象期間

平成30年度（平成30年４月１日から平成31年３月31日）。ただし、必要に応じて過年度に遡及するとともに、令和元年度以降の見込みも参考にした。

第５　特定の事件を選定した理由

島根県は全国に先駆けて少子高齢化が進み、人口減少に歯止めがかからず、県財政も依然として厳しい状況が続いている。一方で、県が保有する財産の延べ面積は約180万㎡にのぼり、県民一人当たりの公共施設延べ面積は全国で最も大きい状況にある。このため、今後の県民負担を考慮した施設総量の見直しが急務の課題となっているが、県民の公共サービスに対するニーズは益々多様化・高度化しており、県はその施設管理において、難しい舵取りを迫られている。

このような状況のなか、県は平成26年４月に「島根県県有財産利活用方針」を定め、同10月には「島根県県有財産利活用推進計画」を策定し、県有財産の有効活用、施設の長寿命化、保有財産の適正化を柱として具体的な目標値を定め、それに基づいて様々な取組みを実行した。そして平成30年４月には、当該取組みと目標値の達成状況を総括した上で「第２次島根県県有財産利活用推進計画」を策定し、新たな目標値を掲げている。

また平成27年９月には、老朽化が進む公共施設等に要する維持管理費の負担軽減のため「島根県公共施設等総合管理基本方針」を定め、翌年５月に「島根県公共施設総合管理計画」を10年計画として取り纏めている。

これらの計画に基づいて、取組みを進めた結果、

①全庁的な視点での、部局にとらわれない施設間（特に県が執務スペース等として専有・使用している資産）の利用調整とスペースの集約等による県有財産の有効活用

②施設管理業務を専門業者へ委託して一元的に管理する手法の導入や、修繕工事の一元的な執行管理による計画的な保全の実施による施設の長寿命化

③売却手法の工夫と財産の売却窓口を管財課に一本化することにより、不用財産の処分等の推進による保有財産の適正化

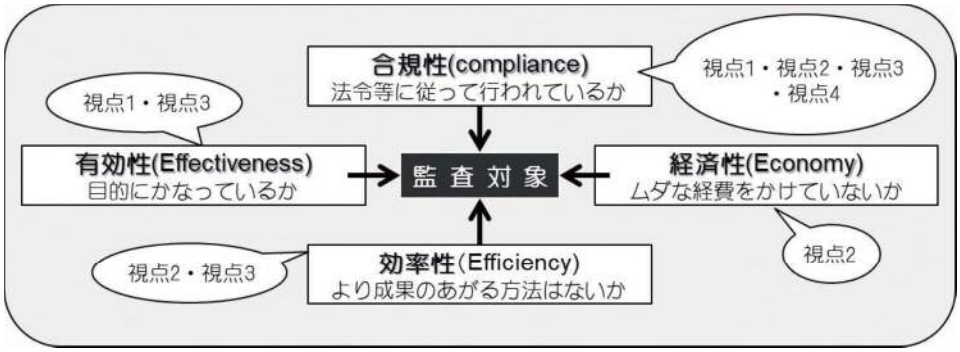
等に一定の効果が得られたが、現時点では、県が専有・使用する資産以外の資産管理においては県有財産の利活用が充分に図られているといえる状況ではない。また、物理的な資産活用の有効化・効率化や計画的修繕の可視化等には有効であった一方、資産活用による県民の便益や利用度、ソフト面の役割や価値・活用度合い、その施設が存在することによる収支（財政負担）への影響等については十分に勘案・検討されていない。県が専有・使用する資産以外の資産については、県民が広く利用することが想定されるため、そこまで考慮しなければ各施設の抜本的な改廃まで含めて言及することは難しい。それ以前に、現状を正しく理解できなければ、存続に向けて財政的に「自立」するために本腰を入れて取り組むことができない。

これらの現状を鑑み、有料の誘客施設である「公の施設」（指定管理者により管理されている施設等）の管理・運営状況について、上記の視点により検証し、今後の資産活用について検討することは意義深いと考えた。

第６　監査の着眼点（監査の要点）と監査の手続

１．着眼点の総括

監査の着眼点について総括すると以下のとおりとなる。



視点１：施設のKPI管理について

監査対象とした施設の設置根拠となる条例等における設置目的は合理的に特定されているか、また、当該施設の設置目的に対する達成度を評価するためのKPIは合理的に設定・運用されているか、を視点として監査を行った。なお、施設の概要や根拠法令、管理運営状況や使用料の収納体制等について網羅的に把握するため、監査対象とした全ての公の施設の所管課に対し「事前アンケート」を実施した。

実施した監査手続

- ●条例、条例施行規則等を分析し、設置目的を確認する。
- ●事務事業評価、その他の資料、ヒアリングにより、当該施設に係るKPIの設定状況と実績値との比較分析の状況、今後の取り組み方針へのフィードバックの状況を確認する。

視点２：施設の収支状況について

施設単位ごとの行政コスト計算書により現状の収支状況と受益者負担率を把握し、収支面で適切に各施設の運用が為されているか、といった視点により監査を行った。

実施した監査手続

- ●施設単位ごとの行政コスト計算書を作成し（「公の施設のバランスシート、行政コスト計算書（総務部財政課）」が作成されている場合には、その合理性を確認して使用）、施設単位の収支状況の現状を把握する。
- ●「事前アンケート」結果を基礎に利用料決定時の根拠等を質問し、関係書類を査閲して算定根拠の合理性を確認する。また、各施設の利用料と他の類似施設の利用料等を比較し、合理性を検討する。
- ●各施設の「あるべき受益者負担率（受益者負担率Should be値）」を特定し、各施設の現状の受益者負担率と比較・検討する。「受益者負担率Should be値」の考え方については当報告書において力点を置いた。下記２．を参照されたい。

視点３：施設設置の合理性、今後の修繕計画について

各施設により提供されている公共サービスの内容の合理性、県が設置主体となることの合理性、当施設の継続の必要性の有無、等の視点により監査を行った。また、修繕計画等の合理性について「島根県県有財産利活用方針」に準拠した運用が為されているか、という視点により監査を行った。

実施した監査手続

- ●施設が設置された経緯、根拠法令等を確認する。
- ●設置、規模の合理性について、他の類似施設の設置状況や他県との比較等により確認する。また、今後の長期修繕計画（推計値）を考慮した場合の施設改廃・統合等の必要性について検討する。
- ●「維持保全計画優先度得点表（総務部管財課）」を査閲し、優先度を加味した修繕計画が合理的に立案され、運用されているかを確認する（現地確認含む）。

視点４：管理・運営方法について

採用した管理形態の合理性（直営か指定管理か、指定管理の場合には公募か非公募か）、施設の日常的管理・運営は合理的に為されているか、という視点により監査を行った。

実施した監査手続

- ●指定管理制度を導入している場合、導入前後のコストを含めた効率的な運用が実現できているか、について検証する。
- ●指定管理者を公募している場合、「指定管理制度運用に係る共通ガイドライン（島根県総務部人事課・財政課 平成16年９月21日制定 令和元年５月16日最終改正）」に準拠して適切に事務が為されているか、また、当該手続が公募の趣旨に合うよう運用されているか、について検証する。
- ●日常的管理・運営について、次の点について所管課、現場（指定管理者）の両面から証憑査閲、質問、現物確認等により確認する。なお、監査対象となる公の施設については、現地調査を行う。
  - ✓現金管理の状況
  - ✓減免・免除申請事務の状況
  - ✓物品管理事務の状況
  - ✓人的管理・委託管理の状況
  - ✓施設管理の状況
  - ✓報告事務（基本協定書に基づく業務報告、事業報告）

本監査は試査により行われているため、本監査における指摘事項や意見等が監査対象のすべてについて当てはまるものではないことに留意されたい。

２．本報告書における「受益者負担率Should be値」について

本章「第５　特定の事件を選定した理由」において、「島根県県有財産利活用方針」は、県が専有・使用する資産以外の資産管理への効果はまだ得られていないことを指摘した。即ち、公の施設の利活用方針を検討するにあたって次の事項についての検討が不十分又は検討されていないと考えている。

- ●資産活用による県民の便益や利用度、ソフト面の役割や価値・活用度合い、その施設が存在することによる収支（財政負担）を高めるための取り組みについて
- ●当該取り組みによっても効果を得られない場合の代替手段の検討

●他の類似施設（ベンチマーク）の情報収集、比較検討
●代替手段或いは施設の廃止・転換等を意思決定するまでの期限や尺度等

本報告書ではこの点に着目し、現在の達成度を測る「ものさし」として「受益者負担率」を採用し、その上で、「あるべき受益者負担率（目標値）」として「受益者負担率Should be値」を施設ごとに特定し、検討のベースとした。そして、本監査において各施設の「受益者負担率Should be値」を特定するにあたっては、概ね次の２項目に分けて検討した。

①必需性（必需的 ⇔ 選択的）

大半の県民が必要とする施設は公費の負担割合を高く設定する一方、個人的な価値観に応じて選択的に利用する施設は利用者の負担割合（受益者負担率）を高く設定した。

＜必需性による分類＞

Ⅳ 選択的	Ⅲ やや選択的	Ⅱ やや必需的	Ⅰ 必需的
・日常生活や余暇をより快適で充実したものにするために、個人の価値観に応じて、選択的に利用する施設		・日常生活を営む上で必要となる生活水準を確保するために利用する施設	
・個人が趣味やレクリエーションの場として利用する施設		・広く県民に必要とされる施設	
・人によって必要性が異なるサービス		・社会的弱者等を支援するための施設	



②公共性（公共的 ⇔ 市場的）

同様の施設やサービスの提供が民間では困難な施設は、行政が関与する必要性が高いと考えられるため、利用者の負担割合（受益者負担率）を低く設定する一方、民間でも提供が可能な施設は利用料が低いと民間事業者の参入機会を損なう畏れがあるため、利用者の負担割合（受益者負担率）を高く設定した。

＜公共性による分類＞

A	公共的	・民間による提供が困難な施設 ・民間に同種・類似の設備やサービスが（ほとんど）なく、行政が提供すべきサービス
B	やや 公共的	
C	やや 市場的	・民間による提供が可能な施設 ・民間に同種・類似の設備やサービスが（概ね）提供される施設が存在する ・民間において広く設置されているサービス
D	市場的	



上記の２項目について、①必需性を横軸に、②公共性を縦軸に配置した「受益者負担率マトリクス」に各施設をプロットし、受益者負担率Should be値を決定している。

なお、受益者負担率は次の算式により計算される。

$$\text{受益者負担率} = \frac{\text{施設利用に係る収入}}{\text{当該施設の行政コスト}}$$

第７　監査の実施期間

平成31年４月から令和２年３月まで

第８　監査の体制

監査委員との協議を経て、下記の者を補助者とした。

古津　弘也　　（弁護士）
森脇　俊樹　　（公認会計士）
周藤　智之　　（公認会計士）
桑原　知佳　　（学識経験者）

第９　利害関係

監査の対象とした事件に関し、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第２章　外部監査の対象

第１　島根県の状況

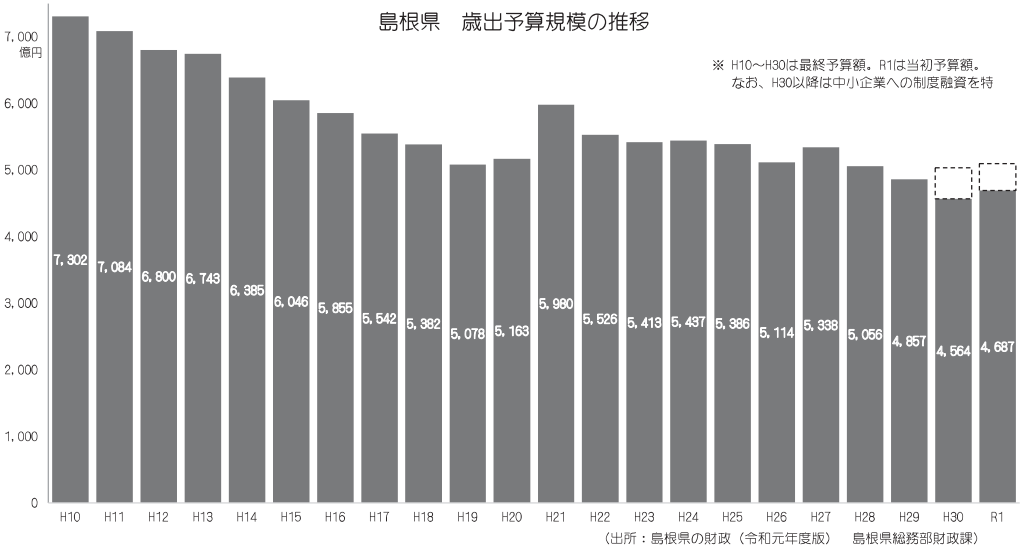
１．島根県の概要

島根県は「豊かな自然」「古き良き文化・歴史」「特色ある地域資源」「温かい地域社会」「勤勉な県民性」など、多くの長所を有している一方、「少子高齢化」「人口減少」「政府サービスや公共投資への依存度の高い産業構造」等の課題を抱えている。

島根県の行政をとりまく課題も多く、少子高齢化が進み、人口減少社会が現実となるなかで、県民のニーズは益々多様化、高度化する一方、県財政は依然として厳しい状況が続き、さらに財政健全化の取り組みを進める必要がある。

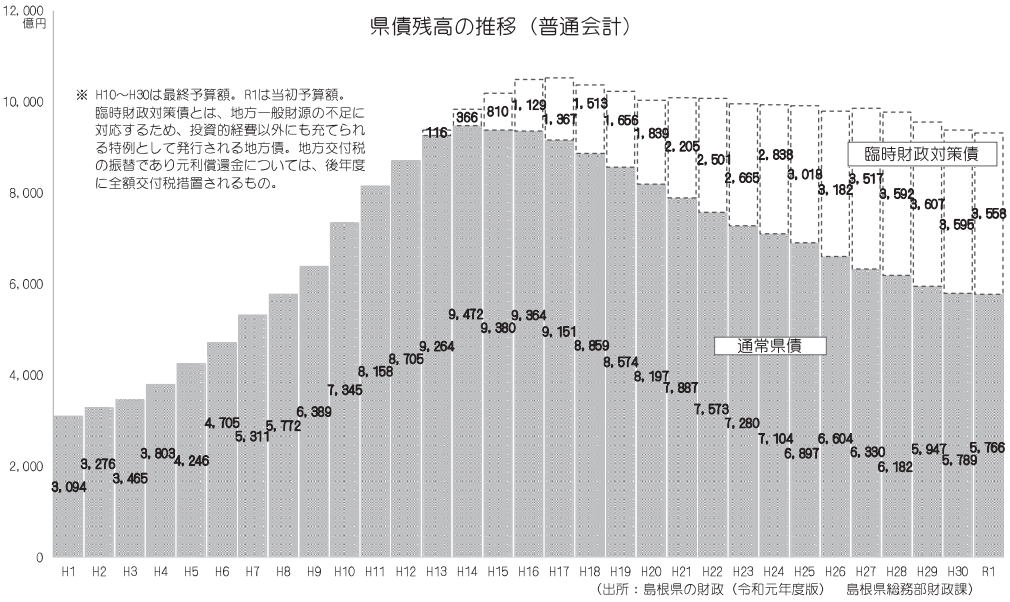
２．島根県の財政状況

「県の収入と支出」といえる島根県の歳入歳出規模は、平成19年度までは減少傾向にあり、近年は概ね同水準で推移している。平成30年度以降は、中小企業への制度融資の予算を特別会計に移したため、4,600億円規模になっている。



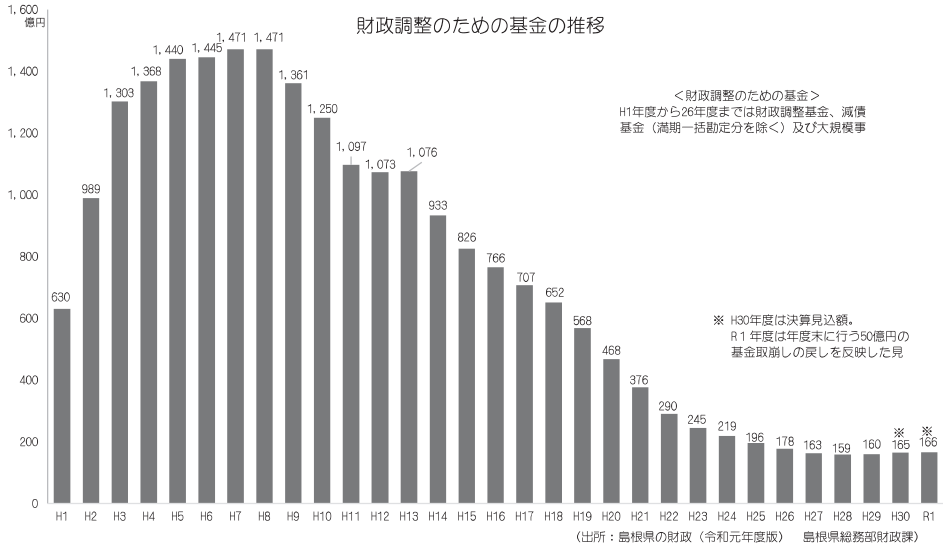
令和元年度の当初予算における歳入の内訳は、自主財源が３割程度であるのに対し国から交付される地方交付税などの依存財源が７割程度であり、国の地方財源対策の動向に大きな影響を受ける財源構造となっている。また、歳出を義務・任意性で区分した場合、職員給与費、公債費、扶助費などの義務的経費が83.8%を占めている一方、任意性の高い経費はわずか16.2%しかなく、自由度の高い予算配分が難しい状況にあるといえる。平成29年度普通会計決算ベースにより他の都道府県と比較した場合、歳出総額は459,699百万円（全国平均957,941百万円）で第39位であるが、１人あたりの歳出総額は665千円（全国平均353千円）で第３位となっている。また１人あたりの地方交付税は265千円（全国平均68千円）で第１位である。

次に、「県の借金」といえる県債残高の推移をみると、通常県債は徐々に減少しているが、その分臨時財政対策債が増加しており、合計ベースによる県債残高はほぼ横這いのまま10年以上が経過している。臨時財政対策債の償還費等は地方交付税から全額措置されるとはいえ、厳しい状況は続いている。



なお、平成29年度普通会計決算ベースにより他の都道府県と比較した場合、地方債残高は955,381百万円（全国平均1,871,702百万円）で第38位であるが、１人当たり地方債残高は1,382千円（全国平均689千円）で第１位となっている。

また、「県の貯金」といえる基金のうち、収支不足の補てんなどの財政調整のための基金の推移をみると、収支不足の補てんなどにより、平成８年度以降急速に残高が減少しており、平成８年度には1,471億円あった財政調整基金残高が平成28年度には159億円にまで減少している。約20年間で貯金の９割が費消されたことになるが、ここ５年に限っては基金残高を費消することなく維持している。



３．島根県の人口

島根県の人口は、昭和30年（1955年）の929千人をピークとして減少傾向となり、平成26年（2014年）の推計人口は700千人を下回った。令和元年10月現在の人口は673千人で第46位となっており、将来の人口推計によると今後も人口の減少傾向は継続し、令和25年（2045年）には528千人となることが予測されている。

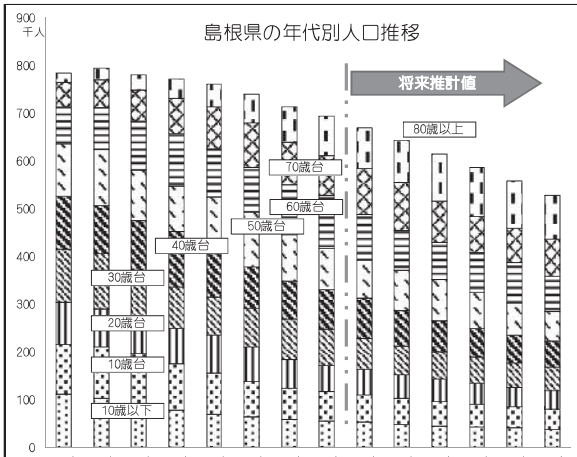
一方、人口構成については、今後はこれまでとは異なった動きになることが予測されている。

2015年を100とした場合の年齢構成別の対比をみると、1980年との比較では世代別で減少率は異なっていた（例えば10歳未満が202→100 △50%、50歳代が129→100 △23%）。ところが2045年との対比では、70歳以上の人口がこの間殆ど変わらない一方で、60歳代以下の人口構成比はほぼ同じ率（67%～71%）で減少する。

即ち、これまでの35年の動きと、これからの30年の動きは次の点において違いがある。

- 人口の減少率が従来の倍のスピード（△11.5% → △24%）
- 従来は70歳代以上の人口は増加していたが、今後は70歳代以上の人口は横這い
- 従来は年代別に異なる比率で人口が減少していたが、今後は、70歳代以上を除き同じ比率（概ね△30%）で減少する

従来は若年層の人口減少は顕著であった一方、労働人口の減少率はそこまで高くはなかったのに対し、今後は同じ比率で同じように減少する社会がくる。即ち、島根県は今後「そのまま」人口が減少する時代を生きることになる。



人口	1980年	2015年	2045年
10歳未満	112, 741	55, 835	38, 291
10歳代	103, 266	62, 206	41, 966
20歳代	89, 004	54, 813	39, 073
30歳代	110, 572	74, 541	48, 455
40歳代	110, 382	83, 639	55, 872
50歳代	109, 906	85, 416	60, 745
60歳代	78, 035	111, 663	75, 337
70歳代	50, 717	83, 111	77, 029
80歳以上	20, 104	83, 128	92, 220
計	784, 727	694, 352	528, 988

＜2015年を100とした場合の対比＞

対比	1980年	2015年	2045年
10歳未満	202	100	69
10歳代	166	100	67
20歳代	162	100	71
30歳代	148	100	65
40歳代	132	100	67
50歳代	129	100	71
60歳代	70	100	67
70歳代	61	100	93
80歳以上	24	100	111
計	113	100	76

（出所：島根県統計データベース、国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」）

４．県有財産利活用に対する取り組み

(1) 島根県県有財産利活用方針

島根県は平成26年４月に「島根県県有財産利活用方針」を定め、同10月には「島根県県有財産利活用推進計画」を策定し、県有財産の有効活用、施設の長寿命化、保有財産の適正化を柱として具体的な目標値を定め、それに基づいて様々な取組みを実行した。なお、「島根県県有財産利活用方針」の概要は次のとおりである。

島根県県有財産利活用方針の概要

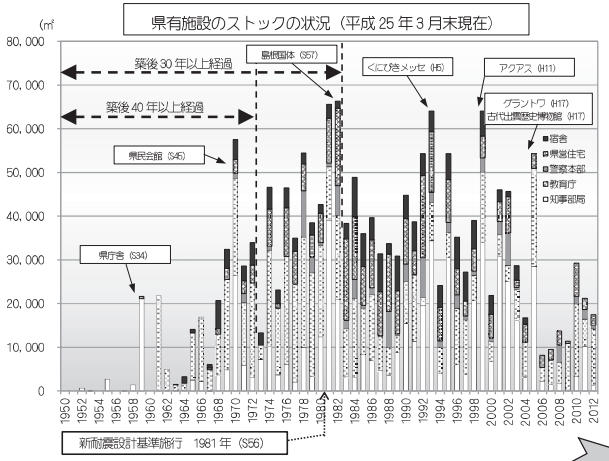
目的

県有財産の利活用に関する基本的な考え方や具体的な取組方策を定め、全庁的な共通認識のもとで調整を行い、施設の共同利用等による集約化、施設の計画的な保全、不用財産の売却等を進めることにより、県有財産の有効な利活用を推進する。

【対象】全ての建築物及び付属設備並びに土地
（社会資本に係る財産、県営住宅、企業会計財産を除く。（職員宿舎は対象に含む））

現状と課題

県有施設のストックの状況（平成 25 年３月末現在）



推進体制

「県有財産有効活用推進委員会」

○方針、指針、実施計画の作成
○財産の処分、集約・転用の計画などについて協議、調整
○取り組みの進捗管理

総務部管財課
財産活用推進室

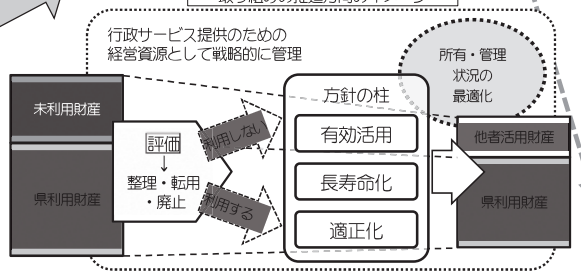
取り組みの推進方向

(1)県有財産の有効活用
○余裕スペースを創出、利用者満足度の向上
○施設を全庁的な視点で共同化、集約化
○低・未利用財産を利活用して財源確保

(2)施設の長寿命化
○耐震化や省エネルギー化などの長寿命化
○優先度判定により、必要な経費を平準化
○「事後保全」から「予防保全」へ転換

(3)保有財産の適正化
○将来の利用見込みを長期的な視点から調査・検証
○利用が見込めない施設の統廃合、転用、廃止を検討
○不用財産を多様な手法で売却

取り組みの推進方向のイメージ



具体的な取り組み

財政負担軽減効果、緊急性が高いものから順次着手。

（１）調査・点検、評価の実施

①定期的な調査・点検	管理・利用状況を定期に調査・点検。結果を全部局で共有。
②施設保有コストの予測	施設情報を一元管理。施設管理者と共有。ライフサイクルコストから財政負担を予測。
③施設評価	今後の方針決定のために定量的な評価手法を検討し、導入。整理・転用・廃止の検討。

（２）空間利用の最適化

①執務スペースの最適化	規模・配置などを標準化。共有スペースを集約。
②余裕スペースの有効活用	事務室の借上げ解消。民間事業者等への貸付。
③貸付料の見直し	料金、減免基準等を再確認、見直し。入札による自動販売機の設置。

（３）適切な維持保全の実施

①長期的な性能の確保	耐震や省エネルギー等の性能を確保。施設長寿命化指針を作成。
②計画的な保全措置	維持保全計画、長期保全計画を作成。長寿命化工事の優先度判定を実施。
③維持管理業務の最適化	仕様書や積算基準を統一、共通業務を一元化。保全業務のサポート体制を整備。

（４）不用財産の売却促進

①阻害要因の除去	既存建物等の売却の阻害要因を除去。
②積極的な情報提供と財産データベースの活用	不動産情報誌等への広告掲載。立地条件等の情報を備えたデータベースを整備。
③宅地建物取引業者との連携	入札不調財産は、宅地建物取引業者に媒介業務を委託。

（５）専門団体との連携

財産のマネジメントや取引、維持管理に関係する事業者団体等と連携。

（出所：総務部管財課資料）

また、平成30年４月には、当該取組みと目標値の達成状況を総括した上で「第２次島根県県有財産利活用推進計画」を策定し、新たな目標値を掲げている。

(2) 県有財産の現状と課題

平成31年３月末現在、県が保有する財産は、土地の総面積が約3,719万㎡、施設の延べ面積が約180万５千㎡となっている。平成26年３月末に比べて、土地は約24万㎡減少し、施設は約10千㎡減少した。

県有財産の現況

所管部局等		土地面積（㎡）	施設延べ面積（㎡）
行政財産	総務部	185,266	112,746
	防災部	76,419	14,361
	地域振興部	503,763	25,633
	環境生活部	1,171,245	68,674
	健康福祉部	127,056	49,652
	農林水産部	18,416,629	79,844
	商工労働部	242,804	60,292
	土木部	6,305,086	459,917
	知事部局計	27,028,268	871,119
	教育委員会	4,791,697	647,456
	警察本部	357,500	97,674
	議会	0	2,274
	計　①	32,177,465	1,618,523
普通財産	職員宿舎	288,087	153,273
	その他	4,726,153	33,494
	計　②	5,014,240	186,767
合計　①＋②		37,191,705	1,805,290

平成19年度以降の施設延べ面積は、年度毎の違いはあるもののほぼ横這いで推移しているのに対し、県人口は毎年約５千人ずつ減少を続けているため、平成30年度時点の島根県の県民一人あたりの施設延べ面積は2.66㎡にまで増加している。

県有建築物延べ面積の推移

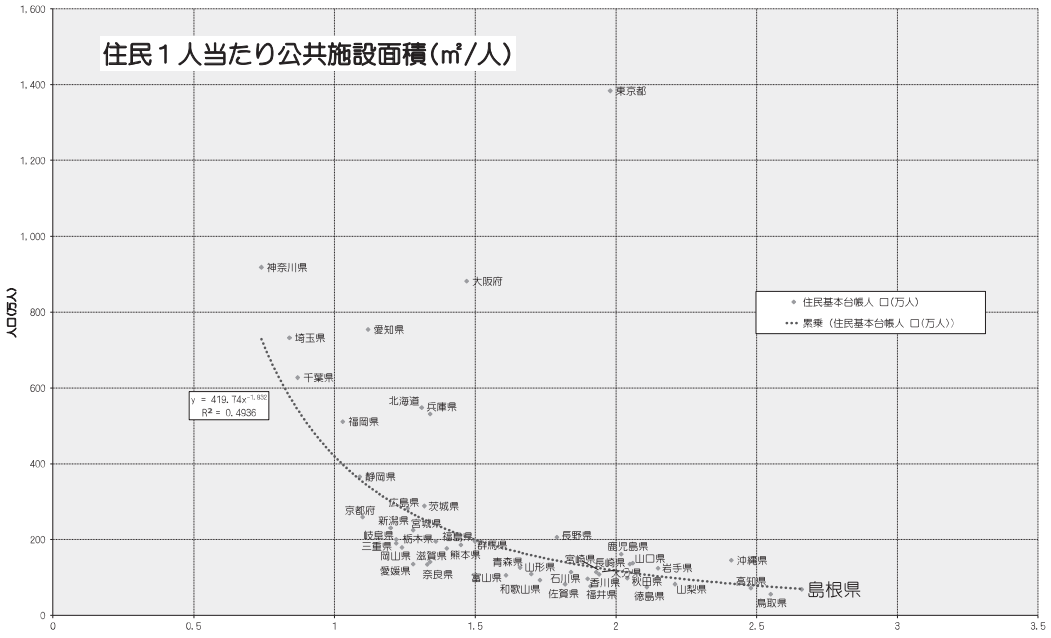
（単位：㎡）

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
本庁舎		41,489	41,489	41,489	41,489	41,489	41,489	41,489	41,401	41,684	41,749
その他の行政機関	警察施設	91,790	92,178	92,169	90,515	91,544	90,349	94,479	94,149	94,172	94,316
	その他の施設	234,033	235,636	235,083	232,533	231,612	230,227	231,591	236,408	233,942	233,870
公共用財産	学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公営住宅	360,036	367,751	366,755	366,398	366,799	366,728	368,426	365,752	368,138	367,065
	公園	39,675	39,670	39,699	39,676	39,710	39,917	40,010	40,104	40,068	39,764
	その他の施設	200,814	202,834	196,569	194,875	196,816	196,913	194,953	190,274	190,122	189,975
	公共用財産（公営住宅を除く）	240,489	242,504	236,268	234,552	236,526	236,830	234,963	230,378	230,190	229,739
知事部局庁舎		516,012	519,630	512,840	508,574	509,627	508,546	508,043	508,187	505,816	505,359
宿舎	県宿舎	83,967	81,135	81,006	79,816	79,305	79,302	78,053	76,786	76,463	77,093
	警察宿舎	52,559	53,108	53,117	52,880	50,407	49,716	49,705	49,713	49,722	49,152
	教育宿舎	38,385	38,815	38,347	38,037	36,602	36,344	36,344	35,044	33,952	31,354
	中小企業労働者住宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	175,511	173,057	172,470	170,733	166,314	165,362	164,102	161,543	160,137	157,600
教育財産		635,245	638,155	630,926	634,792	630,851	630,006	640,588	645,319	645,847	647,456
普通財産		53,708	44,639	66,835	51,972	49,833	36,094	40,438	32,503	35,853	33,494
合計		1,832,302	1,835,410	1,841,995	1,822,984	1,814,969	1,797,084	1,816,075	1,807,453	1,809,962	1,805,290

県人口（b）（人）	720,112	717,397	712,336	707,074	702,237	697,015	694,352	689,817	684,668	679,626
県民１人あたりの県有施設面積（a/b）	2.54	2.56	2.59	2.58	2.58	2.58	2.62	2.62	2.64	2.66

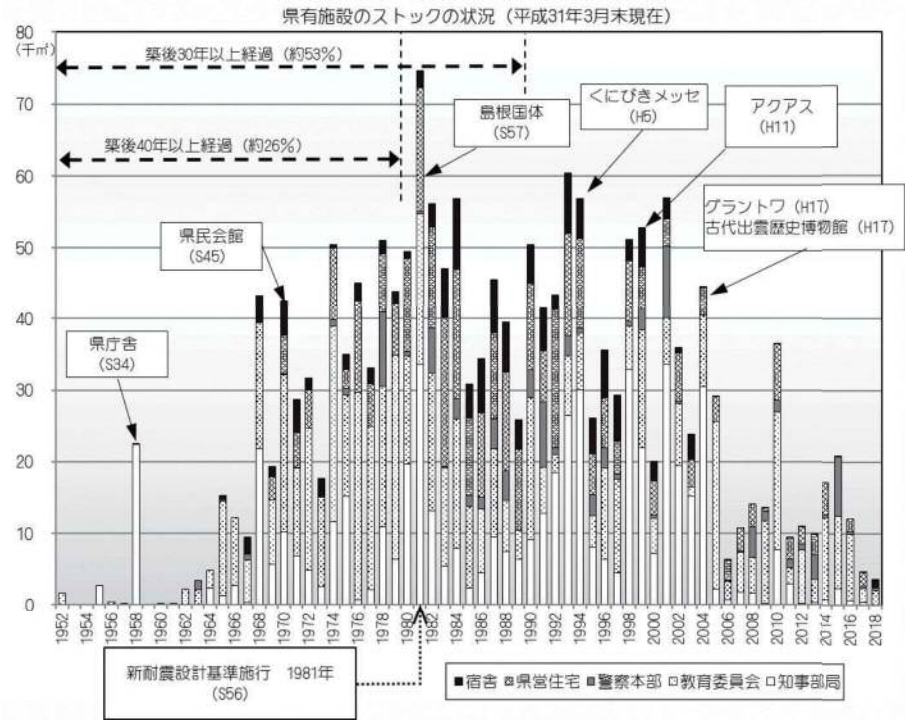
（出所：「歳入歳出決算審査意見書及び運用基金運用状況審査意見書」）

この結果、次のとおり県民１人あたりの施設延べ面積は全国で最も大きくなっており、今後の県民負担を考慮した施設総量の見直しが急務となっている。県は平成26年度以降、未利用地の売却を67件、売却金額にして2,556百万円実行しているが、大勢に影響を与えるほどの効果は得られていない。

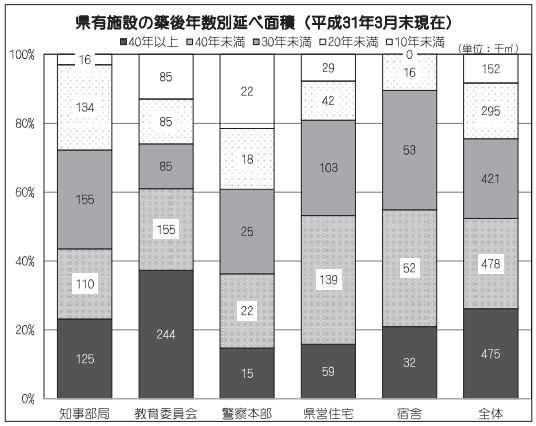


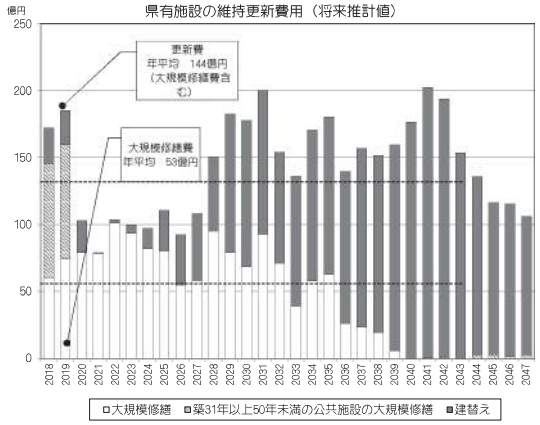
（出所：東洋大学PPP研究センターが平成24年1月に公表した「全国自治体公共施設延面積データ（平成22年3月末の数値）」を用いて管財課が作成）

また、施設の約半分が築後30年を経過しており、部材設備の劣化と社会的要求の変化に伴う施設機能の劣化が重なり、大規模な改修工事や建替えが必要な時期を迎えている。



これにより、県有施設について今後30年間に必要となる維持更新費用は4,320億円と推計され、この内、大規模修繕費は1,590億円、年平均で53億円となっている。





第２　公の施設の概要

１．公の施設の定義・運用形態

公の施設は、地方自治法第244条第１項に、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されている。また、「公の施設と公物管理に関する研究（中間報告-その２）内閣府 平成15年６月」において、公の施設の要件として次の５項目が挙げられている。

(1) 住民の利用に供するための施設であること…試験研究機関や庁舎は該当しない。

(2) 当該普通地方公共団体の住民の利用に供するための施設であること…県外の住民のみを対象とする施設は該当しない。

(3) 住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するための施設であること…競輪場や競馬場などの収益事業のための施設は該当しない。

(4) 普通地方公共団体が設ける施設であること…物的施設でないものは該当しない。

(5) 普通地方公共団体が設けるものであること…国等が設置するものは該当しない。

その他、公の施設には次の要件も付されている。

- 正当な理由なく住民が公の施設を利用することを拒むことはできない（地方自治法第244条第２項）
- 住民が公の施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしてはならない（地方自治法第244条第３項）
- 普通地方公共団体が公の施設を設置するためには、設置又は管理に関する事項を条例で定める必要がある（地方自治法第244条の２第１項）

公の施設の運営形態には、地方公共団体の直営による管理と指定管理者制度に基づく管理の２通りがある。指定管理者制度とは、平成15年度に地方自治法改正に伴って導入された制度であり、公の施設の管理や運営を行う民間事業者等を「指定管理者」として指定し、民間のノウハウを活用することにより「利用者の視点に立ったきめ細やかな施設運営など住民サービス・利便性の向上や、さらなる維持管理コストの縮減が期待される」制度であるとしている（島根県ホームページより）。

また、指定管理者制度には「公募」と「非公募」があり、県は「原則として公募による」と定めている（「指定管理者制度運用に係る共通ガイドライン」総務部人事課・財政課）。ただし、同ガイドラインでは「知事が特別の事情があると認める場合は、公募に拠らず候補者を選定（以下「非公募」という。）することができる」とされており、「特別の事情」について次のとおり規定している。

①次のいずれも満たす場合
●水生生物の飼育・展示に係る施設など、特殊な施設・設備の常時管理が必要で、かつ、施設の設置目的の達成のため、特殊な技能や高度の専門性を要する業務が不可欠であり、その継続性や知識の蓄積・活用が必要な施設
●現在管理している団体に引き続き管理運営を行わせることが適当と認められる場合
②施設の改修等により、施設の管理運営に多大な影響が見込まれ、現在管理している団体に引き続き管理運営を行わせることが適当と認められる場合
③その他緊急の対応が必要と認められる場合

また、「利用料金制度」について、次の条件を全て満たす場合には原則として導入することが定められている（「指定管理者制度運用に係る共通ガイドライン」総務部人事課・財政課）。

次の条件をすべて満たす施設は原則として導入する。
○施設の形態が、集客を目的とする施設、施設貸出しが主な目的である施設
○指定管理者の努力によって入館者の増、増収に繋がることが期待できる施設
○入館料・使用料が管理経費の一定割合以上（１～２割程度）見込める施設
※指定管理者が知事の承認を得て定めることができる利用料金の額は、既導入施設の例を踏まえ、「条例で定める基準額に0.8を乗じて得た額から1.2を乗じた額までの範囲内」とする。

さらに、メリットシステムの導入についても、次のとおり規定されている。

①導入対象施設は、利用料金制度を導入しない施設で、指定管理者の努力によって入館者の増、使用料の増収が可能な施設とする。
②各年度において収入目標額を10%上回った（下回った）場合には、その増（減）収分の１/２について当年度の委託費を増（減）額する。予算については２月補正において増（減）額する。

２．県の公の施設の収支状況

県は、公の施設の現状を県民に分かりやすく説明するとともに、施設の管理運営に携わる職員等のコスト意識の醸成や効率的・効果的な施設の管理運営の実施を目的として「公の施設のバランスシート、行政コスト計算書（総務部財政課）」を公表している。

①作成基準日：各年度末
②有形固定資産の数値は、次による。
●各年度の決算額等を基礎とする
●耐用年数は50年（庁舎等）
●定額法による減価償却
③県債は、借り入れ実績等を考慮した標準モデルにより年度末償還残高、利息を算出
●〔縁故資金〕償還10年（３年据置）、借入時の金利採用（５月）、元金均等方式で返済
※ただし、平成14年事業分→償還20年（３年据置）、平成15～17年事業分→償還30年（３年据置）、H18年事業以降分→償還20年（３年据置）
●〔政府資金〕償還20年（３年据置）、借入時の金利採用（５月）、元利均等方式で返済
④固定負債の退職給付引当金は、年度末に全職員が普通退職したと仮定した場合に必要となる退職総額を試算し計上
⑤行政コスト（人件費、運営費）の計上にあたっては、直接施設の管理・運営に係る経費を対象とし、施設の管理運営に携わる県の派遣職員の人件費や施設を直接活用した体験イベント等のソフト事業に係る経費はコストに算入する

本監査において対象とした施設のうち、上記の作成対象となっていない施設については監査人が独自に県と同様の計算方法（一部簡便計算に拠っている）により行政コスト計算書を作成した。

３．本監査における受益者負担率の考え方

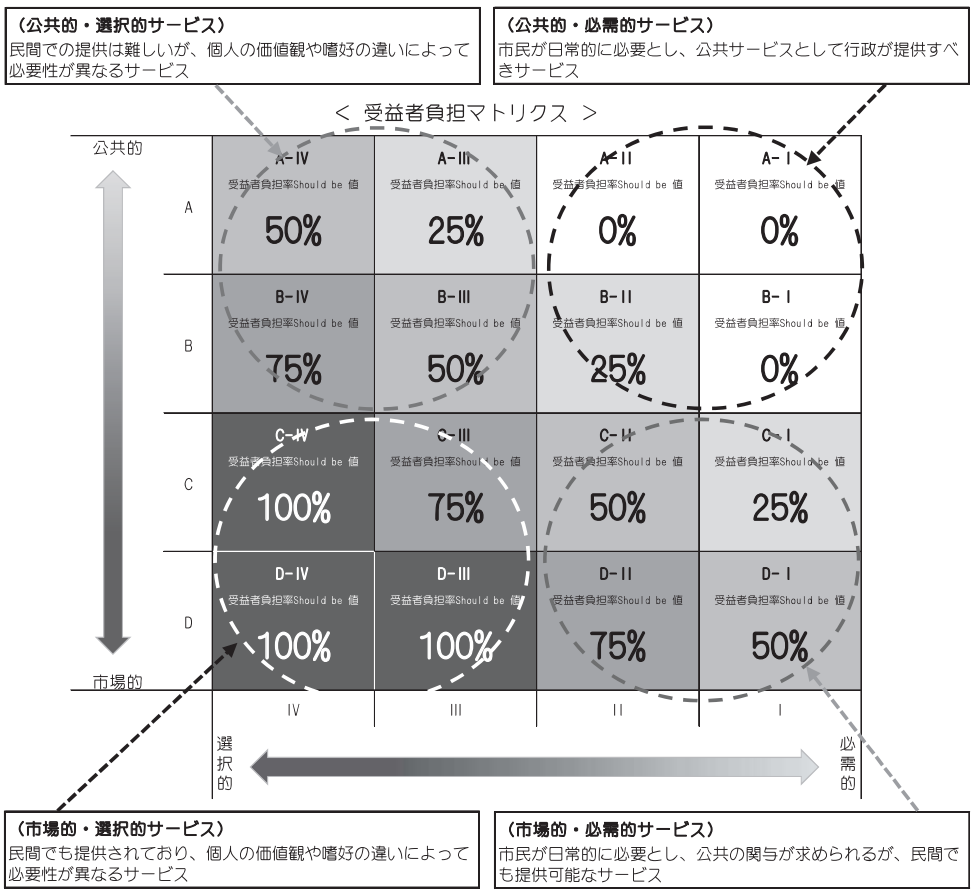
公の施設は、県民の日常生活に密着しているため県民の大半が利用するものもあれば、特定の県民のみが利用するものもある。また、民間での設置が困難な公共性の高いものもあれば民間でも類

似の施設を設置しているものもある。このように、公の施設は、施設によりその公共性の度合い、必需性の度合いが様々で、また施設の種類や提供するサービスも多岐に亘る。

これらの施設に要するコストを全て県の一般財源等により措置する場合、公共性が低い施設や必需性が低い施設については、それを利用しない県民も当該施設の運営コストを間接的に負担していることになるため、公平性に欠ける。また、有料で同様のサービスを提供している民間の事業者と競合するため、民業圧迫に繋がる可能性がある。さらに、例えば特定の者が無償をいいことに独占利用したり、減免制度や優先利用権を濫用する等、公の施設を通じた行政サービスの本来の趣旨とは異なる利用が為されるケースも生じ得る。

このため、公の施設の料金設定に当たり社会的な負担の公平性･公正性を確保し、かつ行政サービスの効率化と、利用者の過剰利用の抑制を図るためには、その施設で提供される行政サービスの性質に応じ、公の施設で生じる「相応の」費用負担を、使用料等を通じて受益者に求めることが望ましいといえる。

なお、本監査における「受益者負担率Should be値」の考え方については「第１章　第６　２．本報告書における「受益者負担率Should be値」について」に記載したとおりであり、「公共的⇔市場的」を縦軸に、「選択的⇔必需的」を横軸に配置した場合のマトリクス図内の各ボックスに割り当てた具体的な「受益者負担率Should be値」は次のとおりである（本監査限りの仮定値）。



上記においては施設単位で「受益者負担率Should be値」を設定しているが、本来は同一施設内の提供サービスの属性が異なる場合には当該サービスごとに受益者負担率Should be値を設定すべきである。また、実際のコスト計算や利用料のベースとすべき金額について、即ち「第１章　第６　２．本報告書における「受益者負担率Should be値」について」において示した受益者負担率の算式の分子及び分母の金額について、貸出面積や稼働時間等の違いや、設置コストである減価償却費

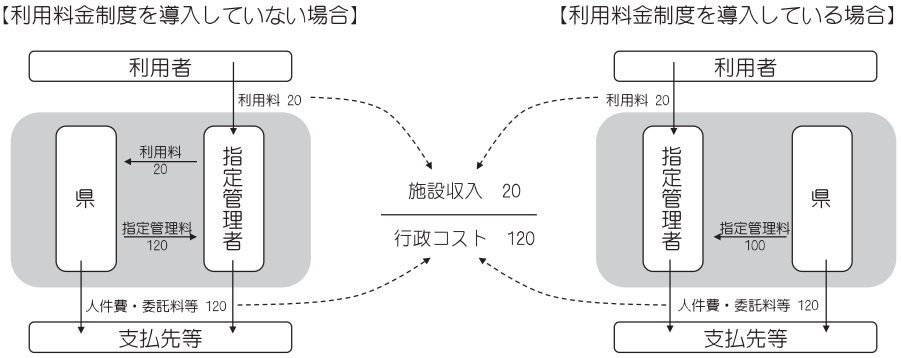
を対象とするかしないか、収入に含めるものと含めないものの区分や、目的外使用料の取扱い等について詳細に実態を検証して算出すべきであるが、本監査においては「利用料の算出に受益者負担率を勘案する」ことの重要性にフォーカスし、施設の主な機能（サービス）のみにより一律に公共性・必需性を仮定し、「受益者負担率Should be値」を設定することとした。

また、利用料金制度を導入している場合について、

①利用料金収入相当額を受益者負担率の計算式の分子、分母いずれにも含める方法

②利用料金収入相当額を受益者負担率の計算式の分母にのみ含める方法

の２通りの考え方があり、通常は、施設間の比較可能性の担保のため①を採用する。本監査においては、「施設単位の収支」に着目して計算しており、即ち指定管理者と県とを連結して計算しているため①の考え方に拠っているが（指定管理者が負担したコストを行政コストに算入し、指定管理料は相殺消去している）、指定管理者の利益相当額が含まれない分①よりも合理的と考え、当該計算方法を採用した（「公の施設のバランスシート、行政コスト計算書（総務部財政課）」も同様の考え方に拠っている）。



第３　監査対象

１．対象とした施設の抽出基準

県有資産のうち、地方自治法第244条第第１項に規定する「公の施設」に該当する施設を対象とし、追加的な要件として次の項目を設定した。

○ 平成30年度末時点で主要なサービスを「有料」で提供する施設であること。

２．対象施設

(1) 対象とした施設一覧

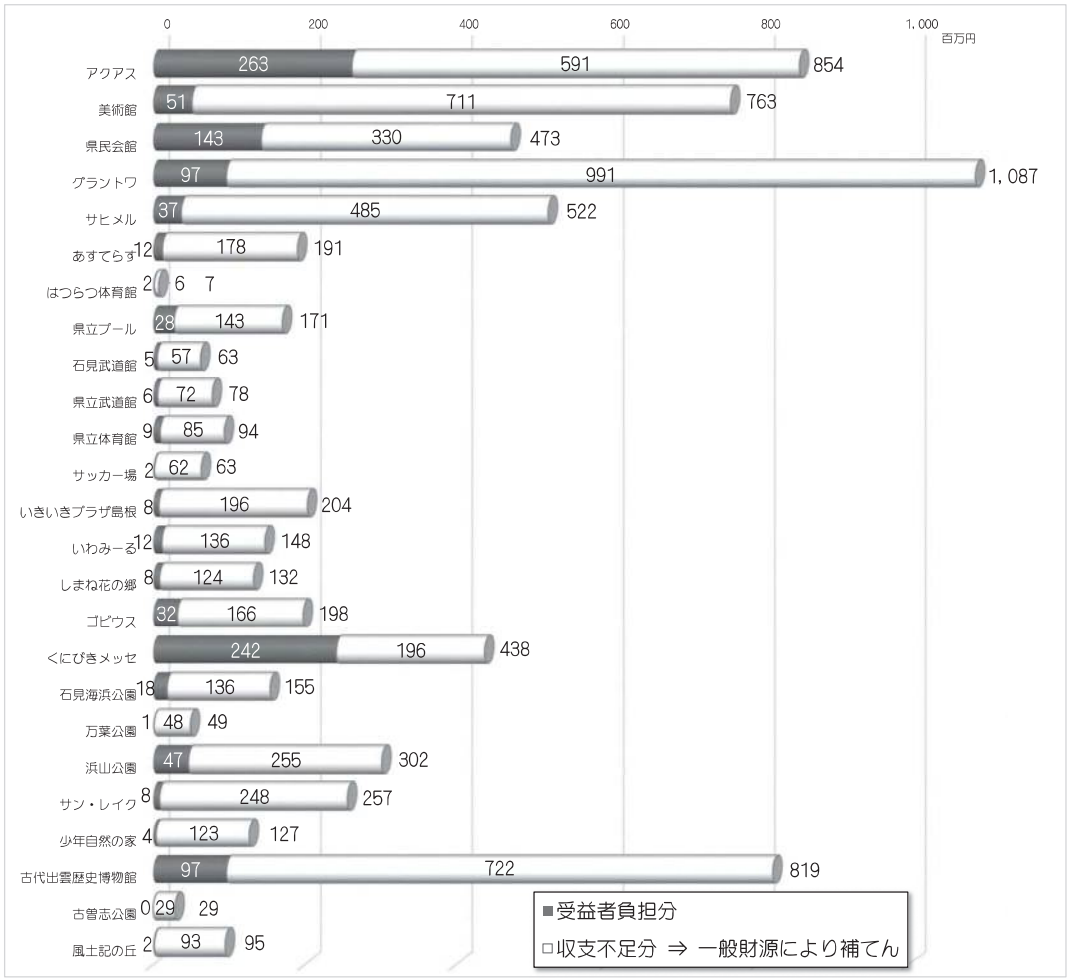
対象とした施設、所管課等は次のとおりである。

所管部	所管課	NO.	施設	俗称・略称
地域振興部	しまね暮らし推進課	1	島根県立しまね海洋館	アクアス
環境生活部	文化国際課	2	島根県立美術館	美術館
		3	島根県立島根県民会館	県民会館
		4	島根県芸術文化センター	グラントワ
	自然環境課	5	島根県立三瓶自然館	サヒメル
	環境生活総務課	6	島根県立男女共同参画センター	あすてらす
	スポーツ振興課	7	島根県立はつらつ体育館	はつらつ体育館
		8	島根県立水泳プール	県立プール
		9	島根県立石見武道館	石見武道館
		10	島根県立武道館・弓道場	県立武道館
		11	島根県立体育館	県立体育館
		12	島根県立サッカー場	サッカー場

健康福祉部	健康福祉総務課	13	島根県立東部総合福祉センター	いきいきプラザ島根
		14	島根県立西部総合福祉センター	いわみーる
農林水産部	農産園芸課	15	島根県花ふれあい公園	しまね花の郷
	水産課	16	島根県立宍道湖自然館	ゴビウス
商工労働部	商工政策課	17	島根県立産業交流会館	くにびきメッセ
土木部	都市計画課	18	島根県立石見海浜公園	石見海浜公園
		19	島根県立万葉公園	万葉公園
		20	島根県立浜山公園	浜山公園
教育庁	社会教育課	21	島根県立青少年の家	サン・レイク
		22	島根県立少年自然の家	少年自然の家
	文化財課	23	島根県立古代出雲歴史博物館	古代出雲歴史博物館
		24	島根県立古墳の丘古曽志公園	古曽志公園
		25	島根県立八雲立つ風土記の丘	風土記の丘

(2) 対象とした施設別の収支状況

対象とした施設別の収支状況（平成29年度）は次のとおりである。



第４　過年度の包括外部監査の結果に対する措置状況

本報告書において選定した事件と関連する過年度の包括外部監査は、平成25年度の包括外部監査「県使用固定資産（賃借不動産を含む）の管理・活用方法について」のみが該当する。

ただし、当該監査において対象となった資産は、主に県が専用・使用する財産であり、公の施設と

して対象となったものは産業技術センターと空港群のみであった。これらは、いずれも有料の施設ではないため、本監査の対象とはしていない。また、平成26年度の包括外部監査において過去の包括外部監査の措置状況がテーマとされているが、平成25年度の包括外部監査の結果は平成26年度の包括外部監査において対象とされた期間には含まれていない。

このため、過年度の包括外部監査の結果に対する措置状況として検討する対象はない。

第３章　外部監査における発見事項の要約

発見した監査上の発見事項の要約は次のとおりであり、「第１ 施設共通・横断的な事項に係る発見事項」、「第２ 視点１、視点３、視点４係る発見事項」及び「第３ 視点２（受益者負担率に関する検証）に係る発見事項」に区分して記載している。また、発見事項は、下記のとおり属性を区分して記載している。

属性区分	内容
「指摘事項」	違法行為又は不当行為※と認められることから是正・改善を求めるもの。
「意　見」	指摘事項には該当しないが、検討を求めるもの。

※ 違法行為又は不当行為

＜違法行為＞

- ●法令、条例、規則、要綱等（以下「法令等」という。）に形式的な違反がある場合
- ●法令等に実質的な違反がある場合
  - ✓裁量権の逸脱あるいは濫用
  - ✓行為の程度が法令等の予定している程度を超えている場合で、客観的にみて社会通念上、著しく適切を欠いた場合

＜不当行為＞

- ●法定等の形式的な違反はなく、実質的にも違反とはいえないが、次のような場合
  - ✓行為の目的が、その法令等の予定するものとは別のものである
  - ✓法令等の運用の仕方が不十分である、あるいは不適切である
  - ✓社会通念上、適切でない

第１　施設共通・横断的な発見事項

第４章において、各施設別の発見事項等について記載するが、各施設に共通した、または横断的な発見事項について記載する。

【共通-１＜指定管理料の支出負担行為に関する事項（指摘事項）＞】

所管課において、支出負担行為に関する事務執行関係の書類を見分したところ、指定管理料の支払いについて、殆どの場合、島根県会計規則第70条の６に定める検査調書が作成されていなかった。この点について各所管課では、概ね「指定管理者が提出する事業報告書について協定書に基づき確認をしている。また、指定管理料を概算払し、最終の支払いを含めた支払いの合計額が年度協定書で定めた指定管理料と一致する（いわゆるゼロ精算）ので、検査調書の作成は不要と認識している。」との理解であった。

この点、一方の基本協定書に定める事業報告書の提出とその確認は、指定管理者の業務の実施状況及び施設の管理状況をチェックする制度であるのに対し、他方の地方自治法第234条の２第１項、会計規則第70条の５で定める履行検査は県費の適正な支出をチェックする制度であることから、両者はその制度趣旨が異なり、事業報告書の確認のみでは県費の支出状況の適正性の確認ができないのでは、という懸念が生じる。即ち、県費の適正な支出をチェックする必要性は、確定払いか概算払かに関わらず必要であると考えられる。また、指定管理料の支払いについては、概算払といいながら、年度協定書で定められた指定管理料の金額を等分して分割払いし、その分割払いの合計額が当初の指定管理料の金額と一致しているために最終的に精算行為がない（いわゆるゼロ精算）例が多く、ゼロ精算であるから検査調書の作成が不要というのであれば、結局指定管理料の支払いについては検査調書の作成が不要とされているのと同じである。さらに、本来精算行為を必要とする修繕費を含めて“概算払いの変更”で処理されている例もあり、検査制度が簡単に免脱されてしまう畏れがある。

上記について、一部の所管課から指定管理料の精算確認方法について出納局審査指導課に問い合わせたことがあり、その際「指定管理者制度における履行確認」と題する文書を送付され、当該文

書により「指定管理料の支出負担行為には会計規則に規定する履行確認及び検査調書は適用されない」との指導を受けた、とのことであった。

このため、出納局審査指導課に対して当該事務についての見解を求めたところ、

(1) 会計規則第70条の５及び同第70条の６で求められる「履行検査」及び「検査調書」は、地方自治法第234条の２第１項で定める契約の適正な履行を確保するために必要な検査を具体化したものである。

(2) 指定管理制度は、公の施設の管理権限を指定管理者に委任するもので、条例の定めによる行政処分としての性格を持つとされている。

(3) (1)、(2) については、『逐条解説地方自治法（第８次改訂版）』の第244条の２の［解釈］第４項に「改正後の“指定管理者制度”は、従来の“管理の委託”の方式から、法律を根拠とする“管理権限の委任”の方式へと変更したものであり、既存の指定管理者制度においては行政権限の委任が行われていることを参考として、使用（利用）許可などの“行政処分”も含めて管理を行わせる制度とされているものである」との記載があり、同第５項に「指定管理者の指定は契約ではなく、公の施設を管理する権限自体は、指定という行為によって生じるものである。」との記載があることから判断した。

(4) したがって、指定管理者制度には、地方自治法第234条から第234条の３の契約に関する規定は適用されない。

(5) この解釈の是非について、島根県出納局が他県または国家機関に対して照会したことはない。

(6) 会計規則第70条の５で規定する「履行検査」及び第70条の６で規定する「検査調書」は、地方自治法の「契約」に関する規定を根拠に定められたものであることから、指定管理者制度における履行確認には適用されない。

(7) 地方自治法においては、指定管理者制度における履行確認についての規定は存在しない。しかし、契約に基づく支出と同様に公金の支出という性格を持っていることから、「事業報告書」に基づいて業務実施状況等を確認するなど、会計規則の定めによらない他の方法で履行確認をすることが必要である。

(8) 指定管理料の全額を概算払した場合に、会計規則第55条第１項による概算払の精算を要するかという点については、地方自治法第244条の２第７項が指定管理者に対し毎年度終了後に事業報告書の提出を義務づけていることが、会計規則第55条第４項の「他の規則その他の規程に特別の定めがある場合」に該当し、その事業報告書を確認することを以て履行確認をしているのであるから（その定めるところによっているのであるから）、会計規則第55条第１項による精算は不要である。

(9) なお、出納局としては、あくまで「指定管理料の全額を概算払した場合の検査調書の作成の要否」という問題に限って見解を述べたものであり、指定管理者制度において、公金の支出の適正をどのようにチェックすべきか、という指定管理者制度全体に関わる問題については見解を述べる立場にない。

との回答を得た。

この点、出納局の見解によれば、指定管理者制度は行政処分としての性格を持つため、地方自治法の契約に関する規定が適用されないとされる。しかし、出納局が根拠とする逐条解説の解釈第４項は、「指定管理者制度は法律を根拠とする管理権限の委任であるから、指定管理者も使用許可などの行政処分を行うことができる」とし、管理権限の委任によって指定管理者が行政処分を行うことができるとされているだけであり、指定管理料の支払いの根拠となる地方公共団体と指定管理者との協定が契約ではなく行政処分であるとしているわけではない。また、同解釈５項も「指定管理者の指定は契約ではなく、公の施設を管理する権限自体は、指定という行為によって生じるもので

ある。したがって、地方公共団体と指定管理者との関係は取引関係にはあたらず、本法上の兼業禁止の規定は適用されない。」とし、「指定」が行政処分であって契約ではないとしているだけであり、指定管理者となった後に地方公共団体との間で締結する協定が契約ではないとしているわけではない（ただし、兼業禁止規定が適用されない＝地方議員が役員を務める会社が指定管理者になることが許される＝契約や取引でないから議員のお手盛りの恐れがない、という理由だとすると、指定管理業務の遂行とそれに対する指定管理料の支払いの合意たる協定が契約ではないという考え方には一定の合理性がある）。

以上のことから、基本協定書及び年度協定書が指定管理者の実施すべき業務内容を定め、それに対して地方自治体が支払う指定管理料の金額を定めていることは、「協定」という名称であっても、双方当事者の権利と義務に関する合意としての「契約」と同じであり、指定管理者の指定が行政処分であるから、地方自治法の契約に関する規定が適用されないとの解釈は形式的に過ぎる。また、地方自治法第244条の２第７項が指定管理者に対し毎年度終了後に事業報告書の提出を義務づけていることが、会計規則第55条第４項の「他の規則その他の規程に特別の定めがある場合」に該当するから、会計規則による精算を要しないとの見解については、会計規則第55条第４項は、あくまで概算払の精算をすることは当然の前提として、その精算報告書等の提出後の手続きについて特別の定めがある場合について定めたものであると考えるべきである。従って、県は指定管理料について概算払いに拠っている場合、適切に精算処理を行うよう、事務処理の運用を改めることが求められる。

一方の基本協定書に定める事業報告書の提出とその確認は、指定管理者の業務の実施状況及び施設の管理状況をチェックする制度であるのに対し、他方の地方自治法第234条の２第１項、会計規則第70条の５で定める履行検査は県費の適正な支出をチェックする制度であることから、両者はその制度趣旨が異なる。このため、精算処理を行う場合には検査調書の作成も必要となると考えられ、県は事務処理の運用を改めることが求められる。

仮に指定管理者制度による協定が契約に該当しないとしても、公金を支出することには変わりがなく、当該協定に基づく履行状況が適正に為され、目的が達成されたのかを厳格に確認することは契約に基づくものと同様と考える。また、指定管理者制度が導入される前においては、委託により業務が遂行されることが通例であり、その場合には会計規則に基づいて履行確認が行われ、検査調書が作成されていたと推定される。従って、指定管理料の支払いには（ゼロ精算であっても）会計規則に基づく「履行確認」及び「検査調書」は必要であり、会計規則を準用若しくは改正すべきと考える。なおその際、地方自治法244条の２第７項と協定書が定める事業報告書の提出及び確認と、地方自治法第234条の２第１項と会計規則第70条の５が定める履行検査は、両方とも行わなければならないことを明らかにし、然るべき部局が各課に周知徹底する必要がある。

【共通-２＜行政財産の使用に関する事項（意見）＞】

監査の対象とした公の施設の使用料に関する減免の適用関係は「行政財産の使用料に関する条例（昭和39年３月24日 島根県条例第42号）」の規定に基づいて事務執行が為されている。

行政財産の使用料に関する条例（昭和39年3月24日　島根県条例第42号）
（使用料の減免）
第4条　知事は、次に掲げる場合においては、使用料を減免することができる。
第1項 他の地方公共団体その他公共団体又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第3条に規定する共済組合において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
第2項 行政財産の取得又は保存について費用を負担した者に対して使用させるとき。
第3項 知事が、公益上又は県の事務若しくは事業の遂行上使用料を減免する必要があると認めるとき。

上記第4条第3項に関連する具体的な使用料減免基準は「行政財産の使用料等の取扱について（平成6年3月31日　管財発第300号）」において以下のとおり定められている（別表５　使用料減免基準一部抜粋）。

条例根拠	区分	5割を超える減額又は免除のできる場合	5割以内の減額ができる場合
第4条3項	県の事務又は事業の遂行上必要な事業を行う団体が、その事務又は事業の用に供するために使用するとき	次のいずれかに該当する団体が使用するとき 1　団体職員（臨時・嘱託を除く）に占める県職員の割合が過半数である団体 2　本来県の行う事務又は事業の全部または一部を県に代わって行う団体 3　法令により義務的に設置され県の指揮監督を受ける団体 4　団体予算に占める県からの補助金等の割合、又は基本財産に占める県からの出資等の割合が5割以上である団体 5　財団法人島根県教職員互助会、財団法人島根県警察職員互助会、財団法人教職員互助会	次のいずれかに該当する団体で特に育成しなければならないものが使用するとき 1　団体予算に占める県からの補助金等の割合、又は基本財産に占める県からの出資等の割合が5割未満である団体 2　県の事務事業を補う事業、又は県の事務事業に相乗効果をもたらす事業を行う団体

対象とした施設のうち、指定管理者制度を採用している施設の指定管理者が県の各施設に現地事務所を設けて事業を行う場合、理論上全ての団体が上記別表５の「２　本来県の行う事務又は事業の全部または一部を県に代わって行う団体」に該当し、その事務所部分に関する行政財産使用料は全額免除されることになる。

この点、監査対象とした施設のうち、一部の施設について使用料の減免を受けていないケースがあった。このような指定管理者間の不平等を解消するために、県はあらためて指定管理に関する行政財産使用料の免除状況を網羅的に把握し、対応を検討されたい。

また、指定管理者の中には、指定管理者である法人自体の住所を県の施設に置き、指定管理業務に直接関係しない業務（団体全体の管理業務や指定管理業務に関連しない自主事業等）に使用しているケースがあり、この点についての事務も各施設で取扱いが異なっていた。この場合、減免規定に関する事務のバラつきの問題だけでなく、指定管理業務とは無関係の業務部分を含めて減免対象とすることの合理性の問題も生じる。即ち、指定管理者の、指定管理業務とは無関係の部分についても対象施設を使用し、かつ全額又は一部減免を受けている団体と、法人の管理部門を独自に他所に賃貸している団体とは平等な取り扱いを受けているとはいえない。

ついては、上記の

①バラツキの問題

②指定管理業務とは無関係の業務部門も減免の対象となっていることの可否

③②を可とした場合、法人の指定管理業務以外の部門（管理部門等）を他所に設けている団体と取り扱いが不平等になるのではないかという懸念

について、方針及び規定を整理し、適切に事務を執行されたい。

第２　視点１、視点３、視点４に係る発見事項

第４章において各施設別に記載している「視点１」「視点３」「視点４」に係る発見事項の要約は次のとおりである。

符号	施設名	視点-枝番	属性	発見事項	参照頁
1	アクアス	視点４-１	意　見	指定管理者を「非公募」により選定していることについて	35頁
		視点４-２	意　見	指定管理者の収支管理状況に対する査閲・確認手続が不十分である点について	36頁
		視点４-３	意　見	入館料の減免規定の運用状況に対する確認手続が不十分である点について	36頁
2	美術館	視点４-１	意　見	学芸部門を直営で運営することの合理性について	42頁
		視点４-２	意　見	指定管理者の選定における競争性の確保について	43頁
		視点４-３	指摘事項	物品証票の貼付義務（会計規則93条）違反について	44頁

符号	施設名	視点-枝番	属性	発見事項	参照頁
		視点４-４	意　見	定期的に物品管理台帳と現物の突合による確認が為されていない点について	44頁
				美術収蔵品が網羅的に把握されていない点について	
3	県民会館	視点３-１	意　見	施設の老朽化に伴い、利用者からの苦情・要望等の件数が急増している点について	51頁
		視点４-１	意　見	指定管理者の選定における競争性の確保について	52頁
		視点４-２	意　見	指定管理者の現金管理状況、収支管理状況に対する査閲・確認手続が不十分である点について	54頁
		視点４-３	意　見	使用料の減免規定の運用状況に対する確認手続が不十分である点について	54頁
		視点４-４	意　見	定期的に物品管理台帳と現物の突合による確認が為されていない点について	54頁
		視点４-５	意　見	貸出備品が破損した場合に指定管理者が購入した備品等に係る規定上の措置について	54頁
4	グラントワ	視点４-１	意　見	指定管理者の選定における競争性の確保について	62頁
		視点４-２	意　見	指定管理者の収支管理状況に対する査閲・確認手続が不十分である点について	64頁
		視点４-３	意　見	定期的に物品管理台帳と現物の突合による確認が為されていない点について	64頁
5	サヒメル	視点４-１	意　見	指定管理者の選定における競争性の確保について	71頁
6	あすてらす	視点１-１	意　見	施設評価のためのKPIの設定と分析について	75頁
		視点４-１	意　見	指定管理者の選定における競争性の確保について	79頁
		視点４-２	意　見	定期的に物品管理台帳と現物の突合による確認が為されていない点について	81頁
		視点４-３	指摘事項	使用不能品の処分規定（会計規則102条）違反について	81頁
		視点４-４	意　見	利用者の意見・要望を積極的に収集する努力の不足について	81頁
		視点４-５	意　見	指定管理者に対する行政財産の使用料に適用された減免の合理性について	81頁
7	はつらつ体育館	視点１-１	意　見	施設評価のためのKPIの設定と分析について	84頁
		視点４-１	意　見	他のスポーツ施設が一括発注されているのに対し、当施設のみが単独発注となっている合理性について	87頁
		視点４-２	意　見	指定管理者の収支管理状況に対する査閲・確認手続が不十分である点について	89頁
		視点４-３	意　見	運用上、一部の団体利用者に対する現金利用料を後納としている点について	89頁
		視点４-４	意　見	減免対象の団体利用者に対する確認手続の不足について	89頁
		視点４-５	指摘事項	物品証票の貼付義務（会計規則93条）違反について	89頁
8	県立プール	視点１-１	意　見	施設評価のためのKPIに対する評価・分析が不十分である点について	93頁
		視点１-２	意　見	設定されたKPIに対する目標値の設定が不合理である点について	93頁
		視点３-１	意　見	幼児用プール内遊具の腐食への対応不足について	96頁
		視点４-１	意　見	指定管理業務の一括発注の範囲の見直しについて	98頁
		視点４-２	指摘事項	使用不能品の処分規定（会計規則102条）違反について	99頁
9	石見武道館	視点１-１	意　見	施設評価のためのKPIに対する評価・分析が不十分である点について	102頁
		視点４-１	意　見	指定管理者の人員不足に対する指導・関与の不足について	106頁
10	県立武道館	視点１-１	意　見	施設評価のためのKPIに対する評価・分析が不十分である点について	109頁
11	県立体育館	視点１-１	意　見	施設評価のためのKPIに対する評価・分析が不十分である点について	116頁
		視点４-１	意　見	指定管理者の人員不足に対する指導・関与の不足について	121頁

第３章　外部監査における発見事項の要約

符号	施設名	視点-枝番	属性	発見事項	参照頁
12	サッカー場	視点１-１	意　見	施設評価のためのKPIに対する評価・分析が不十分である点について	124頁
		視点３-１	意　見	類似施設の設置状況をふまえた施設のあり方の検討について	127頁
		視点４-１	指摘事項	物品証票の貼付義務（会計規則93条）違反について	129頁
13	いきいきプラザ島根	視点１-１	意　見	施設評価のためのKPIの設定が不十分である点について	132頁
		視点４-１	意　見	一部団体の不適切な予約に対する対応不足について	137頁
		視点４-２	意　見	一部のテナント入居者に対する入居の合理性、行政財産の使用料に係る減免規定の適用可否について	137頁
14	いわみーる	視点１-１	意　見	施設評価のためのKPIの設定が不十分である点について	142頁
		視点４-１	意　見	指定管理者の選定における競争性の確保について	146頁
		視点４-２	意　見	定期的に物品管理台帳と現物の突合による確認が為されていない点について	147頁
		視点４-３	意　見	一部のテナント入居者に対する入居の合理性、行政財産の使用料に係る減免規定の適用可否について	147頁
15	しまね花の郷	視点３-１	意　見	隣接する市営誘客施設との連携協議について	154頁
		視点４-１	意　見	指定管理者の選定における競争性の確保について	156頁
		視点４-２	意　見	指定管理者の収支管理状況に対する査閲・確認手続が不十分である点について	157頁
		視点４-３	意　見	利用料の減免規定の運用状況に対する確認手続が不十分である点について	157頁
16	ゴビウス	視点４-１	意　見	非公募の理由としている「特別な事情」の要件について	164頁
		視点４-２	意　見	指定管理者の収支管理状況に対する査閲・確認手続が不十分である点について	165頁
		視点４-３	意　見	入館料の減免規定の運用状況に対する確認手続が不十分である点について	165頁
17	くにびきメッセ	視点４-１	意　見	指定管理者の選定における競争性の確保について	172頁
		視点４-２	意　見	指定管理者の収支管理状況に対する査閲・確認手続が不十分である点について	173頁
		視点４-３	意　見	指定管理者が実施した物品実査に対する確認手続の不足について	173頁
18	石見海浜公園	視点４-１	意　見	指定管理者の選定における競争性の確保について 単独応募となった場合に安定的な管理業務の運用を確保するための措置が不足している点について	180頁
		視点４-２	指摘事項	使用不能品の処分規定（会計規則102条）違反について	181頁
19	万葉公園	視点４-１	意　見	指定管理者の選定における競争性の確保について 単独応募となった場合に安定的な管理業務の運用を確保するための措置が不足している点について	188頁
20	浜山公園	視点３-１	意　見	少年野球場のスコアボード（電光掲示板）の機能不全への対応の遅延	198頁
		視点４-１	意　見	指定管理者の選定における競争性の確保について 単独応募となった場合に安定的な管理業務の運用を確保するための措置が不足している点について	199頁
		視点４-２	意　見	使用料の減免規定の運用状況に対する確認手続が不十分である点について	201頁
		視点４-３	意　見	定期的に物品管理台帳と現物の突合による確認が為されていない点について	201頁
		視点４-４	指摘事項	使用不能品の処分規定（会計規則102条）違反について	201頁
21	サン・レイク	視点１-１	意　見	施設評価のためのKPIの設定が不十分である点について	205頁
		視点３-１	意　見	今後のニーズ等をふまえた施設のあり方の抜本的な検討について	208頁
		視点４-１	意　見	指定管理者の選定における競争性の確保について	210頁

符号	施設名	視点-枝番	属性	発見事項	参照頁
		視点４-２	意　見	県の常駐職員の業務の一部を指定管理者に移管し、合理化・効率化する余地について	210頁
		視点４-３	意　見	指定管理者の収支管理状況に対する査閲・確認手続が不十分である点について	212頁
		視点４-４	意　見	利用料の減免規定の運用状況に対する確認手続が不十分である点について	212頁
		視点４-５	指摘事項	使用不能品の処分規定（会計規則102条）違反について	212頁
22	少年自然の家	視点１-１	意　見	施設評価のためのKPIの設定が不十分である点について	215頁
		視点３-１	意　見	今後のニーズ等をふまえた施設のあり方の抜本的な検討について	218頁
		視点３-２	意　見	旧本館、体育館の老朽化と安全性に対する問題に対する抜本的な検討について	219頁
		視点４-１	意　見	直営により運営していることの合理性について	219頁
		視点４-２	意　見	直営としながら、開所以来同一の先に管理補助業務を随意契約により委託していることの合理性について	219頁
		視点４-３	意　見	委託先の収支管理状況に対する査閲・確認手続が不十分である点について	221頁
		視点４-４	意　見	利用料の減免規定の運用状況に対する確認手続が不十分である点について	221頁
		視点４-５	指摘事項	使用不能品の処分規定（会計規則102条）違反について	221頁
23	古代出雲歴史博物館	視点４-１	意　見	県の常駐職員の業務の一部を指定管理者に移管し、合理化・効率化する余地について	227頁
		視点４-２	意　見	定期的に物品管理台帳と現物の突合による確認が為されていない点について	229頁
24	古曽志公園	視点１-１	意　見	施設評価のためのKPIの設定が不合理である点について	231頁
		視点３-１	意　見	管理運営上、現状の島根県文化財保護条例における島根県指定史跡とされていないことの合理性について	234頁
		視点３-２	意　見	稼働率の低い野外ステージに係る修繕経費の負担について	234頁
		視点４-１	意　見	指定管理者の計上した事務費等に、指定管理業務と直接関係しない費用が混入している点について	235頁
25	風土記の丘	視点１-１	意　見	施設評価のためのKPIの設定が不十分である点について	237頁
		視点４-１	意　見	指定管理者の選定における競争性の確保について	241頁
		視点４-２	意　見	指定管理者の収支管理状況に対する査閲・確認手続が不十分である点について	242頁
		視点４-３	意　見	入館料の減免規定の運用状況に対する確認手続が不十分である点について	242頁
		視点４-４	指摘事項	使用不能品の処分規定（会計規則102条）違反について	242頁

第３　視点２（受益者負担率に関する検証）に係る発見事項

第４章において各施設別に記載している「視点２」については、受益者負担率の考え方に基づく収支状況の改善の必要性自体は施設別の論点ではなく、施設横断的な論点であるといえる。ただし、本監査においては、各施設に受益者負担率の現状（過年度推移）や受益者負担率Should be値との乖離状況を示すのみならず、全ての施設について、施設特有の社会・経済環境の把握や施設ごとのベンチマーク分析、近隣の類似施設の有無等も含めて所管課、指定管理者と議論の上検討し、発見事項として記載している。このため、「視点２」の考え方の導入は施設共通の課題ではあるが、本章「第１　施設共通・横断的な発見事項」には含めていない。

なお、本監査における「受益者負担率Should be値」は、「利用料の算出に受益者負担率を勘案する」ことの重要性にフォーカスして、各施設の主な機能（サービス）のみにより一律に公共性・必需性を形式的に特定した「仮定」であり、当該数値によるべきとの「結論」ではないことを重ねて申し添える。

１．施設別の公共性・必需性分類と受益者負担率の状況

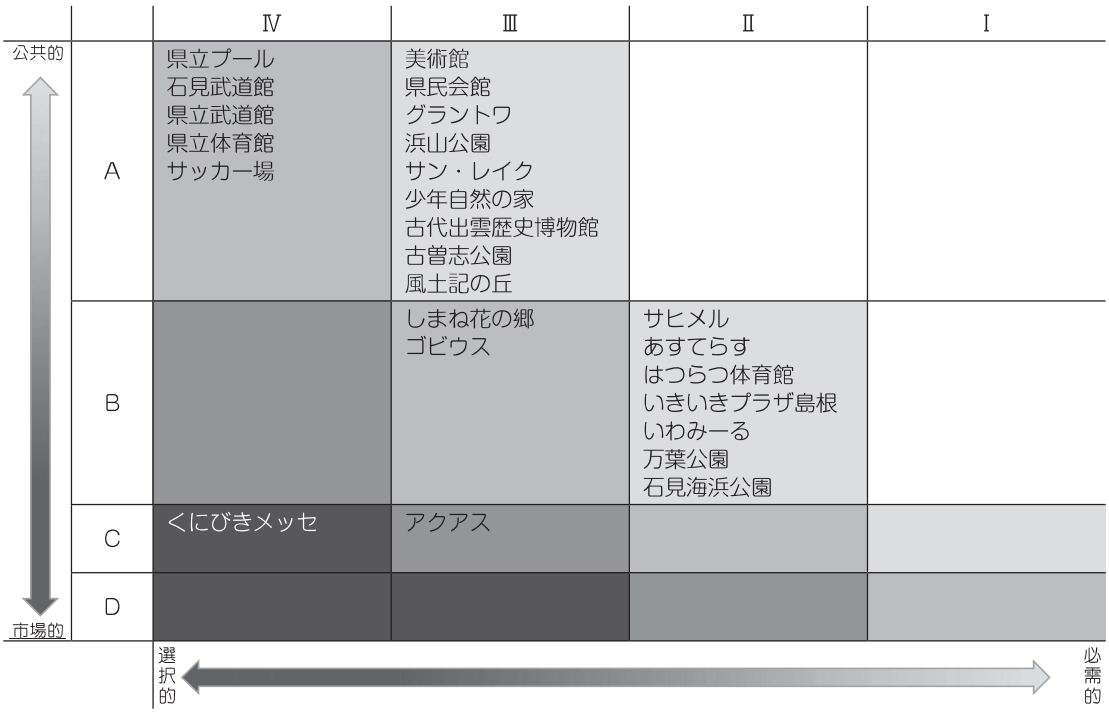
各施設別の公共性分類、必需性分類の分類結果と、それに基づく受益者負担率should be 値と現状の受益者負担率の比較は次のとおり。なお、施設別の各分類の根拠は第４章を参照されたい。

所管部局等		施設用途	符号	施設	公共性分類	必需性分類	平成29年度の受益者負担率	受益者負担率 Should be値	差異
地域振興部	しまね暮らし推進課	文化・体育施設等	1	アクアス	C	Ⅲ	33%	75%	-42%
環境生活部	文化国際課	文化・体育施設等	2	美術館	A	Ⅲ	8％	25%	-17%
			3	県民会館	A	Ⅲ	32%	25%	7％
			4	グラントワ	A	Ⅲ	10%	25%	-15%
	自然環境課	文化・体育施設等	5	サヒメル	B	Ⅱ	8％	25%	-17%
	環境生活総務課	文化・体育施設等	6	あすてらす	B	Ⅱ	8％	25%	-17%
	スポーツ振興課	文化・体育施設等	7	はつらつ体育館	B	Ⅱ	22%	25%	-３％
			8	県立プール	A	Ⅳ	17%	50%	-33%
			9	石見武道館	A	Ⅳ	9％	50%	-41%
			10	県立武道館	A	Ⅳ	8％	50%	-42%
			11	県立体育館	A	Ⅳ	11%	50%	-39%
			12	サッカー場	A	Ⅳ	3％	50%	-47%
健康福祉部	健康福祉総務課	事務所施設	13	いきいきプラザ島根	B	Ⅱ	29%	25%	4％
			14	いわみーる	B	Ⅱ	24%	25%	-１％
農林水産部	農産園芸課	文化・体育施設等	15	しまね花の郷	B	Ⅲ	9％	50%	-41%
	水産課	文化・体育施設等	16	ゴビウス	B	Ⅲ	18%	50%	-32%
商工労働部	商工政策課	文化・体育施設等	17	くにびきメッセ	C	Ⅳ	55%	100%	-45%
土木部	都市計画課	文化・体育施設等	18	石見海浜公園	B	Ⅱ	12%	25%	-13%
			19	万葉公園	B	Ⅱ	3％	25%	-22%
			20	浜山公園	A	Ⅲ	15%	25%	-10%
教育委員会	社会教育課	文化・体育施設等	21	サン・レイク	A	Ⅲ	3％	25%	-22%
			22	少年自然の家	A	Ⅲ	3％	25%	-22%
	文化財課	文化・体育施設等	23	古代出雲歴史博物館	A	Ⅲ	14%	25%	-11%
			24	古曽志公園	A	Ⅲ	0％	25%	-25%
			25	風土記の丘	A	Ⅲ	2％	25%	-23%

２．受益者負担マトリクスへのプロット図

１．の結果を基に、各施設を「受益者負担マトリクス」にプロットすると次のとおりとなる。

＜受益者負担マトリクス＞



３．受益者負担率に関する施設別の検証結果（要約）

第４章において各施設別に記載している「視点２（受益者負担率に関する検証）」に係る発見事項の要約は次のとおりである。なお、視点２に係る枝番は各施設別に全て「２-１」を付しており、発見事項の属性は全て「意見」である。

符号	施設名	発見事項	参照頁
1	アクアス	受益者負担率Should be値75%に対して受益者負担率が概ね50%弱。中四国エリアの類似施設と比較して入館料が低い可能性がある一方で、近年入館者数が減少傾向にある。入館料の改定を視野に入れるべきであるが、同時に顧客の納得を得られる付加価値の構築が必要。現状が続くとさらに収支が悪化する可能性がある。	32頁
2	美術館	受益者負担率Should be値25%に対して受益者負担率が概ね10%程度。当施設は運営コストが高いため収支は厳しい。近隣の類似施設と比較して入館者数は好調に推移しているが、入館料が近隣の私設美術館よりかなり低く、公立美術館と比較しても低く設定されている可能性があるため、入館料の改定を視野に入れるべきである。	40頁
3	県民会館	受益者負担率Should be値25%に対して受益者負担率が33%程度。実績値がShould be値を上回っているため県民の利便性に配慮して使用料を減額する余地があるとも考えられる一方、当施設は設置から50年以上経過しており、今後大規模修繕や建替え等が見込まれる場合には状況が異なる。県はこれらの事情を勘案し、当施設の使用料等を合理的に試算、検討することが望まれる。	50頁
4	グラントワ	受益者負担率Should be値25%に対して受益者負担率が10%強。当施設は運営コストが高いため収支は厳しい。文化施設としての利用料は類似施設と比較して低い可能性があり、利用料の改定を視野に入れるべきであるが、同時に利用者の納得を得られる付加価値の構築が必要。現状が続くとさらに収支が悪化する可能性がある。	59頁
5	サヒメル	受益者負担率Should be値25%に対して受益者負担率が10%に満たない。類似施設と比較して入館料が低い可能性があるが、入館者数の減少に歯止めがかかっていない。入館料の改定もさることながら、指定管理者自身も誘客のための取り組みが不足していると感じており、誘客のための取り組みをより積極的に支援、指導することが望まれる。現状が続くとさらに収支が悪化する可能性がある。	68頁
6	あすてらす	受益者負担率Should be値25%に対して受益者負担率が10%に満たない。貸室については研修室以外の稼働率の低さが問題であり、宿泊施設については誘客施策への取り組みが不足していることが問題。現状が続くとさらに収支が悪化する可能性がある。	77頁
7	はつらつ体育館	受益者負担率Should be値25%に対して受益者負担率が概ね20%程度。現状、当施設は相対的にコストが低いため受益者負担率の乖離が少ないが、老朽化が目立つ施設でもあり、今後大規模修繕が必要になった場合に、コスト回収的なアプローチを念頭に置いた料金設定が必要になると考えられる。	85頁
8	県立プール	受益者負担率Should be値50%に対して受益者負担率が概ね20%弱。類似施設と比較して一部の利用料が低く設定されている可能性があり、利用料の改定を視野に入れるべきである。	95頁
9	石見武道館	受益者負担率Should be値50%に対して受益者負担率が概ね10%程度。会議室の稼働率アップと県立体育館との共同管理による管理・運営コストの削減が求められる。	103頁
10	県立武道館	受益者負担率Should be値50%に対して受益者負担率が10%に満たない。トレーニング機器、卓球台の利用料については改定の余地がある。当施設は老朽化が進んでおり、今後も当施設を維持する場合、抜本的なコスト削減と活用度アップのための取り組みをしながら修繕コストを負担する必要があり、具体的な措置により迅速な収支状況の改善が求められる。	110頁
11	県立体育館	受益者負担率Should be値50%に対して受益者負担率が概ね10%程度。会議室の稼働率アップと石見武道館との共同管理による管理・運営コストの削減が求められる。現状が続くとさらに収支が悪化する可能性がある。	118頁
12	サッカー場	受益者負担率Should be値50%に対して受益者負担率が３%程度。中国地方の類似施設と比較して一部の使用料が低く設定されている可能性があり、利用料の改定を視野に入れた対応が望まれる。また天然芝の管理負担は重く、連続稼働にも向かないため、施設のあり方自体に対する抜本的な検討が求められる。利用者数が減少傾向にあり、現状が続く場合、さらに収支が悪化する可能性がある。	126頁

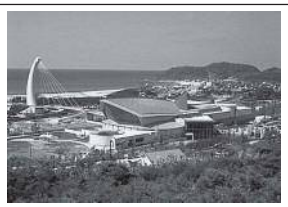
符号	施設名	発見事項	参照頁
13	いきいきプラザ島根	受益者負担率Should be値25%に対して受益者負担率が概ね30%程度。ただし減免額を考慮しない場合は４%程度まで極端に低下する。一部の貸室の稼働率アップと、減免制度の見直しによる一部負担金の増加について検討が求められる。	134頁
14	いわみーる	受益者負担率Should be値25%に対して受益者負担率が25%弱。ただし減免額を考慮しない場合は８%程度まで低下する。一部の貸室の稼働率アップと、減免制度の見直しによる一部負担金の増加についての検討が求められる。	144頁
15	しまね花の郷	受益者負担率Should be値50%に対して受益者負担率が概ね10%程度。有料の施設サービスや入館者の花苗販売ニーズへの対応等が求められる。また、プロモーションの強化も課題。	153頁
16	ゴビウス	受益者負担率Should be値50%に対して受益者負担率が概ね18%程度。入館者数が類似施設と比較して少ない印象がある一方で増加傾向が見られるため、今後の取り組みにより、収支状況の改善が期待される。	161頁
17	くにびきメッセ	受益者負担率Should be値100%に対して受益者負担率が55%強。使用料が類似施設と比較して低い可能性があり、利用料の改定を視野に入れ、施設の収支状況の改善を図る措置が求められる。	169頁
18	石見海浜公園	受益者負担率Should be値25%に対して受益者負担率が10%強。ケビンの使用料が類似施設と比較して低い可能性があり、利用料の改定を視野に入れ、施設の収支状況の改善を図る措置が求められる。	177頁
19	万葉公園	受益者負担率Should be値25%に対して受益者負担率が３%程度。有料施設の稼働率が極端に低いため、収益事業の廃止によるコスト低減により、公園としての機能のみで運営することも含め、施設のあり方を再検討することが望まれる。	185頁
20	浜山公園	受益者負担率Should be値25%に対して受益者負担率が10%強。利用者数が近隣の類似施設と比較して少ない印象があり、改修負担の増加も見込まれていることから、今後の取り組みによる収支状況の改善が求められる。	196頁
21	サン・レイク	受益者負担率Should be値25%に対して受益者負担率が３%程度。利用料が他県の類似施設と比較して低い可能性があり、利用料の改定やグラウンドの有料化等を視野に入れ、施設の収支状況の改善を図る措置が求められる。	206頁
22	少年自然の家	受益者負担率Should be値25%に対して受益者負担率が４%程度。利用料が他県の類似施設と比較して低い可能性があり、利用料の改定等を視野に入れ、施設の収支状況の改善を図る措置が求められる。	216頁
23	古代出雲歴史博物館	受益者負担率Should be値25%に対して受益者負担率が14%程度。当施設は運営コストが高いため収支は厳しい。入館者数が類似施設と比較して少ない印象があり、入館者を増やすため、より効果的なプロモーションにより増客に努めることが望まれる。	225頁
24	古曽志公園	受益者負担率Should be値25%に対して受益者負担率が0.1%程度。利用が年間数件しかないことに起因しており、県内外へのプロモーションの強化等により利用件数の増加を図ることが望まれる。	232頁
25	風土記の丘	受益者負担率Should be値25%に対して受益者負担率が２%程度。入館者数を相当程度伸ばさないとあるべき受益者負担率には到達しない。効果的な利用促進策に加え、入館料の改定、或いは規模の縮小等の抜本的なコスト削減策も併せて検討する必要がある。	239頁

第４章　外部監査の結果及び意見

１．島根県立しまね海洋館

施設名	島根県立しまね海洋館（アクアス）
所管課	地域振興部　しまね暮らし推進課
施設のホームページ	https://aquas.or.jp/

〈施設概要〉

項　目	内　容
所在地	島根県浜田市久代町1117番地２
施設設置の基本条例	島根県立しまね海洋館条例
建物概要	主な建物は次のとおり（倉庫・機械室を除く） ①本館：鉄筋コンクリート造　一部鉄骨造　地上３階 ②ペンギン館：鉄筋コンクリート造　地上２階 ③シロイルカ保護繁殖施設：鉄筋コンクリート造　地上３階・ピット階・地下１階 ④トビウオ畜養棟：鉄骨造平屋建
建築年月	①本館：平成11年８月 ②ペンギン館：平成20年９月 ③シロイルカ保護繁殖施設：平成23年３月 ④トビウオ畜養棟：平成19年１月
施設概要	①本館：展示スペース・レクチャーホール・理科教室・キッズルーム・図書コーナー・授乳室・喫茶コーナー・ミュージアムショップ ②ペンギン館：展示スペース ③シロイルカ保護繁殖施設：展示スペース・屋上展望デッキ ④トビウオ畜養棟（観覧対象外施設）
設置目的	日本海に生息する水生生物を中心とした展示及び調査研究を通して、水生生物に関する学習の機会を提供し、自然の大切さについて意識啓発を図るとともに、人々がふれあう遊空間を創造し交流人口を拡大させることで、石見地域の振興に寄与する。
敷地面積	20,589.36㎡
延床面積	①本館　１階：3,888.26㎡、２階：3,398.71㎡、３階：2,414.23㎡、塔屋：592.03㎡、計：10,293.23㎡ ②ペンギン館　１階：979.36㎡、２階：597.52㎡、塔屋：64.20㎡、計：1,641.08㎡ ③シロイルカ保護繁殖施設　１階：959.85㎡、２階：375.24㎡、３階：215.19㎡、塔屋：32.22㎡、ピット階：26.62㎡、地下１階：176.06㎡、計：1,785.18㎡ ④トビウオ畜養棟　１階：69.39㎡
管理形態	指定管理　　非公募　　利用料金制
主な開館時間	９：00～17：00　※７月20日～８月31日は９：00～18：00
開館日数	324日（平成30年度実績）
定休日	火曜日（祝日の場合はその翌日） ※春休み・GW・夏休み・冬休み・年末年始は休まず開館
外観、内観等	     
貸室の場合部屋数	なし

第４章　外部監査の結果及び意見

１．島根県立しまね海洋館

〈利用・運営状況〉

項　目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	369,024人	373,833人	357,772人	288,357人	333,638人
利用者満足度アンケート	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり
利用者の要望、クレーム収集	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり
施設別の収入合計	882,042千円	849,931千円	861,929千円	854,061千円	未集計
施設別のコスト合計	394,722千円	394,223千円	386,368千円	262,593千円	未集計

〈入館料〉

入館料			備　考
通常料金	大人	1,550円	※教育利用は、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校の遠足、他学校主催のものに限る。（学校教育に基づく活動としてあらかじめ申請し、認められた場合が対象となる。）
	小・中・高校生	500円	
団体（有料入館者 20名以上）	大人	1,250円	
	小・中・高校生	400円	
アクアス ファンクラブ（年間パス）	大人	4,150円	
	小・中・高校生	1,400円	
教育利用	引率教員	無料	
	小・中・高校生	400円	
障がいをお持ちの方	大人	770円	
	小・中・高校生	250円	
幼児（未就学児童）		無料	

減免・割引措置
●公の施設として実施する減免（島根県立しまね海洋館条例13条関係） ①学校教育利用 引率教員：全額減免　生徒：団体割引料金（を適用） ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 身障者手帳等所持者：半額相当免除（ただし重度障がい者の介護者：全額免除） ③海洋館の運営または調査研究に資すると館長が認める者：全額免除 ④児童福祉週間（５月）　小中学生：全額免除 ⑤老人週間（９月）　高齢者：全額免除 ⑥障害者週間（12月）　身障者手帳等所持者：全額免除 ●入館者確保のための集客対策として実施する割引（島根県立しまね海洋館条例第12条関係） ⑦特別割引A（１割相当減免） 観光キャンペーン等で発行する割引券の提示や、福利厚生団体等が発行する会員券を提示する場合で指定管理者が承認したもの。 承認基準：利用者が年間100人以上、呼びかけの対象者が１万人以上 ⑧特別割引B（団体割引料金（を適用）） 周辺観光施設等が自らの経費で前払いによる観覧券を求める場合、JRが乗車券とセットで販売し観覧料を一括納付する場合、施設設置者である県や指定管理者自らが取り組む地域活性化事業での観覧で地域振興効果が認められると指定管理者が承認したもの。 承認基準：１回の購入が100枚以上・年間利用が300枚以上 ●その他の減免 ⑨だんだんチケット持参者：全額免除

視点１：施設のKPI管理について

(1) 施設の設置目的

島根県立しまね海洋館条例第２条において、「日本海に生息する水生生物を中心とした展示及び調査研究を通して、水生生物に関する学習の機会を提供し、自然の大切さについて意識啓発を図るとともに、人々が触れ合う遊空間を創造するため」とされている。

(2) KPIの管理・運営状況

KPIとして設定されているのは入館者数であり、事務事業評価シートには次のとおり記載されて

いる。

KPI		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
入館者数	目標値	－	－	369,000人	369,000人	369,000人
	実績値	369,024人	373,833人	357,772人	288,357人	－
	達成率	－	－	97.0%	78.1%	－

また、本館「シロイルカプール」や「いわみふれあいの磯」等の改修による魅力向上に併せた館内表示の多言語対応等によるインバウンド対策の実施、オウサマペンギンの繁殖の成功、スクール事業としてバックヤードツアーの開催、学習機会の提供として各種教育活動の受入（小中学生1,653名、保育園・子供会等1,616名）や出張講話等の受入（出張講話・観察指導2,402名、職場体験・実習17名）を実施したことを定性的な成果としている（評価実施年度：H30年度）。

上記（1）設置目的に「人々が触れ合う遊空間を創造する」ことが含まれており、当該KPIは適切に設定されている。また、達成率の低下に対する原因分析（他の水族館との差別化、パフォーマンスの恒常化等）、対応策の検討、指定管理者への指導・協議も為されている。

なお、KPIの設定及び管理については、上記事務事業評価シートとは別に指定管理者が年度ごとの目標設定と実績との比較、未達内容の分析等を行っており、所管課は当該状況を毎年度確認しているとの説明を受けている。

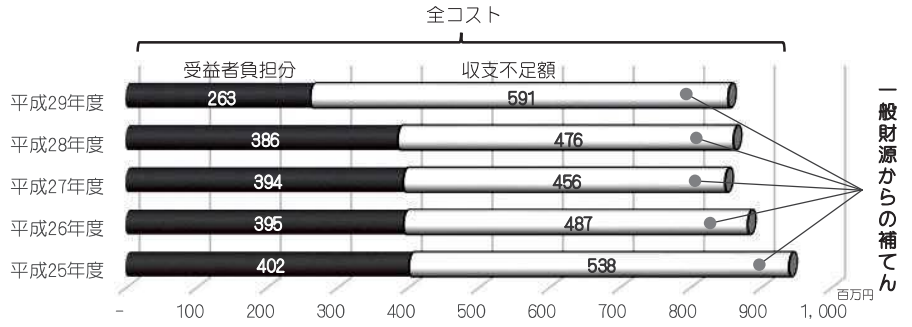
視点２：施設の収支状況について

（1）収支の現状

当施設の収支の状況は次のとおりである。

（単位：千円）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人に係るコスト	人件費	200,699	212,706	222,764	230,345	215,777
	退職給付関係費用	13,045	16,204	12,421	4,475	9,967
	小　計	213,744	228,910	235,185	234,820	225,744
物に係るコスト	物件費	459,061	365,165	333,541	340,520	345,648
	維持修繕費	7,820	9,594	1,480	7,238	6,003
	減価償却費	260,047	278,373	279,725	279,351	276,666
	小　計	726,928	653,132	614,746	627,109	628,317
その他のコスト	公債費（利息のみ）	－	－	－	－	－
	小　計	－	－	－	－	－
①行政コスト　計		940,672	882,042	849,931	861,929	854,061
②利用料等の収入　計		402,378	394,722	394,223	386,368	262,593
①－②一般財源による補てん額		538,294	487,320	455,708	475,561	591,468



第４章　外部監査の結果及び意見
１．島根県立しまね海洋館

(2) 当施設の受益者負担率の現状

当施設の受益者負担率の推移は次のとおり概ね48%程度で推移している（平成29年度はシロイルカプール改修による減少の影響が大きい）。

項目		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
コスト	A	882,042千円	849,931千円	861,929千円	854,061千円	（未確定）
利用者数	B	369,024人	373,833人	357,772人	288,357人	333,638人
コスト／人	C=A/B	2,390円	2,274円	2,409円	2,962円	－
（うち、減価償却費）		278,373千円	279,725千円	279,351千円	276,666千円	（未確定）
入館料等収入	D	394,722千円	394,223千円	386,368千円	262,593千円	（未確定）
減免・免除額	E	25,649千円	25,860千円	23,797千円	17,474千円	19,760千円
収入／人	F=(D+E)/B	1,139円	1,124円	1,146円	971円	－
受益者負担率	F/C	48%	49%	48%	33%	－

(3) 入館料決定時の検討状況

開館前、委託調査（マーケティングリサーチ）を行い、その結果に基づく妥当料金の範囲で、かつ、他の公立水族館における入館料とのバランスを検討して決定し、島根県立しまね海洋館条例（平成11年12月21日、島根県条例第47号）において観覧料基準額を決定した。その後は、消費税率の引き上げに伴って観覧料基準額を改定した以外、特段の改定は行っていない。なお、同条例において「観覧料基準額に0.8を乗じて得た額から1.2を乗じて得た額までの範囲内で指定管理者は知事の承認を受けて観覧料を定める」とされており、現在の入館料はほぼ基準額どおりに設定されている。

(4) 受益者負担マトリクスにより導出した、あるべき受益者負担

必需性・公共性を基礎に、監査人が独自に設定した受益者負担マトリクスを用いて想定した当施設の総合的な受益者負担率は75%である。

受益者負担マトリクス	公共性分類	必需性分類	カテゴリ	受益者負担率 Should be
アクアス	C	III	CIII	75%

①公共性分類　→　区分C

水族館は民間が運営する施設が多数存在することから公共性が高いとはいえず、また、整備主体が県である必要性も低い（市町村が整備している同規模の水族館も近県に存在する）。また、展示するシロイルカ等の水生生物は島根県近海に生息する生物に限定されておらず、県内外からの誘客を強く企図した施設であるといえる。一方、継続して日本海に生息する水生生物の調査、研究・発表を行っており、県民にとって社会的に意義のある施設でもある。これらを勘案し、「やや市場的」とした。

②必需性分類　→　区分Ⅲ

日常生活や余暇をより快適で充実したものにするために個人の価値観に応じて選択的に利用する施設であり、個人的な趣味やレクリエーションの場として利用するものである（人によって必要性が異なる）ため、「必需性」は弱い。一方、当施設の規模で日本海に生息する水生生物を中心に観賞できる施設は県内で唯一無二である。これらを勘案し、「やや選択的」とした。

【アクアス２-１（意見）】

当施設は県全体、特に県西部エリアの代表的な観光資源の一つであるため、県の施設として安価なサービスを県民に提供する責務があるとの見解は理解できるが、今後ますます厳しくなる県の財政状況を考えると、上記の受益者負担率Shouldbe値との乖離は看過できない。現在、当施設の入館料は開設当初設定されてから事実上改定されておらず、県はコスト（建設費や運営費など）回収的なアプローチによる検討は現在まで具体的には行っていない。比較のため、監査人が独自に作成した近隣の公立水族館の入館料等に関するベンチマークは次のとおりである。

〈近隣の主な公営水族館〉

施設名称	設置者	管理形態	運営者	入館料		延床面積	入館者数
				一般	小中学生		
島根県立しまね海洋館（アクアス）	島根県	指定管理	公益財団法人しまね海洋館	1,550円	500円	13,780㎡	333千人（H30）
下関市立しものせき水族館（海響館）	下関市	指定管理	公益財団法人下関海洋科学アカデミー	2,090円	940円	14,400㎡	643千人（H28）
宮島水族館（みやじマリン）	廿日市市	PFI方式	宮島アクアパートナーズ株式会社	1,420円	710円	5,802㎡	492千人（H26）
高知県立足摺海洋館	高知県	指定管理	株式会社高知県観光開発公社	720円	360円	2,435㎡	48千人（H29）

当施設の入館者数は、延床面積規模が同規模である下関市立しものせき水族館の半分程度であり、規模が半分以下である宮島水族館の２／３程度である。来館者の発地別分析の結果として四国からの入館者を増加させたいと考え、四国へのプロモーションを強化中とのことであったが、高知県立足摺海洋館が2020年７月にリニューアルオープンする（新愛称：SATOUMI）ため、厳しい状況は今後も続く可能性がある。一方、入館料については、同規模の下関市立しものせき水族館より一般で３割以上、小中学生で５割弱低い状況にあることが分かる。

このため、県は現状を踏まえ、入館料の改定を視野に入れ、増収に向けた施策や増客のための打ち手をさらに強化すべきである。

一方、目標とする収益とコストとの乖離幅が大きくなった場合や大規模修繕を行う場合については一般財源の負担がさらに増加する可能性があるため、その都度入館料の変更要否について検討する仕組みを構築する措置も、合わせて検討すべきである。

視点３：施設設置の合理性、今後の修繕計画について

(1) 設置・規模の合理性について

①施設設置の経緯

平成７年に島根県長期計画「重要戦略プロジェクト」の一つとして、若者定住対策や地域活性化等を図るための「遊空間」を石見海浜公園に整備することが決定され、同年設置された「島根県立石見海浜公園遊空間整備基本計画検討委員会」から海洋型ミュージアムを中心とした整備基本方針が提言された。この方針に基づき、当施設は建設された。

②設置・規模の合理性について

当施設は誘客対象エリアを県内に限定していないため、地域の人口その他の環境との関連性は薄い。また、同規模の水族館としては県内で唯一の存在（宍道湖自然館は規模が著しく異なる）である。このため、設置・規模の合理性について特段の指摘事項等は発見していない。

(2) 今後の修繕計画の合理性について

①当施設の今後の設備投資に係る支出負担の長期的計画（推計値）

当施設の今後の修繕費用、大規模修繕費用、建替費用について、一定の仮定を用いた将来推計値は次のとおりである。

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	今後30年間の合計値
建物・修繕コスト予測推計値	4,786千円	4,786千円	4,786千円	4,786千円	4,786千円	2,527,111千円
	R6～R10年度	R11～R15年度	R16～R20年度	R21～25年度	R26～R30年度	今後30年間の平均値
	23,931千円	1,783,767千円	40,389千円	473,839千円	181,255千円	84,237千円

※ 一般的な建物にない水槽、ろ過器、熱交換器など飼育設備等にかかる費用を除く

当施設の場合、13年後には築32年に到達し、建替費用1,769百万円規模の負担が想定される。当施設を同規模のまま維持するか否かも含め、抜本的な検討が今後必要となる。

②現在の修繕計画の合理性について

総務部管財課と所管課が主体となって作成・運用している当施設の「維持保全計画」の内容に不合理な点はなく、優先度に応じた修繕計画が合理的に立案され、実施されている状況を確認した。所管課や指定管理者が要望する修繕事項には経年劣化を原因とする水槽、ろ過器の更新等、金額的な負担が大きいものも含まれるため、管財課では今後の当施設の修繕方法の検討を慎重に進めている。なお、当施設は特定天井[1]への対応が急務である。

視点４：管理・運営方法について

(1) 採用した管理形態の合理性について

当施設は指定管理制度の採用により、次のとおり管理コストが削減できたとされており、また、指定管理により集中的に水族館運営のノウハウの蓄積ができている等のメリットがあるとされている。特段の指摘事項は発見していない。

施設名称	指定管理者	コスト対比			
		平成16年制度導入前委託料	令和元年度指定管理料	差異	差異率
アクアス	公益財団法人しまね海洋館	229,662千円	186,404千円	－43,258千円	－18.8%

(2) 指定管理者制度の運用手続の合理性について

当施設は指定管理制度が採用されているが、非公募方式となっている。また、入館料は、指定管理者の収入として収受させることとしている（利用料金制）。

【当施設に係る指定管理制度の概要】

指定管理者名		公益財団法人しまね海洋館				
導入年度		平成17年度				
現在の指定期間		第３期				
公募・非公募		非公募・利用料金制				
条例	募集方式	島根県立しまね海洋館条例第５条				
	選定基準	島根県立しまね海洋館条例第６条				
	管理の基準	島根県立しまね海洋館条例第６条				
	業務の範囲	島根県立しまね海洋館条例第４条				
指定管理料（決算額）		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		134,787千円	185,946千円	191,371千円	284,833千円	187,831千円
選定委員会設置要綱		島根県立しまね海洋館指定管理者候補審査委員会設置要綱				
仕様書		島根県立しまね海洋館指定管理業務仕様書				
事務処理要領		島根県立しまね海洋館の管理運営に関する基本協定書				
協定書		島根県立総合福祉センターの管理に関する協定書				

県が非公募としている理由について、水生生物の飼育・展示に係る施設など、特殊な施設・設備の常時管理が必要で、かつ、施設の設置目的の達成のため、特殊な技能や高度の専門性を要する業務が不可欠であり、その継続性や知識の蓄積・活用が必要な施設であるため公募方式が馴染まないとして、また他の都道府県設置の水族館の指定管理状況について聞き取りを行って決定したとの説明を受けている。

この点、監査人が独自に調査した他の都道府県が設置する主な水族館の状況は次のとおりである。

1　平成25年７月に建築基準法施行令の一部改正並びに同年８月「天井脱落対策に係る一連の技術基準告示（平成25年国土交通省告示第771号他）」が公布されたことにより、「特定天井」に該当する場合には、これらの技術基準に従った脱落防止対策を行うことが義務付けられた。

〈都道府県の設置する主な水族館〉

施設名称	設置者	管理形態	運営者	公募／非公募
島根県立しまね海洋館（アクアス）	島根県	指定管理	公益財団法人	非公募
青森県営浅虫水族館	青森県	指定管理	青森水族館管理株式会社	公募
秋田県立男鹿水族館	秋田県	指定管理	株式会社男鹿水族館	公募
羽生水郷公園	埼玉県	指定管理	公益財団法人 埼玉県公園緑地協会	公募
山梨県立富士湧水の里水族館	山梨県	指定管理	株式会社桔梗屋	公募
世界淡水魚園水族館	岐阜県	指定管理	株式会社江ノ島マリンコーポレーション	非公募
ふくしま海洋科学館	福島県	指定管理	公益財団法人 ふくしま海洋科学館	公募
葛西臨海水族園	東京都	指定管理	公益財団法人 東京動物園協会	非公募
石川県海の自然生態館	石川県	指定管理	一般財団法人 石川県県民ふれあい公社	非公募

【アクアス４-１（意見）】

県は、当施設に関する指定管理者制度導入当初は「公募」としていたが、第２期（平成22年度）以降は非公募により運用している。

一般に非公募とする際には、指定管理者制度の利点を減殺させる可能性があるため、その必要性がある場合に限定されるべきである。従って、その原因が「特殊なノウハウや専門性」が本当に特定の団体に限定されるのか等について、他都市の事例や民間事業者へのサウンディングを行い、十分に検証し、当該検証の経緯や証跡を保存する必要がある。さらに、最終的には第三者委員会やワーキンググループ等により自治体等の特性を踏まえ、第三者委員会等による検討を経る等の手続も有効と考えられる。

この点、県は指定管理制度運用に係る共通ガイドライン（島根県総務部人事課・財政課平成16年９月21日制定令和元年５月16日最終改正）において、指定管理者の募集方法を原則公募としながら、特別の事情（水生生物の飼育・展示に係る施設など）があると認める場合には非公募とすることができる旨規定している。水生生物の飼育員が一定期間で入れ替わることは生体管理上課題があることは理解できるが、当該課題解決のための施策やアイデアを入り口から遮断することは不合理であり、また、他県の事例には公募としているケースも多い。さらに、県が当初行ったサウンディングの対象とした７施設のうち３施設が非公募であったが、現在ではこのうち１施設（羽生水郷公園）が公募に転換され、残る２施設は周辺の施設を含めた一体管理可能な唯一の先であることが非公募とされた理由に含まれている点で当施設とは状況が異なる。

(3) 施設の日常的管理・運営について

当施設は、県の常駐職員の配置はなく、管理・運営は全て指定管理者に委ねられている。県は理事会・評議員会に出席し、業務内容を把握・確認するとともに、日常的に電話・メール等で連絡・調整を行うことで、状況の把握を行っている。

第４章　外部監査の結果及び意見

１．島根県立しまね海洋館

【指定管理者の日々の運営・管理の状況と県のモニタリング状況】

監査要点等			指定管理者の管理状況	県のモニタリング状況	備考
現金管理	収支経理管理（残高含む）	協定書第24条(3)(4)	管理担当者がレシートを基に営業日報及び保管場所別の現金残高表（金種別）を作成し、館長、副館長が承認している（承認印あり）。小口現金については小口現金出納帳にて管理している。小口現金残高は月末に金種表を担当者が作成し上席者が承認している。	業務報告書レベルで収支状況を確認しているが、支出管理簿を確認することは行っていない。現金や証憑類の確認も行っていない。	【アクアス４-２（意見）】を参照。
	減免・免除	協定書第８条仕様書４(5)	団体利用者の場合、事前に提出された入館料等減免申請書を確認し、館長まで承認している。原書は来館当日に利用者に持参してもらい内容の確認を行っている。	条例、仕様書に則り減免事務が正しく行われているか否かについて、証憑突合等の現場確認等は行っていない。	【アクアス４-３（意見）】を参照。
物品管理（県所有分）	取得・処分	協定書第６条、第24条１項(6)、第41条	取得する場合には原則としては県との協議の上県で取得手続きを行う。現物にシールを貼付した上で、指定管理者の物品台帳を更新。県有物品の購入、異動があった場合には「県有物品使用貸借（変更）契約書」を県との間で締結している。処分する場合には「不用品決定届」を作成し県に報告し、指定管理者の物品台帳を更新。物品管理の現物実査は毎年行っている。	購入、処分に伴い県の資産台帳を更新している。 また、定期的に指定管理者の物品台帳と県の物品台帳の合理性を確認している。	
人的管理	再委託	協定書第16条	再委託先については年度当初に県に委託業務名と委託業務先を報告している。	提出された報告書を査閲し、委託事務の合理性を確認している。	
	人員体制等	協定書第８条仕様書３	人員体制については年度当初の事業計画書にて報告している。	提出された報告書を査閲し、人員体制の合理性を確認している。	
施設管理	老朽化安全性ライフサイクルコスト	協定書第17条	管理施設の点検状況については、「管理点検簿」を作成して日常的に管理している。また外注している保守業務については外注先から業務内容によって月次、年数回など報告を受け取っており、先方と内容確認を行っている。	管理施設の点検等について、施設側に問題がある場合には指定管理者から都度連絡があり協議を行っている。	
報告事項	業務報告	協定書第25条	毎月、翌月10日頃に業務報告書を県に提出して報告している。	業務報告書を査閲し、不明点等については電話・メール・面談により確認している。	
	事業報告	協定書第26条、第27条	毎年度５月末までに事業報告書を提出して報告している。	事業報告書を査閲し、内容を確認している。	

【アクアス４-２（意見）】

収支経理管理について、県は業務報告書の確認のみで、収支管理簿（現金出納帳）や指定管理者の帳簿の査閲による確認は行っていない。当該手続のみでは、収支に指定管理外の経費の混入等の事実があったとしても把握することができないため、手続として不十分である。このため、少なくともサンプルベースで指定管理者の収支管理簿や帳簿を査閲し、不合理な点がないか否かについて心証を得る手続を追加すべきである。

【アクアス４-３（意見）】

減免規定が適切に運用されているかについて、県は減免対象人数等の確認を行うのみで、減免申請書等の確認は行っていない。申請書が多いため確認ができないとのことであるが、牽制のため、サンプルベースで申請書の現物を確認し、減免対象人数、減免額に不合理な点がないか否かについて心証を得る手続を追加すべきである。

２．島根県立美術館

施設名	島根県立美術館
所管課	環境生活部　文化国際課　文化振興室
施設のホームページ	https://www.shimane-art-museum.jp

〈施設概要〉

項　目	内　容
所在地	島根県松江市袖師町１-５
施設設置の基本条例	島根県立美術館条例
建物概要	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
建築年月	平成10年６月竣工（平成11年３月開館）
施設概要	企画展示室、常設展示室、ギャラリー、ホール、ロビー、収蔵庫、事務室等
設置目的	美術その他の芸術文化に関する知識及び教養の向上を図り、県民文化の振興に寄与するため。
敷地面積	14,746㎡
延床面積	12,498.88㎡
管理形態	指定管理（学芸部門及び総務部門の一部は県直営）　　公募
主な開館時間	10：00～日没後30分（３～９月）、10：00～18：30（10～２月）
開館日数	平成28年度：315日　平成29年度：313日　平成30年度：314日
定休日	毎週火曜日（祝日の場合は翌日以降の最初の休日でない日） 年末年始（12/28～１/１）
外観、内観等	   
貸室の場合部屋数	ギャラリー３、ホール１

〈利用・運営状況〉

項　目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	199,289人	227,657人	229,038人	203,654人	360,256人
利用者満足度アンケート	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり
利用者の要望、クレーム収集	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり
施設別の収入合計	44,234千円	58,026千円	54,212千円	51,234千円	未集計
施設別のコスト合計	802,844千円	693,524千円	701,517千円	762,690千円	未集計

第４章　外部監査の結果及び意見
２．島根県立美術館

〈観覧料〉

観覧料				備　考
常設展	通常料金	一般	300円	※常設展以外の企画展は別途観覧料が必要 企画展と併せて常設展を観覧する場合には常設展の観覧料は半額 小中高生の学校教育活動での観覧は無料
		大学生	200円	
		小・中・高校生	無料	
	団体（有料入館者20名以上）	一般	240円	
		大学生	160円	
		小・中・高校生	無料	
	パスポート会員年会費（年間パス）	一般	3,000円	
		大学生	1,800円	
		小・中・高校生	900円	
企画展			個別設定	

減免・割引措置
●公の施設として実施する減免（島根県立美術館条例18条、同施行規則７条２項関係） ①学校教育利用 引率教員：全額免除　児童・生徒：全額免除 ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている者 身障者手帳等所持者：全額免除　　付添人：全額免除 ③教育委員会が特別の理由があると認める者：教育委員会が別に定める額 ●入館者確保のための集客対策として実施する割引 （島根県立美術館条例14条、同施行規則７条２項、８条（及び島根県立美術館使用料等の取扱いに関する規程８条） ④他の観光施設等の管理者等と共同で発行する共通割引券を利用して観覧する場合 ⑤別に定める者が運営する交通機関を利用する者が、別に定める乗車券等を提示して観覧する場合 個別の提携先のメンバーに係る割引（提携先によって割引範囲が異なる）

視点１：施設のKPI管理について

(1) 施設の設置目的

島根県立美術館条例第２条において、「美術その他の芸術文化に関する知識及び教養の向上を図り、県民文化の振興に寄与するため」とされている。

(2) KPIの管理・運営状況

KPIとして設定されているのは入館者数（観覧者以外の利用者も含む）であり、事務事業評価シート等には次のとおり評価されている。

KPI		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
入館者数	目標値	240,000人	240,000人	240,000人	240,000人	240,000人
	実績値	199,289人	227,657人	229,038人	203,654人	360,256人
	達成率	83.0%	94.9%	95.4%	84.9%	150.1%

その他の定量的な評価として、外国人の入館者が平成28年度に初めて1,000人を超えて引き続き増加傾向にある点、イベント等への参加者が前年度比で約700名増加した点を挙げている。その他、

- ●平成25年から始めた「かぞくの時間」（こどもといっしょの鑑賞優先時間）、「ファミリーデー」（毎月第３日曜日、家族で来館する高校生以下の観覧料が無料）、「ミュージアムフェスティバル」（全館無料と各種イベント）などのイベントを通じ、若年層、子ども連れの集客を図ったこと
- ●常設展において「小企画展」を例年より多く開催し観覧者数の減少を抑えられたこと
- ●地方創生拠点整備事業を活用し「こどもから大人まですべての人が楽しめる美術館」を目指し改修工事を行って子どもや家族連れ、外国人等の集客を図ったこと

などを定性的な成果としている。

上記（1）設置目的が「美術その他の芸術文化に関する知識及び教養の向上を図り、県民文化の振興に寄与する」こととされており、当該KPIは適切に設定されている。また、達成率の低下に対

する原因分析（開館20年が経ち新鮮味がなくなった、観光等を意識した企画が十分にされていない等）、対応策の検討、指定管理者への指導・協議も為されている。

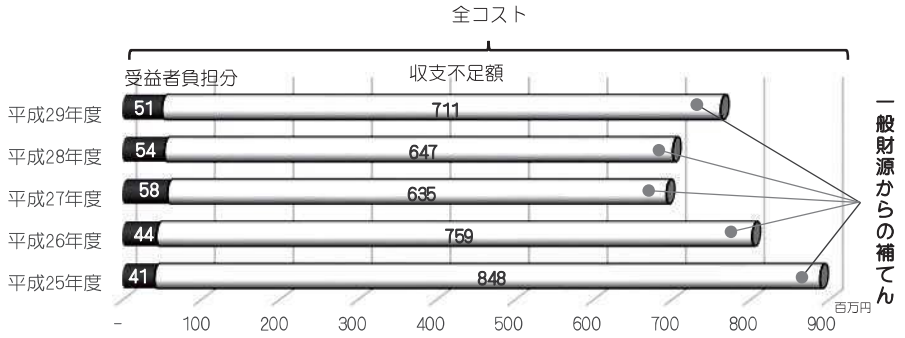
視点２：施設の収支状況について

(1) 収支の現状

当施設の収支の状況は次のとおりである。

（単位：千円）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人に係るコスト	人件費	144,029	139,576	156,162	171,964	173,661
	退職給付関係費用	−390	−3,495	−9,085	−9,856	8,273
	小　計	143,639	136,081	147,077	162,108	181,934
物に係るコスト	物件費	339,179	296,076	297,358	296,181	338,174
	維持修繕費	197,065	161,368	39,770	33,909	33,263
	減価償却費	209,319	209,319	209,319	209,319	209,319
	小　計	745,563	666,763	546,447	539,409	580,756
その他のコスト	公債費（利息のみ）	−	−	−	−	−
	小　計	−	−	−	−	−
①行政コスト　計		889,202	802,844	693,524	701,517	762,690
②利用料等の収入　計		41,488	44,234	58,026	54,212	51,234
①−②一般財源による補てん額		847,714	758,610	635,498	647,305	711,456



(2) 当施設の受益者負担率の現状

当施設の受益者負担率の推移は次のとおり概ね６％～11%程度で推移している。

項目		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
コスト	A	802,844千円	693,524千円	701,517千円	762,690千円	（未確定）
利用者数	B	199,289人	227,657人	229,038人	203,654人	360,256人
コスト／人	C=A/B	4,029円	3,046円	3,063円	3,745円	−
（うち、減価償却費）		209,319千円	209,319千円	209,319千円	209,319千円	（未確定）
観覧料等収入	D	44,234千円	58,026千円	54,212千円	51,234千円	（未確定）
減免・免除額	E	7,484千円	15,065千円	12,140千円	11,482千円	17,990千円
収入／人	F=(D+E)/B	260円	321円	290円	308円	−
受益者負担率	F/C	6%	11%	9%	8%	−

(3) 観覧料決定時の検討状況

平成10年の条例及び施行規則にて、全国の公立美術館の観覧料等を勘案して決定した。その後、消費税の増税時に改正している。

(4) 受益者負担マトリクスにより導出した、あるべき受益者負担

必需性・公共性を基礎に、監査人が独自に設定した受益者負担マトリクスを用いて想定した当施設の総合的な受益者負担率は25%である。

受益者負担マトリクス	公共性分類	必需性分類	カテゴリ	受益者負担率 Should be
美術館	A	III	AIII	25%

第４章　外部監査の結果及び意見
２．島根県立美術館

①公共性分類　→　区分A

美術館は民間が運営する施設も存在するが（近隣に足立美術館もある）、収益性を期待するケースは稀と思われ、公共性は高いと考えられる。また都道府県と市町村設置の美術館は、規模の違いや収蔵範囲の違いにより棲み分けていることが多い。これらを勘案し、「公共的」とした。

②必需性分類　→　区分Ⅲ

日常生活や余暇をより快適で充実したものにするために個人の価値観に応じて選択的に利用する施設であり、個人的な趣味やレクリエーションの場として利用するものである（人によって必要性が異なる）ため、「必需性」は弱い。

一方、当施設は県民にとって価値の高い美術品を収蔵し、それらに日常的に触れる機会を提供する稀有な存在でもあるため、「やや選択的」とした。

【美術館２-１（意見）】

当施設は大規模公立美術館として、県内の文化振興における重要な役割を担っている。県の施設として安価なサービスを県民に提供する責務があるとの見解は理解できるが、今後ますます厳しくなる県の財政状況を考えると、上記の受益者負担率Should be値との乖離は看過できない。現在、当施設の観覧料は開設当初設定されてから事実上改定されておらず、コスト（建設費や運営費など）回収的なアプローチによる検討は現在まで行われていない。

この点、監査人が収集した、近隣の公立美術館の観覧料等のベンチマークは次のとおりである。

〈公設の主な美術館と私設の近隣の美術館〉

施設名称	設置者	管理形態	運営者	常設展		延床面積	指定管理料	入館者数	
				一般	小中学生				
島根県立美術館	島根県	指定管理	株式会社 SPSしまね	300円	無料	12,499㎡	292百万円	360千人（H30）	※
岩手県立美術館	岩手県	指定管理	公益財団法人 岩手県文化振興事業団	410円	無料	13,000㎡	233百万円	47千人（H30）	※
秋田県立美術館	秋田県	指定管理	公益財団法人 平野政吉美術財団	310円	無料	3,747㎡	96百万円	130千人（H30）	※
山梨県立美術館	山梨県	指定管理	SPS・桔梗屋グループ	520円	無料	6,883㎡	408百万円	94千人（H30）	※
岡山県立美術館	岡山県	指定管理	鹿島建物総合管理 株式会社	350円	無料	14,270㎡	85百万円	163千人（H30）	※
山口県立美術館	山口県	指定管理	サントリーパブリシティサービス 株式会社	300円	無料	7,073㎡	288百万円	114千人（H30）	※
足立美術館	私設	－	公益財団法人 足立美術館	2,300円	500円	8,778㎡	－	640千人（H29）	

※ 文化庁HP「都道府県立博物館に関する調査」より抜粋

当施設の入館者数（観覧者以外の利用者も含む）は他のベンチマークに比べて多く、県や指定管理者の取り組みが奏功していると考えられる。特に平成30年度は入館者数が360千人と前年の1.77倍に上り（観覧者数は1.59倍）、好調に推移した。一方、常設展の観覧料はベンチマークに比して３割程度低く、足立美術館と比較すると１割強程度に留まっており、観覧料を上乗せする余地がある。平成30年度程度の観覧者数を前提として、仮に単価を400円（現行300円）とした場合、受益者負担率を15%程度まで引き上げられる可能性がある。

当施設の場合、年間のコストが800百万円を超える年度もあり、運営に相当大きなコストが県費により負担されていることを考えると、県は現状の当施設の特性や性格を踏まえ、あるべき受益者負担割合を設定し、観覧料収入と行政コストとを勘案して観覧料を設定することが望ましい。また、設定した受益者負担割合と上記収支状況を継続してモニタリングし、乖離状況が大きくなった場合にはその都度観覧料を設定する等の措置も合わせて検討すべきである。

視点３：施設設置の合理性、今後の修繕計画について

（1）設置・規模の合理性について

①施設設置の経緯

美術館設置の陳情が続き、平成３年１月に博物館整備検討委員により「博物館整備に関する提言」が提出され、同年11月に知事が「文化施設整備基本方針」を発表した。平成６年２月に「島根県立美術館基本構想」を制定、同年10月に「島根県立美術館建設委員会」を立ち上げて、先述の方針、構想に基づいて当施設は設置された。

②設置・規模の合理性について

当施設は誘客対象エリアを県内に限定していないため、地域の人口その他の環境との関連性は薄い。また、近隣に民間の美術館（足立美術館など）があり、県西部には島根県立石見美術館もあるが、規模の違いや収蔵テーマの違いにより棲み分けている。このため、設置・規模の合理性について特段の指摘又は意見を付すべき事項は発見していない。

(2) 今後の修繕計画の合理性について

①当施設の今後の設備投資に係る支出負担の長期的計画（推計値）

当施設の今後の修繕費用、大規模修繕費用、建替費用について、一定の仮定を用いた将来推計値は次のとおりである。

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	今後30年間の合計値
建物・修繕コスト予測推計値	4,260千円	4,260千円	4,260千円	4,260千円	4,260千円	2,249,497千円
	R6～R10年度	R11～R15年度	R16～R20年度	R21～25年度	R26～R30年度	今後30年間の平均値
	21,302千円	2,137,612千円	26,676千円	21,302千円	21,302千円	74,983千円

※ 一般的な建物にない展示設備等にかかる費用を除く

当施設の場合、12年後には築32年に到達し、大規模修繕費用2,124百万円規模の負担が想定される。当施設を同規模のまま維持するか否かも含め、抜本的な検討が今後必要となる。

②現在の修繕計画の合理性について

総務部管財課と所管課が主体となって作成・運用している当施設の「維持保全計画」の内容に不合理な点はなく、優先度に応じた修繕計画が合理的に立案され、実施されている状況を確認した。当施設は特定天井[1]への対応が急務であり、これに合わせて機械室の設備更新（概算額216百万円）と照明器具のLED化（概算額455百万円）を行う予定としている。またこの他にも自動火災報知設備（概算額88百万円）、外壁目地シーリング工事（概算額61百万円）等、金額的な負担が大きい修繕が予定されているため、管財課では今後の当施設の修繕方法の検討を慎重に進めている。

視点４：管理・運営方法について

(1) 採用した管理形態の合理性について

当施設は指定管理制度の採用により、次のとおり管理コストが削減できたとされている。

施設名称	指定管理者	コスト対比			
		平成16年制度導入前委託料	令和元年度指定管理料	差異	差異率
美術館	株式会社SPSしまね	336,514千円	298,660千円	－37,854千円	－11.2%

1　平成25年７月に建築基準法施行令の一部改正並びに同年８月「天井脱落対策に係る一連の技術基準告示（平成25年国土交通省告示第771号他）」が公布されたことにより、「特定天井」に該当する場合には、これらの技術基準に従った脱落防止対策を行うことが義務付けられた。

第４章　外部監査の結果及び意見
２．島根県立美術館

【当施設に係る指定管理制度の概要】

指定管理者名		株式会社SPSしまね				
導入年度		平成17年度				
現在の指定期間		平成27年４月～令和２年３月				
公募・非公募		公募				
条例	募集方式	島根県立美術館条例第６条第１項				
	選定基準	島根県立美術館条例第７条				
	管理の基準	島根県立美術館条例第４条				
	業務の範囲	島根県立美術館条例第５条				
指定管理料（決算額）		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		270,515千円	287,170千円	287,530千円	289,070千円	292,160千円
選定委員会設置要綱		島根県立美術館指定管理者候補選定委員会設置要綱				
仕様書		島根県立美術館指定管理業務仕様書				
協定書		島根県立美術館の管理に関する基本協定書				

当施設には県の常駐職員（館長（非常勤）１名、副館長１名、総務担当課長１名、学芸課長以下学芸員９名、総務・学芸嘱託職員３名）が配置され、指定管理者とともに運営にあたっている。学芸部門と総務部門の一部を県の直営とし、その他の部門を指定管理で行うという、他県からいわゆる「島根方式[2]」と呼ばれる管理形態を採用している。県は、学芸部門を直営としている理由として、

①学芸員は博物館法で定められた博物館運営の中核をなす専門的業務を行っており、独自性、継続性が求められること
②専門的知識は実務経験によって培われ、他の施設等との連携、信頼関係を築くことが重要であること
③実際に関係各所との関係性の構築から多くの企画展が実現し、寄託・寄贈作品の増加等に大きく寄与していること

を挙げており、この「島根方式」を高く評価している。また県は、学芸部門を指定管理に含めた場合、いわゆる儲け主義に走ってしまって観覧料収入が上がればいいという企画になってしまう畏れがあり、県独自の伝統等の研究、伝承していく機能が衰えて行くことが懸念されるとしている。即ち「島根方式」は「儲けの部分と研究の部分の調和を図る取組」でもあると主張する。

なお、総務部門が常駐している点については、観覧料の収納や学芸員の管理業務等指定管理者では出来ない部分があるとの理由による。

【美術館４-１（意見）】

現在、当施設の指定管理料として県は年間300百万円近く負担しており、それに加えて人件費170百万円（内、指定管理料の人件費70百万円）超をかけて運営している。ベンチマークの一つである山梨県立美術館の指定管理者選定の理由に「（中略）学芸部門とのより一層の連携を図るよう求めたい」と記載されていることから、島根県と同様の方式に拠っていると思われるが、山梨県立美術館の指定管理料は400百万円を超えており、そもそも当該方式はかなりのコスト負担が生じる方式ではないかとの疑念が生じる。

本来、指定管理制度は、民間のノウハウの活用による活性化もさることながら、事務処理の効率化による行政コストの削減もその目的の一つのはずである。美術館の利用者が増加するのは喜ばしいことであるが、当施設の性格上「県民にとって必需的な施設」とはいえないため、活性化と同時に「運営の効率化」も進めるべきである。わが県が先進事例として「島根方式」を開発、採用しているのであれば、それを一歩進め、受益者負担率をも意識した「新島根方式」をさらに開発し、全国に先駆けた先進事例とすることが期待される。その鍵となるのは①いかに学芸部門を指定管理者に移管し、適度な「儲け主義」を受け入れながら「県の意向」の反映を維持するか、②管理業務の効率化の２点であろう。

2　学芸部門が展覧会など企画を行い、指定管理者が施設の管理運営や広報利用促進を行う。両者が両輪となって連携して進める形式を「島根方式」と呼ばれているとの説明を受けている。

仮に①が奏功した場合、当施設に関与する県職員を減少させることができ、管理業務の必要性が薄れ、効率化もしくは不要化が可能になると思われる。そのためには、県との連携を密にし、同時に学芸員の質を確保することが必要となるが、実行は可能と考えられる（学芸員に係る人件費等は当然に指定管理料に反映すべきである）。いずれにしても、過去の成功体験を、今後の社会・経済環境に合致した形で「聖域なく」構造的に進化できるか、が当施設のさらなる躍進のポイントになると考えている。

(2) 指定管理者の公募手続の合理性について

条例第６条では、「委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。」とされている。この指定管理者制度の趣旨は、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成することにあるため、競争性の確保が求められる。

当施設は、指定管理制度運用に係る共通ガイドライン（島根県総務部人事課・財政課平成16年９月21日制定令和元年５月16日最終改正）に基づき、適切に手続が為されている。県としては複数事業者からプロポーザルを受けることができるよう公募期間を60日間とし、公募開始の１ヶ月前から公募の予告を行っているが、現状では効果を得られていない。なお、指定管理者の申請者が単独となった場合でもプレゼンテーションを実施し、選定委員会の各選定委員の評価点の平均点が最低基準60%を下回る場合は、当該申請者を指定管理候補者として選定しない旨が別途規定されている。

【美術館４-２（意見）】

当施設の説明会参加者数及び申請者数は、指定管理者制度導入当初は複数社が申請書を提出していたが、平成22年度の指定管理期間以降は現在の指定管理者１社だけになっている。また、応札率、指定管理料も増加傾向にある。

指定管理期間	H17年～	H20年～	H22年～	H27年～	R２年～
説明会出席	12社	４社	３社	４社	４社
申請書提出	４社	２社	１社	１社	１社
決　　定	１社	１社	１社	１社	１社

説明会参加者に対して、申請しなかった理由についてヒアリング等は行っていないとのことであるが、継続して複数事業者が説明会に参加しており、これらの事業者は少なくとも当施設の管理運営に関心を示している事業者がと推察できる。このため、例えば現地説明会には参加したが申請はしなかった事業者に対して、申請しなかった理由等のヒアリングを行い、次回の公募手続きに活かすなど、競争性を確保し、より質の高い管理運営になるよう工夫されたい。

(3) 施設の日常的管理・運営について

当施設は指定管理者が日々の運営・管理状況を行っているため、日々の運営・管理状況は指定管理者に確認し、県にはそのモニタリング状況について確認を行った。

【指定管理者の日々の運営・管理の状況と県のモニタリング状況】

監査要点等			指定管理者の管理状況	県のモニタリング状況	備考
現金管理	収支経理管理（残高含む）	協定書第23条(3)(4)	現金を扱う場所が４カ所あり、それぞれの担当者が、売上金計算書（金種表）を作成。それらをまとめた売上集計表、売上金計算書、売上日報作成。マネージャーの検印あり。	当該月の翌月初日に収入内訳表でチェックし、同月10日に入金された金額を確認している。	
	減免・免除	協定書第９条仕様書３(2)	利用者から提出された島根県立美術館施設使用料減免申請書（支配人、マネージャーの検印あり）で確認している。	減免申請書と入金額の突合により指定管理者がチェックしている状況を確認している。	

第４章　外部監査の結果及び意見

２．島根県立美術館

物品管理（県所有分）	取得・処分	協定書第23条(9)、６条	取得する場合は県との協議の上（施設内に県職員常駐）、取得し物品管理台帳を更新。物品管理の現物実査は毎年は行っていない。現支配人（指定管理者の総括責任者）が着任時（平成28年）に現状把握のために行ったが、物品証票が貼付されていないものも多かった。開館当初から20年間、管理が出来ていない状況が続いている。	常駐している県担当者が台帳と突合して確認している。	【美術館４-３（指摘事項）】【美術館４-４（意見）】を参照。
人的管理	再委託	協定書第15条	再委託先は開館当初から随契。東京の本社で、参考見積はとっているが、入札や複数見積はしていない。光熱費の比較は３社程度で行った。	提出された報告書を査閲し、委託事務の合理性を確認している。	
	人員体制等	協定書第９条仕様書４	組織図、事務分掌を作成し、管理している。	提出された報告書を査閲し、人員体制の合理性を確認している。	
施設管理	老朽化安全性ライフサイクルコスト	協定書第16条	管理施設の点検状況については、「管理点検簿」を作成して日常的に管理している。また外注している保守業務については外注先から業務内容によって月次、年数回など報告を受け取っており、先方と内容確認を行っている。	常駐している県担当者が指定管理者から報告を受け、都度協議している。	
報告事項	業務報告	協定書第24条	毎月、業務報告書を県に提出して報告、県も確認している。	業務報告書を査閲し、不明点等については電話・メール・ヒアリングにより確認している。	
	事業報告	協定書第25条	毎年度５月末までに事業報告書を提出して報告している。	事業報告書については、ヒアリングにより確認している。	

【美術館４-３（指摘事項）】

物品管理については、会計規則93条に物品証書の貼付義務が規定されている。現地調査の際、物品証票の貼付洩れがあるとの説明を受けており、当該状況は会計規則93条違反となるため、早急に貼付義務を遵守されたい。

【美術館４-４（意見）】

物品管理については、会計規則84条に物品の善管注意義務が規定されている。このため、物品管理台帳の合理性、即ち現物の実査は定期的に行うのが好ましい。この点、現支配人（指定管理者の総括責任者）が着任時に現状把握のために現物実査を行ったとのことであるが、物品証票の貼付洩れ等あり、現在も完全ではないとの説明を受けている。数が膨大であり一度に実査することが困難ということであれば、例えば年度ごとに実査対象の範囲を決めて一部ずつ実査し、２年程度で一巡するような方法も考えられる。このような手続きは本来県が直接実施することが望ましいが、少なくとも指定管理者に実査を求め、その実施結果を県が確認するという手続きは法令遵守上、最低限必要である。

また、美術収蔵品については管理を厳重にするために収蔵庫への入室は学芸員に限られており、学芸員が展示替えや修繕の際に現物の実査が行われているが、全ての収蔵品（展示されない資料を含む）の実在性、網羅性について県は把握しきれていない。このような状況は同規定遵守上問題があるため、全ての収蔵品について、定期的に実査がなされる手続きを定めることが望まれる。

３．島根県立島根県民会館

施設名	島根県立島根県民会館
所管課	環境生活部　文化国際課　文化振興室
施設のホームページ	https://www.cul-shimane.jp/hall/

〈施設概要〉

項　目	内　容
所在地	島根県松江市殿町158番地
施設設置の基本条例	島根県立島根県民会館条例
建物概要	鉄筋コンクリート造　地上４階・地下１階
建築年月	昭和43年９月竣工
施設概要	大ホール、中ホール、リハーサル室、展示ホール、多目的ホール、会議室
設置目的	県民の福祉を増進し、文化の向上を図るため
敷地面積	13,219㎡
延床面積	16,243.78㎡
管理形態	指定管理　　公募　　利用料金制
主な開館時間	９：00～22：00
開館日数	338日（平成30年度）
定休日	第２・第４月曜日（祝日の場合は開館）、12/29～１/３
外観、内観等	   
貸室の場合部屋数	大ホール１、中ホール１、リハーサル室１、展示ホール１、多目的ホール２、会議室14、和室３

〈利用・運営状況〉

項　目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	606,227人	460,599人	311,723人	493,052人	454,268人
利用者満足度アンケート	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり
利用者の要望、クレーム収集	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり
施設別の収入合計	147,572千円	129,826千円	98,717千円	142,838千円	未集計
施設別のコスト合計	427,300千円	435,361千円	428,296千円	472,568千円	未集計

第４章　外部監査の結果及び意見
３．島根県立島根県民会館

〈利用料〉

１．大・中ホール　　（単位：円）

種　別	目的別区分			利用料の額					
				午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
				9：00～12：00	13：00～17：00	18：00～22：00	9：00～17：00	13：00～22：00	9：00～22：00
大ホール（1,537席）	非営利	無料	平日	42,640	56,940	71,240	85,410	113,880	142,350
			その他	51,220	68,380	85,410	102,570	136,760	170,950
		1,000円以下	平日	64,090	85,410	106,730	128,180	170,820	213,590
			その他	76,830	102,440	128,180	153,790	205,010	256,360
	～3,000円（営利）		平日	85,410	113,880	142,350	170,820	227,890	284,830
			その他	102,570	136,630	170,820	205,010	273,390	341,770
	3,001～5,000円		平日	106,730	142,350	177,970	213,590	284,830	356,070
			その他	128,180	170,820	213,590	256,360	341,770	427,180
	5,001円以上		平日	128,050	170,820	213,590	256,360	341,770	427,180
			その他	153,790	205,010	256,360	307,580	410,150	512,720
中ホール（576席）	非営利	無料	平日	15,990	21,320	26,650	31,980	42,640	53,300
			その他	19,240	25,610	31,980	38,350	51,220	63,960
		1,000円以下	平日	23,920	31,980	40,040	47,970	63,960	79,950
			その他	28,730	38,350	47,970	57,590	76,830	96,070
	～3,000円（営利）		平日	31,980	42,640	53,300	63,960	85,280	106,730
			その他	38,350	51,220	63,960	76,830	102,440	128,050
	3,001～5,000円		平日	39,910	53,300	66,690	79,950	106,600	133,380
			その他	47,970	63,960	79,950	95,940	127,920	160,030
	5,001円以上		平日	47,970	63,960	79,950	95,940	128,050	160,030
			その他	57,590	76,700	95,940	115,180	153,530	192,010

※上表は通常期【冷暖房適用期間】６/１～９/30・11/１～３/31に係る料金表であり、その他の期間の料金表は異なる。また、上表には設備機器の利用料は含んでいない。

２．楽屋、リハーサル室

施設名	面積及び収容人員	利用料の額					
		午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
		9：00～12：00	13：00～17：00	18：00～22：00	9：00～17：00	13：00～22：00	9：00～22：00
第１楽屋	40.6㎡（16人）	1,950	2,600	3,120	3,770	5,070	6,370
第２楽屋	40.6㎡（16人）	1,950	2,600	3,120	3,770	5,070	6,370
第３楽屋	21.4㎡（８人）	910	1,300	1,560	1,950	2,470	3,120
第４楽屋	21.4㎡（８人）	910	1,300	1,560	1,950	2,470	3,120
第５楽屋	13㎡（５人）	520	650	780	1,040	1,300	1,690
第６楽屋	14.8㎡（３人）	1,040	1,300	1,690	2,080	2,730	3,510
第７楽屋	14.8㎡（３人）	1,040	1,300	1,690	2,080	2,730	3,510
第８楽屋	22.3㎡（11人）	1,040	1,430	1,820	2,210	2,860	3,640
第９楽屋	20.4㎡（８人）	910	1,300	1,560	1,950	2,470	3,120
第10楽屋	17.6㎡（８人）	910	1,300	1,560	1,950	2,470	3,120
第11楽屋	12.4㎡（３人）	1,040	1,300	1,690	2,080	2,730	3,510
第12楽屋	10.4㎡（５人）	520	650	780	1,040	1,300	1,690
リハーサル室	160.6㎡	5,200	6,890	8,710	10,400	13,780	17,290

３．展示、多目的ホール

施設名	面積	目的別区分	利用料の額					
			午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
			9：00～12：00	13：00～17：00	18：00～22：00	9：00～17：00	13：00～22：00	9：00～22：00
展示ホール	226.6㎡	入場無料かつ非営利	6,630	8,840	11,050	13,260	17,680	22,100
		入場無料または営利	9,880	13,260	16,510	19,890	26,520	33,150
第１多目的ホール	127㎡	入場無料かつ非営利	3,510	4,680	5,850	7,020	9,360	11,570
		入場無料または営利	5,200	6,890	8,710	10,400	13,910	17,420
第２多目的ホール	127㎡	入場無料かつ非営利	3,510	4,680	5,850	7,020	9,360	11,570
		入場無料または営利	5,200	6,890	8,710	10,400	13,910	17,420

４．会議室

施設名		形式	面積及び収容人員	利用料の額					
				午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
				9：00～12：00	13：00～17：00	18：00～22：00	9：00～17：00	13：00～22：00	9：00～22：00
会議室	大会議室	スクール	入場無料かつ非営利	11,960	15,990	19,890	25,870	33,930	39,910
			入場無料または営利	17,940	23,920	29,900	38,870	50,830	59,800
	201	ロの字	25.7㎡（10人）	2,080	2,730	3,380	4,550	5,850	6,890
	202	スクール	37.3㎡（20人）	2,470	3,380	4,160	5,460	7,150	8,450
	203	ロの字	32.5㎡（10人）	2,080	2,860	3,640	4,680	6,110	7,150
	301	ロの字	61.2㎡（16人）	8,320	11,180	13,910	18,200	23,790	27,950
	302	ロの字	47.9㎡（16人）	4,550	6,110	7,540	9,880	13,000	15,210
	303	スクール	106.3㎡（81人）	6,890	9,100	11,440	14,820	19,370	22,880
	304	ロの字	76.3㎡（24人）	5,330	7,020	8,840	11,440	14,950	17,680
	305	ロの字	83.6㎡（36人）	5,460	7,280	9,100	11,960	15,600	18,330
	306	ロの字	60.6㎡（20人）	4,160	5,590	7,020	9,100	11,830	13,910
	307	スクール	81.6㎡（63人）	5,200	6,890	8,580	11,180	14,690	17,160
	308	スクール	81.6㎡（54人）	5,330	7,020	8,840	11,440	14,950	17,680
	309	スクール	54㎡（24人）	3,510	4,680	5,850	7,540	9,880	11,570
	310	スクール	55.2㎡（24人）	3,380	4,550	5,720	7,410	9,620	11,440
和室	204	茶室有	17.5畳	1,950	2,600	3,250	4,160	5,460	6,500
	205	－	15.0畳	1,690	2,210	2,730	3,640	4,680	5,590
	206	－	15.0畳	1,690	2,210	2,730	3,640	4,680	5,590

減免措置

●公の施設として実施する減免（島根県民会館条例15条関係）
①保育所又は学校が主催して乳幼児、小学生及び中学生のために教育的文化的な催し物を行うとき：５割減免
②教育委員会又は学校が主催して生徒（中学生を除く）及び学生のために教育的文化的な催し物を行うとき：２割減免
③公共的団体が慈善を目的として行う芸術文化公演事業：３割減免
④芸術文化鑑賞を目的とする団体が年４回以上行う芸術文化鑑賞事業（鑑賞団体対象）：２割減免
⑤芸術文化活動や文化振興を目的とする公共的団体（公益団体等）が行う芸術文化公演事業（NPO等の法人・団体を対象とする）：２割減免
⑥島根県文化団体連合会及び島根県芸能文化協会またはそれらの加盟団体が行う芸術文化（公演・展示）事業：２割減免
⑦月２回以上定期的に利用する場合で理事長が教養講座として認めるもの（教室を対象とする）：２割免除：２割減免
⑧その他、理事長が特に認めるもの：２割減免

［備考］
・①②において教育委員会、保育所又は学校に準じるものが乳幼児、児童、生徒及び学生のために教育的文化的な催し物を行うときも同様とする。
・①②において鑑賞を目的として乳幼児、児童、生徒及び学生が出演しない場合は「入場料1,000円以下」の使用料とする。
・①で定める乳幼児、小学生又は中学生、②で定める生徒又は学生の両方を対象として教育的、文化的な催し物を行う場合、②を適用する。
・⑥においては主として当該団体が出演または出品する場合とする。
●入館者確保のための集客対策として実施する割引（島根県民会館条例14条関係）
・利用日の10ヶ月前までに予約・申込と事前支払をする場合：施設利用料金を20%相当額割引（大ホール、中ホール対象）
・利用日の10日前から当日までに予約し利用申込書を提出する場合：利用料金を20%相当額割引
平日夜間（18：00～22：00）の展示ホール・多目的ホール・会議室対象

視点１：施設のKPI管理について

(1) 施設の設置目的

島根県立島根県民会館条例第２条において、「県民の福祉を増進し、文化の向上を図るため」とされている。

(2) KPIの管理・運営状況

KPIとして設定されているのは大ホール及び中ホールの入館者数であり、事務事業評価シートには次のとおり記載されている。

KPI		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
入館者数	目標値	140,000人	100,000人	170,000人	170,000人	170,000人
	実績値	166,717人	129,886人	94,390人	172,646人	159,258人
	達成率	119.1%	129.9%	55.5%	101.6%	93.7%

なお、平成28年度の入館者数が減少しているのは、改修工事のために全館休館していた期間があるためである（平成27年度は３ヶ月間、平成28年度は６ヶ月間）。

また、平成29年度の鑑賞事業の実施（参加者数：館内14,998人、館外6,824人）、育成創造事業の実施（参加者数：館内1,614人、館外6,140人）についてもKPIとして分析・検討対象とし、アウトリーチの取組みとして小中学校、社会福祉施設等で「鑑賞者それぞれの事情を考慮して伝えるプログラム」をアーティストと職員で実施したことなどを定性的な成果としている。

上記（1）設置目的が「県民の福祉を増進し、文化の向上を図る」こととされており、当該KPIは適切に設定されている。また、達成率の低下に対する原因分析（文化活動の担い手の高齢化や後継者不足、近隣文化施設との競合等）、対応策の検討、指定管理者への指導・協議も為されている。

視点２：施設の収支状況について

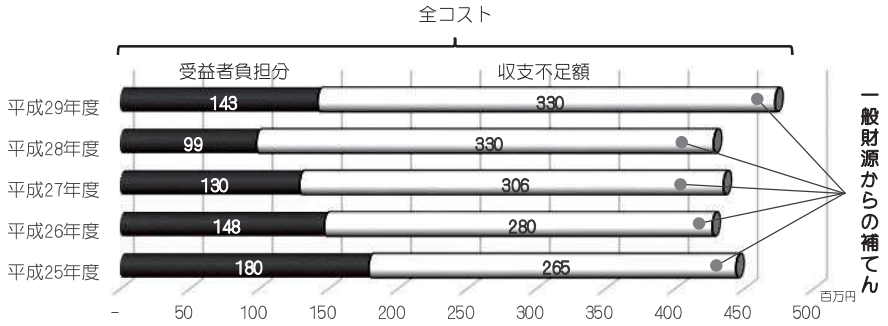
(1) 収支の現状

当施設の収支の状況は次のとおりである。

（単位：千円）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人に係るコスト	人件費	131,419	134,492	147,107	148,338	132,450
	退職給付関係費用	−31,089	−5,464	−4,889	9,965	7,964
	小　計	100,330	129,028	142,218	158,303	140,414
物に係るコスト	物件費	248,478	211,496	209,963	170,241	210,027
	維持修繕費	14,038	5,154	1,558	1,810	6,581
	減価償却費	81,622	81,622	81,622	81,622	111,948
	小　計	344,138	298,272	293,143	253,673	328,556
その他のコスト	公債費（利息のみ）	−	−	−	16,320	3,598
	小　計	−	−	−	16,320	3,598

①行政コスト　計	444,468	427,300	435,361	428,296	472,568
②利用料等の収入　計	179,571	147,572	129,826	98,717	142,838
①－②一般財源による補てん額	264,897	279,728	305,535	329,579	329,730



(2) 当施設の受益者負担率の現状

当施設の受益者負担率の推移は次のとおり概ね33%程度で推移している（平成28年度は全館休館による減少の影響が大きい）。

項目		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
コスト	A	427,300千円	435,361千円	428,296千円	472,568千円	（未確定）
利用者数	B	606,227人	460,599人	311,723人	493,052人	454,268人
コスト／人	C=A/B	705円	945円	1,374円	958円	－
（うち、減価償却費）		81,622千円	81,622千円	81,622千円	111,948千円	（未確定）
利用料等収入	D	147,572千円	129,826千円	98,717千円	142,838千円	（未確定）
減免・免除額※	E	7,567千円	5,357千円	4,652千円	8,587千円	8,234千円
収入／人	F=(D+E)/B	256円	293円	332円	307円	-
受益者負担率	F/C	36%	31%	24%	32%	－

(3) 利用料決定時の検討状況

利用料はできるだけ利用する受益者に負担してもらい、不足部分を県で補填する必要があるとの考え方を基礎として、他地方都市の公立の類似ホールの利用料を参考としながら、設備内容やホール需要の緩急の度合いなど各会館の特殊事情を加味し、島根県立島根県民会館条例（昭和43年３月29日、島根県条例第１号）において利用料の基準額を決定した。その後、消費税の引き上げに対応して改定している。

なお、同条例では「利用料基準額に0.8を乗じて得た額から1.2を乗じて得た額までの範囲内で指定管理者は知事の承認を受けて定める」としている。現在の利用料はほぼ基準額どおりで運営している。

(4) 受益者負担マトリクスにより導出した、あるべき受益者負担

必需性・公共性を基礎に、監査人が独自に設定した受益者負担マトリクスを用いて想定した当施設の総合的な受益者負担率は25%である。

受益者負担マトリクス	公共性分類	必需性分類	カテゴリ	受益者負担率 Should be
県民会館	A	III	AIII	25%

①公共性分類　→　区分A

県民会館・市民会館は一般的に地方公共団体が設置するものであり、広く県民に利用が開かれた施設であり、県外からの誘客を主目的とはしていない。このため、「公共的」とした。

②必需性分類　→　区分Ⅲ

アーティストのコンサートや県外交響楽団の演奏会等に利用され、日常生活や余暇をより快適で充実したものにするために個人の価値観に応じて選択的に利用する施設と言えるため、「必需性」は弱い。一方、当施設は県民が日常生活を営む上で必要なイベントに活用される場でもあるため、「やや選択的」とした。

当施設の受益者負担率は33%程度と、監査人が独自に設定した受益者負担率Should be値25%を上回る結果となった。

【県民会館２-１（意見）】

公の施設は全ての住民に利用の機会を提供するために設置することが基本であることから、設置目的に沿って住民が利用する場合は、低廉な負担で利用できることが望ましい。一方で、利用者が支払う利用料が施設に係る経費を下回る場合、不足分は税金で賄うこととなり、県民全体の負担となることから、負担の公平化を図るため、施設を利用する受益者が相応の経費を負担すべきといえる。

この点、監査人が独自に収集した近隣類似施設の利用料等は次のとおりである。施設によってホールの席数が異なるが、これを考慮しても当施設の使用料は他の近隣施設に比して大ホール及び小・中ホールで約1.3倍程度の設定となっていると考えられる。

近隣の類似施設の利用料等

施設名称	設置者	管理形態	区分	入場料徴収あり	大ホール※ 全日利用 土・日・祝日	小・中ホール※ 全日利用 土・日・祝日	延床面積
島根県民会館	島根県	指定管理		1,001～3,000円	341,770円（1,537席）	128,050円（576席）	16,243.78㎡
鳥取県民文化会館	鳥取県	指定管理		1,001～3,000円	266,380円（1,990席）	46,570円（500席）	19.515.08㎡
岡山市民会館	岡山市	指定管理	市民	2,001円～	239,200円（1,718席）		3,967.3㎡
			その他		287,200円（1,718席）		
香川県県民ホール	香川県	指定管理		1,001～2,000円	349,800円（2,001席）	172,920円（807席）	27,820㎡
愛媛県県民文化会館	愛媛県	指定管理		1,100～3,300円	471,590円（2,725席）	207,080円（912席）	41,651.39㎡

※1,000席超を大ホール、1,000席未満を小・中ホールとして表示している。

もっとも現状の利用料が当施設の特性や性格に照らして妥当かどうかは一概には言えない。このため、県は現状の当施設の特性や性格を踏まえ、あるべき受益者負担割合を設定し、利用料収入と行政コストとを勘案して個別の利用料を設定することが望ましい。一例として、本監査においては受益者負担率Should be値を25%としたのに対し、現在の当施設の受益者負担率は35%程度と推計されているため、もう少し使用料を減額する余地が生じることになる。ただし、大規模修繕が見込まれる等、将来の受益者負担率が大幅に変わると予測される場合には状況が異なるため、県はこれらの事情を勘案し、当施設の使用料等を合理的に試算、検討することが望まれる。

視点３：施設設置の合理性、今後の修繕計画について

(1) 設置・規模の合理性について

①施設設置の経緯

県民多年の要望に応えて、昭和38年に県政重点施策の一環として取り上げられた。本県の産業や文化の振興策として、全県的な文化活動と県民交流の場となる拠点施設として昭和43年に設置された。

②設置・規模の合理性について

当施設は来館者の８割が県内居住者であり県民に広く利用されており、1,500人以上を収容できるホールを備えた施設は近隣にはない。松江市の松江テルサのホールは収容人員580人であり規模が著しく異なる。また、県西部には劇場と美術館の複合施設である島根県芸術文化センターがあり、その劇場には1,500席の大ホールがあるが、東部地区と西部地区の文化拠点としての役割を分けて設置されたものである。

その他、近隣施設のベンチマークは次のとおりであり、結果として、設置・規模の合理性に

ついて特段の指摘又は意見を付すべき事項は発見していない。

近隣の類似施設の延床面積と人口規模

施設名称	設置者	管理形態	運営者	延床面積	県人口
島根県民会館	島根県	指定管理	公益財団法人 しまね文化振興財団	16,243.78㎡	67.9万人（平成30年）
鳥取県民文化会館	鳥取県	指定管理	公益財団法人 鳥取県文化振興財団	19.515.08㎡	56万人（平成30年）
香川県県民ホール	香川県	指定管理	穴吹エンタープライズ 株式会社	27,820㎡	96万人（平成30年）
愛媛県県民文化会館	愛媛県	指定管理	公益財団法人 愛媛県文化振興財団	41,651.39㎡	135.4万人（平成30年）

※1,000席超を大ホール、1,000席未満を小・中ホールとして表示している。

(2) 今後の修繕計画の合理性について

①当施設の今後の設備投資に係る支出負担の長期的計画（推計値）

当施設の今後の修繕費用、大規模修繕費用、建替費用について、一定の仮定を用いた将来推計値は次のとおりである。

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	今後30年間の合計値
建物・修繕コスト予測推計値	5,535千円	5,535千円	5,535千円	5,535千円	5,535千円	5,679,143千円
	R6～R10年度	R11～R15年度	R16～R20年度	R21～25年度	R26～R30年度	今後30年間の平均値
	27,676千円	27,676千円	5,535,277千円	30,419千円	30,419千円	189,305千円

※ 一般的な建物にない大ホール、中ホールの舞台機構、舞台照明、音響設備等にかかる費用を除く

当施設の場合、17年後には築65年に到達し、建替費用5,522百万円規模の負担が想定される。当施設を同規模のまま維持するか否かも含め、抜本的な検討が今後必要となる。

②現在の修繕計画の合理性について

総務部管財課と所管課が主体となって作成・運用している当施設の「維持保全計画」の内容に不合理な点はなく、優先度に応じた修繕計画が合理的に立案され、実施されている状況を確認した。所管課や指定管理者が要望する修繕事項には経年劣化を原因とする舞台装置吊物の修繕（概算額284百万円）、舞台照明のLED化（概算額100百万円）等、金額的な負担が大きいものも含まれるため、管財課では今後の当施設の修繕方法の検討を慎重に進めている。

【県民会館３-１（意見）】

当施設は供用開始から50年を経過しており、施設の老朽化がかなり進行している。平成27、28年度に耐震化改修を終えたものの、発生したトラブルや、ご意見箱、WEBサイト、事業アンケートなどによる利用者からの苦情・要望等の内容と件数の推移は次のとおりであり、トラブル件数が減少している一方で苦情・要望件数は平成28年度以降急増している状況が窺える。

トラブル件数

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
施設・設備	76件	68件	10件	4件
駐車場	19件	15件	6件	1件
自動販売機	16件	2件	－	－
耐震工事	12件	2件	－	－
ホール座席	－	－	－	－
トイレ	－	－	－	2件

苦情・要望項目件数

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
施設・設備	18件	48件	54件	42件
駐車場	19件	45件	101件	70件
自動販売機	3件	1件	－	－
耐震工事	5件	5件	－	－
ホール(座席)	－	68件	179件	107件
トイレ	5件	45件	61件	42件

利用者からの「声」は重要であり、管財課と所管課が連携して当該課題解決のために真摯に取り組むことが望まれる。

視点４：管理・運営方法について

(1) 採用した管理形態の合理性について

当施設は指定管理制度の採用により、次のとおり管理コストが削減できたとされている。

第４章　外部監査の結果及び意見
３．島根県立島根県民会館

施設名称	指定管理者	コスト対比			
		平成16年制度導入前委託料	令和元年度指定管理料	差異	差異率
県民会館	公益財団法人しまね文化振興財団	253,214千円	236,746千円	－16,468千円	－6.5%

また、利用料金は、指定管理者の収入として収受させることとしている（利用料金制）。

【当施設に係る指定管理制度の概要】

指定管理者名		公益財団法人しまね文化振興財団				
導入年度		平成17年度				
現在の指定期間		平成27～令和４年度				
公募・非公募		公募				
条例	募集方式	島根県立島根県民会館条例第５条				
	選定基準	島根県立島根県民会館条例第６条				
	管理の基準	島根県立島根県民会館条例第10条～第22条				
	業務の範囲	島根県立島根県民会館条例第４条				
指定管理料（決算額）		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		200,654千円	206,225千円	201,222千円	216,220千円	221,402千円
選定委員会設置要綱		島根県立島根県民会館指定管理者候補選定委員会設置要綱				
仕様書		島根県立島根県民会館指定管理業務仕様書				
協定書		島根県立島根県民会館の管理に関する基本協定書				

(2) 指定管理者の公募手続の合理性について

条例第７条では、「知事は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。」とされている。

この指定管理者制度の趣旨は、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成することにあるため、競争性の確保が求められる。

当施設は、指定管理制度運用に係る共通ガイドライン（島根県総務部人事課・財政課平成16年９月21日制定令和元年５月16日最終改正）に基づき、適切に手続が為されている。県としては複数事業者からプロポーザルを受けることができるよう公募期間を60日間とし、公募開始の１ヶ月前から公募の予告を行っているが、現状では効果を得られていない。なお、指定管理者の申請者が単独となった場合でもプレゼンテーションを実施し、選定委員会の各選定委員の評価点の平均点が最低基準60%を下回る場合は、当該申請者を指定管理候補者として選定しない旨が別途規定されている。

【県民会館４-１（意見）】

当施設の説明会参加者数及び申請者数は、指定管理制度が導入された第１期は、現地説明会に11社が参加しているが、申請者は現在の指定管理者である公益財団法人しまね文化振興財団１社のみで継続している。

指定管理期間	第１期 H17年度～	第２期 H22年度～	第３期 H27年度～
説明会出席	11社	１社	２社
申請書提出	１社	１社	１社
決定	１社	１社	１社

現地説明会出席者に対して、申請しなかった理由についてのヒアリング等は行っていないとのことであるが、第３期には県外の事業者が現地説明会に参加しており、当施設の管理運営に関心を示していると推察できる。このため、例えば現地説明会には参加したが申請はしなかった事業者に対して、申請しなかった理由等のヒアリングを行い、次回の公募手続きに活かすなど、競争性を確保し、より質の高い管理運営になるよう工夫されたい。

(3) 施設の日常的管理・運営について

施設の日常管理・運営について現地にて確認を行った。

【指定管理者の日々の運営・管理の状況と県のモニタリング状況】

監査要点等			指定管理者の管理状況	県のモニタリング状況	備考
現金管理	収支経理管理（残高含む）	協定書第８条(2)、第23条(2)(5)	担当者が金銭出納帳（手書き）で現金で預かった利用料等を管理。担当者の署名はあり、上長が確認照合しているとのことだが検印はない。また別に釣銭現金は管理している。 収入調書で毎日現金収入と振込収入をまとめており、発行者、別担当者、GL,課長、館長の押印があり、毎月財団の事務局に報告している。	業務報告書の施設利用状況によりホール・会議室等の個別施設毎の使用日数と使用料を確認している。また有料駐車場は受託収納計算書により確認している。	【県民会館４-２（意見）】を参照。
	減免・免除	協定書第８条(2)、第23条(4) 仕様書３(2)	利用者から提出された減免申請書を確認し、館長、課長、GL、担当者が確認し、押印している。	減免申請書と入金額の突合により指定管理者がチェックしている状況を確認しているが、減免が規定等に従って適用されていることの確認まではしていない。	【県民会館４-３（意見）】を参照。
物品管理（県所有分）	取得・処分	協定書第６条、第20条 仕様書３(6)イ	購入の要望を聞き取りやリストとして提出。原則物品管理シールを貼付して管理しているが、指定管理者が取り換えることがあるため、同じ物品でもシール貼付の物となしの物が混在している状況。突合については県から指示がないため行っておらず、備品の実態が明確になっていない。	指定管理者からの報告に基づいて県の資産台帳を更新しているが、現物の所在確認等についてはモニタリングしていない。	【県民会館４-４（意見）】【県民会館４-５(意見)】を参照。
人的管理	再委託	協定書第15条	再委託先は、高額なものは入札。少額なものは複数見積。特殊なもの（舞台関係）は随契もある。	提出された報告書を査閲し、委託事務の合理性を確認している。	
	人員体制等	協定書第22条 仕様書４(1)	－	提出された報告書を査閲し、人員体制の合理性を確認している。	
施設管理	老朽化 安全性 ライフサイクルコスト	協定書第８条(5)、16条、２条、24条、	毎日、電気警備日報、受電日誌、熱源機運転日誌等で、日常点検を行っている。毎月業務日誌でも報告。	管理施設の点検等について、施設側に問題がある場合には指定管理者から都度連絡があり協議を行っている。必要に応じて管財課も現地確認を行っている。	【県民会館３-１（意見）】を参照。
報告事項	業務報告	協定書第24条	毎月、業務報告書を県に提出して報告している。	業務報告書を査閲し、不明点等については電話・メール・面談により確認している。	
	事業報告	協定書第25条	翌年度の５月30日までに事業報告書を提出して報告している。 帳簿類の確認はない。	事業報告書を査閲し、内容を確認している。	
その他の事項	利用料金について	－	中国五県の中では、利用料金は高いと言われる。 小中学校で50％の減免。700万円程度ある。	－	【県民会館２-１（意見）】を参照。
	施設について	－	耐震化工事は終わったが、空調設備、消防設備、電気設備は修繕されていない。設備更新をして欲しい。また、トイレ等のバリアフリー化未実施箇所の対応を行って欲しい。	－	【県民会館３-１（意見）】を参照。

第４章　外部監査の結果及び意見
３．島根県立島根県民会館

【県民会館４-２（意見）】
　指定管理者において日々の売上金を現金出納帳にて担当者が管理し、上席者が確認しているとのことであるが、現金残高と帳簿残高との一致を確かめたことの証跡が残されていない。現金は紛失のリスクや横領等の不正のリスクが高いため日々の管理が極めて重要であり、管理の証跡を残しておくことが必要である。このため、実際の現金残高と帳簿残高の一致を担当者が確かめた証跡として、例えば帳簿に押印した上で上席者が確認するという統制は必要と考える。
　また、県は業務報告書の確認のみで、収支管理簿（現金出納帳）や指定管理者の帳簿の査閲による確認は行っていない。当該手続のみでは、収支に指定管理外の経費の混入等の事実があったとしても把握することができないため、手続として不十分である。少なくともサンプルベースで指定管理者の収支管理簿や帳簿を査閲し、不合理な点がないか否かについて心証を得る手続を追加すべきである。

【県民会館４-３（意見）】
　県は減免手続きに関して指定管理者がチェックしている状況を確認しているが、減免の内容が減免規定等に従っているかの確認まではなされていない。少なくとも年に一度は減免処理の適切性について心証を得る手続を追加すべきである。

【県民会館４-４（意見）】
　物品管理については、会計規則84条に物品の善管注意義務が規定されている。このため、物品管理台帳の合理性、即ち現物の実査は定期的に行われるべきであり、現物の実査がなされていない状況は改善すべき点である。物品の所有権は基本的に県に帰属するため、法令順守の観点からは県が直接現物確認を行う手続が最も好ましいが、少なくとも指定管理者に物品の実査を求め、結果を確認する手続は必要であり、当該手続を追加すべきである。

【県民会館４-５（意見）】
　県の貸し出し備品が壊れた場合で迅速に対応する必要がある場合、指定管理者が購入している（協定書21条）。この場合、指定管理者が購入した備品等について、県の利用料金表の体系を根拠として利用料を徴収することが可能か否かの疑念が生じるが、明確な規定がない。
　このため、県はこのような事情が生じた場合に備えて運用上の措置を取り決める（寄付を受ける手続を追加する等）ことが求められる。

４．島根県芸術文化センター

施設名	島根県芸術文化センター（グラントワ）
所管課	環境生活部　文化国際課　文化振興室
施設のホームページ	http://www.grandtoit.jp/

〈施設概要〉

項　目	内　容
所在地	島根県益田市有明町５-15
施設設置の基本条例	島根県芸術文化センター条例
建物概要	鉄筋コンクリート、及びPCコンクリート・一部鉄骨造 地上２階、地下１階
建築年月	平成17年３月
施設概要	美術館、ロビー、収蔵庫、大ホール、小ホール、貸し施設、回廊、中庭、ショップ、レストラン
設置目的	芸術文化の振興及び県民福祉の向上を図るため
敷地面積	36,564.16㎡
延床面積	１階：13,313.01㎡、２階：2,893.78㎡、地下１階：3,045.66㎡　計19,252.45㎡
管理形態	指定管理（学芸部門及び総務部門の一部は直営）　公募　利用料金制（ホール）
主な開館時間	石見美術館：10：00～18：30、いわみ芸術劇場：９：00～22：00
開館日数	337日（平成30年度）
定休日	石見美術館：毎週火曜日（祝日の場合開館、翌平日休館）、年末年始 いわみ芸術劇場：毎月第２・第４火曜日（祝日の場合開館、翌平日休館）、年末年始
外観、内観等	   
貸室の場合部屋数	大ホール１、小ホール１、スタジオ２、多目的ギャラリー１、楽屋12

〈利用・運営状況〉

項　目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	379,330人	393,066人	421,048人	359,415人	384,024人
利用者満足度アンケート	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり
利用者の要望、クレーム収集	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり
施設別の収入合計	140,264千円	134,527千円	100,766千円	96,804千円	未集計
施設別のコスト合計	1,110,733千円	1,115,940千円	1,047,140千円	1,087,414千円	未集計

第４章　外部監査の結果及び意見
４．島根県芸術文化センター

〈利用料〉いわみ芸術劇場（一部抜粋）　（設備機器利用料除く）

種別		目的別区分	利用料の額					
			午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
			9：00～12：00	13：00～17：00	18：00～22：00	9：00～17：00	13：00～22：00	9：00～22：00
大ホール	無料非営利	平日	35,200円	47,000円	58,800円	70,600円	94,100円	117,700円
		その他	42,300円	56,400円	70,600円	84,700円	112,900円	141,200円
	1,000円以下	平日	52,800円	70,500円	88,200円	105,900円	141,200円	176,600円
		その他	63,500円	84,600円	105,900円	127,100円	169,400円	211,800円
	1,001～3,000円	平日	70,400円	94,000円	117,600円	141,200円	188,200円	235,400円
		その他	84,600円	112,800円	141,200円	169,400円	225,800円	282,400円
	3,001～5,000円	平日	88,000円	117,500円	147,000円	176,500円	235,300円	294,300円
		その他	105,800円	141,000円	176,500円	211,800円	282,300円	353,000円
	5,001円以上	平日	105,600円	141,000円	176,400円	211,800円	282,300円	353,100円
		その他	126,900円	169,200円	211,800円	254,100円	338,700円	423,600円
小ホール	無料・非営利	平日	10,200円	13,600円	17,100円	20,500円	27,300円	34,200円
		その他	12,300円	16,400円	20,500円	24,600円	32,800円	41,000円
	1,000円以下	平日	15,300円	20,400円	25,700円	30,800円	41,000円	51,300円
		その他	18,500円	24,600円	30,800円	36,900円	49,200円	61,500円
	1,001～3,000円	平日	20,400円	27,200円	34,200円	41,000円	54,600円	68,400円
		その他	24,600円	32,800円	41,000円	49,200円	65,600円	82,000円
	3,001～5,000円	平日	25,500円	34,000円	42,800円	51,300円	68,300円	85,500円
		その他	30,800円	41,000円	51,300円	61,500円	82,000円	102,500円
	5,001円以上	平日	30,600円	40,800円	51,300円	61,500円	81,900円	102,600円
		その他	36,900円	49,200円	61,500円	73,800円	98,400円	123,000円
スタジオ1		無料・非営利	5,300円	7,000円	8,800円	10,600円	14,100円	17,700円
		営利	8,000円	10,500円	13,200円	15,900円	21,200円	26,600円
スタジオ2		無料・非営利	1,100円	1,400円	1,800円	2,100円	2,900円	3,600円
		営利	1,700円	2,100円	2,700円	3,200円	4,400円	5,400円
多目的ギャラリー		無料・非営利	4,400円	5,800円	7,300円	8,800円	11,700円	14,700円
		営利	6,600円	8,700円	11,000円	13,200円	17,600円	22,100円

減免措置
●公の施設として実施する減免（島根県芸術文化センター条例17条関係） ①学校が主催して乳幼児、小学生及び中学生のために教育的文化的な催し物を行うとき：５割減免 ②教育委員会又は学校が主催して生徒（中学生を除く）及び学生のために教育的文化的な催し物を行うとき：２割減免 ③公共的団体が慈善を目的として行う芸術文化公演事業：３割減免 ④芸術文化鑑賞を目的とする団体が年４回以上行う芸術文化鑑賞事業：２割減免 ⑤島根県文化団体連合会及び島根県芸能文化協会またはそれらの加盟団体が行う芸術文化事業：２割減免 ⑥月２回以上定期的に利用する場合で理事長が教養講座として認めるもの：２割減免 ⑦月２回以上定期的にスタジオ１を文化団体が利用する場合で理事長が認めるもの：５割減免 ⑧公共的団体のうち障がい者団体・福祉団体等が主催して行う大会等で理事長が認めるもの：２割減免 ⑨その他、理事長が特に認めるもの：２割減免 ［備考］ ・①②において教育委員会、保育所又は学校に準じるものが乳幼児、児童、生徒及び学生のために教育的文化的な催し物を行うときも同様とする。 ・①②において鑑賞を目的として乳幼児、児童、生徒及び学生が出演しない場合は「入場料1,000円以下」の使用料とする。 ・⑤においては主として当該団体が出演または出品する場合とする。

〈観覧料〉石見美術館

	企画展	コレクション展	企画・コレクション展セット	年間パスポート	備　考
一般	1,000円 (800円)	300円 (240円)	1,150円 (920円)	3,000円	（　）内は20名以上の団体料金。
大学生	600円 (450円)	200円 (160円)	700円 (530円)	1,800円	
小中高生	300円 (250円)	無料	300円 (250円)	900円	

減免措置
●公の施設として実施する減免（島根県芸術文化センター条例21条関係） ①学校教育利用 小中高生（引率者含む）：全額免除 ②身障者 身体障害者手帳等所持者およびその付添人：全額免除 ③学術・調査・研究関係者（個人・団体含む） ④益田市、鹿足郡内の町が任命する観光ボランティア ⑤児童福祉週間（５月）　小中学生：全額免除 ⑥老人週間（９月）　高齢者：全額免除 ⑦障害者週間（通年）　身障者手帳等所持者：全額免除 ●入館者確保のための集客対策として実施する割引（島根県芸術文化センター条例20条関係） ⑧提携美術館の会員証所持者：割引料金 ⑨いわみ芸術劇場が主催する公演チケット所持者　公演当日に限り割引料金 ⑩島根県が推進する子育て応援事業「こっころ」のパスポートの提示：割引料金 ●その他の減免 ⑪コレクション展と企画展とを同時に観覧する場合：コレクション展の観覧料が半額免除 ⑫外国籍を有する者　パスポート又は在留カードの提示：半額免除

視点１：施設のKPI管理について

(1) 施設の設置目的

島根県芸術文化センター条例第２条では、「多様で質の高い美術、音楽、演劇その他の芸術文化の鑑賞及び創造の機会を提供し、もって芸術文化の振興及び県民生活の向上を図るため」とされている。

(2) KPIの管理・運営状況

KPIとして設定されているのは入館者数であり、事務事業評価シートには次のとおり記載されている。

KPI		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
入館者数	目標値	300,000人	330,000人	330,000人	330,000人	330,000人
	実績値	379,330人	393,066人	421,048人	359,415人	384,024人
	達成率	126.4%	119.1%	127.6%	108.9%	116.4%

また、美術館では企画展を４本開催、芸術劇場ではアウトリーチ演奏会等センター外で行う文化事業を35か所で実施、圏域で文化活動を担う関係者等を対象にした専門人材育成事業に102名参加し舞台芸術や演出の向上等に努めたこと、ボランティア団体（延べ114名）と協業して運営を実施したこと、県民ニーズの高い公演を実施し、来場者アンケートでは公演満足度98.2%達成などを定性的な成果としている。

上記（1）設置目的に「芸術文化の鑑賞及び創造の機会を提供する」ことが含まれており、当該KPIは適切に設定されている。また、達成率の低下に対する原因分析（企画展の継続的な開催、首都圏からの集客等）、対応策の検討、指定管理者への指導・協議も為されている。

第４章　外部監査の結果及び意見
４．島根県芸術文化センター

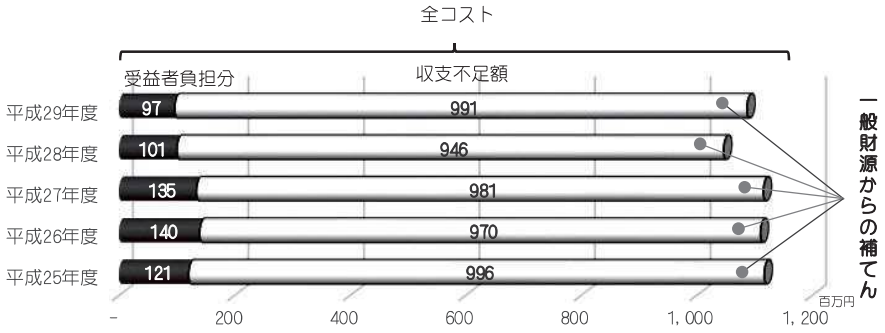
視点２：施設の収支状況について

(1) 収支の現状

当施設の収支の状況は次のとおりである。

（単位：千円）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人に係るコスト	人件費	206,388	227,203	213,525	210,732	205,077
	退職給付関係費用	−560	−5,009	−22,335	−4,812	−17,835
	小　計	205,828	222,194	191,190	205,920	187,242
物に係るコスト	物件費	370,049	383,586	423,105	320,735	332,170
	維持修繕費	38,940	11,259	16,754	44,402	100,724
	減価償却費	309,773	309,773	309,773	309,773	309,773
	小　計	718,762	704,618	749,632	674,910	742,667
その他のコスト	公債費（利息のみ）	192,728	183,921	175,118	166,310	157,505
	小　計	192,728	183,921	175,118	166,310	157,505
①行政コスト　計		1,117,318	1,110,733	1,115,940	1,047,140	1,087,414
②利用料等の収入　計		121,173	140,264	134,527	100,766	96,804
①−②一般財源による補てん額		996,145	970,469	981,413	946,374	990,610



(2) 当施設の受益者負担率の現状

当施設の受益者負担率は次のとおり概ね10%～14%程度で推移しており、減少傾向にある。

項目		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
コスト	A	1,110,733千円	1,115,940千円	1,047,140千円	1,087,414千円	（未確定）
利用者数	B	379,330人	393,066人	421,048人	359,415人	384,024人
コスト／人	C=A/B	2,928円	2,839円	2,487円	3,026円	−
（うち、減価償却費）		309,773千円	309,773千円	309,773千円	309,773千円	（未確定）
利用料等収入	D	140,264千円	134,527千円	100,766千円	96,804千円	
減免・免除額	E	10,012千円	113,533千円	10,724千円	10,347千円	10,695千円
収入／人	F=(D+E)/B	396円	631円	265円	298円	0円
受益者負担率	F/C	14%	22%	11%	10%	−

※H26，27年度の減免・免除額については推定値とする

(3) 利用料・観覧料決定時の検討状況

いわみ芸術劇場は既存の島根県民会館を参考とし、石見美術館は既存の島根県立美術館を参考として利用料・観覧料を決定し、島根県芸術文化センター条例（平成16年10月12日、島根県条例第51号）において利用料・観覧料の基準額を決定した。その後は、消費税率の引き上げに伴って利用料・観覧料を改定している。なお、同条例において、劇場利用料は「利用料基準額に0.8を乗じて得た額から1.2を乗じて得た額までの範囲内で指定管理者は知事の承認を受けて利用料金を定める」としており、現在の利用料はいずれもほぼ基準額どおりで運営している。

(4) 受益者負担マトリクスにより導出した、あるべき受益者負担

必需性・公共性を基礎に、監査人が独自に設定した受益者負担マトリクスを用いて想定した当施設の総合的な受益者負担率は25%である。

受益者負担マトリクス	公共性分類	必需性分類	カテゴリ	受益者負担率 Should be
グラントワ	A	III	AIII	25%

①公共性分類　→　区分A

県民会館・市民会館は一般的に地方公共団体が設置するものであり、広く県民に利用が開かれた施設である一方、県外からの誘客を主目的とはしていない。このため、「公共的」とした。

②必需性分類　→　区分Ⅲ

アーティストのコンサートや県外交響楽団の演奏会等に利用され、日常生活や余暇をより快適で充実したものにするために個人の価値観に応じて選択的に利用する施設と言えるため、「必需性」は弱い。一方、当施設は県民（特に県西部地区）が日常生活を営む上で必要なイベントに活用される場でもあるため、「やや選択的」とした。

【グラントワ２-１（意見）】

当施設は県全体、特に県西部エリアの代表的な文化施設の一つであるため、県の施設として安価なサービスを県民に提供する責務があるとの見解は理解できるが、今後ますます厳しくなる県の財政状況を考えると、上記の受益者負担率Should be値との乖離は看過できない。現在、当施設の利用料等は開設当初設定されてから事実上改定されておらず、県は、県の施設として県民に安価なサービスを提供することを重視し、コスト回収的なアプローチによる検討は現在まで具体的には行っていない。

なお、監査人が収集した文化施設の利用料等のベンチマークは次のとおりである。

	施設名称	設置者	管理形態	運営者	複合形態	大ホール※１	延床面積	入館者数	
複合型	島根県芸術文化センター（グラントワ）	島根県	劇場（指定管理） 美術館（直営）	公益財団法人しまね文化振興財団	芸術劇場 美術館	21,723円/時間 1,500席利用	19,252㎡	38.4万人 (H30年度)	
複合型	川崎市スポーツ・文化総合センター（カルッツかわさき）	川崎市	指定管理	㈱アクサス川崎	スポーツ施設 文化施設	34,236円/時間 1,671席利用	25,423㎡	64.8万人 (H30年度)	
複合型	愛知芸術文化センター	愛知県	指定管理	公益財団法人愛知県文化振興事業団	芸術劇場 美術館	62,852円/時間 1,880席利用	109,062㎡	142万人 (H29年度)	
複合型	上田市交流文化芸術センター・上田市立美術館（サントミューゼ）	上田市	直営	－	芸術劇場 美術館	14,153円/時間 1,530席利用	17,620㎡	23.8万人 (H30年度)	
単独型	三重県総合文化センター	三重県	指定管理	公益財団法人三重県文化振興事業団	－	36,966円/時間 1,903席利用	－	－	
単独型	高知県立県民文化ホール	高知県	指定管理	公益財団法人高知県文化財団	－	35,430円/時間 1,507席利用	－	－	※２
単独型	栃木県総合文化センター	栃木県	指定管理	公益財団法人とちぎ未来づくり財団	－	25,446円/時間 1,604席利用	－	－	
単独型	兵庫県立芸術文化センター	兵庫県	指定管理	公益財団法人兵庫県芸術文化協会	－	54,000円/時間 2,000席利用	－	－	※３

※１：大ホールについて、入場料金1,001～3,000円を徴収、土日祝日の全日利用の場合を比較した。
※２：入場料金2,201～3,300円以下の場合
※３：入場料金無料～3,000円以下の場合

当施設と同じ複合型で同規模、人口集積地に立地していない点で類似しているサントミューゼと比較した場合、当施設の利用料は３割程度高く設定されており、入館者数も多い。一方他のベンチマークと比較すると、概ね当施設の利用料の方が低く設定されている。なお、美術館観覧料についても主な美術館と比較したが、概ね300円前後と横並びであった。

もっとも現状の利用料等が当施設の特性や性格に照らして妥当かどうかは一概には言えない。このため、県は現状の当施設の特性や性格を踏まえ、あるべき受益者負担割合を設定し、利用料収入と行政コストとを勘案して利用料等を設定することが望ましい。また、設定した受益者負担割合と上記収支状況を継続してモニタリングし、乖離状況が大きくなった場合にはその原因と今後の方向性を慎重に検討すべきである。また、利用料・観覧料の設定や支出軽減措置で改善が為されない場合には、運営規模やコストを抜本的に見直す等の措置も合わせて俎上に上げることが必要となる。

視点３：施設設置の合理性、今後の修繕計画について

(1) 設置・規模の合理性について

①施設設置の経緯

平成３年に博物館整備検討委員による「博物館整備に関する提言」が提出されたことを受け、「文化施設整備基本方針」が発表された。平成６年に島根県立美術館基本構想が制定され、同構想を基礎に平成11年に美術館を開館した。その後平成12年に島根県芸術文化センター（仮称）整備基本計画が策定され、平成14年に建設に着工、平成17年に島根県芸術文化センターが開館した。

②設置・規模の合理性について

島根県芸術文化センター条例第２条において設置目的が「県民生活の向上を図るため」とされているため、県外居住者の集客を主目的とはしていない。このため、立地する地域の人口その他の環境との関連性は高く、立地当初には石見地域を含む県西部地域の文化芸術拠点としての役割を担う目的があったと考えられる。

現在、立地当初と比して当地域の人口が減少傾向にあるため、県は平成30年度の事務事業評価の中で、芸術文化センター事業の今後の方向性として以下の取り組みを示している。

・幅広い年代にアピールできる企画展を開催するとともに、指定管理者と連携し、観覧者の増加につながるPR方法・関連イベント等を工夫していく。
・指定管理者や観光部局、地域振興部局、その他関係機関と連携し、広島・山口だけでなく、首都圏からの集客も意識した積極的・広域的な企画や広報活動を展開する。
・企画展の開催回数や質を維持するために事業の効率化や基金の効果的な活用方法を検討していく。
・管財課や指定管理者と連携し、計画的な修繕を行う。

上記の取り組みを通じ、当地域の文化芸術拠点としての活用度を維持できれば、当施設の合理性は担保できることになる。

(2) 今後の修繕計画の合理性について

①当施設の今後の設備投資に係る支出負担の長期的計画（推計値）

当施設の今後の修繕費用、大規模修繕費用、建替費用について、一定の仮定を用いた将来推計値は次のとおりである。

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	今後30年間の合計値
建物・修繕コスト予測推計値	6,631千円	6,631千円	6,631千円	6,631千円	6,631千円	3,501,202千円
	R6～R10年度	R11～R15年度	R16～R20年度	R21～25年度	R26～R30年度	今後30年間の平均値
	33,155千円	33,155千円	3,335,425千円	33,155千円	33,155千円	116,707千円

※ 一般的な建物にないホールの舞台機構、舞台照明、音響設備等にかかる費用を除く

当施設の場合、19年後には築32年に到達し、大規模修繕費用3,315百万円規模の負担が想定される。当施設を同規模のまま維持するか否かも含め、抜本的な検討が今後必要となる。

②現在の修繕計画の合理性について

総務部管財課と所管課が主体となって作成・運用している当施設の「維持保全計画」の内容に不合理な点はなく、優先度に応じた修繕計画が合理的に立案され、実施されている状況を確

認した。当施設は特定天井[1]への対応が急務であり、その他外壁の石州瓦タイル改修（概算額100百万円）、音響設備の更新（概算額698百万円）、大・中ホールのプロジェクター機器更新（概算額269百万円）等の高額な修繕支出が既に必要とされている。その他所管課や指定管理者が要望する修繕事項には経年劣化を原因とする大ホール床機構の修繕等多数存在するため、管財課では今後の当施設の修繕方法の検討を慎重に進めている。

視点４：管理・運営方法について

（1）採用した管理形態の合理性について

当施設は指定管理導入年度の平成17年から運用が開始された施設であるため、平成16年以前の委託料は該当がない。指定管理導入の効果として県はコスト削減以外に、きめ細やかな広報と、ホスピタリティの向上が挙げられるとしている。

施設名称	指定管理者	コスト対比			
		平成16年制度導入前委託料	令和元年度指定管理料	差異	差異率
グラントワ	公益財団法人しまね文化振興財団	－	334,864千円	334,864千円	－

【当施設に係る指定管理制度の概要】

指定管理者名		公益財団法人　しまね文化振興財団				
導入年度		平成17年				
現在の指定期間		平成27年４月～令和４年３月				
公募・非公募		公募（指定管理）				
条例	募集方式	島根県芸術文化センター条例第７条第１項				
	選定基準	島根県芸術文化センター条例第８条				
	管理の基準	島根県芸術文化センター条例第５条				
	業務の範囲	島根県芸術文化センター条例第６条				
指定管理料（決算額）		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		322,779千円	343,614千円	327,114千円	330,114千円	329,614千円
選定委員会設置要綱		島根県芸術文化センター指定管理者選定委員会設置要綱				
仕様書		島根県芸術文化センター指定管理業務仕様書				
協定書		島根県芸術文化センターの管理運営に関する基本協定書				

当施設は、いわみ芸術劇場は指定管理とし、石見美術館（学芸部門と一部総務部門）を直営としている。県は、美術館を直営としている理由として、

①学芸員は博物館法で定められた博物館運営の中核をなす専門的業務を行っており、独自性、継続性が求められること

②専門的知識は実務経験によって培われ、他の施設等との連携、信頼関係を築くことが重要であること

③学芸部門が美術品の収集、保存、修復・研究、調査、教育普及、展覧事業などに長期、継続的に関わる事ができるとのこと

を挙げている。

なお、監査人が収集した他の都道府県が設置する主な美術館の管理形態は次のとおりである。

1　平成25年７月に建築基準法施行令の一部改正並びに同年８月「天井脱落対策に係る一連の技術基準告示（平成25年国土交通省告示第771号他）」が公布されたことにより、「特定天井」に該当する場合には、これらの技術基準に従った脱落防止対策を行うことが義務付けられた。

〈都道府県の設置する主な美術館〉

施設名称	設置者	管理形態	運営者
広島県立美術館 広島県縮景園	広島県	指定管理	イズミテクノ・廣島緑地建設・広田造園共同事業体
山口県立美術館	山口県	指定管理	サントリーパブリシティサービス㈱・鹿島建物総合管理（株）共同体
高知県立美術館	高知県	指定管理	公益財団法人高知県文化財団
愛媛県美術館	愛媛県	直営	－
大分県立美術館	大分県	指定管理	公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団
富山県美術館	富山県	指定管理	公益財団法人富山県文化振興財団
岐阜県美術館	岐阜県	直営	－
宮城県美術館	宮城県	直営	－
長崎県美術館	長崎県	指定管理	公益財団法人長崎ミュージアム振興財団
奈良県立美術館	奈良県	直営	－

(2) 指定管理者の公募手続の合理性について

島根県芸術文化センター条例第７条では、「知事等は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。」とされている。

この指定管理者制度の趣旨は、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成することにあるため、競争性の確保が求められる。この点、当施設の公募状況については以下のように１期目から現在の指定管理者が選定されている状況が継続している。なお、指定管理者の申請が単独になった場合で選定委員会の各選定委員の評価点の平均点が満点の60%を下回る場合、または選定委員の過半数の同意が得られない場合には指定管理候補者として選定しない取扱いとなっている。

指定管理期間	第１期 H17年度～	第２期 H22年度～	第３期 H27年度～
説明会出席	６社	１社	２社
申請書提出	１社	１社	１社
決定	１社	１社	１社

【グラントワ４-１（意見）】

当施設の指定管理に係る現地説明会には複数社参加することもあるが、申請者は現在の指定管理者のみの状況が継続している。また、現地説明会参加者に対し、県は申請しなかった理由等のヒアリングは行っていない。

説明会参加者は、少なくとも当施設の管理運営に関心を示していると思われ、県は申請しなかった理由等のヒアリングを行い、次回の公募手続きに活かすなど、競争性を確保し、より質の高い管理運営になるよう工夫されたい。

(3) 施設の日常的管理・運営について

当施設は、県の常駐職員が配置されており、日常的に指定管理者との情報共有がなされている。

【指定管理者の日々の運営・管理の状況と県のモニタリング状況】

監査要点等			指定管理者の管理状況	県のモニタリング状況	備考
現金管理	収支経理管理（残高含む）	協定書第８条(2)(3)、第23条（3）(6)(8)(9)、仕様書３(3)	現金実査は毎日実施している。レジのロールを基に売上管理表及び売上日計管理表（作成担当者押印、上席者押印）を作成し、総務グループ担当者が現金出納帳に記帳している。現金は日々預金口座に入金しており、入金額の正確性は事務局で確認している。 小口現金（釣銭用）についても出納帳を作成して管理している。	業務報告書の売上一覧表、収納計算書により状況を確認しているが、現金や証憑類の確認はしていない。	【グラントワ4-2(意見)】を参照。
	減免・免除	協定書第８条、第23条(5) 仕様書３(2)	利用者から提出されたいわみ芸術劇場施設利用料金減免申込書は館長まで承認し押印している。石見美術館観覧料減免申請書についてもセンター長まで承認し押印している。	減免手続きの正確性を指定管理者が複数名でチェックしていることを確認している。	
物品管理（県所有分）	取得・処分	協定書第20条、６条	取得する場合には原則としては県との協議の上取得し、現物にシールを貼付した上で物品管理台帳を更新している。処分する場合には県に報告した上（不用品決定通知は県で作成）で物品管理台帳を更新している。取得及び処分時以外は、物品管理台帳と現物との照合は実施していない。	取得及び処分の際は、指定管理者からの報告に基づいて現品を確認し県の資産台帳を更新しているが、取得及び処分時以外は、現物の所在確認等についてはモニタリングしていない。	【グラントワ4-3(意見)】を参照。
人的管理	再委託	協定書第15条	事業計画書で報告。再委託先の明細は年度当初に県に委託業務名と委託業務先を報告している。	提出された計画書を査閲し、委託事務の合理性を確認している。	
	人員体制等	協定書第22条 仕様書４	事業計画書で人員体制について報告している。	提出された計画書を査閲し、組織体制の合理性を確認している。	
施設管理	老朽化 安全性 ライフサイクルコスト	協定書第16条、仕様書３(4)	管理施設の点検状況については、点検の記録書類を作成して日常的に管理している。また外注している保守業務については外注先から業務内容によって月次、年数回の報告を受け取っており、先方と内容確認を行い県にも報告している。 建築基準法12条の点検を行っており、実施結果の書類を残している。	管理施設の点検等について、施設側に問題がある場合には指定管理者と共有・協議を行っている。	
報告事項	業務報告	協定書第24条	開館日の翌日に入館者数等の定められた事項を報告している。また毎月、翌月15日頃に業務報告書を県に提出して報告している。	業務報告書を査閲し、数字等が合わない場合は再度確認・修正を促し、疑義等がある場合は状況を確認し室内で共有している。	
	事業報告	協定書第25条	毎年度５月末までに事業報告書を提出して報告している。	事業報告書を査閲し、内容を確認している。	

第４章　外部監査の結果及び意見
４．島根県芸術文化センター

【グラントワ４-２（意見）】
　指定管理者において日々の売上金の集計管理が適切になされ、現金実査も毎日行っているが、現金残高と帳簿残高との一致を確かめたことの証跡が残されていない。現金は紛失のリスクや横領等の不正のリスクが高いため、日々の管理が極めて重要であり、また管理できていることの証跡を残しておくことも必要である。このため、実際の現金残高と帳簿残高の一致を担当者が確かめた証跡として、例えば帳簿に押印した上で上席者が確認する統制は必要と考える。

【グラントワ４-３（意見）】
　物品管理については、会計規則84条に物品の善管注意義務が規定されている。このため、物品管理台帳の合理性、即ち現物の実査は定期的に行われるべきであり、現物の実査がなされていない状況は改善すべき点である。物品の所有権は基本的に県に帰属するため、法令順守の観点からは県が直接現物確認を行う手続が最も好ましいが、少なくとも指定管理者に物品の実査を求め、結果を確認する手続は必要であり、当該手続を追加すべきである。

５．島根県立三瓶自然館及びその附属施設

施設名	島根県立三瓶自然館及びその附属施設（サヒメル）
所管課	環境生活部　自然環境課
施設のホームページ	https://www.nature-sanbe.jp/sahimel/

〈施設概要〉

項　目	内　容
所在地	三瓶自然館（島根県大田市三瓶町多根1121-５） 三瓶小豆原埋没林公園（島根県大田市三瓶町多根口58-２）
施設設置の基本条例	島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例
建物概要	〈三瓶自然館〉 本館　鉄筋コンクリート造２階　事務室、展示室 新館　鉄筋コンクリート造５階　展示室 別館　鉄筋コンクリート造２階　展示室・レクチャールーム 渡り廊下・通路上屋　木造・鉄骨造２階　渡り廊下 北の原フィールドセンター　鉄骨及び鉄筋コンクリート造３階　フィールドセンター 〈三瓶小豆原埋没林公園〉 管理棟　鉄骨造平屋　事務室 展示棟　鉄筋コンクリート造地下１階平屋　展示室 展示場　鉄筋コンクリート造地下１階平屋　展示室
建築年月	平成３年７月
施設概要	展示エリア、収蔵保管・学芸エリア、交流エリア、オープンエリア、管理・共用エリア
設置目的	三瓶山及びその周辺地域の豊かな自然の中に、自然と親しむ場を確保し、あわせて自然環境に関する学習の機会を提供するため。
敷地面積	三瓶自然館（15,195㎡）、三瓶小豆原埋没林公園（4,655㎡）
延床面積	〈三瓶自然館〉 8,513.31㎡（本館2,800.42㎡、新館4,313.51㎡、別館737.66㎡、その他661.72㎡） 〈三瓶小豆原埋没林公園〉 1,118.36㎡（管理棟142.56㎡、展示棟97.09㎡、展示場878.71㎡）
管理形態	指定管理　　公募　　利用料金制
主な開館時間	三瓶自然館（９：30～17：00）、三瓶小豆原埋没林公園（９：00～17：00）
開館日数	平成30年度実績：三瓶自然館（298日）、三瓶小豆原埋没林公園（351日）
定休日	三瓶自然館 ７月21日から８月31日までの間を除く火曜日、祝日の場合は翌平日。３、６、10、12月の各第１月曜日から５日間。12月最終火曜日から１月１日まで。 三瓶小豆原埋没林公園 12月第１月曜日から５日間。12月最終火曜日から１月１日まで。
外観、内観等	     
貸室の場合部屋数	別館（レクチャールーム１）

第４章　外部監査の結果及び意見
５．島根県立三瓶自然館及びその附属施設

〈利用・運営状況〉

項　　目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	146,730人	130,159人	140,646人	133,009人	111,886人
利用者満足度アンケート	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり
利用者の要望、クレーム収集	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり
施設別の収入合計	32,738千円	30,196千円	35,665千円	37,167千円	未集計
施設別のコスト合計	620,768千円	589,242千円	525,762千円	521,712千円	未集計

〈入館料〉

三瓶自然館

入館料（展示及びプラネタリウム）				備　考
春期企画展期間 2019年（３/16～５/26）	通常料金	おとな	600円	団体（有料入館者20名以上）の場合は各２割引き
		小・中・高校生	200円	
夏期企画展期間 2019年（７/13～９/29）	通常料金	おとな	1,000円	団体（有料入館者20名以上）の場合は各２割引き
		小・中・高校生	200円	
上記以外の期間	通常料金	おとな	400円	団体（有料入館者20名以上）の場合は各２割引き
		小・中・高校生	200円	
年間パスポート		おとな	1,500円	
		小・中・高校生	500円	

天体観測会料金				備　考
全期間	通常料金	おとな	300円	団体（有料入館者20名以上）の場合は各２割引き
		小・中・高校生	100円	

施設貸切の場合の料金			備　考
ビジュアルドーム	入場料を徴収しない場合	2,500円	１時間あたり
	入場料を徴収する場合	5,000円	
レクチャールーム		1,300円	１時間あたり

三瓶小豆原埋没林公園

入館料				備　考
全期間	通常料金	おとな	300円	団体（有料入館者20名以上）の場合は各２割引き
		小・中・高校生	100円	
※三瓶自然館にも入館する場合には、当館の入館料の半額分を三瓶自然館の入館料から割り引く。				

減免措置
●島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例第17条、同施行規則４条 ①学校教育利用 引率教員：全額免除　生徒：２割相当減免 ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている者 身障者手帳等所持者：２分の１相当減免　　付添人：全額免除 ③指定管理者が特別の理由があると認める者：指定管理者が別に定める額

視点１：施設のKPI管理について

(1) 施設の設置目的

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例第２条において、「三瓶山及びその周辺地域の豊かな自然の中に、自然と親しむ場を確保し、あわせて自然環境に関する学習の機会を提供するため」とされている。

(2) KPIの管理・運営状況

KPIとして設定されているのは入館者数であり、事務事業評価シートには次のとおり記載されている。

KPI		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
入館者数	目標値	147,000人	147,000人	147,000人	147,000人	147,000人
	実績値	146,730人	130,159人	140,646人	133,009人	111,886人
	達成率	99.8%	88.5%	95.7%	90.5%	76.1%

また、三瓶自然館及びその附属施設において、企画展（春、夏、冬の３回）及び自然観察会、天体観測会、各種イベントの積極的開催により、一定の集客ができたことや、三瓶小豆原埋没林の保存について、問題点や工法の検討を進め、方針決定を行ったことを定性的な成果としている。

上記（1）設置目的に「自然と親しむ場を確保し、あわせて自然環境に関する学習の機会を提供する」ことが含まれており、当該KPIは適切に設定されている。

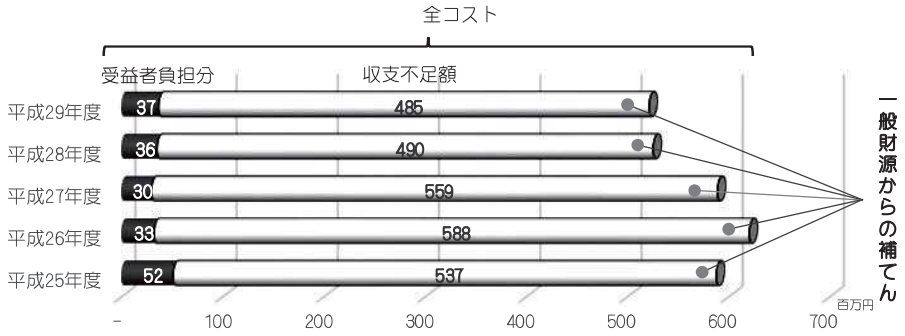
視点２：施設の収支状況について

(1) 収支の現状

当施設の収支の状況は次のとおりである。

（単位：千円）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人に係るコスト	人件費	127,749	141,919	144,776	146,575	153,236
	退職給付関係費用	－	－50	－80	－	－14,643
	小　計	127,749	141,869	144,696	146,575	138,593
物に係るコスト	物件費	150,789	148,162	142,207	146,832	147,437
	維持修繕費	79,866	101,264	73,081	3,312	6,854
	減価償却費	227,556	227,556	227,556	227,556	227,556
	小　計	458,211	476,982	442,844	377,700	381,847
その他のコスト	公債費（利息のみ）	2,132	1,917	1,702	1,487	1,272
	小　計	2,132	1,917	1,702	1,487	1,272
①行政コスト　計		588,092	620,768	589,242	525,762	521,712
②利用料等の収入　計		51,536	32,738	30,196	35,665	37,167
①－②一般財源による補てん額		536,556	588,030	559,046	490,097	484,545



(2) 当施設の受益者負担率の現状

当施設の受益者負担率の推移は次のとおり概ね６％～８％程度で推移している。

項目		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
コスト	A	620,768千円	589,242千円	525,762千円	521,712千円	（未確定）
利用者数	B	146,730人	130,159人	140,646人	133,009人	111,886人
コスト／人	C=A/B	4,231円	4,527円	3,738円	3,922円	－
（うち、減価償却費）		227,556千円	227,556千円	227,556千円	227,556千円	（未確定）
入館料等収入	D	32,738千円	30,196千円	35,665千円	37,167千円	（未確定）
減免・免除額	E	6,189千円	4,621千円	6,456千円	5,465千円	4,723千円
収入／人	F=(D+E)/B	265円	267円	299円	321円	－
受益者負担率	F/C	6%	6%	8%	8%	－

(3) 入館料決定時の検討状況

平成３年の施設供用開始時において近隣の施設の入館料を勘案し、島根県立三瓶自然館及びその付属施設の設置及び管理に関する条例（平成３年島根県条例第27号、最終改正 平成31年４月26日）において入館料基準額を決定した。その後数年おきに物価の上昇や消費税率の引き上げに伴い入館料基準額を改定して運用している。同条例第16条（利用料金）第４項では、「利用料金等は、別表第１から別表第３までの表に掲げる基準額に0.8を乗じて得た額から1.2を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が知事の承認を受けて定める額とする」としている。現在の入館料は、ほぼ基準額で決定し、運営している。

(4) 受益者負担マトリクスにより導出した、あるべき受益者負担

必需性・公共性を基礎に、監査人が独自に設定した受益者負担マトリクスを用いて想定した当施設の総合的な受益者負担率は25%である。

受益者負担マトリクス	公共性分類	必需性分類	カテゴリ	受益者負担率 Should be
サヒメル	B	II	BII	25%

①公共性分類　→　区分B

設置目的が島根県固有の自然である「三瓶山」の自然に親しむ機会と場所の確保、学習の機会の提供にあり、埋没林の保存施設としての役割も担っていることから、民間設置は考えにくく公共性の高い施設といえるが、県外からの来客も多く、誘客施設としての一面もある。これらを勘案し、「やや公共的」とした。

②必需性分類　→　区分Ⅱ

日常生活や余暇をより快適で充実したものにするために個人の価値観に応じて選択的に利用する施設であり、個人的な趣味やレクリエーションの場として利用するものである（人によって必要性が異なる）ため、「必需性」は弱い。

一方、県民にとって馴染み深い三瓶山をテーマとしており、その中で発見・発掘された歴史的価値の高い太古の巨木林を観賞できる施設でもある。これらを勘案し、「やや選択的」とした。

【サヒメル２-１（意見）】

県は、当施設が自然と親しむ場を確保し、自然環境に関する学習の機会を提供するために設置された施設であり、誘客だけを目的とした施設ではないことから、受益者負担率の視点だけで入館料を決定するわけにはいかないとしている。

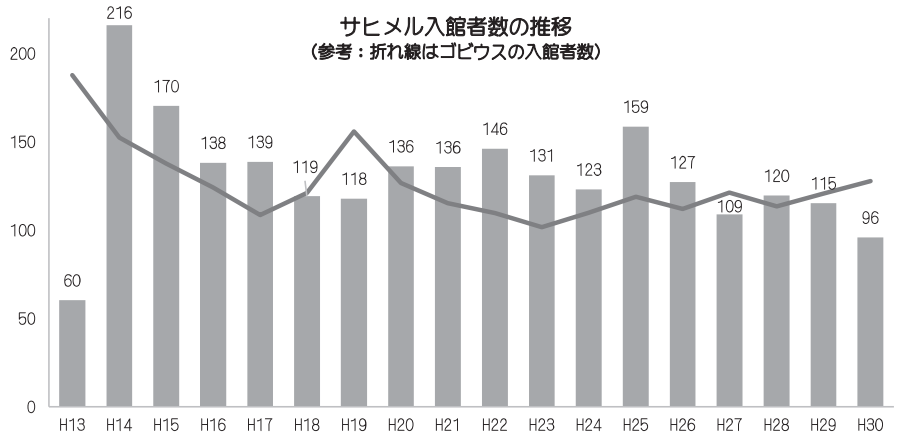
県固有の自然である三瓶山がテーマとされていることの重要性は理解できるが、一方で当施設の運営コストの９割以上が一般会計から負担されており、また当施設が「必需的な施設」ともいえず、これだけの規模で維持する合理性の説明にはなっていない。県の施設として安価なサービスを県民に提供する責務があるとの見解は理解できるが、今後ますます厳しくなる県の財政状況を考えると、上記の受益者負担率Should be値との乖離は看過できない。設置から約30年が経過し、今後、コストを掛けて大規模なリニューアル工事が予定されていることから、県は現状の当施設の特性や性格を踏まえ、あるべき受益者負担割合を設定し、入館料収入と行政コストとを勘案して入館料を設定することが望ましい。この点、他の類似施設と入館料を比較すると次のとおりとなる。

〈国内の主な博物館・資料館等〉

※	施設名称	設置者	入館料		延床面積	入館者数（概数を含む）
			一般	小中学生		
－	島根県立三瓶自然館	島根県	400円	200円	8,513㎡	111,866人
１位	知覧特攻平和会館	南九州市	500円	300円	1,506㎡	359,000人
２位	長崎原爆資料館	長崎市	200円	100円	7,960㎡	705,314人
３位	鈴木大拙館	金沢市	310円	無料	631㎡	60,000人
４位	立佞武多の館	五所川原市	600円	250円	7,598㎡	111,134人
５位	福井県立恐竜博物館	福井県	730円	260円	15,000㎡	801,724人
６位	東京国立博物館	国立	620円	無料	71,642㎡	1,914,880人
７位	島根県立古代出雲歴史博物館	島根県	620円	200円	11,854㎡	240,946人
８位	トヨタ産業技術記念館	民間	500円	200円	27,127㎡	430,000人
９位	広島平和記念資料館	広島市	200円	無料	11,975㎡	1,739,986人
10位	沖縄県平和記念資料館	沖縄県	300円	150円	10,180㎡	372,502人

※「口コミで人気！日本の博物館ランキング2019（TripAdvisor LLC）」よりベスト10を抽出

当施設の入館料は、ベンチマークと比較して３割～５割程度安く設定されており、入館料を上げる余地があると考えられる。仮に２割上げた場合、入館者数に変動がなければ受益者負担率は10%程度まで上がる可能性がある。また、当館の入館者数の推移は次のとおりであり、徐々に入館者数が減少している実態がある。



平成14年に新館・別館が設置され、200千人を超えていた入館者数は減少を続け、平成19年に石見銀山の世界遺産登録、平成25年の出雲大社遷宮の効果で一時的に増加することはあるが、基本的に減少傾向に歯止めがかかっていない。入館者数がほぼ同規模である宍道湖自然館ゴビウスと比較すると、その推移の違いは明白である。現場視察の際、指定管理者には誘客のための誘導看板の設置や誘客のための施策等のアイデアがあるとの説明があった。県は指定管理者のこのような取り組みを支援し、一体となって誘客数増加に取り組むことが重要と考える。

また、設定した受益者負担割合と上記収支状況を継続してモニタリングし、乖離状況が大きくなった場合にはその都度入館料を設定する等の措置も合わせて検討すべきであるが、それでも状況が改善しないと見込まれる場合には、コストを抑えるために規模の縮小等も含めたあらゆる選択肢を検討しなければならない。

視点３：施設設置の合理性、今後の修繕計画について

(1) 設置・規模の合理性について

設置目的に「三瓶山及びその周辺地域の豊かな自然の中に、自然と親しむ場を確保する」とあるとおり、当施設は三瓶山の自然の中に、その自然をそのまま観察できるような形で建築されており、設置の合理性に問題はない。

また、本館は平成３年に建築され、平成14年に新館、別館、三瓶小豆原埋没林公園を建築しているが、2004年に国の天然記念物に指定された三瓶小豆原埋没林の形成、発見の経過を知ることができる展示がなされており、設置・規模の合理性について特段の指摘又は意見を付すべき事項は発見していない。

(2) 今後の修繕計画の合理性について

①当施設の今後の設備投資に係る支出負担の長期的計画（推計値）

当施設の今後の修繕費用、大規模修繕費用、建替費用について、一定の仮定を用いた将来推計値は次のとおりである。

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	今後30年間の合計値
建物・修繕コスト予測推計値	3,388千円	3,388千円	3,388千円	3,388千円	281,185千円	1,788,823千円
	R6～R10年度	R11～R15年度	R16～R20年度	R21～25年度	R26～R30年度	今後30年間の平均値
	306,525千円	79,390千円	1,074,292千円	16,940千円	16,940千円	59,627千円

※ 一般的な建物にない展示設備等にかかる費用を除く

当施設の場合、５年後には本館、北の原フィールドセンターが築32年に到達し、大規模修繕費用561百万円規模の負担が想定される。また、15年後には別館、新館、三瓶小豆原埋没林公園等が築32年に到達し、同じく大規模修繕費用1,121百万円規模の負担が想定される。当施設を同規模のまま維持するか否かも含め、抜本的な検討が今後必要となる。

②現在の修繕計画の合理性について

総務部管財課と所管課が主体となって作成・運用している当施設の「維持保全計画」の内容に不合理な点はなく、優先度に応じた修繕計画が合理的に立案され、実施されている状況を確認した。当施設は発電機の更新（概算額69百万円）、屋根の葺き替え等（概算額65百万円）等、金額的な負担が大きいものも含まれるため、管財課では今後の当施設の修繕方法の検討を慎重に進めている。

視点４：管理・運営方法について

(1) 採用した管理形態の合理性について

当施設は指定管理制度の採用により、次のとおり管理コストが削減できたとされている。

施設名称	指定管理者	コスト対比			
		平成16年制度導入前委託料	令和元年度指定管理料	差異	差異率
サヒメル	公益財団法人しまね自然と環境財団	371,865千円	284,255千円	－87,610千円	－23.6%

また、当施設は公募方式による指定管理制度が採用され、入館料は指定管理者の収入として収受させることとしている（利用料金制）。

【当施設に係る指定管理制度の概要】

指定管理者名		公益財団法人しまね自然と環境財団				
導入年度		平成17年度				
現在の指定期間		平成27年４月１日～令和５年３月31日				
公募・非公募		公募				
条例	募集方式	島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例第７条				
	選定基準	島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例第８条				
	管理の基準	島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例第５条				
	業務の範囲	島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例第６条				
指定管理料（決算額）		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		278,316千円	284,040千円	281,232千円	284,688千円	276,048千円
選定委員会設置要綱		島根県立三瓶自然館及びその附属施設に係る指定管理者候補選定委員会設置要綱				
仕様書		島根県立三瓶自然館及びその附属施設指定管理業務仕様書				
協定書		島根県立三瓶自然館及びその附属施設の管理に関する基本協定書				

県は「指定管理者制度運用に係る共通ガイドライン」において、指定管理者の募集方法を原則公募としている。この点、当施設は原則どおり公募としており、採用した管理形態の合理性について特段の指摘又は意見を付すべき事項は発見していない。

(2) 指定管理者の公募手続の合理性について

条例第７条では、「知事は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。」とされている。この指定管理者制度の趣旨は、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成することにあるため、競争性の確保が求められる

当施設は、指定管理制度運用に係る共通ガイドライン（島根県総務部人事課・財政課 平成16年９月21日制定 令和元年５月16日最終改正）に基づき、適切に手続が為されている。なお、指定管理者の申請者が単独となった場合でもプレゼンテーションを実施し、選定委員会の各選定委員の評価点が個別の項目ごとに設定した最低基準の合計値を下回る場合は、当該申請者を指定管理候補者として選定しない旨が別途規定されている。

ただし、指定管理者制度導入当初より説明会には複数社の参加があるものの、申請書の提出は現在の指定管理者１社だけになっている。

指定管理期間	平成17年～	平成22年～	平成27年～
説明会出席	２社	３社	２社
申請書提出	１社	１社	１社
決　　定	１社	１社	１社

県としては複数事業者からプロポーザルを受けることができるよう公募期間を60日間としているが、現状では効果を得られていない。この点、県は当施設の研究施設としての性格、学芸員のスタッフを揃えることの難しさが敬遠されていると分析しているが、指定管理者制度の趣旨は、民間事業者等が有するノウハウの活用により住民サービスの質を向上させ、施設本来の目的を効果的に達成することにあるため、競争性の確保が求められる。

【サヒメル４-１（意見）】

指定管理者制度を導入しても、申請者が継続して１社しかない状況が継続した場合、当該制度を採用する意味が失われることになる。当施設の指定管理に係る現地説明会には複数社参加することもあるが、申請者は現在の指定管理者のみの状況が継続している。また、現地説明会参加者に対し、県は申請しなかった理由等のヒアリングは行っていない。説明会参加者は、少なくとも当施設の管理運営に関心を示していると思われ、県は申請しなかった理由等のヒアリングを行い、次回の公募手続きに活かすなど、競争性を確保し、より質の高い管理運営になるよう工夫されたい。

(3) 施設の日常的管理・運営について

当施設は指定管理者が日々の運営・管理状況を行っているため、日々の運営・管理状況は指定管理者に確認し、県にはそのモニタリング状況について確認を行った。

【指定管理者の日々の運営・管理の状況と県のモニタリング状況】

監査要点等			指定管理者の管理状況	県のモニタリング状況	備考
現金管理	収支経理管理（残高含む）	協定書第16条仕様書３Ⅱ(2)	アテンダントがレジから日計表を打ち出して三瓶自然館収入日報を作成し、現金を事務担当者が確認して集金袋に保管し、週に一度現金を銀行に入金する（金額的に800千円程度）。GWや盆などは金額が大きくなるが持ち出す方が危険だと考え、金庫内での保管を継続している。	業務報告書レベルで収支状況を確認している.	
	減免・免除	協定書第16条仕様書３Ⅱ(3)	利用者から提出された減免申請書を確認し、現場のアテンダントが人数や障害者手帳等を確認して収入日報に集計している。減免申請書と日報は課長、日報作成者が内容を確認して承認している。	業務報告書にて減免状況を確認。必要に応じて減免申請書類を確認している。	

第４章　外部監査の結果及び意見

５．島根県立三瓶自然館及びその附属施設

物品管理（県所有分）	取得・処分	協定書第22条、６条 仕様書４	取得する場合には原則としては県との協議の上取得し、現物にシールを貼付した上で物品管理台帳を更新している。処分する場合も同様に県に報告した上で処分し、物品台帳を更新している。物品管理の現物実査を毎年度末に行い、県に報告している。標本は標本目録として動植物、昆虫、地学資料として同様に管理しているが「未整理」のものは台帳上未反映となっている。	指定管理者からの報告に基づいて県の資産台帳を更新しているが、現物の所在確認等については指定管理者から報告を受けている。	
人的管理	再委託	協定書第17条	再委託先の明細は「第三者への一部委託について」として毎年度当初に県に委託業務名と委託業務先を報告している。施設管理に関する業務については敢えてNTTファシリティーズに一括委託している。施設管理を一括委託することで内部の人件費を抑え、委託料の交渉をプロに任せることでコストが下げることに成功している。	提出された報告書を査閲し、合理的な委託事務の合理性を確認している。一括委託についても内容を吟味した上で許諾した。	
	人員体制等	協定書第16条 仕様書５（4）	人員体制、仕様書で求められている学芸員の人数については、年度当初に報告している。指定管理者としては県の指定人数を超え、従業員の資格取得を積極的に支援している。	提出された報告書を査閲し、人員体制の合理性を確認している。	
施設管理	老朽化 安全性 ライフサイクルコスト	協定書第18条	管理施設の点検状況については、外注先をNTTファシリティーズに絞ることで報告を一括して受け、双方意見交換しながら現状を把握している。 相見積もりや入札等を同社に指示したことはないが、随時協議をしており、直接委託していた時よりほぼ安くできている。	管理施設の点検等について、施設側に問題がある場合には指定管理者から都度連絡があり協議を行っている。	
報告事項	業務報告	協定書第28条	毎月、翌月10日頃に業務報告書を県に提出している。	業務報告書を査閲し、不明点等については電話・メール・面談により確認している。	
	事業報告	協定書第29条	毎年度５月末までに事業報告書を提出して報告している。	事業報告書を査閲し、内容を確認しているが、精査までは行っていない。	

６．島根県立男女共同参画センター

施設名	島根県立男女共同参画センター（あすてらす）
所管課	環境生活部　環境生活総務課　男女共同参画室
施設のホームページ	http://www.asuterasu-shimane.or.jp/

〈施設概要〉

項　目	内　容
所在地	島根県大田市大田町大田イ236－４
施設設置の基本条例	島根県立男女共同参画センター条例
建物概要	本館棟　　鉄筋鉄骨コンクリート造　５階建 ホール棟　鉄筋コンクリート造　　２階建 車庫棟　　鉄筋コンクリート造　　２階建
建築年月	平成10年12月18日
施設概要	ホール、楽屋、パフォーマンススペース、情報ライブラリー、研修室、特別会議室、和室、生活創造スタジオ、ワークステーション、子どものへや
設置目的	男女平等とあらゆる分野での男女共同参画を推進し、男女が共に支え合う豊かな社会の形成を図るため。
敷地面積	6,522.16㎡
延床面積	7,066.1㎡
管理形態	指定管理　　公募　　メリットシステム
主な開館時間	９：00～19：00
開館日数	298日
定休日	月曜日、国民の祝日に関するに規定する休日、12月29日～１月３日
外観、内観等	
貸室の場合部屋数	ホール１、楽屋２、研修室６、会議室１、スタジオ１、和室２、宿泊室15

第４章　外部監査の結果及び意見
６．島根県立男女共同参画センター

〈利用・運営状況〉

項　目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	36,090人	33,632人	35,916人	36,486	30,984人
利用者満足度アンケート	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり
利用者の要望、クレーム収集	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり
施設別の収入合計	11,655千円	11,653千円	12,437千円	12,352千円	未集計
施設別のコスト合計	175,913千円	177,685千円	179,547千円	190,625千円	未集計

〈使用料〉

貸室

基本料金・一般利用　〈冷暖房休止期間〉　４～５月、10月

室　名	規　模	9：00～12：00	13：00～17：00	18：00～21：00	9：00～17：00	13：00～21：00	9：00～21：00
ホール※	290人	15,640円	20,860円	19,560円	33,910円	39,420円	48,160円
ホール準備※		7,810円	10,420円	9,780円	16,950円	19,710円	24,070円
楽屋１	16.4㎡	190円	250円	240円	420円	490円	610円
楽屋２	22.6㎡	270円	360円	330円	590円	670円	840円
多目的研修室	78.7㎡・フローリング	2,670円	3,550円	3,340円	5,790円	6,730円	8,230円
研修室１	54人・教室形式	3,120円	4,170円	3,910円	6,780円	7,890円	9,640円
研修室２	36人・教室形式	1,980円	2,640円	2,470円	4,300円	4,990円	6,120円
研修室３	36人・教室形式	1,980円	2,640円	2,470円	4,300円	4,990円	6,120円
研修室４	36人・ロの字型	2,040円	2,710円	2,550円	4,420円	5,140円	6,300円
研修室５	30人・教室形式	2,200円	2,950円	2,760円	4,800円	5,580円	6,820円
特別会議室	32人・円卓形式	4,470円	5,950円	5,580円	9,670円	11,250円	13,750円
生活創造スタジオ	121.2㎡	4,110円	5,490円	5,140円	8,920円	10,360円	12,670円
和室１	８畳	1,090円	1,450円	1,360円	2,380円	2,760円	3,390円
和室２	８畳	870円	1,170円	1,090円	1,900円	2,220円	2,710円

６月～９月、11月～３月は冷暖房実施期間のため料金体系が異なる。
※ 3,000円を超える入場料その他これに類する料金を徴収してホールを使用する場合は、この表に定める使用料の額（前号の規定により加算した場合は、その加算後の額）の10割相当額を加算する。

宿泊施設

室　名	規　格	定　員	単価（税込）	
501号室	洋室・ツインベッド	２名	5,200円／人・泊	（休業日） 毎週月曜日、国民の祝日12月～３月の日曜日・年末年始 （その他） ・ツインのシングルユースも 5,200円／人・泊
502号室	洋室・ツインベッド	２名		
503号室	洋室・ツインベッド	２名		
504号室	洋室・ツインベッド	２名		
505号室	洋室・ツインベッド	２名		
506号室	洋室・ツインベッド	２名		
507号室	洋室・ツインベッド	２名		
508号室	洋室・ツインベッド	２名		
509号室	洋室・ツインベッド	２名		
510号室	洋室・ツインベッド	２名		
511号室	洋室・ツインベッド	２名		
512号室	洋室・ツインベッド	２名		
513号室	洋室・ツインベッド	２名		
514号室	和室	４名		
多目的室	洋室・ツインベッド	２名		

視点１：施設のKPI管理について

(1) 施設の設置目的

島根県立男女共同参画センター条例第２条において、「男女平等とあらゆる分野での男女共同参画を推進し、男女が共に支え合う豊かな社会の形成を図るため」とされている。

(2) KPIの管理・運営状況

KPIとして設定されているのは固定的性別役割分担意識にとらわれない人の割合であり、事務事業評価シートには次のとおり記載されている。

KPI		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
固定的性別役割意識にとらわれない人の割合	目標値	73%	75%	74%	76%	78%
	実績値	73%	72%	71%	73%	74%
	達成率	100.0%	96.0%	95.9%	96.1%	94.9%

上記（1）設置目的に「男女が共に支え合う豊かな社会の形成を図る」ことが含まれており、当該KPIの設定は適切と考える。

もっとも当施設は貸出施設でもあるため、利用者数や使用料の目標管理も同時に重要である。この点、有料施設使用料や利用者数の目標値も設定して実績との比較もなされており、その推移は次のとおりである。

指定管理者制度導入施設の状況と業務評価結果より

KPI		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
有料施設使用料	目標値	8,405千円	8,256千円	8,256千円	8,256千円	8,256千円
	実績値	8,050千円	7,918千円	8,511千円	8,428千円	6,741千円
	達成率	95.8%	95.9%	103.1%	102.1%	81.6%

KPI		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
施設利用者数	目標値	35,000人	35,000人	35,000人	35,000人	30,000人
	実績値	36,090人	33,632人	35,916人	36,486人	30,984人
	達成率	103.1%	96.1%	102.6%	104.2%	103.3%

なお、平成30年度達成率が低いのはホール棟の吊り天井耐震改修工事により利用者数が減少したことと、台風や地震による当日キャンセルが相次いだことが要因である。

【あすてらす１-１（意見）】

KPIについては、当施設が貸出施設・宿泊施設であることも考慮する必要がある。このため、有料施設使用料や施設利用者数、客室稼働率等をKPIとして設定し、目標値の設定と実績の乖離分析、未達だった場合の措置や今後の方向性の検討対象とすることも検討すべきである。また、目標と実績の管理を適切に行うためには、状況に応じて目標値を見直す必要がある。この点、平成30年度はホール棟の吊り天井耐震改修工事が予定されていたことから、施設利用者数の目標は指定管理期間中に前年度の35千人から30千人に修正されており、状況に応じた見直しがなされている一方、有料施設使用料の目標値は据え置かれている。目標管理や達成率に対する評価を適切に行うためにも、当該使用料の目標値も状況に応じて見直すべきである。

視点２：施設の収支状況について

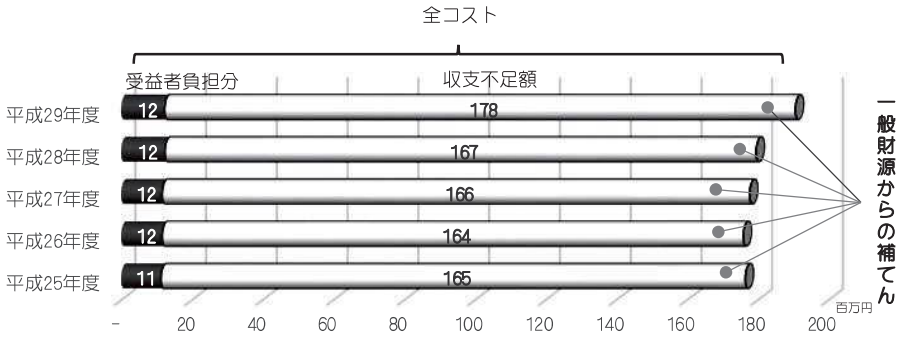
(1) 収支の現状

当施設の収支の状況は次のとおりである。県の一般財源からの補てん額は年々増加しており収支は厳しい状況である。

第４章　外部監査の結果及び意見
６．島根県立男女共同参画センター

（単位：千円）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人に係るコスト	人件費	17,994	20,144	20,674	20,876	21,470
	退職給付関係費用	−76	−683	−1,776	−1,926	−73
	小　計	17,918	19,461	18,898	18,950	21,397
物に係るコスト	物件費	45,970	48,425	48,330	48,712	47,815
	維持修繕費	6,021	1,462	3,892	5,320	14,848
	減価償却費	106,565	106,565	106,565	106,565	106,565
	小　計	158,556	156,452	158,787	160,597	169,228
その他のコスト	公債費（利息のみ）	−	−	−	−	−
	小　計	−	−	−	−	−
①行政コスト　計		176,474	175,913	177,685	179,547	190,625
②利用料等の収入　計		11,319	11,655	11,653	12,437	12,352
①−②一般財源による補てん額		165,155	164,258	166,032	167,110	178,273



(2) 当施設の受益者負担率の現状

当施設の受益者負担率の推移は次のとおり概ね８％～９％程度で推移している。

項目		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
コスト	A	175,913千円	177,685千円	179,547千円	190,625千円	（未確定）
利用者数	B	36,090人	33,632人	35,916人	36,486人	30,984人
コスト／人	C=A/B	4,874円	5,283円	4,999円	5,225円	−
（うち、減価償却費）		106,565千円	106,565千円	106,565千円	106,565千円	（未確定）
利用料等収入	D	11,655千円	11,653千円	12,437千円	12,352千円	（未確定）
減免・免除額	E	3,322千円	3,444千円	3,620千円	3,618千円	3,572千円
収入／人	F=(D+E)/B	415円	449円	447円	438円	−
受益者負担率	F/C	9%	8%	9%	8%	−

(3) 利用料決定時の検討状況

利用料の決定に際しては、原則的には経費を利用者に転嫁すべきであるが、利用促進という側面や、大田市という立地条件の中で周辺施設との競合に対応するリーズナブルな料金設定が求められることを考慮し、その上で施設の管理運営コスト、設備・備品の減価償却費に見合う額を基本に算出し、島根県立男女共同参画センター条例（平成11年３月12日、島根県条例第13号）において使用料を決定した。以後消費税率の引き上げに伴って随時改定している。

(4) 受益者負担マトリクスにより導出した、あるべき受益者負担率

必需性・公共性を基礎に、監査人が独自に設定した受益者負担マトリクスを用いて想定した当施設の総合的な受益者負担率は25%である。

受益者負担マトリクス	公共性分類	必需性分類	カテゴリ	受益者負担率 Should be
あすてらす	B	II	BII	25%

①公共性分類　→　区分B

男女平等、男女共同参画の推進を目的とした施設であるため、事務所の賃貸先を男女共同参画活動を行う団体に制限していることから民間設置は考えにくく、公共性の高い施設といえる。

また、県の出先機関が入居しているため、行政事務所としての役割もある。一方で、宿泊施設や貸ホール、貸会議室等は男女共同参画等に関係なく利用可能であり、一般利用との区分もないことから、誘客施設としての一面もある。これらを勘案し、「やや公共的」とした。

②必需性分類　→　区分Ⅱ

男女共同参画の推進を目的とした施設であり、法律（売春防止法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）で各都道府県に設置が義務付けられている婦人相談所が設置されている。社会的弱者救済のための施設であり、必需性が高い。一方で、施設のその他の部分は一般の利用が可能な貸ホールや貸会議室、宿泊施設であり、個人が趣味やレクリエーション等の場として選択的に利用する施設である。これらを勘案し、「やや必需的」とした。

【あすてらす２-１（意見）】

当施設は県の施設として安価なサービスを県民に提供する責務があるとの見解は理解できるが、今後厳しくなる県の財政状況を考えると、上記の受益者負担率Should be値との乖離は看過できない。施設の大部分が男女共同参画等に関係なく利用可能であるという実態を考えると、受益者負担率が８％～９％というのは極めて低いと考えられるため、利用者数の増加やコスト削減は喫緊の課題といえる。

まず、当施設の貸室の利用状況は次のとおりであり、利用率が30%未満の設備（下表の塗りつぶし部分）がかなり多いことが分かる。これらの稼働率を上げる、または何らかの有効活用が図られなければ支出したコストに見合うリターンを得ることは難しい。

有料施設の利用状況（平成30年度）　（単位：利用率%）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
ホール※	16.7%	29.2%	15.4%	23.1%	19.2%	20.0%	30.8%	25.0%	26.1%	0.0%	0.0%	0.0%	17.1%
研修室１	33.3%	37.5%	69.2%	53.8%	69.2%	60.0%	76.9%	70.8%	52.2%	50.0%	54.2%	42.3%	56.0%
研修室２	29.2%	50.0%	69.2%	57.7%	53.8%	60.0%	65.4%	62.5%	39.1%	33.3%	54.2%	42.3%	51.7%
研修室３	70.8%	58.3%	80.8%	57.7%	46.2%	56.0%	80.8%	58.3%	69.6%	66.7%	70.8%	46.2%	63.4%
研修室４	66.7%	37.5%	50.0%	50.0%	46.2%	48.0%	53.8%	62.5%	52.2%	50.0%	41.7%	46.2%	50.3%
研修室５	25.0%	25.0%	42.3%	46.2%	38.5%	32.0%	42.3%	37.5%	26.1%	37.5%	29.2%	30.8%	34.6%
和室１	12.5%	0.0%	19.2%	3.8%	7.7%	0.0%	3.8%	4.2%	8.7%	4.2%	4.2%	0.0%	5.7%
和室２	25.0%	29.2%	50.0%	23.1%	38.5%	28.0%	42.3%	41.7%	30.4%	41.7%	50.0%	42.3%	36.9%
特別会議室	8.3%	8.3%	23.1%	7.7%	7.7%	0.0%	3.8%	4.2%	8.7%	8.3%	4.2%	11.5%	8.1%
多目的研修室	8.3%	8.3%	11.5%	19.2%	23.1%	12.0%	0.0%	8.3%	8.7%	12.5%	12.5%	15.4%	11.7%
生活創造スタジオ	0.0%	0.0%	11.5%	7.7%	11.5%	4.0%	3.8%	0.0%	8.7%	4.2%	4.2%	0.0%	4.7%

※ ホールの１月～３月の利用率が０％となっているのは耐震改修工事のため使用中止とした影響。

また、宿泊施設の利用単価は税込5,200円／人・泊に設定されており、近隣の民間ホテルと比較して「やや低い」程度に設定されており、特段の問題はないと考えられる。一方、利用者数、稼働率は次のとおり低水準で推移しており、稼働率の上昇がコスト回収の鍵になると考えられる。

宿泊施設の利用状況（全15室）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用人数	3,236人	3,317人	2,983人	2,735人	2,859人	3,083人
客室数	15室	15室	15室	15室	15室	15室
定員数	32人	32人	32人	32人	32人	32人
営業日数（300日と仮定）	300日	300日	300日	300日	300日	300日
定員稼働率	33.7%	34.6%	31.1%	28.5%	29.8%	32.1%

誘客施策をとった場合、民業圧迫を指摘される懸念が考えられるが、客室単価が概ね民間事業者と変わらないため当該批判は当たらないはずであり、県はより稼働率を上げるための施策をとるよう、指定管理者に指導すべきである。

以上、県は現状の当施設の特性や性格を踏まえ、あるべき受益者負担割合を設定し、使用料収入と行政コストとを勘案して使用料を設定することが望ましい。また、設定した受益者負担割合と収支状況を継続してモニタリングし、乖離状況が大きくなった場合にはその都度利用料を設定する等の措置も合わせて検討するなどの対策が必要である。

視点３：施設設置の合理性、今後の修繕計画について

(1) 設置・規模の合理性について

①施設設置の経緯

平成７年に島根県立女性総合センター整備に必要な事項を調査検討するため、島根県立女性総合センター整備基本構想検討委員会が設置され、県内全域の女性が抱える課題等に総合的に対応する拠点施設として「女性総合センター」を整備することが検定された。当該検討委員会では全国都道府県立女性センターの設置状況やその機能・事業内容等が検討され、平成10年大田市に建設された。

②設置・規模の合理性について

当センターは男女共同参画の推進に関する活動を支援する拠点施設として位置づけられ、相談、情報収集及び提供、調査研究、学習研修、施設・設備の貸出業務等を行っており、利用対象者を特定することなく全ての県民が利用できる。また、施設の一部には女性相談センターが入っており、売春防止法等で規定されている婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの業務を行っている。

(2) 今後の修繕計画の合理性について

①当施設の今後の設備投資に係る支出負担の長期的計画（推計値）

当施設の今後の修繕費用、大規模修繕費用、建替費用について、一定の仮定を用いた将来推計値は次のとおりである。

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	今後30年間の合計額
建物・修繕コスト予測推計値	2,402千円	2,402千円	2,402千円	2,402千円	2,402千円	1,268,490千円
	R6～R10年度	R11～R15年度	R16～R20年度	R21～25年度	R26～R30年度	今後30年間の平均額
	12,012千円	1,208,429千円	12,012千円	12,012千円	12,012千円	42,283千円

※ 一般的な建物にないホールの舞台機構、舞台照明、音響設備等にかかる費用を除く

当施設の場合、13年後には築32年に到達し、大規模修繕費用1,201百万円規模の負担が想定される。当施設を同規模のまま維持するか否かも含め、抜本的な検討が今後必要となる。

②現在の修繕計画の合理性について

総務部管財課と所管課が主体となって作成・運用している当施設の「維持保全計画」の内容に不合理な点はなく、優先度に応じた修繕計画が合理的に立案され、実施されている状況を確認した。

視点４：管理・運営方法について

(1) 採用した管理形態の合理性について

当施設は指定管理制度の採用により、次のとおり管理コストが削減できたとされている。

施設名称	指定管理者	コスト対比			
		平成16年制度導入前委託料	令和元年度指定管理料	差異	差異率
あすてらす	公益財団法人しまね女性センター	105,330千円	90,247千円	－15,083千円	－14.3%

【当施設に係る指定管理制度の概要】

指定管理者名		公益財団法人しまね女性センター				
導入年度		平成17年度				
現在の指定期間		平成27年４月１日～令和２年３月31日				
公募・非公募		公募				
条例	募集方式	島根県立男女共同参画センター条例第６条				
	選定基準	島根県立男女共同参画センター条例第７条				
	管理の基準	島根県立男女共同参画センター条例第５条				
	業務の範囲	島根県立男女共同参画センター条例第３条				
指定管理料（決算額）		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		88,765千円	92,124千円	92,124千円	92,124千円	90,946千円
選定委員会設置要綱		島根県立男女共同参画センター指定管理者候補選定委員会設置要綱				
仕様書		島根県立男女共同参画センター管理業務仕様書				
事務処理要領		指定管理者制度運用にかかる共通ガイドライン				
協定書		島根県立男女共同参画センターの管理に関する基本協定書				

県は「指定管理者制度運用に係る共通ガイドライン」において、指定管理者の募集方法を原則公募としている。当施設は、原則どおり公募としており、採用した管理形態の合理性について特段の指摘又は意見を付すべき事項は発見していない。

(2) 指定管理者の公募手続の合理性について

島根県立男女共同参画センター条例第６条では、「知事は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。」とされている。指定管理者制度の趣旨は、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成することにあるため、競争性の確保が求められる。この点、当施設の公募状況については以下のように１期目から現在の指定管理者が選定されており、説明会参加者も２期以降は現在の指定管理者のみの状況である。

指定管理期間	１期 H17年度～	２期 H20年度～	３期 H22年度～	４期 H27年度～
説明会出席	５社	１社	１社	１社
申請書提出	１社	１社	１社	１社
決定	１社	１社	１社	１社

なお、指定管理者の申請者が単独となった場合でもプレゼンテーションを実施し、選定委員会の各選定委員の評価点の平均点が最低基準60%を下回る場合は、当該申請者を指定管理候補者として選定しない旨が別途規定されている。

【あすてらす４-１（意見）】

当施設は指定管理者制度導入以前から現在の指定管理者が委託管理を受けている。指定管理者制度を導入しても、申請者が継続して１社しかない状況が継続した場合、当該制度を採用する意味が失われることになる。この要因としては、県内には当施設の設置目的に沿った業務を遂行できる民間業者が少ないことや、収支が非常に厳しく、収支がとれにくい事業構造が原因と考えられる。このような状況があるとしても間口を広げる努力は可能と考えられ、県は県内外から幅広く申請が可能となるような措置を検討されたい。

(3) 施設の日常的管理・運営について

当施設は、県の常駐職員の配置はなく、管理・運営は全て指定管理者に委ねられている。

第４章　外部監査の結果及び意見

６．島根県立男女共同参画センター

【指定管理者の日々の運営・管理の状況と県のモニタリング状況】

監査要点等			指定管理者の管理状況	県のモニタリング状況	備考
現金管理	収支経理管理（残高含む）	協定書第23条(3)(4)、30条、31条	利用者から提出された「使用承認申請書」を担当者が確認し、内容及び請求書発行の承認を上席者が行う。施設の使用料の集計・管理は「施設の使用料明細書」を作成して行っている。収受した現金は「現金管理表」により担当者及び担当者以外の２名で確認している。現金は毎週火曜と金曜に銀行（施設利用料の専用口座）に入金している。小口現金については「小口現金管理表」により入出金を管理している。小口現金の残高は月末に担当者が金種表を作成して会計主任がチェックしている。	使用承認申請書の受理から金銭の受け渡しまでの一連の業務を複数名の職員で確認している。 小口現金管理表についても立入検査にて確認している。	
	減免・免除	協定書第８条 仕様書８	減免については減免申請書の様式は準備されてはいるものの、障がい者等の減免は今まで事例がない。	条例、仕様書に則り減免事務が正しく行われていることを減免申請書と受領金額との突合により確認している。	
物品管理（県所有分）	取得・処分	協定第６条、23条(7) 仕様書６	取得する場合には原則としては県との協議の上取得し、現物にシールを貼付した上で物品管理台帳を更新している。処分する場合には「備品廃棄申請」を作成してシール（島根県物品証票）と備品の写真を添付し、県に報告した上で物品管理台帳を更新している。物品管理台帳の現物実査は前回の指定管理者の更新時（平成26年度）に実施した（毎年度は実施していない）。 また、備品には機能の減退等により実際には使えないものがあるが、県に連絡しても廃棄等の指示が得られないため、台帳上、備品として管理し続けている。	指定管理者からの報告に基づいて県の資産台帳を更新している。重要物品は毎年度現物確認しているが、その他の備品は確認していない。	【あすてらす4-2（意見）】【あすてらす4-3（指摘事項）】を参照。
人的管理	再委託	協定書第15条	再委託先の明細は毎年度当初に事業計画書にて県に委託業務名と委託業務先を報告している。	提出された報告書を査閲し、委託事務の合理性を確認している。	
	人員体制等	協定書第８条 仕様書１(6)(7)	人員体制年度当初に事業計画書にて報告している。	提出された報告書を査閲し、人員体制の合理性を確認している。	
施設管理	老朽化安全性 ライフサイクルコスト	協定書第16条 仕様書５(3)	管理施設の点検状況については、日常的に管理している。また外注している保守業務については外注先から業務内容によって月次や年数回の報告を受け取っており、先方と内容確認を行っている。	管理施設の点検等について、施設側に問題がある場合には指定管理者から都度連絡があり協議を行っている。	
報告事項	業務報告	協定書第24条	毎月、翌月10日頃に業務報告書を県に提出して報告している。	業務報告書を査閲し、必要に応じて電話により確認している。	
	事業報告	協定書第25条	毎年度５月末までに事業報告書を提出して報告している。	事業報告書を査閲し、内容を確認している。	
その他の事項	利用者アンケート	－	利用者アンケートは、施設１Ｆのエレベーター前や４Ｆ貸館受付前にアンケート用紙を置いて利用者に記入してもらっているが、回収実績が少ない。	－	【あすてらす4-4（意見）】を参照。
	宿泊施設の運営管理	－	研修参加者が泊まることを前提として用意されている宿泊施設だが、宿泊者の殆どが研修とは無関係の「宿泊のみ」の利用となっている。	－	【あすてらす4-5（意見）】を参照。

【あすてらす４-２（意見）】
物品管理については、会計規則84条に物品の善管注意義務が規定されている。このため、物品管理台帳の合理性、即ち現物の実査は定期的に行われるべきである。この点、県は重要物品の現物実査は毎年度実施しているが、その他の物品は数が膨大であるため確認していない。数が膨大であり一度に実査することが困難ということであれば、例えば年度ごとに実査対象の範囲を決めて一部ずつ実査し、２年程度で一巡するような方法も考えられる。このような手続きは本来県が直接実施することが望ましいが、少なくとも指定管理者に実査を求め、その実施結果を県が確認するという手続きは法令遵守上、最低限必要である。

【あすてらす４-３（指摘事項）】
現場視察の際、破損して使用不能となった物品の一部が廃棄されずにそのまま残存しているとの説明を受けた。この点について県は、廃棄費用がかかるものが多数想定されるため、効率的な廃棄計画を指定管理者及び業者と検討中であるとしているが、かなり長期間に亘り残置しているものも存在する。使用不能物品については、会計規則102条１項に「物品のうち機能の減退その他の事由により使用に耐えなくなったものがあるときは、速やかに不用品決定調書により不用の決定をし、処分について支出負担行為担当者又は契約担当者に必要な措置を請求するとともに、物品払出調書により出納機関に通知しなければならない」とされているため、当該規定に違反している。速やかに改善されたい。

【あすてらす４-４（意見）】
アンケートによる利用者満足度調査の目的は、指定管理者によるサービスが適切に提供されているかを把握し、更なるサービスの向上に向けた改善策を検討するための参考とすることにあるため、利用者からの意見や要望の内容は、サービス向上や利用促進のために非常に重要なものである。したがって、アンケートはできるだけ多くの利用者から収集する必要がある。
この点、平成26年度から平成30年度までに県が行ったアンケート回答者数は次のとおりであり、年間の施設利用者数が３万人程度ある中で回答者数が10人に満たない状況は利用者の意見や要望を把握する仕組みとして不十分である。

アンケート回答者数

	回答者数	施設利用者数
平成26年度	７人	36,090人
平成27年度	２人	33,632人
平成28年度	２人	35,916人
平成29年度	７人	35,486人
平成30年度	１人	30,984人

当センターでは、利用者アンケートは、施設１Fのエレベーター前と４Fの貸館受付前にアンケート用紙を置いて利用者に記入してもらう方法をとっているが、利用者に直接配付することや、配置場所を増やすなど、積極的に利用者の意見・要望を収集し、サービス向上策に活かす工夫が必要である。

【あすてらす４-５（意見）】
当施設には宿泊施設が併設されており、指定管理者が収益事業として運営している。この宿泊施設に係る賃借料は「行政財産の使用料に関する条例の別表５（第４条関係）「使用料減免基準」に基づいて50%の減免を受けている。即ち、「知事が公益上又は県の事務若しくは事業の遂行上使用料を減免する必要があると認める時」に該当し、減免率は、「使用者の性格、県の事務事業との関わり、収益の有無等を総合的に勘案して定める」とされていることを根拠としている。しかし、当宿泊施設には、施設の設置目的に合致した相談・調査研究や研修会・催物等の関係者・参加者等が宿泊することが前提とされているものの、現状は研修参加とは関係ない宿泊のみの利用が殆どであり、指定管理者は事実上、一般の宿泊業を運営しているに過ぎない。このため、当該宿泊施設部分について減免の適用を受ける根拠に薄いと考えられ、この点について改善を検討されたい。

７．島根県立はつらつ体育館

施設名	島根県立はつらつ体育館
所管課	環境生活部　スポーツ振興課
施設のホームページ	https://s-tooa.jp/kitakouen/

〈施設概要〉

項　目	内　容
所在地	島根県松江市上乃木７丁目１－27
施設設置の基本条例	島根県立はつらつ体育館条例
建物概要	鉄筋コンクリート造　２階建て
建築年月	昭和54年５月
施設概要	体育室、会議室
設置目的	障害者スポーツの振興を図り、もって障害者のリハビリテーションや社会参加の促進に寄与するため
敷地面積	4,514.11㎡
延床面積	体育館　1,056.22㎡　倉庫　12.96㎡　計　1,069.18㎡
管理形態	指定管理　　公募
主な開館時間	９：00～21：00
開館日数	308日
定休日	水曜日（祝日の場合はその翌日）、12月29日～１月３日
外観、内観等	 
貸室の場合部屋数	体育室１、会議室１

〈利用・運営状況〉

項　目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	14,693人	15,596人	17,350人	16,709人	15,513人
利用者満足度アンケート	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり
利用者の要望、クレーム収集	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり
施設別の収入合計	1,399千円	1,484千円	1,576千円	1,591千円	1,307千円
施設別のコスト合計	6,462千円	7,657千円	7,433千円	7,294千円	7,488千円

〈使用料〉

施設使用料

区　分	使用料
・「身体障害者福祉法」の規定による身体障害者手帳、療育手帳又は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその付添人 ・障害者の団体が障害者のために施設等を使用する場合の当該団体 ・障害者のための事業で県が後援するものを行う者	無　料

上記以外の者が使用する場合には、以下の使用料を納付しなければならない。

【貸切りの場合】

区　分		使用料					
		９時～12時	13時～17時	17時～21時	９時～17時	13時～21時	９時～21時
体育室	アマチュアスポーツに使用する場合	2,380円	3,570円	4,880円	4,880円	6,080円	7,820円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	12,200円	18,300円	24,400円	24,400円	30,600円	39,800円
会議室		160円	220円	330円	330円	460円	600円
〈備考〉 １．体育室の２分の１を使用する場合は、５割相当額とする。 ２．上記に定める使用時間を超えて使用する場合は、１時間までごとに、１時間当たりの額（１円未満端数切捨）を加算する。 ３．会議室の冷暖房装置を使用する場合の冷暖房料の額は、１時間につき90円とする。							

【貸切りでない場合】

区　分		使用料（１人１回につき）
体育室	１．幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者が使用する場合	50円
	２．大学の学生又はこれに準ずる者が使用する場合	70円
	３．１，２に掲げる以外の者が使用する場合（３歳未満の者が使用する場合を除く）	110円
〈備考〉 体育室備え付けの用具を使用する場合の用具使用料の額は、１回一式につき110円とする。		

視点１：施設のKPI管理について

(1) 施設の設置目的

島根県立はつらつ体育館条例第２条において、「障害者スポーツの振興を図り、もって障害者のリハビリテーションや社会参加の促進に寄与するため」とされている。

(2) KPIの管理・運営状況

KPIとして設定されているのは利用者数であり、次のとおり記載されている。

KPI		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
入館者数	目標値	13,980人	14,694人	15,086人	15,879人	16,551人
	実績値	14,693人	15,596人	17,350人	16,709人	15,513人
	達成率	105.1%	106.1%	115.0%	105.2%	93.7%

第４章　外部監査の結果及び意見
７．島根県立はつらつ体育館

【はつらつ体育館１-１（意見）】
KPIは利用者数とされており、障がい者および有料利用者をあわせた人数とされている。当施設の設置目的が「障害者スポーツの振興を図り、もって障害者のリハビリテーションや社会参加の促進に寄与するため」にあることからすれば、障がい者の利用者数をKPIとして設定することがより目的に合致するものと考えられる。上記指標についてもKPIとして設定し、当施設に対する評価をより具体的に測定すべきである。

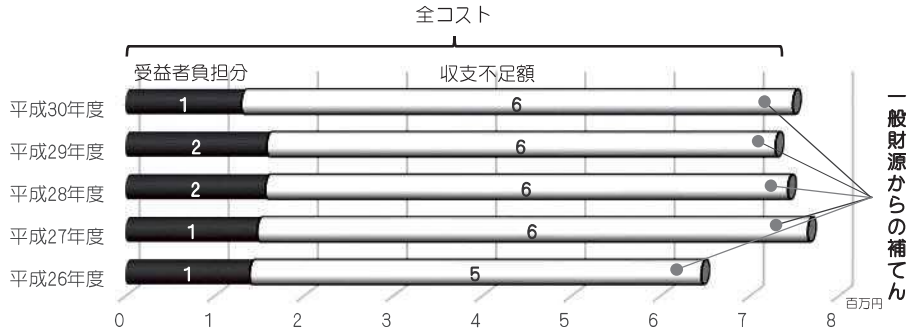
視点２：施設の収支状況について

(1) 収支の現状
当施設の収支の状況は次のとおりである。

※行政コスト計算書なし。指定管理者の収支計算書より監査人が計算。

（単位：千円）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人に係るコスト	人件費	3,592	3,774	3,175	3,496	3,311
	退職給付関係費用	－	－	－	－	－
	小　計	3,592	3,774	3,175	3,496	3,311
物に係るコスト	物件費	2,657	3,263	3,496	3,255	3,381
	維持修繕費	193	600	742	523	777
	減価償却費	20	20	20	20	20
	小　計	2,870	3,883	4,258	3,797	4,178
その他のコスト	公債費（利息のみ）	－	－	－	－	－
	小　計	－	－	－	－	－
①行政コスト　計		6,462	7,657	7,433	7,294	7,488
②利用料等の収入　計		1,399	1,484	1,576	1,591	1,307
①－②一般財源による補てん額		5,063	6,173	5,857	5,703	6,181



(2) 当施設の受益者負担率の現状
当施設の受益者負担率の推移は次のとおり概ね17%～22%程度で推移している。（全体としての利用者数は減少傾向にあるが、障がい者の利用者数は増加傾向にある。

項目		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
コスト	A	6,462千円	7,657千円	7,433千円	7,294千円	7,488千円
利用者数	B	14,693人	15,596人	17,350人	16,709人	15,513人
コスト／人	C=A/B	440円	491円	428円	437円	483円
（うち、減価償却費）		20千円	20千円	20千円	20千円	20千円
利用料等収入	D	1,399千円	1,484千円	1,576千円	1,591千円	1,307千円
減免・免除額	E	－	－	－	－	－
収入／人	F=(D+E)/B	95円	95円	91円	95円	84円
受益者負担率	F/C	22%	19%	21%	22%	17%

(3) 利用料決定時の検討状況

島根県立はつらつ体育館条例にて、行政財産の使用料に関する条例に基づく利用料の計算方法により利用料を規定。その後、数年置きに施設の管理費の増加分や、他県施設等の利用料との均衡を考慮するなどして、利用料を改正している。

(4) 受益者負担マトリクスにより導出した、あるべき受益者負担

必需性・公共性を基礎に、監査人が独自に設定した受益者負担マトリクスを用いて想定した当施設の総合的な受益者負担率は25%である。

受益者負担マトリクス	公共性分類	必需性分類	カテゴリ	受益者負担率 Should be
はつらつ体育館	B	II	BII	25%

①公共性分類　→　区分B

障がい者スポーツの振興や障がい者リハビリテーションが主目的とされており、障がい者の使用料は原則無料とされていることから民間設置は考えにくく、公共性は高いといえる。ただし、一般利用も可能で、予約時期の違い以外利用に関しては特段の制限はない。また、他の体育施設もバリアフリー化されており、当該施設で特別配慮した設備も見当たらないことから、「やや公共的」とした。

②必需性分類　→　区分Ⅱ

障がい者スポーツの振興や障がい者リハビリテーションが主目的とされ、社会的弱者である障がい者が無料で、優先的に利用することができる施設であるため必需性が高い施設ではあるが、一般利用として個人が趣味やレクリエーションの場として利用する施設でもあることから、「やや必需的」とした。

【はつらつ体育館２-１（意見）】

当施設は「障害者スポーツの振興を図り、もって障害者のリハビリテーションや社会参加の促進に寄与するため」の体育施設であるため、民間では設置・運営が難しい施設であるといえる。また、有料利用者の利用促進を重視しすぎると、本来の趣旨に反する畏れが生じる。幸い、現時点においては、当施設はコストを低く抑えることができており、受益者負担率Should be値との乖離が少なく、行政サービスとコストのバランスがある程度とれている状況にある。

ただし、今後施設の老朽化により大規模修繕が必要になった場合にはコスト回収的なアプローチを念頭に置いた料金設定が必要になると考えられる。なお、当施設の利用料を他の障がい者向けの体育館と比較した場合、次のとおりとなる。

〈ベンチマークとした他の障害者向け体育館〉

施設名称	設置者	施設利用料（全面）			
		午前	午後	夜間	
島根県立はつらつ体育館	島根県	2,380円	3,570円	4,880円	※
豊明市福祉体育館	愛知県	5,640円	7,520円	6,560円	
知立市福祉体育館	愛知県	5,280円	7,170円	8,940円	
山形市福祉体育館	山形県	4,500円	4,500円	4,500円	
八戸福祉体育館	青森県	1,580円	2,570円	3,320円	
福祉の里体育館	埼玉県	1,040円	3,140円	3,140円	
平均値		3,403円	4,745円	5,223円	

※ アマチュアスポーツに使用する場合

当施設の利用料は、他の施設と比して低すぎるとまではいえないが、県は現状の当施設の特性や性格を踏まえ、あるべき受益者負担割合を設定し、利用料収入と行政コストとを勘案して利用料を設定することが望ましい。また、設定した受益者負担割合と上記収支状況を継続してモニタリングし、乖離状況が大きくなった場合にはその都度利用料を設定する等の措置も合わせて検討すべきである。

第４章　外部監査の結果及び意見
７．島根県立はつらつ体育館

視点３：施設設置の合理性、今後の修繕計画について

(1) 設置・規模の合理性について

①施設設置の経緯

昭和54年に当時の雇用促進事業団が島根勤労身体障害者体育館として建設し、その後、平成15年に県が譲渡を受け、現在に至っている。

②設置・規模の合理性について

島根県立はつらつ体育館条例第２条において、「障害者スポーツの振興を図り、もって障害者のリハビリテーションや社会参加の促進に寄与するため」とされていることから、主な利用対象者は島根県民と考えられる。また、当施設は県立の障がい者向けの体育館として唯一の存在であり、民間事業者が設置・運営するのは難しい施設であるといえる。このため、設置・規模の合理性について特段の指摘又は意見を付すべき事項は発見していない。

(2) 今後の修繕計画の合理性について

①当施設の今後の設備投資に係る支出負担の長期的計画（推計値）

当施設の今後の修繕費用、大規模修繕費用、建替費用について、一定の仮定を用いた将来推計値は次のとおりである。

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	今後30年間の合計値
建物・修繕コスト予測推計値	364千円	364千円	364千円	364千円	364千円	191,939千円
	R6～R10年度	R11～R15年度	R16～R20年度	R21～25年度	R26～R30年度	今後30年間の平均値
	4,012千円	1,818千円	180,657千円	1,818千円	1,818千円	6,398千円

※ 一般的な建物にない部材・設備の費用を除く

当施設の場合、17年後には築58年に到達し、大規模修繕費用180百万円規模の負担が想定される。当施設を同規模のまま維持するか否かも含め、抜本的な検討が今後必要となる。

②現在の修繕計画の合理性について

総務部管財課と所管課が主体となって作成・運用している当施設の「維持保全計画」の内容に不合理な点はなく、優先度に応じた修繕計画が合理的に立案され、実施されている状況を確認した。所管課や指定管理者が要望する修繕事項には経年劣化を原因とする床フローリングの張替え（概算額30百万円）、サッシの全面取り換え（概算額40百万円）や照明器具のLED化（概算額20百万円）等、金額的な負担が大きいものも含まれるため、管財課では今後の当施設の修繕方法の検討を慎重に進めている。

視点４：管理・運営方法について

(1) 採用した管理形態の合理性について

当施設は指定管理制度の採用により、次のとおり管理コストが増加しているが、当該要因は、施設の老朽化に伴う修繕費負担が増加していることに起因していると思われ、指定管理制度採用を否定するものではない。

施設名称	指定管理者	コスト対比			
		平成16年制度導入前委託料	令和元年度指定管理料	差異	差異率
はつらつ体育館	株式会社島根東亜建物管理	6,500千円	8,016千円	1,516千円	23.3%

当施設は公募方式による指定管理制度が採用されている。

【当施設に係る指定管理制度の概要】

指定管理者名		株式会社島根東亜建物管理				
導入年度		平成17年度				
現在の指定期間		平成27年４月～令和２年３月				
公募・非公募		公募				
条例	募集方式	島根県立はつらつ体育館条例第５条第１項				
	選定基準	島根県立はつらつ体育館条例第６条				
	管理の基準	島根県立はつらつ体育館条例第13条				
	業務の範囲	島根県立はつらつ体育館条例第４条				
指定管理料（決算額）		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		6,291,582円	7,499,916円	7,680,800円	7,618,440円	7,881,840円
選定委員会設置要綱		島根県立はつらつ体育館指定管理者候補選定委員会設置要綱				
仕様書		島根県立はつらつ体育館業務仕様書				
協定書		島根県立はつらつ体育館の管理に関する基本協定書				

(2) 指定管理者の公募手続の合理性について

条例第５条では、「知事は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。」とされている。この指定管理者制度の趣旨は、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成することにあるため、競争性の確保が求められる

当施設は、指定管理制度運用に係る共通ガイドライン（島根県総務部人事課・財政課平成16年９月21日制定 令和元年５月16日最終改正）に基づき、適切に手続が為されている。なお、指定管理者の申請者が単独となった場合でもプレゼンテーションを実施し、選定委員会の各選定委員の評価点が個別の項目ごとに設定した最低基準の合計値を下回る場合は、当該申請者を指定管理候補者として選定しない旨が別途規定されている。

ただし、指定管理者制度導入以来、説明会には複数社参加していたが、直近の指定管理者制度現地説明会の出席者数が０社（既存の指定管理者は除く）にまで減少している。

指定管理期間	H17年～	H20年～	H22年～	H27年～	R２年～
説明会出席	14社	９社	４社	４社	０社
申請書提出	１社	１社	３社	２社	１社
決　　定	１社	１社	１社	１社	１社

県としては複数事業者からプロポーザルを受けることができるよう県HPで積極的に申請を呼び掛けているが、直近では効果が薄れてきている。

【はつらつ体育館４-１（意見）】

県立武道館、県立プール（松江市）、県立体育館、県立石見武道館（浜田市）、県立サッカー場（益田市）の５施設がコスト的なメリットが大きいとして一括公募されている一方で、同じ体育施設である当施設は単独公募されている。その理由について、県は５施設がスポーツの振興・普及のための施設であるのに対し、当施設は障がい者スポーツの振興を図り、障がい者のリハビリテーションや社会参加の促進に寄与するための施設（福祉施設）であるため「理念」が異なるからとしている。

また、５施設は施設の維持管理のほか、スポーツ教室事業の開催等が業務に含まれるのに対し、当施設は障がい者の方の受付・対応、施設の維持管理が主な業務であり、業務内容が異なる。

しかし、理念や業務内容が異なるとしても当施設の指定管理業務自体に特殊性はなく、体育館施設として通常の体育館と大きく変わるものでもない。

指定管理業務の効率化や指定管理料縮減等、一括発注のメリットが大きいのであれば当施設についても一括発注に含めることを検討されたい（ただし一括発注の内容については「8.島根県立水泳プール」の【県立プール４-１（意見）】を参照）。

第４章　外部監査の結果及び意見
７．島根県立はつらつ体育館

(3) 施設の日常的管理・運営について

当施設は指定管理者が日々の運営・管理状況を行っているため、日々の運営・管理状況は指定管理者に確認し、県にはそのモニタリング状況について確認を行った。

【指定管理者の日々の運営・管理の状況と県のモニタリング状況】

監査要点等			指定管理者の管理状況	県のモニタリング状況	備考
現金管理	収支経理管理（残高含む）	協定書第24条(3)(4)	担当者が、小口現金管理、金庫金種表にて管理し、担当者の名前が記載されている。施設では、日々の現金管理と釣銭の確認。その他経理は本社で行っている。 また、特定の団体（平成30年度は13団体）には、運用上、「掛け利用」させており、手書きの台帳により管理している。月内に現金で納付することを徹底しているとのこと。	業務報告書レベルで収支状況を確認しているが、支出管理簿を確認することは行っていない。現金や証憑類の確認も行っていない。 「掛け利用」については、把握していない。	【はつらつ体育館４-２（意見）】【はつらつ体育館４-３（意見）】を参照。
	減免・免除	協定書第８条仕様書４（5）	指定管理者となった５年前から、無料団体として引き継がれており、申請書の提出は依頼していない。１件、毎年１回使用される、障がい者と健常者が一緒に活動されている団体のみ申請書の提出がある。障がい者の方の個人利用はない。	条例、仕様書に則り減免事務が正しく行われているか否かについて現場確認等は行っていない。	【はつらつ体育館４-４（意見）】を参照。
物品管理（県所有分）	取得・処分	協定書第24条(6)、６条	取得はほとんどないが、エアコンが壊れた際、修繕要求をしたところ、新規での購入となった（シール貼付なし）。管理物品表で管理しているが、備品以外の少額の物品も全て掲載。毎年現物と全て突合している。管理物品に掲載されているものは、壊れると指定管理者で購入。ただし県の所有となる。	指定管理者からの報告に基づいて県の資産台帳を更新しているが、現物の所在確認等についてはモニタリングしていない。	【はつらつ体育館４-５（指摘事項）】を参照。
人的管理	再委託	協定書第16条	再委託先は複数見積をとり決定している。５年契約。	提出された報告書を査閲し、委託事務の合理性を確認している。	
	人員体制等	協定書第８条仕様書３	組織図で管理	提出された報告書を査閲し、人員体制の合理性を確認している。	
施設管理	老朽化 安全性 ライフサイクルコスト	協定書第17条	管理施設の点検状況については、「管理点検簿」を作成して日常的に管理している。	管理施設の点検等について、施設側に問題がある場合には指定管理者から都度連絡があり協議を行っている。	
報告事項	業務報告	協定書第25条	毎月、業務報告書を県に提出して報告している。	業務報告書を査閲し、不明点等については電話・メール・面談により確認している。	
	事業報告	協定書第26条	毎年度終了１か月以内に事業報告書を提出して報告している。	事業報告書を査閲し、内容を確認しているが、精査までは行っていない。	

【はつらつ体育館４-２（意見）】
収支経理管理について、県は業務報告書の確認のみで、収支管理簿（現金出納帳）や指定管理者の帳簿の査閲による確認は行っていない。当該手続のみでは、収支に指定管理外の経費の混入等の事実があったとしても把握することができないため、手続として不十分である。このため、少なくともサンプルベースで指定管理者の収支管理簿や帳簿を査閲し、不合理な点がないか否かについて心証を得る手続を追加すべきである。

【はつらつ体育館４-３（意見）】
毎月利用がある特定の団体利用者（平成30年度は13団体）には、指定管理者の徴収事務の運用上、「掛け利用」させており、手書きの台帳により管理している。当該利用団体の利便性向上のために自主的にサービスを行うことを否定するものではないが、このような運用を行っている事実は県に報告の上、協定書や事務取扱要領等の改訂手続を経て実施すべきある。

【はつらつ体育館４-４（意見）】
当施設は障がい者向け体育施設であり、そもそも障がい者及び障がい者の団体の利用は無料であるが、指定管理者側において５年以上にわたり無料団体であることについて、申請者名や当日の活動状況により判断可能であるため、具体的な確認は行っていないとのことであった。少なくとも年度の初めには証明書の提出を求めるなどの対応が必要である。県としてもこの点につき現場確認等は行っていない。牽制のため、サンプルベースでも無料団体について確認し、少なくとも年に一度は心証を得る必要がある。

【はつらつ体育館４-５（指摘事項）】
物品管理については、会計規則93条に物品証書の貼付義務が規定されている。現地調査の際、サンプルベースで島根県物品証書の貼付状況を確認したところ、物品台帳には掲載されているものの、島根県物品証書の貼付がないものが発見された。当該状況は会計規則93条違反となるため、早急に貼付義務を遵守されたい。

８．島根県立水泳プール

施設名	島根県立水泳プール
所管課	環境生活部　スポーツ振興課
施設のホームページ	http://pool.shimane-sports.or.jp/

〈施設概要〉

項　目	内　容
所在地	島根県松江市上乃木10丁目４番２号
施設設置の基本条例	島根県立体育施設条例
建物概要	鉄筋コンクリート造　２階建て
建築年月	平成15年３月
施設概要	（屋外）50mプール、飛込プール、幼児用プール （屋内）25mプール、トレーニングルーム、会議室
設置目的	スポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため
敷地面積	32,494.02㎡
延床面積	プール棟　5,233.94㎡、自転車置場　186.16㎡　計　5,420.10㎡
管理形態	指定管理　　公募
主な開館時間	９：00～21：00
開館日数	322日
定休日	月曜日（祝日の場合はその翌日）、12月29日～１月３日、屋外プールは７、８月のみ開場
外観、内観等	     
貸室の場合部屋数	50mプール１、飛込プール１、幼児用プール１、25mプール１、トレーニングルーム１、会議室１

〈利用・運営状況〉

項　目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	88,319人	85,640人	95,817人	106,469人	109,199人
利用者満足度アンケート	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり
利用者の要望、クレーム収集	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり
施設別の収入合計	20,941千円	21,462千円	26,171千円	27,610千円	27,758千円
施設別のコスト合計	164,465千円	259,156千円	161,531千円	170,672千円	169,713千円

〈使用料〉

プール

貸切りでない場合（個人利用）

区　分		各プール	25mプール
		７月１日～８月31日まで	その他期間
幼児・小学生・中学生・高校生	１回あたり	200円	230円
	回数券（11回分）	(2,000円)	(2,300円)
大学生（またはこれらに準ずる方）	１回あたり	420円	490円
	回数券（11回分）	(4,200円)	(4,900円)
高齢者（65歳以上）		520円	530円
上記以外の方（３歳未満を除く）	１回あたり	650円	770円
	回数券（11回分）	(6,500円)	(7,700円)

貸切りの場合：１時間あたりの料金

プール（利用時間）		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合		１コース当たりのコース貸切料金
		入場料を徴収しない	入場料を徴収する	入場料を徴収しない	入場料を徴収する	
50mプール（９：00～17：00）		2,690円	13,500円	20,270円	40,510円	260円
25mプール（９：00～21：00）※日・祝は９：00～17：00	７月１日～８月31日まで	1,680円	3,530円	5,370円	10,780円	210円
	その他の期間	1,980円	4,170円	6,340円	12,730円	240円
飛込プール（９：00～17：00）		1,360円	2,690円	4,070円	8,100円	

トレーニングルーム

貸切りでない場合（個人利用）

区　分	１回	回数券（11回券）
中学生・高校生またはこれらに準ずる方	100円	1,000円
大学生またはこれらに準ずる方	230円	2,300円
高齢者（65歳以上）	200円	－
上記以外の方	330円	3,300円

貸切りの場合：１時間あたりの料金

９：00～17：00	17：00～21：00	冷暖房費
1,300円	1,650円	680円

会議室

貸切りの場合：１時間あたりの料金

施　設	９：00～17：00	17：00～21：00	冷暖房費
全室使用	780円	1,070円	380円
３分の２	510円	710円	
３分の１	250円	350円	

第４章　外部監査の結果及び意見
８．島根県立水泳プール

減免措置
●公の施設として実施する減免（島根県立体育施設条例第16条関係） ①指定管理者がスポーツ教室及び記念大会事業等を主催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の全額 ②身障者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が使用するとき 身障者等：施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 介 助 者：施設使用料及び設備使用料の額の全額 ③（公財）島根県障害者スポーツ協会等が主催する障害者スポーツ大会を開催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 ④市・郡小学校体育連盟が主催する学校体育大会を開催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 ⑤中国・県・市・郡中学校体育連盟が主催する学校体育大会を開催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 ⑥中国・県高等学校体育連盟が主催する学校体育大会を開催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 ⑦（公財）島根県体育協会が主催する県民体育大会を開催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 ⑧国民体育大会の県及びブロック大会を開催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 ⑨しまね広域スポーツセンター事業として県スポーツ・レクリエーション祭を開催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 ⑩その他知事が公益上特に必要があると認めるとき 施設使用料及び設備使用料の額の全額又は１/２に相当する額

視点１：施設のKPI管理について

(1) 施設の設置目的

島根県立体育施設条例第２条において、「スポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため」とされている。

(2) KPIの管理・運営状況

KPIとして設定されているのは利用人数であり、その目標値と実績値の推移は次のとおりである。

KPI		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
利用者数	目標値	72,306人	86,212人	86,212人	86,212人	86,212人
	実績値	88,319人	85,640人	95,817人	106,469人	109,199人
	達成率	122.1%	99.3%	111.1%	123.5%	126.7%

また、県立プールでは、各種大会として国体予選会・高校総体・ジュニアオリンピック予選会・マスターズ競技大会などが開催されるとともに、体力づくりと、体を動かす楽しさを実感することを目的として以下のような様々なスポーツ教室を開催している。

スポーツ教室

【ジュニアコース】	【一般コース】
・キッズスイム（火曜、木曜、土曜）未就学の幼児（４歳以上） ・ジュニアスイム（火曜、土曜）（初級）小学生男女 ・ジュニアスイム（土曜）（中級、上級）小学生男女 ・トランポリン（土曜）（初級）小学生男女 ・トランポリン（土曜）（中級、上級）小学生男女 ・はじめてのアーティスティックスイミング（土曜）幼児・児童 ・ジュニアダンス基礎（水曜）小学生男女	・エンジョイスイム（金曜） ・エンジョイアクア（火曜、金曜） ・機能改善アクア（水曜） ・アクティブヨーガ（火曜、木曜） ・YinYoga（陰ヨガ）（水曜） ・ピラティス（金曜） ・健美健康体操（水曜） ・健美健康体操（金曜） ・骨コツメンテナンス（木曜）

なお、定性的な評価については各施設別には行われていない。

上記（1）の設置目的が「スポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため」とされていることから、当該KPI自体は適切に設定されている。

【県立プール１-１（意見）】
KPIとしている目標値と実績との数値的な対比は５施設それぞれで為されているが、評価は５施設の合計値でのみ為されており、施設ごとの評価・分析等はない。施設ごとに異なる成果、課題が存在すると考えられ、KPIとの乖離状況をどう解消するかについて県は施設別に比較、分析、検討の上、指定管理者に今後の方針を指示すべきである。

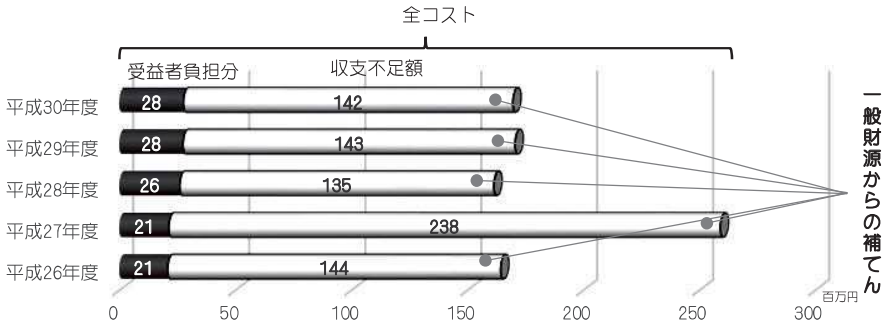
【県立プール１-２（意見）】
KPIである利用者数について、平成27年度以降、目標値が86,212人と変更が為されていない。指定管理期間開始時に設定した目標値が、指定管理期間中変更（修正）しないとする措置は合理的ではない。利用者数の増加要因の一つとして松江市営体育館のプールが平成28年３月末で閉館し、その利用者が県立プールに流れている影響も考えられるとのことであるが、そのような状況に応じて目標値を柔軟に見直すことが必要であると考える。このため、指定管理期間中であっても、状況に応じた目標値を設定できるような運用が望まれる。

視点２：施設の収支状況について

(1) 収支の現状
当施設の収支の状況は次のとおりである。

（単位：千円）

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人に係るコスト	人件費	29,097	29,631	31,891	39,294	34,162
	退職給付関係費用	0	0	0	0	0
	小計	29,097	29,631	31,891	39,294	34,162
物に係るコスト	物件費	79,503	70,277	69,093	75,760	78,700
	維持修繕費	1,560	104,941	6,242	1,312	2,544
	減価償却費	54,306	54,306	54,306	54,306	54,306
	小計	135,369	229,524	129,641	131,378	135,550
その他のコスト	公債費（利息のみ）	－	－	－	－	－
	小計	－	－	－	－	－
① 行政コスト　計		164,465	259,156	161,531	170,672	169,713
② 利用料等の収入　計		20,941	21,462	26,171	27,610	27,758
①－② 一般財源による補てん額		143,524	237,694	135,360	143,062	141,955



(2) 当施設の受益者負担率の現状
当施設の受益者負担率の推移は次のとおり概ね13%～17%程度で推移している。

項目		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
コスト	A	164,465千円	259,156千円	161,531千円	170,672千円	169,713千円
利用者数	B	88,319人	85,640人	95,817人	106,469人	109,199人
コスト／人	C=A/B	1,862円	3,026円	1,686円	1,603円	1,554円
(うち、減価償却費)		54,306千円	54,306千円	54,306千円	54,306千円	54,306千円
利用料等収入	D	20,941千円	21,462千円	26,171千円	27,610千円	27,758千円
減免・免除額	E	1,093千円	713千円	998千円	1,082千円	1,303千円
収入／人	F=(D+E)/B	249円	259円	284円	269円	266円
受益者負担率	F/C	13%	9%	17%	17%	17%

(3) 使用料決定時の検討状況

県から入手した資料（条例に定められた使用料金決定時の資料）によると、次の方法により算出していることが確認できた。

①土地については固定資産税評価額を、建物については工事費用を基礎に１㎡あたり時間単価を算出（365日×８時間で除す）

②①を基礎にアマチュアスポーツに使用する場合で入場料を徴収する場合の金額を算出（15,000円／３時間）

③②を基礎に、アマチュアスポーツ以外の利用の場合の使用料を決定

当時の使用料と現在の使用料の比較は次のとおりであり、使用料金は、種々事情を勘案し、設定当初より現在はかなり上がっていることが窺える。

区　分	条例施行当初				現在（計算値）			
	アマチュアスポーツに				アマチュアスポーツに			
	使用する		使用しない		使用する		使用しない	
	入場料徴収				入場料徴収			
	無し	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り
９時～12時	3,000円	15,000円	22,500円	45,000円	8,070円	40,500円	60,810円	121,530円
13時～17時	5,000円	25,000円	37,500円	75,000円	8,070円	40,500円	60,810円	121,530円
９時～17時	6,500円	32,000円	48,000円	96,000円	21,520円	108,000円	162,160円	324,080円

上記の条例施行当初の使用料の算出根拠は県立プールが新設移転する前のものであるが、コストアプローチにより計算されていることが見て取れる。一方、平成15年の新設移転時の使用料の検討資料を査閲したところ、

●トレーニングルームについては石見武道館との均衡に配慮

●会議室は現行施設との均衡に配慮

●他県類似施設、県内近隣施設の利用料を参酌

とされており、コストアプローチによる試算の痕跡はなく、従来の使用料を基礎とし、近隣施設の使用料を参考にして決定していることが窺える。その後、数年おきに施設の管理費の増加分や、他県施設等の使用料との均衡を考慮するなどして、使用料を改正している。

(4) 受益者負担マトリクスにより導出した、あるべき受益者負担

必需性・公共性を基礎に、監査人が独自に設定した受益者負担マトリクスを用いて想定した当施設の総合的な受益者負担率は50%である。

受益者負担マトリクス	公共性分類	必需性分類	カテゴリ	受益者負担率 Should be
県立プール	A	Ⅳ	AⅣ	50%

①公共性分類　→　区分A

設置目的がスポーツの振興と県民の心身の健全な発達とされている。島根県の特性上民間設置は考えにくく、公共性は高いといえる。一方、国体や競技団体が主催する公式的な基準を満たす施設（飛び込み台等）が他にないことを衡量し、「公共的」とした。

②必需性分類　→　区分Ⅳ

日常生活や余暇をより快適で充実したものにするために個人の価値観に応じて選択的に利用する施設であり、個人的な趣味やレクリエーションの場として利用するものである（人によって必要性が異なる）ため、「必需性」は弱い。

また、50mプールや飛び込み台等は日常生活を営む上で必要となる生活水準を確保するため広く県民に必要とされる唯一の施設とはいえず、また社会的弱者を支援するための施設でもないため、「選択的」とした。

【県立プール２-１（意見）】

当施設は飛び込み台や50mプールを備えた競技施設としては県内唯一の施設であるため、県の施設として安価なサービスを県民に提供する責務があるとの見解は理解できるが、今後ますます厳しくなる県の財政状況を考えると、上記の受益者負担率Should be値との乖離は看過できない。

現在の当施設の使用料を他の類似施設と比較した場合、次のとおりとなる。

〈50mプール及び飛込みプールを有する主な施設〉

施設名称	区　分		50mプール（屋外）	25mプール（屋内）夏期	飛込みプール（屋外）	
			専用・全部利用・１時間当り			
島根県立水泳プール	アマスポーツ	入場料徴収しない	2,690円	1,680円	1,360円	
		入場料徴収する	13,500円	3,530円	2,690円	
	アマスポーツ以外	入場料徴収しない	20,270円	5,370円	4,070円	
		入場料徴収する	40,510円	10,780円	8,100円	
香川県立総合水泳プール	アマスポーツ	入場料徴収しない	5,013円	2,358円	1,473円	※
		入場料徴収する	10,028円	4,717円	2,947円	※
	アマスポーツ以外	入場料徴収しない	10,028円	4,717円	2,947円	※
		入場料徴収する	30,091円	14,156円	8,846円	※
高知県立春野総合運動公園水泳場	アマスポーツ	入場料徴収しない	2,449円	2,177円	1,632円	※
		入場料徴収する	11,027円	9,801円	7,350円	※
	アマスポーツ以外	入場料徴収しない	12,251円	10,890円	8,168円	※
		入場料徴収する	65,738円	58,290円	43,717円	※
長良川スイミングプラザ	アマスポーツ	入場料徴収しない	3,308円	2,933円	2,295円	※
		入場料徴収する	9,908円	8,800円	6,879円	※
	アマスポーツ以外	入場料徴収しない	16,508円	14,666円	11,462円	※
		入場料徴収する	49,508円	44,000円	34,379円	※

※比較のため、全日利用の料金が設定されている場合は当該料金を時間数で除して表示している。

当施設の使用料は、50mプールは他の施設に比して低すぎるとまではいえないが、25mプール及び飛込みプールは他の施設と比較してかなり低く設定されている可能性がある。

もっとも現状の使用料が当施設の特性や性格に照らして妥当かどうかは一概には言えない。このため、県は現状の当施設の特性や性格を踏まえ、あるべき受益者負担割合を設定し、使用料収入と行政コストとを勘案して使用料を設定することが望ましい。また、設定した受益者負担割合と上記収支状況を継続してモニタリングし、乖離状況が大きくなった場合にはその都度使用料を改定する等の措置も合わせて検討すべきである。

視点３：施設設置の合理性、今後の修繕計画について

(1) 設置・規模の合理性について

①施設設置の経緯

島根県立水泳プールは昭和54年に完成し、昭和57年の「くにびき国体」における水泳会場として利用されたが、施設の老朽化が進み、また利用者側からもスポーツや健康づくりへの関心が高まる中、季節を選ばずにいつでも利用できるプール施設の整備が望まれていたことから、施設の新しい場所への移転と一部屋内化を目標としたリフレッシュ構想が提案された。当該構想の基本方針と提案内容は以下のようになっており、当該基本方針と提案をもとに平成15年に現在のプール施設が建設された。

第４章　外部監査の結果及び意見
８．島根県立水泳プール

１）計画の基本方針

・県民だれもが、いつでも快適に利用できる施設として整備する。
・公式な競技会等の開催が可能な施設として整備する。
・プロ・アマ各スポーツ選手のトレーニングに活用する。
・県民の健康増進や体力向上を目指した施設とする。
・将来にわたり、健康、スポーツ、学習、文化活動の中心的施設とする。

⇩

複合型スイミング　科学センターの提案
・スポーツ（競技、トレーニング）、レクリエーション（水遊び、リラクゼーション）、医科学（メディカル検査、体力測定）、文化（情報サービス、スポーツ研修）等の機能を複合的に取り入れたスイミング科学センターの提案。

建設用地については、土地の取得や利用者のアクセス等種々の問題に対する検討がなされた結果、松江総合運動公園南側の一画となった。

②設置・規模の合理性について

国体や競技団体が主催する公式的な基準を満たす施設（飛び込み台等）が県内に当施設の他にはなく、同規模のプール施設としては県内唯一の存在である。

このため、設置・規模の合理性について特段の指摘又は意見を付すべき事項は発見していない。

(2) 今後の修繕計画の合理性について

①当施設の今後の設備投資に係る支出負担の長期的計画（推計値）

当施設の今後の修繕費用、大規模修繕費用、建替費用について、一定の仮定を用いた将来推計値は次のとおりである。

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	今後30年間の合計値
建物・修繕コスト予測推計値	1,517千円	1,517千円	1,517千円	1,517千円	1,517千円	800,869千円
	R6～R10年度	R11～R15年度	R16～R20年度	R21～25年度	R26～R30年度	今後30年間の平均値
	7,584千円	7,584千円	762,949千円	7,584千円	7,584千円	26,696千円

※ 一般的な建物にない部材・設備の費用を除く

当施設の場合、17年後には築32年に到達し、大規模修繕費用758百万円規模の負担が想定される。当施設を同規模のまま維持するか否かも含め、抜本的な検討が今後必要となる。

②現在の修繕計画の合理性について

総務部管財課と所管課が主体となって作成・運用している当施設の「維持保全計画」の内容に不合理な点はなく、優先度に応じた修繕計画が合理的に立案され、実施されている状況を確認した。所管課や指定管理者が要望する修繕事項には故障している自動審判装置の修繕（概算額93百万円）等、金額的な負担が大きいものも含まれるため、管財課では今後の当施設の修繕方法の検討を慎重に進めている。

【県立プール３-１（意見）】

現在、幼児用プール内の遊具（滑り台等複合遊具）の下部が腐食しており、人気の遊具でもあるため現在は修繕しながら対応しているが、児童が軽傷（擦り傷程度）を負ったこともあり、措置が必要な状況にある。

体育施設は特に安全性の確保が重要である。今後腐食の状況、修繕等にかかる費用等も勘案しながら、代替設備の導入や撤去について早急に検討されたい。

視点４：管理・運営方法について

(1) 採用した管理形態の合理性について

当施設を含む体育施設５施設（武道館、石見武道館、水泳プール、体育館、サッカー場）での一括公募となっており、指定管理制度の採用による管理コストの削減効果は次のとおりである。

施設名称	指定管理者	コスト対比			
		平成16年制度導入前委託料	令和元年度指定管理料	差異	差異率
県立体育施設（５施設）	公益財団法人島根県体育協会	357,641千円	348,600千円	－9,041千円	－2.5%

【当施設に係る指定管理制度の概要】

指定管理者名		公益財団法人島根県体育協会				
導入年度		平成17年度				
現在の指定期間		平成27年４月～令和２年３月				
公募・非公募		公募				
条例	募集方式	島根県立体育施設条例第５条第１項				
	選定基準	島根県立体育施設条例第６条				
	管理の基準	島根県立体育施設条例第13条				
	業務の範囲	島根県立体育施設条例第４条				
指定管理料（決算額）		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		341,600,798円	335,179,000円	347,110,530円	347,980,698円	348,889,511円
選定委員会設置要綱		島根県立体育施設等指定管理者候補選定委員会設置要綱				
仕様書		島根県立体育施設等管理運営共通仕様書、県立水泳プール管理運営仕様書				
協定書		島根県体育施設等の管理に関する基本協定書				

県は「指定管理者制度運用に係る共通ガイドライン」において、指定管理者の募集方法を原則公募としている。当施設は、原則どおり公募としている。

複数施設の一括公募は、スケールメリットを活かすことで指定管理者の裁量を増大させる効果が期待できると考えられる。また、県としては、一括公募のメリットとして、

①近隣の施設毎に館長等が兼職できること

②庶務機能等を集中させた事務局を設置することで業務の効率化と業務量の軽減を図ることができること

③近隣の施設職員に応援を頼むことで、各施設の業務量を減らすことが可能である

と分析しており、その裏付けとして、金額的なシミュレーションを行って各施設の単独公募における体制と一括公募における体制について、人件費や業務の効率性等の観点から比較検討し、５施設一括公募による方が単独公募による場合に比して56百万円程度コスト低減効果があると試算している。ただし当該結果は、各施設の館長や庶務担当等を兼務させることによる効果を形式的に計算したにすぎず、単独公募の場合にも、他の業務と兼務させることにより同様の効果を得られること等は勘案されていない。

(2) 指定管理者制度の運用手続の合理性について

指定管理者制度の趣旨は、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成することにあるため、競争性の確保が求められる。この点、当施設は、指定管理者制度が導入された平成17年度からの現地説明会参加者数及び申請者数は公益財団法人島根県体育協会１社のみであり、平成27年度からは現地説明会の参加者もいない状況となっている。

指定管理期間	第１期 H17年度～	第２期 H22年度～	第３期 H27年度～	第４期 R２年度～
説明会出席	７社	２社	－	－
申請書提出	１社	１社	１社	１社
決定	１社	１社	１社	１社

県としては複数事業者からプロポーザルを受けることができるよう県HPで積極的に申請を呼び掛けているが、現状では効果を得られていない。なお、指定管理者の申請が単独となった場合に選定委員会の各選定委員の評価点の平均点が満点の60%を下回る場合、または選定委員の過半数の同意が得られない場合には指定管理候補者として選定しない旨が別途指定されている。

第４章　外部監査の結果及び意見
８．島根県立水泳プール

【県立プール４-１（意見）】
現在の指定管理者のみの状況が指定管理者制度導入当初より継続しており、当該状況は、県内に広範囲に立地する５つの施設を一括して指定管理の対象としていることが一因となっている可能性がある。一括発注には上記（1）の利点があることは理解できるが、同時に当該弊害を生んでいることも勘案し、一括発注の範囲を、例えば西部地区３施設（島根県立体育館、島根県立サッカー場、島根県立石見武道館）と東部地区２施設（島根県立水泳プール、島根県立武道館）に区分する等により指定管理者の申請者の増加が図れないか検討されたい。

（3）施設の日常的管理・運営について
当施設は指定管理者が日々の運営・管理状況を行っているため、日々の運営・管理状況は指定管理者に確認し、県にはそのモニタリング状況について確認を行った。

【指定管理者の日々の運営・管理の状況と県のモニタリング状況】

監査要点等			指定管理者の管理状況	県のモニタリング状況	備考
現金管理	収支経理管理（残高含む）	協定書第24条(3)(4)(5)、32条 仕様書１③⑩	施設利用料徴収事務フローあり。個人利用料は券売機（２台中１台故障中。）にて管理。閉館後、券売機から現金を出し、集計して金庫で保管。障がい者、団体は窓口で支払い。翌日銀行に入金。担当者が収入額日計表を作成、上長（参事、主任）が確認（検印あり）。金種表はなし。	毎月の業務報告書により、その月の収入と実際の収入額（県への納付額）が合致しているか確認している。	
	減免・免除	協定書第８条 仕様書１⑩	障がい者使用料減免一覧、高齢者割引制度使用簿、公立学校組合員施設利用者名簿（日付と利用施設、所属、名前）。それぞれ承認印あり。	減免申請書の写しを毎月の業務報告書に添付してもらい内容等を確認している。	
物品管理（県所有分）	取得・処分	協定書第６条、21条	物品一覧表で管理。現物にシール貼付。現物との突合は、毎年度初めに行っており、全て確認している。	指定管理者からの報告に基づいて県の資産台帳を更新している。現物確認については指定管理者が実施した現物の突合の結果を確認している。	
人的管理	再委託	協定書第16条	年度当初の事業計画書にて報告している。	提出された報告書を査閲し、委託事務の合理性を確認している。	
	人員体制等	協定書第８条、第26条 仕様書１④	職員配置図、事務分掌を作成し、管理している。	各年度の事業計画書、事業報告書にて適切な人員が配置されているか確認している。	
施設管理	老朽化 安全性 ライフサイクルコスト	協定書第６条、17条	巡回記録簿（担当者、上長確認印）、火気等点検簿（参事、主任確認印）トレーニングルーム点検チェックシート（担当者の署名・押印）、プール監視業務日誌（担当者押印）にて、日常的に管理を行っている。	管理施設の点検等について、施設側に問題がある場合には指定管理者から都度連絡があり協議を行っている。	【県立プール４-２（指摘事項）】を参照。
報告事項	業務報告	協定書第25条	毎月、業務報告書を県に提出して報告している。	業務報告書を査閲し、業務実施内容、利用者数、使用料実績、稼働率、苦情処理状況等を確認している。	
	事業報告	協定書第26条	毎年度５月末までに事業報告書を提出して報告している。	事業報告書を査閲し内容を確認している。年２回の現地調査の基礎としている。	

【県立プール４-２（指摘事項）】
　現在、発券機２台のうち１台が壊れていて使用不能であり、稼働中の１台が壊れると手売りになってしまう状況にある。物品管理については、会計規則84条に物品の善管注意義務が規定されており、また102条１項に「物品のうち機能の減退その他の事由により使用に耐えなくなったものがあるときは、速やかに不用品決定調書により不用の決定をし、処分について支出負担行為担当者又は契約担当者に必要な措置を請求するとともに、物品払出調書により出納機関に通知しなければならない」とされているため、当該規定に沿った処理を速やかにとるよう、改善されたい。

９．島根県立石見武道館

施設名	島根県立石見武道館
所管課	環境生活部　スポーツ振興課
施設のホームページ	http://iwami.shimane-sports.or.jp/

〈施設概要〉

項　目	内　容
所在地	島根県浜田市黒川町3735
施設設置の基本条例	島根県立武道施設条例
建物概要	鉄筋鉄骨コンクリート造　２階建て
建築年月	平成８年12月
施設概要	アリーナ（柔道場、剣道場）、トレーニング室、会議・研修室
設置目的	武道を通じてスポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため
敷地面積	2,177.68㎡
延床面積	柔道場　512㎡、剣道場　512㎡、観客席　484㎡、トレーニング室 100㎡　など 計　2,827.19㎡
管理形態	指定管理　　公募
主な開館時間	９：00～21：00
開館日数	313日
定休日	月曜日（祝日の場合はその翌日）、12月29日～１月３日
外観、内観等	 
貸室の場合部屋数	柔道場１、剣道場１、トレーニング室１、会議室１

〈利用・運営状況〉

項　目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	35,574人	29,217人	32,645人	31,832人	32,039人
利用者満足度アンケート	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり
利用者の要望、クレーム収集	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり
施設別の収入合計	5,583千円	3,805千円	4,841千円	5,430千円	5,720千円
施設別のコスト合計	66,926千円	228,698千円	67,212千円	62,626千円	61,648千円

〈使用料〉

※貸切りの場合

区　分			使用料		
			９時～17時まで	17時～21時まで	冷暖房費
第一道場（柔道場）又は第二道場（剣道場）	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない	1,600円／時間	2,060円／時間	5,730円／時間
		入場料を徴収する	4,920円／時間	6,280円／時間	
	アマチュアスポーツ以外		8,080円／時間	10480円／時間	
トレーニング場			790円／時間	990円／時間	590円／時間
研修室・会議室			160円／時間	200円／時間	380円／時間

※貸切りでない場合（個人使用…１人１施設１回につき）

区　分		当日利用券	回数利用券（11枚綴）
柔道場 剣道場	幼・小・中学生、高校生	50円	500円
	大学生	110円	1,100円
	一般	160円	1,600円
トレーニング室	幼・小・中学生、高校生	100円	1,000円
	大学生	220円	2,200円
	一般	320円	3,200円

※設備使用料

区　分	単　位	使用料
放送設備	一式	2,400円／１日
折りたたみ机	一脚	60円／１日
折りたたみ椅子	一脚	30円／１日
シート	一式	6,010円／１日

※体力測定

区　分	使用料
体力測定機器の使用	520円／１回

減免措置
●公の施設として実施する減免（島根県立武道施設条例第16条関係） ①指定管理者がスポーツ教室及び記念大会事業等を主催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の全額 ②身障者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が使用するとき 身障者等：施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 介 助 者：施設使用料及び設備使用料の額の全額 ③（公財）島根県障害者スポーツ協会等が主催する障害者スポーツ大会を開催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 ④市・郡小学校体育連盟が主催する学校体育大会を開催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 ⑤中国・県・市・郡中学校体育連盟が主催する学校体育大会を開催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 ⑥中国・県高等学校体育連盟が主催する学校体育大会を開催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 ⑦（公財）島根県体育協会が主催する県民体育大会を開催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 ⑧国民体育大会の県及びブロック大会を開催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 ⑨しまね広域スポーツセンター事業として県スポーツ・レクリエーション祭を開催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 ⑩その他知事が公益上特に必要があると認めるとき 施設使用料及び設備使用料の額の全額又は１/２に相当する額

第４章　外部監査の結果及び意見
９．島根県立石見武道館

視点１：施設のKPI管理について

(1) 施設の設置目的

島根県立武道施設条例第２条において、「武道を通じてスポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため」とされている。

(2) KPIの管理・運営状況

事務事業評価シートに記載されているKPIのうち、当施設に係るKPIと実績値の比較は次のとおりである。

KPI		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
入館者数	目標値	34,054人	35,277人	35,277人	35,277人	35,277人
	実績値	35,574人	29,217人	32,645人	31,832人	32,039人
	達成率	104.5%	82.8%	92.5%	90.2%	90.8%

なお、定性的な評価については各施設別には行われていない。

上記（1）の設置目的が「スポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため」とされていることから、当該KPI自体は適切に設定されている。

【石見武道館１-１（意見）】
KPIとしている目標値と実績との数値的な対比は５施設それぞれで為されているが、評価は５施設の合計値でのみ為されており、施設ごとの評価・分析等はない。施設ごとに異なる成果、課題が存在すると考えられ、KPIとの乖離状況をどう解消するかについて県は施設別に比較、分析、検討の上、指定管理者に今後の方針を指示すべきである。

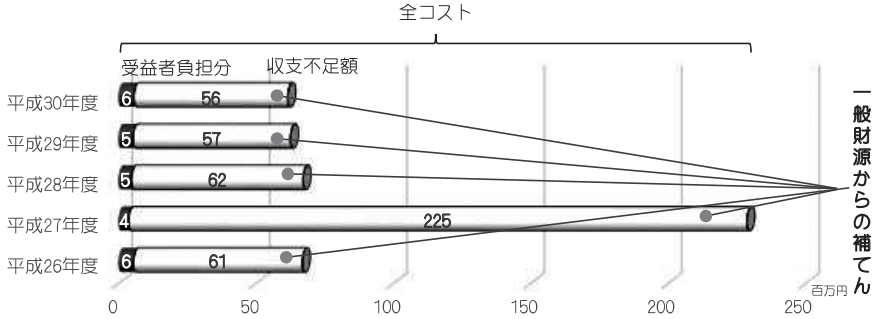
視点２：施設の収支状況について

(1) 収支の現状

当施設の収支の状況は次のとおりである。

（単位：千円）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人に係るコスト	人件費	27,496	28,763	27,652	21,800	20,974
	退職給付関係費用	－	－	－	－	－
	小　計	27,496	28,763	27,652	21,800	20,974
物に係るコスト	物件費	18,980	18,651	19,339	20,372	20,137
	維持修繕費	623	161,457	394	626	710
	減価償却費	19,827	19,827	19,827	19,827	19,827
	小　計	39,430	199,936	39,560	40,826	40,674
その他のコスト	公債費（利息のみ）	－	－	－	－	－
	小　計	－	－	－	－	－
①行政コスト　計		66,926	228,698	67,212	62,626	61,648
②利用料等の収入　計		5,583	3,805	4,841	5,430	5,720
①－②一般財源による補てん額		61,343	224,893	62,371	57,196	55,928



(2) 当施設の受益者負担率の現状

当施設の受益者負担率の推移は次のとおり概ね８％～10%程度で推移している。

項目		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
コスト	A	66,926千円	228,698千円	67,212千円	62,626千円	61,648千円
利用者数	B	35,574人	29,217人	32,645人	31,832人	32,039人
コスト／人	C=A/B	1,881円	7,828円	2,059円	1,967円	1,924円
(うち、減価償却費)		19,827千円	19,827千円	19,827千円	19,827千円	19,827千円
利用料等収入	D	5,583千円	3,805千円	4,841千円	5,430千円	5,720千円
減免・免除額	E	330千円	396千円	358千円	311千円	390千円
収入／人	F=(D+E)/B	166円	144円	159円	180円	191円
受益者負担率	F/C	9%	2%	8%	9%	10%

(3) 使用料決定時の検討状況

使用料決定時の資料に「使用料設定に当たっては、県立武道館、県立体育館との均衡を考慮する」とされており、当施設の使用料はこれらの施設使用料を基準として設定されていることが窺える。

また、使用料は数年おきに施設の管理費の増加分や他県施設等の使用料との均衡を考慮して改正しているとの説明を受けている。

(4) 受益者負担マトリクスにより導出した、あるべき受益者負担

必需性・公共性を基礎に、監査人が独自に設定した受益者負担マトリクスを用いて想定した当施設の総合的な受益者負担率は50%である。

受益者負担マトリクス	公共性分類	必需性分類	カテゴリ	受益者負担率 Should be
石見武道館	A	Ⅳ	AⅣ	50%

①公共性分類　→　区分A

設置目的がスポーツの振興と県民の心身の健全な発達とされている。島根県の特性上民間設置は考えにくく、公共性は高いといえる。また、国体や競技団体が主催する公式的な基準を満たす施設が他にないことを考慮し、「公共的」とした。

②必需性分類　→　区分Ⅳ

日常生活や余暇をより快適で充実したものにするために個人の価値観に応じて選択的に利用する施設であり、個人的な趣味やレクリエーションの場として利用するものである（人によって必要性が異なる）ため、「必需性」は弱い。

また、武道場は日常生活を営む上で必要となる生活水準を確保するため広く県民に必要とされる唯一の施設とはいえず、また社会的弱者を支援するための施設でもないため、「選択的」とした。

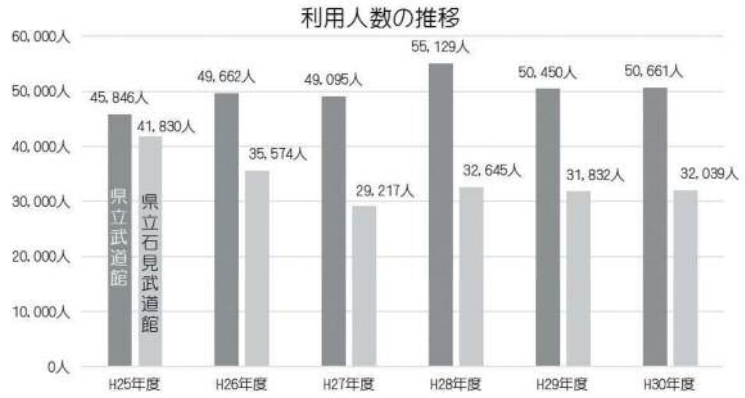
【石見武道館２-１（意見）】

当施設は武道を通じてスポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するための施設であるため、県の施設として安価なサービスを県民に提供する責務があるとの見解は理解できるが、今後ますます厳しくなる県の財政状況を考えると、上記の受益者負担率Should be値との乖離は看過できない。当施設の利用料は条例設定時にコスト回収的なアプローチを考慮して設定されていると思われる（体育館と同様の設定方法を想定）が、稼働率について考慮されておらず、また管理コスト等も考慮外となっているため、十分ではなかったと考えられる。現在の当施設の使用料を近隣の県立武道館と比較した場合、次のとおりとなる。

〈ベンチマークとした公営の県立武道館〉

施設名称	設置者	施設利用料（１時間）			収容人員
			９時～17時	17時～21時	
島根県立武道館	島根県	入場料を徴収しない場合	1,600円	2,060円	1,500人（うち固定席512席）
		入場料を徴収する場合	4,920円	6,280円	
島根県立石見武道館	島根県	入場料を徴収しない場合	1,600円	2,060円	680人（うち固定席532席）
		入場料を徴収する場合	4,920円	6,280円	
鳥取県立武道館	鳥取県	入場料を徴収しない場合	1,800円	1,800円	955席＋身障者対応席６席
		入場料を徴収する場合	3,600円	3,600円	
山口県立下関武道館	山口県	入場料を徴収しない場合	2,096円	2,992円	固定席1,030席＋車椅子６席
		入場料を徴収する場合	16,789円	23,986円	
岡山武道館	岡山県	入場料を徴収しない場合	1,583円	2,856円	客席数2,448席（２階1,688席、１階760席）
		入場料を徴収する場合	2,283円	4,208円	
高知県立武道館	高知県	入場料を徴収しない場合	2,151円	2,080円	496席
		入場料を徴収する場合	4,240円	4,190円	

当施設の使用料はベンチマークと比して低すぎるとまではいえず、概ね合理的な範囲で設定されていると考えられるが、受益者負担率との差を考えると使用料値上げを検討せざるを得ない。一方で稼働も上げる必要があるが、当施設の利用者数は減少傾向にある。



平成30年度の開館日数が313日であるのに対し、アリーナの稼働日は311日（柔道場 延べ279日、剣道場 延べ311日）と高い一方、会議室の稼働日は36%程度と年間の２／３は利用されていない状況にある。当施設は設置から既に20年以上が経過しているが外観的には綺麗な状態を保っており、高校・大学の合宿の誘致等による利用拡大や、隣に立地する県立体育館との共同管理によるコスト削減等を検討することにより、県は迅速に収支状況を改善する措置を実行することが望まれる。

視点３：施設設置の合理性、今後の修繕計画について

（1）設置・規模の合理性について

①施設設置の経緯

島根県西部の武道の振興・普及を図るために建設された。

②設置・規模の合理性について

島根県立武道施設条例第２条において、県民の心身の健全な発達に寄与することが目的とされていることから、主な利用対象者は島根県民と考えられる。

柔道、剣道、弓道等の武道ができる施設は、個人が開設している教室や学校の体育館等多数存在するが、観客席が設置され、かつ公式の大会が開催可能な規模を有する武道場は県西部には他に存在しなかったと思われるため、設置・規模の合理性が認められる。

(2) 今後の修繕計画の合理性について

①当施設の今後の設備投資に係る支出負担の長期的計画（推計値）

当施設の今後の修繕費用、大規模修繕費用、建替費用について、一定の仮定を用いた将来推計値は次のとおりである。

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	今後30年間の合計値
建物・修繕コスト予測推計値	961千円	961千円	961千円	961千円	961千円	507, 537千円
	R6～R10年度	R11～R15年度	R16～R20年度	R21～25年度	R26～R30年度	今後30年間の平均値
	244, 156千円	244, 156千円	4, 806千円	4, 806千円	4, 806千円	16, 918千円

※ 一般的な建物にない部材・設備の費用を除く

当施設の場合、10年後には築32年に到達し、大規模修繕費用480百万円規模の負担が想定される。当施設を同規模のまま維持するか否かも含め、抜本的な検討が今後必要となる。

②現在の修繕計画の合理性について

総務部管財課と所管課が主体となって作成・運用している当施設の「維持保全計画」の内容に不合理な点はなく、優先度に応じた修繕計画が合理的に立案され、実施されている状況を確認した。

視点４：管理・運営方法について

(1) 採用した管理形態の合理性について

当施設は指定管理制度の採用により、次のとおり管理コストが削減できたとされており、また、複数の県内体育施設を一括して指定管理者に委託することにより、効率的な運用が実現されているとしている。

施設名称	指定管理者	コスト対比			
		平成16年制度導入前委託料	令和元年度指定管理料	差異	差異率
県立体育施設（５施設）	公益財団法人島根県体育協会	357,641千円	348,600千円	−9,041千円	−2.5%

当施設は公募方式による指定管理制度が採用されている。

【当施設に係る指定管理制度の概要】

指定管理者名		公益財団法人島根県体育協会				
導入年度		平成17年度				
現在の指定期間		平成27年４月～令和２年３月				
公募・非公募		公募				
条例	募集方式	島根県立武道施設条例第６条第１項				
	選定基準	島根県立武道施設条例第７条				
	管理の基準	島根県立武道施設条例第13条				
	業務の範囲	島根県立武道施設条例第５条				
指定管理料（決算額）		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		341,600,798円	335,179,000円	347,110,530円	347,980,698円	348,889,511円
選定委員会設置要綱		島根県立体育施設等指定管理者候補選定委員会設置要綱				
仕様書		島根県立体育施設等管理運営共通仕様書、県立石見武道館管理運営仕様書				
協定書		島根県体育施設等の管理に関する基本協定書				

(2) 指定管理者の公募手続の合理性について

当項目については、「8.島根県立プール」「9.島根県立石見武道館」「10.島根県立武道館」「11.島根県立体育館」「12.島根県立サッカー場」の５施設について同一の指定管理者が一括して指定管理業務を受注しているため、「8.島根県立プール」にまとめて記載している。

第４章　外部監査の結果及び意見
９．島根県立石見武道館

(3) 施設の日常的管理・運営について

当施設は指定管理者が日々の運営・管理状況を行っているため、日々の運営・管理状況は指定管理者に確認し、県にはそのモニタリング状況について確認を行った。

【指定管理者の日々の運営・管理の状況と県のモニタリング状況】

監査要点等			指定管理者の管理状況	県のモニタリング状況	備考
現金管理	収支経理管理（残高含む）	協定書第24条(3)(4)	担当者が収入調書を作成し、収入額日計表を館長、調整監、スタッフが確認している。現金は毎日夜に集計して、袋に入れて金庫に保管し、翌日銀行に預け入れ、毎月県に振り込んでいる。	通帳、帳簿類を全て確認しており、細かい点を指摘することもある。	
	減免・免除	協定書第８条仕様書「施設利用料の徴収に関する業務」	利用者から提出された減免申請書を確認し、現場で人数や障がい者手帳等を確認している。減免申請書綴りは月次毎に館長、調整監、スタッフが内容を確認している。 なお、当施設は指定管理者が独自で割引（補助）制度を適用しており（県の制度とは別）、当該割引分は指定管理者の負担で県に精算される。	減免申請書類を全て確認している。	
物品管理（県所有分）	取得・処分	協定書第24条(6)、６条	取得する場合、処分する場合ともに原則として県との協議の上実行し、現物にシールを貼付した上で物品管理台帳を更新している。物品台帳は年に１度現物と突合し、「管理物品確認報告書」を県に報告している。なお、県の備品とは別に指定管理者（県体協）の備品も保持しており、別のシールを貼付して管理している。	現物照合後の物品台帳の報告を指示している。	
人的管理	再委託	協定書第16条	再委託先は金額により入札、相見積もりをとって決定しているが、エレベータ点検等はメーカー等に不随するため随意契約で対応している。	提出された報告書を査閲し、委託事務の合理性を確認している。	
	人員体制等	協定書第８条仕様書「人員配置」	人員体制、仕様書で求められている資格者等の順守状況は年度当初に報告している。現在５名体制で開館から夜の閉館まで交代で勤務している。ギリギリの体制で、従業員が休暇をとると他の従業員にしわ寄せがきて厳しい状況。	提出された報告書を査閲し、人員体制の合理性を確認している。	【石見武道館４-１（意見）】を参照。
施設管理	老朽化 安全性 ライフサイクルコスト	協定書第17条	管理施設の点検状況については、火気点検、器具点検等の業務別に「管理点検簿」を作成して日常的に管理している（ただしチェックリストがないためムラがある印象）。	管理施設の点検簿類は全て確認する。	
報告事項	業務報告	協定書第25条	翌月10日頃に業務報告書を県に提出して報告している。	業務報告書を査閲し、不明点等については電話・メール・面談により確認している。	
	事業報告	協定書第26条	毎年度５月末までに事業報告書を提出して報告している。	事業報告書を査閲し、１時間程度かけて内容を確認している。	

【石見武道館４-１（意見）】

指定管理者は、当施設を現在５名体制で開館から夜の閉館まで交代制で勤務しているが、人員的にかなり厳しい状況にある。人手不足や収支バランスの都合上簡単に人手を増やせない事情があり、隣接する島根県立体育館の管理チームと共同で管理する方法を含め、県は指導的にこれらの課題に関与することが望まれる。

10. 島根県立武道館・弓道場

施設名	島根県立武道館・弓道場
所管課	環境生活部　スポーツ振興課
施設のホームページ	http://budokan.shimane-sports.or.jp/

〈施設概要〉

項　目	内　容
所在地	（武道館）島根県松江市内中原町52 （弓道場）島根県松江市学園１丁目５番５号
施設設置の基本条例	島根県立武道施設条例
建物概要	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造　２階建て
建築年月	昭和45年７月
施設概要	道場、トレーニング場、相撲場、弓道場、和会議室、洋会議室
設置目的	武道を通じてスポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため
敷地面積	（武道館）3,836.32㎡　（弓道場）1,688.42㎡
延床面積	（武道館）本館　3,186.75㎡、相撲場　55.05㎡　計3,241.80㎡ （弓道場）射場棟・的場棟・矢取り棟305.37㎡、巻きわら道場81.00㎡、 倉庫33.35㎡、自転車置場14.70㎡　計434.42㎡
管理形態	指定管理　　公募
主な開館時間	９：00～21：00
開館日数	313日
定休日	月曜日（祝日の場合はその翌日）、12月29日～１月３日
外観、内観等	    弓道場 
貸室の場合部屋数	道場１、トレーニング場１、相撲場１、弓道場１、会議室２

〈利用・運営状況〉

項　目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	49,662人	49,095人	55,129人	50,450人	50,661人
利用者満足度アンケート	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり
利用者の要望、クレーム収集	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり
施設別の収入合計	4,707千円	5,577千円	6,183千円	6,093千円	未集計
施設別のコスト合計	75,019千円	79,993千円	71,533千円	78,036千円	未集計

第４章　外部監査の結果及び意見
10. 島根県立武道館・弓道場

〈利用料〉

※貸切りの場合

区　分			使用料		
			９時～17時まで	17時～21時まで	冷暖房費
第一道場（柔道場）又は第二道場（剣道場）	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない	1,600円／時間	2,060円／時間	5,730円／時間
		入場料を徴収する	4,920円／時間	6,280円／時間	
	アマチュアスポーツ以外		8,080円／時間	10,480円／時間	
弓道場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない	700円／時間	900円／時間	－
		入場料を徴収する	2,120円／時間	2,760円／時間	
	アマチュアスポーツ以外		3,560円／時間	4,620円／時間	
相撲場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない	330円／時間	430円／時間	
		入場料を徴収する	1,050円／時間	1,360円／時間	
	アマチュアスポーツ以外		1,770円／時間	2,310円／時間	
トレーニング場			380円／時間	480円／時間	
会議室			380円／時間	480円／時間	380円／時間

※貸切りでない場合（個人使用…１人１施設１回につき）

区　分		当日利用券	回数利用券（11枚綴）
柔道場、剣道場 弓道場、相撲場 トレーニング場	幼・小・中学生、高校生	50円	500円
	大学生	110円	1,100円
	一般	160円	1,600円

※設備使用料

区　分	単　位	使用料
放送設備	一式	2,400円／１日
折りたたみ机	一脚	60円／１日
折りたたみ椅子	一脚	30円／１日
シート	一式	6,010円／１日

減免措置
●公の施設として実施する減免（島根県立武道施設条例第16条関係） ①指定管理者がスポーツ教室及び記念大会事業等を主催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の全額 ②身障者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が使用するとき 身障者等：施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 介 助 者：施設使用料及び設備使用料の額の全額 ③（公財）島根県障害者スポーツ協会等が主催する障害者スポーツ大会を開催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 ④市・郡小学校体育連盟が主催する学校体育大会を開催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 ⑤中国・県・市・郡中学校体育連盟が主催する学校体育大会を開催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 ⑥中国・県高等学校体育連盟が主催する学校体育大会を開催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 ⑦（公財）島根県体育協会が主催する県民体育大会を開催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 ⑧国民体育大会の県及びブロック大会を開催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 ⑨しまね広域スポーツセンター事業として県スポーツ・レクリエーション祭を開催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 ⑩その他知事が公益上特に必要があると認めるとき 施設使用料及び設備使用料の額の全額又は１/２に相当する額

視点１：施設のKPI管理について

(1) 施設の設置目的

島根県立武道施設条例第２条において、「武道を通じてスポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため」とされている。

(2) KPIの管理・運営状況

事務事業評価シートに記載されているKPIのうち、当施設に係るKPIと実績値の比較は次のとおりである。

KPI		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
入館者数	目標値	49,912人	49,492人	49,492人	49,492人	49,492人
	実績値	49,662人	49,095人	55,129人	50,450人	50,661人
	達成率	99.5%	99.2%	111.4%	101.9%	102.4%

なお、定性的な評価については各施設別には行われていない。

上記（1）の設置目的が「スポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため」とされていることから、当該KPI自体は適切に設定されている。

【県立武道館１-１（意見）】

KPIとしている目標値と実績との数値的な対比は５施設それぞれで為されているが、評価は５施設の合計値でのみ為されており、施設ごとの評価・分析等はない。施設ごとに異なる成果、課題が存在すると考えられ、KPIとの乖離状況をどう解消するかについて県は施設別に比較、分析、検討の上、指定管理者に今後の方針を指示すべきである。

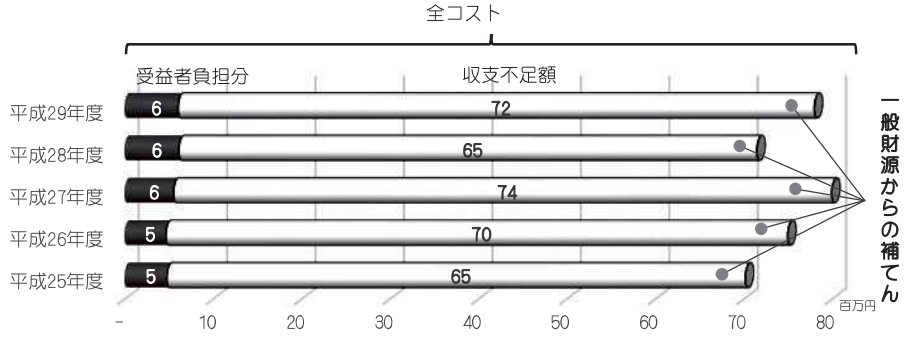
視点２：施設の収支状況について

(1) 収支の現状

当施設の収支の状況は次のとおりである。

（単位：千円）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人に係るコスト	人件費	32,927	36,847	38,221	35,325	31,588
	退職給付関係費用	−102	−911	−2,238	−2,698	8,551
	小　計	32,825	35,936	35,983	32,627	40,139
物に係るコスト	物件費	20,335	21,648	22,338	24,380	22,145
	維持修繕費	3,180	3,520	7,252	−	1,226
	減価償却費	13,883	13,915	14,420	14,420	14,420
	小　計	37,398	39,083	44,010	38,800	37,791
その他のコスト	公債費（利息のみ）	−	−	−	106	106
	小　計	−	−	−	106	106
①行政コスト　計		70,223	75,019	79,993	71,533	78,036
②利用料等の収入　計		4,823	4,707	5,577	6,183	6,093
①−②一般財源による補てん額		65,400	70,312	74,416	65,350	71,943



(2) 当施設の受益者負担率の現状

当施設の受益者負担率の推移は次のとおり概ね７％～９％程度で推移している。

項目		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
コスト	A	75,019千円	79,993千円	71,533千円	78,036千円	（未確定）
利用者数	B	49,662人	49,095人	55,129人	50,450人	50,661人
コスト／人	C=A/B	1,511円	1,629円	1,298円	1,547円	－
（うち、減価償却費）		13,915千円	14,420千円	14,420千円	14,420千円	（未確定）
利用料等収入	D	4,707千円	5,577千円	6,183千円	6,093千円	（未確定）
減免・免除額	E	287千円	173千円	210千円	235千円	334千円
収入／人	F=(D+E)/B	101円	117円	116円	125円	－
受益者負担率	F/C	7%	7%	9%	8%	－

(3) 使用料決定時の検討状況

武道館施設に関しては、条例に定められた使用料金決定時の資料を入手することができなかったが、「11.県立体育館」と同様または類似の方法により算出したと思われる。

使用料は、数年おきに施設の管理費の増加分や他県施設等の使用料との均衡を考慮して改正しているとの説明を受けている。

(4) 受益者負担マトリクスにより導出した、あるべき受益者負担

必需性・公共性を基礎に、監査人が独自に設定した受益者負担マトリクスを用いて想定した当施設の総合的な受益者負担率は50%である。

受益者負担マトリクス	公共性分類	必需性分類	カテゴリ	受益者負担率 Should be
県立武道館	A	Ⅳ	AⅣ	50%

①公共性分類　→　区分A

設置目的がスポーツの振興と県民の心身の健全な発達とされている。島根県の特性上民間設置は考えにくく、公共性は高いといえる。また、国体や競技団体が主催する公式的な基準を満たす施設が他にないことを考慮し、「公共的」とした。

②必需性分類　→　区分Ⅳ

日常生活や余暇をより快適で充実したものにするために個人の価値観に応じて選択的に利用する施設であり、個人的な趣味やレクリエーションの場として利用するものである（人によって必要性が異なる）ため、「必需性」は弱い。

また、武道場は日常生活を営む上で必要となる生活水準を確保するため広く県民に必要とされる唯一の施設とはいえず、また社会的弱者を支援するための施設でもないため、「選択的」とした。

【県立武道館２-１（意見）】

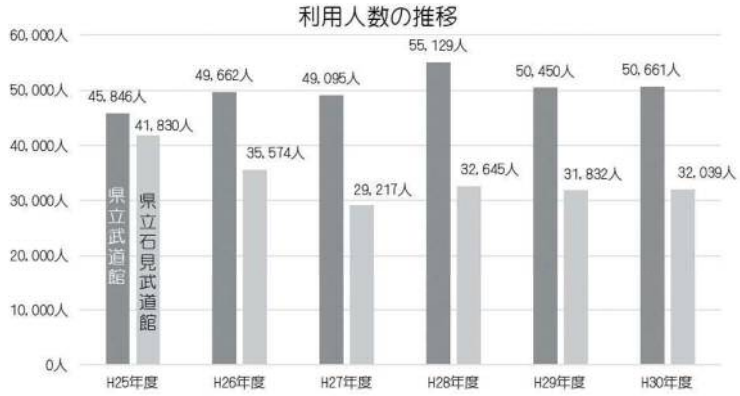
当施設は武道を通じてスポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するための施設であるため、県の施設として安価なサービスを県民に提供する責務があるとの見解は理解できるが、今後ますます厳しくなる県の財政状況を考えると、上記の受益者負担率Should be値との乖離は看過できない。当施設の利用料は条例設定時にコスト回収的なアプローチを考慮して設定されていると思われる（体育館と同様の設定方法を想定）が、稼働率について考慮されておらず、また管理コスト等も考慮外となっているため、十分ではなかったと考えられる。現在の当施設の使用料を近隣の県立武道館と比較した場合、次のとおりとなる。

〈ベンチマークとした公営の県立武道館〉

施設名称	設置者	施設利用料（１時間）			収容人員
			９時～17時	17時～21時	
島根県立武道館	島根県	入場料を徴収しない場合	1,600円	2,060円	1,500人（うち固定席512席）
		入場料を徴収する場合	4,920円	6,280円	
島根県立石見武道館	島根県	入場料を徴収しない場合	1,600円	2,060円	680人（うち固定席532席）
		入場料を徴収する場合	4,920円	6,280円	
鳥取県立武道館	鳥取県	入場料を徴収しない場合	1,800円	1,800円	955席＋身障者対応席６席
		入場料を徴収する場合	3,600円	3,600円	
山口県立下関武道館	山口県	入場料を徴収しない場合	2,096円	2,992円	固定席1,030席＋車椅子６席
		入場料を徴収する場合	16,789円	23,986円	
岡山武道館	岡山県	入場料を徴収しない場合	1,583円	2,856円	客席数2,448席（２階1,688席、１階760席）
		入場料を徴収する場合	2,283円	4,208円	
高知県立武道館	高知県	入場料を徴収しない場合	2,151円	2,080円	496席
		入場料を徴収する場合	4,240円	4,190円	

当施設の使用料はベンチマークと比して低すぎるとまではいえず、概ね合理的な範囲で設定されていると考えられる。ただ、トレーニングルーム、卓球台は160円／回（２時間）と安価に設定されたまま長期に亘り利用料金の改定はない。当施設が県民にとって「選択的」な施設であり、また県立プールのトレーニング機器利用料が330円／回であることとの衡量上も、コストを勘案した利用料金の改訂が望まれる。

一方で稼働を上げる必要もあるが、当施設の利用者数はわずかに増加傾向にある。



当施設は設置からほぼ50年が経過しており、耐震化工事は施行済みであるが視覚的に感じる古さは否めない。当施設を今後も継続して運営する場合、利用料の見直しだけでなく、抜本的なコスト削減と活用度アップのための取り組みをしながら修繕コストを負担する必要があり、非常に困難な運営が求められる。県は具体的な措置により迅速に収支状況を改善する措置を実行することが望まれる。

視点３：施設設置の合理性、今後の修繕計画について

(1) 設置・規模の合理性について

①施設設置の経緯

昭和45年に武道館及び弓道場が内中原町に建設された。その後、当地に島根県職員会館が建設されることとなり、平成元年４月に弓道場を学園１丁目に移設した。

②設置・規模の合理性について

島根県立武道施設条例第２条において、県民の心身の健全な発達に寄与することが目的とされていることから、主な利用対象者は島根県民と考えられる。

柔道、剣道、弓道等の武道ができる施設は、個人が開設している教室や学校の体育館等多数存在するが、観客席が設置され、かつ公式の大会が開催可能な規模を有する武道場は県東部には他に存在しなかったと思われるため、設置・規模の合理性が認められる。

(2) 今後の修繕計画の合理性について

①当施設の今後の設備投資に係る支出負担の長期的計画（推計値）

当施設の今後の修繕費用、大規模修繕費用、建替費用について、一定の仮定を用いた将来推計値は次のとおりである。

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	今後30年間の合計値
建物・修繕コスト予測推計値	1,082千円	1,082千円	1,082千円	1,082千円	1,082千円	1,111,241千円
	R6～R10年度	R11～R15年度	R16～R20年度	R21～25年度	R26～R30年度	今後30年間の平均値
	5,410千円	5,410千円	1,084,190千円	5,410千円	5,410千円	37,041千円

※ 一般的な建物にない部材・設備の費用を除く

当施設の場合、17年後には築65年に到達し、建替え費用1,082百万円規模の負担が想定される。当施設を同規模のまま維持するか否かも含め、抜本的な検討が今後必要となる。

②現在の修繕計画の合理性について

総務部管財課と所管課が主体となって作成・運用している当施設の「維持保全計画」の内容に不合理な点はなく、優先度に応じた修繕計画が合理的に立案され、実施されている状況を確認した。所管課や指定管理者が要望する修繕事項には経年劣化を原因とする冷温水発生器の更新（概算額29百万円）等、金額的な負担が大きいものも含まれるため、管財課では今後の当施設の修繕方法の検討を慎重に進めている。

視点４：管理・運営方法について

(1) 採用した管理形態の合理性について

当施設は指定管理制度の採用により、次のとおり管理コストが削減できたとされており、また、複数の県内体育施設を一括して指定管理者に委託することにより、効率的な運用が実現されているとしている。

施設名称	指定管理者	コスト対比			
		平成16年制度導入前委託料	令和元年度指定管理料	差異	差異率
県立体育施設（５施設）	公益財団法人島根県体育協会	357,641千円	348,600千円	－9,041千円	－2.5%

当施設は公募方式による指定管理制度が採用されている。

【当施設に係る指定管理制度の概要】

指定管理者名		公益財団法人島根県体育協会				
導入年度		平成17年度				
現在の指定期間		平成27年４月～令和２年３月				
公募・非公募		公募				
条例	募集方式	島根県立武道施設条例第６条第１項				
	選定基準	島根県立武道施設条例第７条				
	管理の基準	島根県立武道施設条例第13条				
	業務の範囲	島根県立武道施設条例第５条				
指定管理料（決算額）		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		341,600,798円	335,179,000円	347,110,530円	347,980,698円	348,889,511円
選定委員会設置要綱		島根県立体育施設等指定管理者候補選定委員会設置要綱				
仕様書		島根県立体育施設等管理運営共通仕様書、県立武道館管理運営仕様書				
協定書		島根県体育施設等の管理に関する基本協定書				

(2) 指定管理者の公募手続の合理性について

当項目については、「8.島根県立プール」「9.島根県立石見武道館」「10.島根県立武道館」「11.島根県立体育館」「12.島根県立サッカー場」の５施設について同一の指定管理者が一括して指定管理業務を受注しているため、「8.島根県立プール」にまとめて記載している。

(3) 施設の日常的管理・運営について

当施設は指定管理者が日々の運営・管理状況を行っているため、日々の運営・管理状況は指定管理者に確認し、県にはそのモニタリング状況について確認を行った。

【指定管理者の日々の運営・管理の状況と県のモニタリング状況】

監査要点等			指定管理者の管理状況	県のモニタリング状況	備考
現金管理	収支経理管理（残高含む）	協定書第24条(3)(4)	担当者が収入調書を作成し、収入額日計表を館長、調整監、スタッフが確認している。現金は毎日夜に集計し、翌日の釣銭準備金以外は袋に入れて金庫に保管し、翌日銀行に預け入れ、毎月県に振り込んでいる。出納帳、金種表はなし。	毎月の業務報告書により、その月の収入と実際の収入額（県への納付額）が合致しているか確認している。	
	減免・免除	協定書第８条仕様書「施設利用料の徴収に関する業務」	利用者から提出された島根県立体育施設等使用料減免申請書（各施設決済用）をスタッフ全員で確認し、次長、施設長が検印している。件数は少ない。	減免申請書の写しを毎月の業務報告書に添付してもらい内容等を確認している。	
物品管理（県所有分）	取得・処分	協定書第24条(6)、６条	備品一覧表をもとに年度当初に確認し、管理物品確認報告書にて体協の事務局に報告。事務局から県へまとめて報告している。廃棄する場合は、物品廃棄届を提出。県費での購入は６年間ない。インターハイで県で購入したものを一部保管している。	指定管理者からの報告に基づいて県の資産台帳を更新している。現物確認については、指定管理者が実施した現物の突合の結果を確認している。	
人的管理	再委託	協定書第16条	再委託先の明細は毎年度当初に事業計画書にて県に委託業務名と委託業務先を本部から報告している。	提出された報告書を査閲し、委託事務の合理性を確認している。	
	人員体制等	協定書第８条仕様書「人員配置」	人員体制、仕様書で求められている資格者等の順守状況は年度当初に報告している。現在７名体制で開館から閉館まで交代で勤務しているが、火曜日から金曜日までは教室指導にあたっている職員もおり、勤務態様（ローテーション）は厳しい。	各年度の事業計画書、事業報告書にて適切な人員が配置されているか確認している。	
施設管理	老朽化 安全性 ライフサイクルコスト	協定書第17条	管理施設の点検状況については、「館内点検簿」にて、毎日午前、午後、閉館の３回確認し、記入。担当者、参事、館長の押印あり。その他、トレーニング器具点検表（毎日）、AED点検表も確認。	管理施設の点検等について、施設側に問題がある場合には、指定管理者から都度連絡があり協議を行っている。	
報告事項	業務報告	協定書第25条	毎月、業務報告書を体協事務局に提出、事務局から県に報告している。前期との収入や利用者の差についての質問があり、現在は報告書に記載している。	業務報告書を査閲し、業務実施内容、利用者数、使用料実績、稼働率、苦情処理状況等を確認している。	
	事業報告	協定書第26条	毎年度体協事務局に提出、事務局から県に５月末までに報告している。	事業報告書を査閲し、内容を確認している。年２回の現地調査の基礎としている。	

11. 島根県立体育館

施設名	島根県立体育館
所管課	環境生活部　スポーツ振興課
施設のホームページ	http://hamada.shimane-sports.or.jp/

〈施設概要〉

項　目	内　容
所在地	島根県浜田市黒川町3735
施設設置の基本条例	島根県立体育施設条例
建物概要	鉄筋鉄骨コンクリート造　３階建て
建築年月	昭和52年３月
施設概要	キッズルーム、多目的ルーム、フィットネスルーム、トレーニングルーム、アリーナ、研修室、会議室、第二会議室
設置目的	スポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため
敷地面積	9,347.28㎡
延床面積	体育館本館　8,656.90㎡、スロープ棟　60.10㎡、エレベーター棟　105.37㎡ 計8,822.37㎡
管理形態	指定管理　　公募
主な開館時間	９：00～21：00
開館日数	313日
定休日	月曜日（祝日の場合はその翌日）、12月29日～１月３日
外観、内観等	   
貸室の場合部屋数	アリーナ１、多目的ルーム１、フィットネスルーム１、キッズルーム１、トレーニングルーム１、会議室２、研修室１

〈利用・運営状況〉

項　目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	72,214人	75,819人	94,948人	82,437人	89,618人
利用者満足度アンケート	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり
利用者の要望、クレーム収集	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり
施設別の収入合計	6,238千円	7,543千円	9,526千円	9,271千円	未集計
施設別のコスト合計	91,832千円	97,704千円	100,476千円	94,011千円	未集計

〈使用料〉

※施設使用料

区　分			使用料		
			貸切の場合		その他※１
			９時～17時	17時～21時	
アリーナ	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	3,360円/時間	4,690円/時間	※２
		入場料を徴収する場合	16,860円/時間	23,610円/時間	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合	25,320円/時間	35,450円/時間	
		入場料を徴収する場合	50,630円/時間	70,880円/時間	
多目的ルーム又はフィットネスルーム			430円/時間	650円/時間	
キッズルーム			850円/時間	1,220円/時間	
トレーニングルーム			840円/時間	1,190円/時間	※３
会議室			310円/時間	440円/時間	
研修室			520円/時間	740円/時間	

※１　その他とは、「貸切でない場合」をいう
※２　１人１施設一回につき
(1) 幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者　50円
(2) 大学の学生又はこれに準ずる者　110円
(3) (1) (2) に掲げる者以外の者（３歳未満の者を除く）　160円
※３　１人１施設一回につき
(1) 中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者　70円
(2) 大学の学生又はこれに準ずる者　160円
(3) 上記以外の者（未就学児並びに小学校の児童及びこれらに準ずる者を除く）　240円
〈備考〉
１．貸切の場合において、上記以外の時間に使用する場合は17時～21時の時間単価により計算した額とする。
２．貸切の場合において、連続して８時間以上使用する場合にはこの表及び１により計算した額の８割相当額（10円未満切り捨て）により計算した額とする。
３．貸切の場合において、アリーナの２分の１を使用する場合にはこの表及び１・２により計算した額の５割相当額とし、４分の１を使用する場合にはこの表及び１・２により計算した額の２割５分相当額とする。
４．貸切の場合において、準備又は片付けのために使用する場合には、この表及び１・２・３により計算した額の５割相当額とする。
５．貸切りでない場合の使用について、回数券を発行する場合は、規則で定めるところにより、使用料の１割以内の額を割り引くものとする
６．冷暖房装置を使用する場合（貸切りの場合に限る。）の冷暖房料は、規則で定める額とする。

※設備使用料

区　分	単　位	使用料	備　考
放送設備	一式	2,400円/日	
電気得点板	一対	160円/日	
シート	一式	6,010円/日	
長机	一脚	60円/日	
折りたたみ椅子	一脚	30円/日	

第４章　外部監査の結果及び意見
11. 島根県立体育館

減免措置
●公の施設として実施する減免（島根県立体育施設条例第16条関係） ①指定管理者がスポーツ教室及び記念大会事業等を主催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の全額 ②身障者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が使用するとき 身障者等：施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 介 助 者：施設使用料及び設備使用料の額の全額 ③（公財）島根県障害者スポーツ協会等が主催する障害者スポーツ大会を開催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 ④市・郡小学校体育連盟が主催する学校体育大会を開催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 ⑤中国・県・市・郡中学校体育連盟が主催する学校体育大会を開催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 ⑥中国・県高等学校体育連盟が主催する学校体育大会を開催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 ⑦（公財）島根県体育協会が主催する県民体育大会を開催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 ⑧国民体育大会の県及びブロック大会を開催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 ⑨しまね広域スポーツセンター事業として県スポーツ・レクリエーション祭を開催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 ⑩その他知事が公益上特に必要があると認めるとき 施設使用料及び設備使用料の額の全額又は１/２に相当する額

視点１：施設のKPI管理について

(1) 施設の設置目的

島根県立体育施設条例第２条において、「スポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため」とされている。

(2) KPIの管理・運営状況

事務事業評価シートに記載されているKPIのうち、当施設に係るKPIと実績値の比較は次のとおりである。

KPI		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
入館者数	目標値	70,919人	74,442人	74,442人	74,442人	74,442人
	実績値	72,214人	75,819人	94,948人	82,437人	89,618人
	達成率	101.8%	101.8%	127.5%	110.7%	120.4%

定性的な評価については各施設別には行われていない。

上記（1）設置目的に「スポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため」とされていることから、当該KPI自体は適切に設定されている。

【県立体育館１-１（意見）】

KPIとしている目標値と実績との数値的な対比は５施設それぞれで為されているが、評価は５施設の合計値でのみ為されており、施設ごとの評価・分析等はない。施設ごとに異なる成果、課題が存在すると考えられ、KPIとの乖離状況をどう解消するかについて県は施設別に比較、分析、検討の上、指定管理者に今後の方針を指示すべきである。

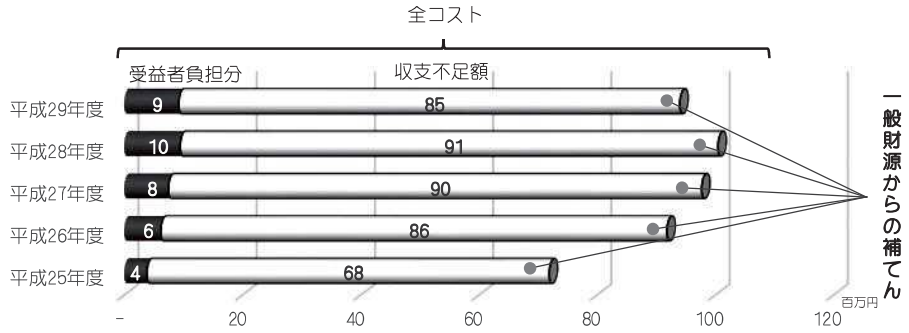
視点２：施設の収支状況について

(1) 収支の現状

当施設の収支の状況は次のとおりである。

（単位：千円）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人に係るコスト	人件費	31,488	34,691	35,798	36,048	33,198
	退職給付関係費用	−102	−911	−2,238	−2,698	−97
	小　計	31,386	33,780	33,560	33,350	33,101
物に係るコスト	物件費	25,008	28,404	29,865	34,660	30,938
	維持修繕費	−	1,682	1,539	2,810	−
	減価償却費	14,453	25,946	26,865	26,865	27,264
	小　計	39,461	56,032	58,269	64,335	58,202
その他のコスト	公債費（利息のみ）	1,078	2,020	5,875	2,791	2,708
	小　計	1,078	2,020	5,875	2,791	2,708
①行政コスト　計		71,925	91,832	97,704	100,476	94,011
②利用料等の収入　計		3,868	6,238	7,543	9,526	9,271
①−②一般財源による補てん額		68,057	85,594	90,161	90,950	84,740



(2) 当施設の受益者負担率の現状

当施設の受益者負担率の推移は次のとおり概ね９～12%程度で推移しており、行政コストの概ね90%を一般財源からの補てんにより運営されている。

項目		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
コスト	A	91,832千円	97,704千円	100,476千円	94,011千円	（未確定）
利用者数	B	72,214人	75,819人	94,948人	82,437人	89,618人
コスト／人	C=A/B	1,272円	1,289円	1,058円	1,140円	−
（うち、減価償却費）		25,946千円	26,865千円	26,865千円	27,264千円	（未確定）
利用料等収入	D	6,238千円	7,543千円	9,526千円	9,271千円	（未確定）
減免・免除額	E	1,712千円	1,065千円	2,491千円	1,387千円	2,051千円
収入／人	F=(D+E)/B	110円	114円	127円	129円	−
受益者負担率	F/C	9%	9%	12%	11%	−

(3) 使用料決定時の検討状況

県から入手した資料（条例に定められた使用料決定時の資料）によると、次の方法により算出していることが確認できた。

①土地については固定資産税評価額を、建物については工事費用を基礎に１㎡あたり時間単価を算出（365日×８時間で除す）

②①を基礎にアマチュアスポーツに使用する場合で入場料を徴収する場合の金額を算出（4,000円／３時間）

③②を基礎に、アマチュアスポーツ以外の利用の場合の使用料を決定

(4) 受益者負担マトリクスにより導出した、あるべき受益者負担

必需性・公共性を基礎に、監査人が独自に設定した受益者負担マトリクスを用いて想定した当

施設の総合的な受益者負担率は50%である。

受益者負担マトリクス	公共性分類	必需性分類	カテゴリ	受益者負担率 Should be
県立体育館	A	Ⅳ	AⅣ	50%

①公共性分類　→　区分A

設置目的がスポーツの振興と県民の心身の健全な発達とされている。島根県の特性上民間設置は考えにくく、公共性は高いといえる。また、国体や競技団体が主催する公式的な基準を満たす施設が他にないことを衡量し、「公共的」とした。

②必需性分類　→　区分Ⅳ

日常生活や余暇をより快適で充実したものにするために個人の価値観に応じて選択的に利用する施設であり、個人的な趣味やレクリエーションの場として利用するものである（人によって必要性が異なる）ため、「必需性」は弱い。また、体育館の施設は日常生活を営む上で必要となる生活水準を確保するため広く県民に必要とされる唯一の施設とはいえず、また社会的弱者を支援するための施設でもないため、「選択的」とした。

【県立体育館２-１（意見）】

当施設はスポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するための体育施設であるため、県の施設として安価なサービスを県民に提供する責務があるとの見解は理解できるが、今後ますます厳しくなる県の財政状況を考えると、上記の受益者負担率Should be値との乖離は看過できない。当施設の使用料は条例設定時にコスト回収的なアプローチを考慮して設定されているといえるが、稼働率について考慮されておらず、また管理コスト等も考慮外となっているため、十分ではなかったと考えられる。

現在の当施設の使用料を近隣の県立体育館と比較した場合、次のとおりとなる。

〈ベンチマークとした公営の県立体育館〉

施設名称	設置者	施設利用料（１時間）			収容人員
			９時～17時	17時～21時	
島根県立体育館	島根県	入場料を徴収しない場合	3,360円	4,690円	2,000人（内固定席1,500人）
		入場料を徴収する場合	16,860円	23,610円	
鳥取産業体育館	鳥取県	入場料を徴収しない場合	810円	1,170円	1,940人
		入場料を徴収する場合	1,620円	1,980円	
米子産業体育館	鳥取県	入場料を徴収しない場合	810円	1,170円	2,000人
		入場料を徴収する場合	1,620円	1,980円	
岡山県津山総合体育館	岡山県	入場料を徴収しない場合	1,170円	1,210円	2,608人（内固定席1,408）
		入場料を徴収する場合	1,830円	2,390円	
広島県立総合体育館	広島県	入場料を徴収しない場合	6,280円	6,920円	10,000人（内固定席4,750）
		入場料を徴収する場合	40,400円	80,800円	
高知県民体育館	高知県	入場料を徴収しない場合	3,460円	6,470円	約3,000人
		入場料を徴収する場合	11,570円	20,940円	

使用料はベンチマークと比較して低すぎるとまではいえず、概ね合理的な範囲で設定されている。

単価が合理的となると稼働を上げる必要があるが、アリーナの稼働率は低下傾向にあり、研修室や会議室等の稼働率も低く、最も稼働率が高い「会議室１」でも年間の２/３は利用されていない状況にある。

当施設の体操器具関係の装備は県内随一であり、県内の体操競技に係る公式試合の殆どが当施設で開催され「島根県体操のメッカ」として認知されている。一方で、設置から既に40年以上が経過しており、構造物にひび割れ等が生じていることから、今後修繕コストも嵩むことが予想される。

このため、当施設を今後も継続して運営する場合、使用料の見直しだけでなく、抜本的なコスト削減（例えば隣接する県立石見武道館との共同管理など）と活用度アップための取り組みを進めながら修繕コストを負担する必要があり、非常に困難な運営が求められる。県は具体的な措置により迅速に収支状況を改善する措置を実行することが望まれる。

視点３：施設設置の合理性、今後の修繕計画について

(1) 設置・規模の合理性について

①施設設置の経緯

昭和52年３月に地域住民の生涯スポーツの普及・振興等のために現在地に設置されている。昭和57年に開催された「第37回国民体育大会（くにびき国体）」の会場として設置された経緯があり、浜田市出身で「体操の神様」と呼ばれた故・竹本正男氏の名を冠した「竹本正男アリーナ」の愛称をもつ。

②設置・規模の合理性について

島根県立体育施設条例第２条において、県民の心身の健全な発達に寄与することが目的とされていることから、主な利用対象者は島根県民と考えられる。また、体操競技をメインとした体育館としては県内に唯一の存在である。このため、設置・規模の合理性について特段の指摘又は意見を付すべき事項は発見していない。

(2) 今後の修繕計画の合理性について

①当施設の今後の設備投資に係る支出負担の長期的計画（推計値）

当施設の今後の修繕費用、大規模修繕費用、建替費用について、一定の仮定を用いた将来推計値は次のとおりである。

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	今後30年間の合計値
建物・修繕コスト予測推計値	2,943千円	2,943千円	2,943千円	2,943千円	2,943千円	3,022,816千円
	R6～R10年度	R11～R15年度	R16～R20年度	R21～25年度	R26～R30年度	今後30年間の平均値
	14,717千円	14,717千円	14,717千円	1,971,061千円	992,889千円	100,761千円

※ 一般的な建物にない部材・設備の費用を除く

当施設の場合、24年後には築65年に到達し、建替え費用2,943百万円規模の負担が想定される。当施設を同規模のまま維持するか否かも含め、抜本的な検討が今後必要となる。

②現在の修繕計画の合理性について

総務部管財課と所管課が主体となって作成・運用している当施設の「維持保全計画」の内容に不合理な点はなく、優先度に応じた修繕計画が合理的に立案され、実施されている状況を確認した。所管課や指定管理者が要望する修繕事項には電気室、機械室に係る配管等、施設の機能を維持するための重要なものも含まれるため、管財課では今後の当施設の修繕方法の検討を慎重に進めている。

視点４：管理・運営方法について

(1) 採用した管理形態の合理性について

当施設は指定管理制度の採用により、次のとおり管理コストが削減できたとされており、また、複数の県内体育施設を一括して指定管理者に委託することにより、効率的な運用が実現されているとしている。

施設名称	指定管理者	コスト対比			
		平成16年制度導入前委託料	令和元年度指定管理料	差異	差異率
県立体育施設（５施設）	公益財団法人島根県体育協会	357,641千円	348,600千円	－9,041千円	－2.5%

当施設は公募方式による指定管理制度が採用されている。

第４章　外部監査の結果及び意見

11. 島根県立体育館

【当施設に係る指定管理制度の概要】

指定管理者名		公益財団法人島根県体育協会				
導入年度		平成17年度				
現在の指定期間		平成27年４月～令和２年３月				
公募・非公募		公募				
条例	募集方式	島根県立体育施設条例第５条第１項				
	選定基準	島根県立体育施設条例第６条				
	管理の基準	島根県立体育施設条例第13条				
	業務の範囲	島根県立体育施設条例第４条				
指定管理料（決算額）		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		341,600,798円	335,179,000円	347,110,530円	347,980,698円	348,889,511円
選定委員会設置要綱		島根県立体育施設等指定管理者候補選定委員会設置要綱				
仕様書		島根県立体育施設等管理運営共通仕様書、県立体育館管理運営仕様書				
協定書		島根県体育施設等の管理に関する基本協定書				

(2) 指定管理者制度の運用手続の合理性について

当項目については、「8.島根県立プール」「9.島根県立石見武道館」「10.島根県立武道館」「11.島根県立体育館」「12.島根県立サッカー場」の５施設について同一の指定管理者が一括して指定管理業務を受注しているため、「8.島根県立プール」にまとめて記載している。

(3) 施設の日常的管理・運営について

当施設は指定管理者が日々の運営・管理状況を行っているため、日々の運営・管理状況は指定管理者に確認し、県にはそのモニタリング状況について確認を行った。

【指定管理者の日々の運営・管理の状況と県のモニタリング状況】

監査要点等			指定管理者の管理状況	県のモニタリング状況	備考
現金管理	収支経理管理（残高含む）	協定書第24条(3)(4)	担当者が収入調書を作成し、収入額日計表を館長、調整監、スタッフが確認している。現金は毎日夜に集計して、翌日の釣銭準備金以外は袋に入れて金庫に保管し、翌日銀行に預け入れ、毎月県に振り込んでいる。	通帳、帳簿類を全て確認しており、細かい点を指摘することもある。	
	減免・免除	協定書第８条 仕様書４(5)	利用者から提出された減免申請書を確認し、現場で人数や障害者手帳等を確認している。減免申請書綴りは月次毎に館長、調整監、スタッフが内容を確認している。また、利用者から、減免料金について説明を受けたことの証明書に署名してもらい、保管している（複写分を利用者に渡す）。 なお、当施設は指定管理者が独自で割引（補助）制度を適用しており（県の制度とは別）、当該割引分は指定管理者の負担で県に精算される。	減免申請書類を全て確認している。	
物品管理（県所有分）	取得・処分	協定書第24条(6)、６条	取得する場合、処分する場合ともに原則として県との協議の上実行し、現物にシールを貼付した上で物品管理台帳を更新している。物品台帳は年に１度現物と突合し、「管理物品確認報告書」を県に報告している。なお、県の備品とは別に指定管理者（県体協）の備品も保持しており、別のシールを貼付して管理している。	現物照合後の物品台帳の報告を指示している。	

人的管理	再委託	協定書第16条	再委託先は金額等の基準により入札、相見積もりをとって決定しているが、エレベータ点検等はメーカー系列等に付随するため随意契約で対応する他ない。	提出された報告書を査閲し、委託事務の合理性を確認している。	
	人員体制等	協定書第８条 仕様書３	人員体制、仕様書で求められている資格者等の遵守状況は年度当初に報告している。現在７名体制（ただし１名療養中で実質６名）で行っており、人員的には厳しい状況。勤務体制はA勤が８：30～、B勤が12：30～で２名ずつでありギリギリの状況。	提出された報告書を査閲し、人員体制の合理性を確認している。	【県立体育館４-１（意見）】を参照。
施設管理	老朽化 安全性 ライフサイクルコスト	協定書第17条	館内点検簿記入表、施設設備総点検簿を使用し、チェックリスト形式で日常的に管理している。 休憩室（和室）と談話室（旧食堂施設）については、打合せ等でたまに使用する程度の稼働。 倉庫は体操器具で余裕が殆どない状況。	管理施設の点検簿類は全て確認する。	
報告事項	業務報告	協定書第25条	毎月、業務報告書を県に提出して報告している。	業務報告書を査閲し、不明点等については電話・メール・面談により確認している。	
	事業報告	協定書第26条	毎年度５月末までに事業報告書を提出して報告している。	事業報告書を査閲し、１時間程度かけて内容を確認している。	

【県立体育館４-１（意見）】

指定管理者は、当施設を現在実質６名体制で開館から夜の閉館まで交代制で勤務しているが、人員的にかなり厳しい状況にある。人手不足や収支バランスの都合上簡単に人手を増やせない事情があり、隣接する島根県立石見武道館の管理チームと共同で管理する方法を含め、県は指導的にこれらの課題に関与することが望まれる。

12. 島根県立サッカー場

施設名	島根県立サッカー場
所管課	環境生活部　スポーツ振興課
施設のホームページ	http://football.shimane-sports.or.jp/

〈施設概要〉

項　目	内　容
所在地	島根県益田市乙吉町631－２
施設設置の基本条例	島根県立体育施設条例
建物概要	鉄筋コンクリート造　３階建て 【メインスタンド】 収容人数 2,000人 ［１階］管理事務室、大会本部室、応接室、会議室、医務室、選手更衣室、審判更衣室、ウォームアップスペース、器具室、機械室、電気室、湯沸室、トイレ、倉庫、ポンプ室 ［２階］コンコース、トイレ（身障者用イス有） ［３階］来賓室、マッチコミッショナー室、記録室、TV報道室、放送室 【バックスタンド】収容人数 4,000人 【スコアボード】時期反転式掲示板　チーム名、選手名、得点、時間表示 【ピッチ】天然芝（暖地型西洋芝）、自動散水設備
建築年月	平成12年３月
施設概要	メインスタンド、バックスタンド、ピッチ
設置目的	スポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため
敷地面積	24,013.07㎡
延床面積	メインスタンド　1,683.69㎡
管理形態	指定管理　　公募
主な開館時間	９：00～21：00
開館日数	313日
定休日	月曜日（祝日の場合はその翌日）、12月29日～１月３日
外観、内観等	   
貸室の場合部屋数	ピッチ１、会議室１、大会本部室１

〈利用・運営状況〉

項　目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	25,603人	23,630人	22,530人	20,494人	18,605人
利用者満足度アンケート	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり
利用者の要望、クレーム収集	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり
施設別の収入合計	1,710千円	1,782千円	1,901千円	1,874千円	未集計
施設別のコスト合計	60,187千円	61,233千円	57,312千円	63,452千円	未集計

〈使用料〉

施設使用料

区分		使用料		備考
		9時～17時	17時～21時	
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	2,030円/時間	2,800円/時間	
	入場料を徴収する場合	7,090円/時間	9,850円/時間	
アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合	10,630円/時間	14,970円/時間	
	入場料を徴収する場合	24,960円/時間	38,110円/時間	
大会議室		520円/時間	740円/時間	
大会本部室		520円/時間	740円/時間	

〈備考〉
1，上記以外の時間に使用する場合は17時～21時の時間単価により計算した額とする。
2，連続して８時間以上使用する場合にはこの表及び１により計算した額の８割相当額（10円未満切り捨て）により計算した額とする。
3，冷暖房装置を使用する場合は380円/時間により計算した額とする。

設備使用料

区分	単位	使用料	備考
照明設備	一式	1,850円/時間	
放送設備	一式	2,400円/時間	
長机	一脚	60円/時間	
折りたたみ椅子	一脚	30円/時間	

減免措置
●公の施設として実施する減免（島根県立体育施設条例第16条関係） ①指定管理者がスポーツ教室及び記念大会事業等を主催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の全額 ②身障者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が使用するとき 身障者等：施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 介 助 者：施設使用料及び設備使用料の額の全額 ③（公財）島根県障害者スポーツ協会等が主催する障害者スポーツ大会を開催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 ④市・郡小学校体育連盟が主催する学校体育大会を開催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 ⑤中国・県・市・郡中学校体育連盟が主催する学校体育大会を開催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 ⑥中国・県高等学校体育連盟が主催する学校体育大会を開催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 ⑦（公財）島根県体育協会が主催する県民体育大会を開催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 ⑧国民体育大会の県及びブロック大会を開催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 ⑨しまね広域スポーツセンター事業として県スポーツ・レクリエーション祭を開催するとき 施設使用料及び設備使用料の額の１/２に相当する額 ⑩その他知事が公益上特に必要があると認めるとき 施設使用料及び設備使用料の額の全額又は１/２に相当する額

視点１：施設のKPI管理について

(1) 施設の設置目的

島根県立体育施設条例第２条において、「スポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため」とされている。

(2) KPIの管理・運営状況

事務事業評価シートに記載されているKPIのうち、当施設に係るKPIと実績値の比較は次のとおりである。

第４章　外部監査の結果及び意見
12. 島根県立サッカー場

KPI		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
年間利用者数	目標値	22,093人	24,152人	24,152人	24,152人	24,152人
	実績値	25,603人	23,630人	22,530人	20,494人	18,605人
	達成率	115.9%	97.8%	93.3%	84.9%	77.0%

定性的な評価については各施設別には行われていない。

上記（1）設置目的が「スポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため」とされていることから、当該KPI自体は適切に設定されている。

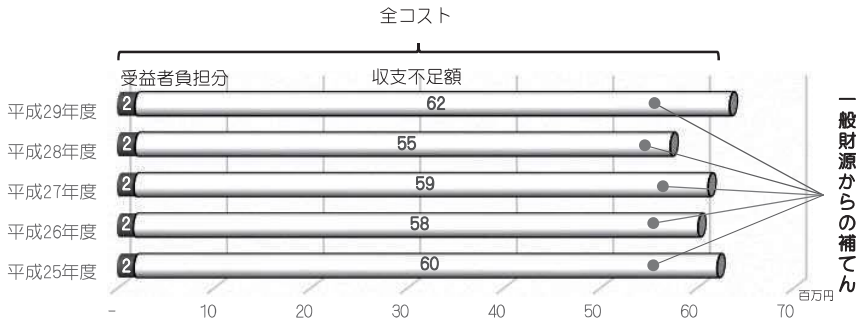
【サッカー場１-１（意見）】
KPIとしている目標値と実績との数値的な対比は５施設それぞれで為されているが、評価は５施設の合計値でのみ為されており、施設ごとの評価・分析等はない。施設ごとに異なる成果、課題が存在すると考えられ、KPIとの乖離状況をどう解消するかについて県は施設別に比較、分析、検討の上、指定管理者に今後の方針を指示すべきである。

視点２：施設の収支状況について

（1）収支の現状
当施設の収支の状況は次のとおりである。

（単位：千円）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人に係るコスト	人件費	9,144	9,830	9,938	10,013	10,198
	退職給付関係費用	−26	−227	−560	−674	−25
	小計	9,118	9,603	9,378	9,339	10,173
物に係るコスト	物件費	23,397	23,446	23,771	23,514	23,960
	維持修繕費	5,391	2,881	3,827	−	4,860
	減価償却費	24,257	24,257	24,257	24,459	24,459
	小計	53,045	50,584	51,855	47,973	53,279
その他のコスト	公債費（利息のみ）	−	−	−	−	−
	小計	−	−	−	−	−
①行政コスト　計		62,163	60,187	61,233	57,312	63,452
②利用料等の収入　計		1,784	1,710	1,782	1,901	1,874
①−②−般財源による補てん額		60,379	58,477	59,451	55,411	61,578



（2）当施設の受益者負担率の現状
当施設の受益者負担率の推移は次のとおり概ね３%程度で推移しており、行政コストの概ね97%を一般財源からの補てんにより運営されている。

項目		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
コスト	A	60,187千円	61,233千円	57,312千円	63,452千円	（未確定）
利用者数	B	25,603人	23,630人	22,530人	20,494人	18,605人
コスト／人	C=A/B	2,351円	2,591円	2,544円	3,096円	－
（うち、減価償却費）		24,257千円	24,257千円	24,459千円	24,459千円	（未確定）
利用料等収入	D	1,710千円	1,782千円	1,901千円	1,874千円	（未確定）
減免・免除額	E	158千円	174千円	153千円	167千円	152千円
収入／人	F=(D+E)/B	73円	83円	91円	100円	（未確定）
受益者負担率	F/C	3%	3%	4%	3%	（未確定）

(3) 使用料決定時の検討状況

県から入手した資料（条例に定められた使用料決定時の資料）によると、次の方法により算出していることが確認できた。

①土地については固定資産税評価額を、建物については工事費用を基礎に１㎡あたり時間単価を算出（365日×８時間で除す）

②①を基礎にアマチュアスポーツに使用する場合で入場料を徴収する場合の金額を算出（8,500円／３時間）

③②を基礎に、時間帯別、アマチュアスポーツ以外の利用の場合の使用料を決定

当時の使用料と現在の使用料の比較は次のとおりであり、使用料は、種々事情を勘案し、設定当初より現在はかなり上がっていることが窺える。

区分	条例施行当初				現在（計算値）			
	アマチュアスポーツに使用する		アマチュアスポーツに使用しない		アマチュアスポーツに使用する		アマチュアスポーツに使用しない	
	入場料徴収				入場料徴収			
	無し	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り
９時～12時	2,500円	8,500円	12,500円	25,500円	6,000円	20,910円	31,320円	73,530円
13時～17時	3,500円	12,500円	19,000円	38,000円	6,000円	20,910円	31,320円	73,530円
18時～21時	5,000円	14,000円	20,500円	39,500円	8,250円	29,040円	44,100円	112,260円
９時～17時	5,000円	17,000円	25,500円	51,000円	16,000円	55,760円	83,520円	196,080円
13時～21時	7,000円	21,500円	32,000円	62,500円	19,000円	66,600円	100,560円	247,720円
９時～21時	9,000円	28,500円	42,000円	82,500円	27,000円	94,480円	142,320円	345,760円

(4) 受益者負担マトリクスにより導出した、あるべき受益者負担

必需性・公共性を基礎に、監査人が独自に設定した受益者負担マトリクスを用いて想定した当施設の総合的な受益者負担率は50%である。

受益者負担マトリクス	公共性分類	必需性分類	カテゴリ	受益者負担率 Should be
サッカー場	A	Ⅳ	AⅣ	50%

①公共性分類　→　区分A

設置目的がスポーツの振興と県民の心身の健全な発達とされている。島根県の特性上民間設置は考えにくく、公共性は高いといえる。また、国体や競技団体が主催する公式的な基準を満たす施設が他にないことを衡量し、「公共的」とした。

②必需性分類　→　区分Ⅳ

日常生活や余暇をより快適で充実したものにするために個人の価値観に応じて選択的に利用する施設であり、個人的な趣味やレクリエーションの場として利用するものである（人によって必要性が異なる）ため、「必需性」は弱い。また、サッカー場は日常生活を営む上で必要となる生活水準を確保するため広く県民に必要とされる唯一の施設とはいえず、また社会的弱者を支援するための施設でもないため、「選択的」とした。

【サッカー場２-１（意見）】

当施設はスポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するための体育施設であるため、県の施設として安価なサービスを県民に提供する責務があるとの見解は理解できるが、今後ますます厳しくなる県の財政状況を考えると、上記の受益者負担率Should be値との乖離は看過できない。当施設の使用料は条例設定時にコスト回収的なアプローチを考慮して設定されているといえるが、稼働率について考慮されておらず、また天然芝の養生・WOS期間や管理・運営コスト等も考慮外となっているため、十分ではなかったと考えられる。

現在の当施設の使用料を中国地方の他の類似施設と比較した場合、次のとおりとなる。

区分			平日	休日	
島根県立サッカー場	県営	入場料徴収しない場合	2,030円/時間		
		入場料徴収の場合	7,090円/時間		
山口県立おのだサッカー交流公園	県営	入場料徴収しない場合	1,315円/時間	1,578円/時間	※
		入場料徴収の場合	10,532円/時間	12,638円/時間	※
やまぐちサッカー交流広場	市営	―	1,320円/時間	1,584円/時間	
岡山県美作ラグビー・サッカー場	市営	アマスポーツ（一般）	1,753円/時間		※
		その他	8,718円/時間		※
廿日市市サッカー場グリーンフィールド	市営	入場料徴収しない場合（大人）	2,440円/時間		
		入場料徴収の場合（大人）	24,400円/時間		
広島広域公園第一球技場	市営	―	4,717円/時間	7,927円/時間	※
吉田サッカー公園	市営	人工芝G・アマスポーツ（一般）	1,320円/時間		
		人工芝G・その他	3,960円/時間		
		天然芝G・アマスポーツ（一般）	不明		
		天然芝G・その他			
鳥取市営サッカー場	市営	入場料徴収しない場合	3,000円/時間		
		入場料徴収の場合	不明		
チュウブYAJINスタジアム	民間	入場料徴収しない場合	5,250円/時間		
		入場料徴収の場合	不明		

※ 比較のため、日中利用料金が設定されている場合は当該料金を時間数で除して表示している。

当施設の使用料は、入場料を徴収しない場合には他の施設と比して低すぎるとまではいえないが、入場料を徴収する場合には他の施設と比較して１/２～１/４程度に設定されている可能性がある。また、電光掲示板の使用料を徴収している施設があるが、当施設は料金設定がない。

一方、当施設の稼働状況については、次のとおり全ての項目で直近年度の計数がH26年度対比減少しており、活用度が低下している。

区分		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
貸切使用回数		156回	163回	146回	152回	146回
貸切使用人数	小学生	860名	490名	730名	450名	(不明)
	中学生	3,140名	3,545名	3,702名	2,724名	
	高校生	5,830名	5,310名	3,846名	4,872名	
	一般	14,310名	12,735名	12,980名	11,320名	
	その他	80名	80名	80名	60名	
	計	24,220名	22,160名	21,338名	19,426名	
スポーツ教室参加者数		117名	124名	120名	103名	102名
サッカー場使用人数		25,603名	23,630名	22,530名	20,494名	18,605名
使用料収入		1,678千円	1,719千円	1,659千円	1,631千円	1,499千円

ただし、直近の平成30年度でも146回使用されており、芝生の養生期間等を除くと約２日に１度ピッチが利用されている計算になる。天然芝は連続使用には適さず、ある程度使用した場合には芝の補修と生育期間が必要となるため、稼働率を上げるにしても限界がある。また、当施設が陸上競技場との併設型ではないため、ピッチ以外の部分を稼働させることもできない。さらに、当施設は

設置から既に20年近くが経過しており、構造物にひび割れ等が生じていることから、今後修繕コストも嵩むことが予想される。
　このため、当施設を今後も継続して運営する場合、使用料の見直しだけでなく、人工芝への転換等を含めた抜本的なコスト削減と活用度アップのための取り組みをしながら修繕コストを負担する必要があり、非常に困難な運営が求められるため、県は具体的な措置により迅速に収支状況を改善する措置を実行することが望まれる。また、近隣に類似の施設があることから、収支改善が見込めない場合には、廃止も含めて検討されたい。

視点３：施設設置の合理性、今後の修繕計画について

（1）設置・規模の合理性について

①施設設置の経緯
　昭和57年に開催された「第37回国民体育大会（くにびき国体）」の会場として昭和53年に現在地に設置された経緯があり、平成12年に大規模なリニューアル工事を行っている。

②設置・規模の合理性について
　島根県立体育施設条例第２条において、県民の心身の健全な発達に寄与することが目的とされていることから、主な利用対象者は島根県民と考えられる。

【サッカー場３-１（意見）】
　県内のサッカーができる施設は多数存在するが（一財）島根県サッカー協会のホームページで紹介されている施設は次の８施設である。

施設名	場所	施設名	場所
松江総合運動公園	松江市	ひだまりパークみと	益田市
島根県立浜山公園	出雲市	益田市運動公園	益田市
長浜中央公園	出雲市	島根県立サッカー場	益田市
出雲健康公園	出雲市	サンビレッジ浜田	浜田市

　当施設が立地される益田市にはいずれも天然芝のサッカー場が３つ存在し、ひだまりパークみとは観客収容人数が250人であるため一定規模以上の公式戦の実施は難しいが、益田市運動公園（益田市陸上競技場）は観客収容人数が4,000人と、当施設と遜色がない規模といえる。また県内には松江市と出雲市にそれぞれプロの公式戦の実施可能な施設があり、県内の人口動静等を鑑みると、やや過剰な状況にあるといえる。
　この点も含め、県は市町村との連携も含め、施設の改廃を含めた抜本的な方針を検討すべきである。

（2）今後の修繕計画の合理性について

①当施設の今後の設備投資に係る支出負担の長期的計画（推計値）
　当施設の今後の修繕費用、大規模修繕費用、建替費用について、一定の仮定を用いた将来推計値は次のとおりである。

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	今後30年間の合計値
建物・修繕コスト予測推計値	573千円	573千円	573千円	573千円	573千円	302,301千円
	R6～R10年度	R11～R15年度	R16～R20年度	R21～25年度	R26～R30年度	今後30年間の平均値
	2,863千円	287,987千円	2,863千円	2,863千円	2,863千円	10,077千円

※ 一般的な建物にない部材・設備の費用を除く

　当施設の場合、14年後には築32年に到達し、大規模修繕費用286百万円規模の負担が想定される。当施設を同規模のまま維持するか否かも含め、抜本的な検討が今後必要となる。

②現在の修繕計画の合理性について
　総務部管財課と所管課が主体となって作成・運用している当施設の「維持保全計画」の内容に不合理な点はなく、優先度に応じた修繕計画が合理的に立案され、実施されている状況を確

認した。所管課や指定管理者が要望する修繕事項には経年劣化を原因とするメインスタンドの外壁の亀裂や雨漏り、タイルや壁材の剥落の兆候が見られ、観客の安全性のため対応が急務となっている（メインスタンド全体での概算額260百万円）。その他、ピッチの芝生に分離が発生し、修繕コストが嵩んでいることから抜本的な対応が求められており（概算額120百万円）、管財課では今後の当施設の修繕方法の検討を慎重に進めている。

視点４：管理・運営方法について

(1) 採用した管理形態の合理性について

当施設は指定管理制度の採用により、次のとおり管理コストが削減できたとされており、また、複数の県内体育施設を一括して指定管理者に委託することにより、効率的な運用が実現されているとしている。

施設名称	指定管理者	コスト対比			
		平成16年制度導入前委託料	令和元年度指定管理料	差異	差異率
県立体育施設（５施設）	公益財団法人島根県体育協会	357,641千円	348,600千円	－9,041千円	－2.5%

当施設は公募方式による指定管理制度が採用されている。

【当施設に係る指定管理制度の概要】

指定管理者名		公益財団法人島根県体育協会				
導入年度		平成17年度				
現在の指定期間		平成27年４月～令和２年３月				
公募・非公募		公募				
条例	募集方式	島根県立体育施設条例第５条第１項				
	選定基準	島根県立体育施設条例第６条				
	管理の基準	島根県立体育施設条例第13条				
	業務の範囲	島根県立体育施設条例第４条				
指定管理料（決算額）		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		341,600,798円	335,179,000円	347,110,530円	347,980,698円	348,889,511円
選定委員会設置要綱		島根県立体育施設等指定管理者候補選定委員会設置要綱				
仕様書		島根県立体育施設等管理運営共通仕様書、県立サッカー場管理運営仕様書				
協定書		島根県体育施設等の管理に関する基本協定書				

(2) 指定管理者制度の運用手続の合理性について

当項目については、「8.島根県立プール」「9.島根県立石見武道館」「10.島根県立武道館」「11.島根県立体育館」「12.島根県立サッカー場」の５施設について同一の指定管理者が一括して指定管理業務を受注しているため、「8.島根県立プール」にまとめて記載している。

(3) 施設の日常的管理・運営について

当施設は指定管理者が日々の運営・管理状況を行っているため、日々の運営・管理状況は指定管理者に確認し、県にはそのモニタリング状況について確認を行った。

【指定管理者の日々の運営・管理の状況と県のモニタリング状況】

監査要点等			指定管理者の管理状況	県のモニタリング状況	備考
現金管理	収支経理管理（残高含む）	協定書第24条(3)(4)	貸切申請書をもとに収入額日計表を作成して管理している。現金は金庫に一時保管し、毎週火曜日に銀行口座に入金している。その後ある程度の金額をまとめて本部口座に入金している。収入調書にて銀行入金管理及び査閲を行っている。支出は松江の本部（県立プールに本部がある）で一括支払い事務を行っている。	業務報告書により収支状況を確認した上で、支出管理簿の中身も年に一度サンプルベースで確認している。現金や証憑類の確認も行う。	
	減免・免除	協定書第８条仕様書１⑩	利用者から提出された減免申請書を確認し、担当者が確認し、上席者が承認している。	条例、仕様書に則り減免事務が正しく行われているか否かについて、申請書との突合をサンプルベースで行っている。	
物品管理（県所有分）	取得・処分	協定書第６条、第21条、第43条	取得する場合には原則としては県との協議の上取得する。現物にシールを貼付した上で物品管理台帳を更新している。処分する場合には廃棄届を作成し、県に報告した上で物品管理台帳を更新している。物品管理台帳の現物実査も行っている。	指定管理者からの報告に基づいて県の資産台帳を更新している。 また、定期的に指管理者に県の物品台帳を送り、合理性の確認を依頼している。	【サッカー場４-１（指摘事項）】
人的管理	再委託	協定書第16条	再委託先の明細は毎年度当初に事業計画書にて県に委託業務名と委託業務先を本部から報告している。	提出された報告書を査閲し、委託事務の合理性を確認している。	
	人員体制等	条例第６条	年度当初に提出する事業計画書にて人員体制について県に報告している。	提出された報告書を査閲し、人員体制の合理性を確認している。	
施設管理	老朽化 安全性 ライフサイクルコスト	協定書第17条	管理施設の点検状況については、「点検簿」を作成して日常的に管理している。また外注している保守業務については外注先から報告を受け取っており、先方と内容確認を行っている。	管理施設の点検等について、施設側に問題がある場合には指定管理者から都度連絡があり協議を行っている。	
報告事項	業務報告	協定書第25条	毎月、翌月10日頃に業務報告書を本部を経由して県に提出して報告している。	業務報告書を査閲し、不明点等については電話・メール・面談により確認している。	
	事業報告	協定書第26条、第27条	毎年度５月末までに事業報告書を提出して報告している。	事業報告書を査閲し、内容を確認している。	

【サッカー場４-１（指摘事項）】

物品管理については、会計規則93条に物品証書の貼付義務が規定されている。現地調査の際、サンプルベースで島根県物品証書の貼付状況を確認したところ、物品台帳には掲載されているものの、島根県物品証書の貼付がないものが発見された。当該状況は会計規則93条違反となるため、早急に貼付義務を遵守されたい。

13. 島根県立東部総合福祉センター

施設名	島根県立東部総合福祉センター（いきいきプラザ島根）
所管課	健康福祉部　健康福祉総務課
施設のホームページ	http://ikiiki-shimane.jp/

〈施設概要〉

項　目	内　容
所在地	島根県松江市東津田町1741番地３
施設設置の基本条例	島根県立総合福祉センター条例
建物概要	鉄筋コンクリート造　５階建
建築年月	平成７年５月15日
施設概要	(1) 社会福祉法第93条の規定に基づく福祉人材センター (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第39条第１項第１号に規定する母子・父子福祉センター（島根県立東部総合福祉センターに限る。） (3) 身体障害者福祉法第34条に規定する聴覚障害者情報センター（島根県立東部総合福祉センターに限る。） (4) 401研修室～407研修室、調理実習室、陶芸実習室、園芸実習室、体育室 (5) その他
設置目的	高齢者、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、寡婦、障害者その他の県民に対し福祉に関する相談、援助、情報の提供及び研修を行うことにより、県民が心豊かに健やかに暮らせる福祉社会の実現を図る。
敷地面積	12,387.04㎡
延床面積	10,971.33㎡
管理形態	指定管理　　公募
主な開館時間	９：00～21：00
開館日数	346日
定休日	毎月第４土曜日、２月29日～１月３日
外観、内観等	
貸室の場合部屋数	研修室７、調理実習室１、陶芸実習室１、園芸実習室１、体育室１

〈利用・運営状況〉

項　目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	福祉人材センター	275人	280人	215人	268人	220人
	母子・父子福祉センター	498人	200人	201人	166人	104人
	聴覚障害者情報センター	327人	318人	321人	341人	348人
	貸館	181,724人	163,733人	157,949人	153,606人	150,216人
利用者満足度アンケート		実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり
利用者の要望、クレーム収集		仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり
施設別の収入合計		8,811千円	8,665千円	8,053千円	7,698千円	未集計
施設別のコスト合計		194,943千円	199,977千円	202,893千円	203,678千円	未集計

〈使用料〉

施設使用料（４月、５月、10月）　その他の月は冷暖房料金として使用料の30%が加算

施設名	収容人員等	使用料の額						
		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	
		９時～12時	13時～17時	18時～21時	９時～17時	13時～21時	９時～21時	
401研修室	48人	5,870円	7,940円	5,870円	13,800円	13,800円	19,600円	
402研修室	45人	3,910円	5,220円	3,910円	9,130円	9,130円	13,000円	
403研修室	150人	9,350円	12,400円	9,350円	21,700円	21,700円	31,100円	※
404研修室	36人	4,780円	6,310円	4,780円	11,000円	11,000円	15,800円	
405研修室	36人	5,110円	6,750円	5,110円	11,800円	11,800円	16,900円	
406研修室	15畳	1,190円	1,620円	1,190円	2,810円	2,810円	4,000円	
407研修室	17.5畳	1,410円	1,840円	1,410円	3,250円	3,250円	4,660円	
調理実習室	調理台５台	4,020円	5,430円	4,020円	9,450円	9,450円	13,400円	
陶芸実習室	36人	6,390円	8,530円	6,390円	14,900円	14,900円	21,300円	
園芸実習室	36人	5,060円	6,750円	5,060円	11,800円	11,800円	16,800円	
体育室	220人	2,600円	3,480円	2,600円	6,080円	6,080円	8,680円	※

≪備考≫
　上記に定める使用時間を超えて施設を使用する場合は、１時間ごとに、当該使用料の１時間当たりの額（10円未満切捨）を加算した額とする。
※403研修室及び体育室について
　営利を目的とし、または営利を目的としないが1,000円を超える入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、使用料の５割相当額（10円未満切捨）を加算した額とする。
　準備のために使用する場合には、使用料の５割相当額（10円未満切上）を減額した額とする。

減免措置

● 島根県立総合福祉センター条例施設規則第５条関係

	全額免除・団体	半額免除・個人
(1)	【対象】国・地方公共団体 【目的】実施する内容が、福祉の増進活動又は生涯学習の推進	
(2)	【対象】社会福祉法人・これに類する団体で知事が認めたもの 【目的】実施する内容が、福祉の増進活動	
(3)	【対象】教育委員会・学校（主催） 【目的】児童生徒学生に福祉に関する学習機会の提供	
(4)		【対象】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳の交付を受けている者

第４章　外部監査の結果及び意見
13. 島根県立東部総合福祉センター

視点１：施設のKPI管理について

(1) 施設の設置目的

島根県立総合福祉センター条例第２条において、「高齢者、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、寡婦、障害者その他の県民に対し福祉に関する相談、援助、情報の提供及び研修を行うことにより、県民が心豊かに健やかに暮らせる福祉社会の実現を図るため」とされている。

(2) KPIの管理・運営状況

KPIとして設定されているのは施設利用率であり、事務事業評価シートには次のとおり記載されている。

【指定管理者制度導入施設の状況と業務評価結果（いきいきプラザ島根のみ）】

KPI		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
施設利用率	目標値	－	50.4%	53.8%	55.8%	－
	実績値	－	57.8%	55.9%	52.8%	－
	達成率	－	114.7%	103.9%	94.6%	－

【いきいきプラザ島根１-１（意見）】

当施設の設置目的は「県民に対し福祉に関する相談、援助、情報の提供及び研修を行うこと」とされており、当該KPIは合目的的に設定されているといえる。ただし、当施設は、その機能を複数有しており、

①福祉人材センター
②母子・父子福祉センター
③聴覚障害者情報センター
④貸館業務

の別に、それぞれの機能を適切に評価するKPIの設定が求められる。例えば、①については「福祉人材センターの職業紹介により就職した社会福祉事業従事者数」、②については「就業相談、無料職業紹介、養育費相談数」、③については「ビデオライブラリー利用登録者数」、④については「施設利用者数」等のKPIをそれぞれ設定し、複数の視点から評価、分析等を行うべきである。また、利用率向上対策のため利用している利用者アンケート結果を素点化することも有効と考えられるため、対応を検討されたい。

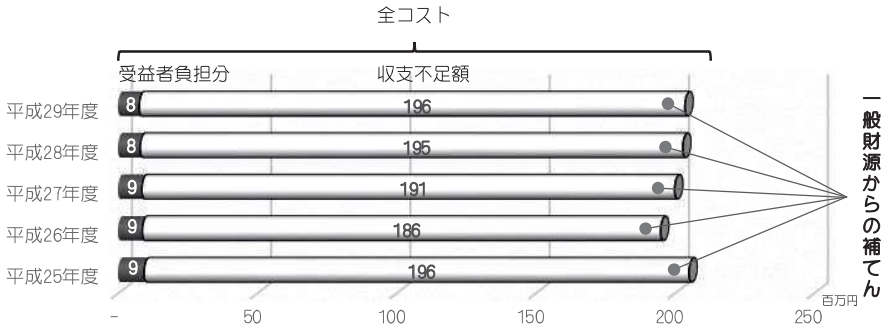
視点２：施設の収支状況について

(1) 収支の現状

当施設の収支の状況は次のとおりである。

（単位：千円）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人に係るコスト	人件費	11,143	11,533	11,854	11,766	12,091
	退職給付関係費用	521	401	486	405	509
	小計	11,664	11,934	12,340	12,171	12,600
物に係るコスト	物件費	73,875	73,309	78,086	79,251	79,533
	維持修繕費	14,169	4,274	2,797	4,717	4,791
	減価償却費	105,426	105,426	106,754	106,754	106,754
	小計	193,470	183,009	187,637	190,722	191,078
その他のコスト	公債費（利息のみ）	－	－	－	－	－
	小計	－	－	－	－	－
①行政コスト　計		205,134	194,943	199,977	202,893	203,678
②利用料等の収入　計		9,425	8,811	8,665	8,053	7,698
①－②－般財源による補てん額		195,709	186,132	191,312	194,840	195,980



(2) 当施設の受益者負担率の現状

当施設の受益者負担率の推移は次のとおり概ね29%～34%程度で推移している（年々減少傾向にある）。

項目		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
コスト	A	194,943千円	199,977千円	202,893千円	203,678千円	（未確定）
利用者数	B	182,824人	164,531人	158,686人	154,381人	150,888人
コスト／人	C=A/B	1,066円	1,215円	1,279円	1,319円	－
（うち、減価償却費）		105,426千円	106,754千円	106,754千円	106,754千円	（未確定）
利用料等収入	D	8,811千円	8,665千円	8,053千円	7,698千円	
減免・免除額	E	57,845千円	53,475千円	53,222千円	51,907千円	68,415千円
収入／人	F=(D+E)/B	365円	378円	386円	386円	0円
受益者負担率	F/C	34%	31%	30%	29%	－

(3) 使用料決定時の検討状況

松江、出雲、大田、浜田の施設の公的使用料（１㎡当たりの使用料）を参考にして、島根県立総合福祉センター条例（平成７年３月10日、島根県条例第13号）において使用料を決定した。

(4) 受益者負担マトリクスにより導出した、あるべき受益者負担

必需性・公共性を基礎に、監査人が独自に設定した受益者負担マトリクスを用いて想定した当施設の総合的な受益者負担率は25%である。

受益者負担マトリクス	公共性分類	必需性分類	カテゴリ	受益者負担率 Should be
いきいきプラザ島根	B	II	BII	25%

①公共性分類　→　区分B

設置目的は「高齢者、母子・父子家庭、寡婦、障害者その他の県民に対し福祉に関する相談、援助、情報の提供及び研修を行うことにより、県民が心豊かに暮らせる福祉社会の実現を図るため」とされており、公共性は高いといえる。一方で、貸ホール、貸会議室等は福祉事業等に関係なく利用可能であり、利用に際しての区別もないことから、誘客施設としての一面もある。これらを勘案し、「やや公共的」とした。

②必需性分類　→　区分Ⅱ

高齢者、母子・父子家庭、寡婦、障がい者など、社会的弱者等を支援するための施設であるため必需性は高いといえるが、施設の一部には貸会議室や貸調理室、貸体育館施設であり、日常生活や余暇をより快適で充実したものにするために、個人の価値観に応じて、選択的に利用する設備が混在している。このため、「やや必需的」とした。

当施設の受益者負担率は概ね30%程度と、監査人が独自に設定した受益者負担率Should be値25%を上回る結果となった。

【いきいきプラザ島根２-１（意見）】

公の施設は全ての住民に利用の機会を提供するために設置することが基本であることから、設置目的に沿って住民が利用する場合は、低廉な負担で利用できることが望ましい。一方で、利用者が支払う使用料が施設に係る経費を下回る場合、不足分は税金で賄うこととなり、県民全体の負担となることから、負担の公平化を図るため、施設を利用する受益者が相応の経費を負担すべきといえる。

当施設の減免制度自体を否定するものではないが、当施設は毎年実際の使用料収入の２倍を超える減免・免除額が発生しており、減免・免除額を考慮せず受益者負担率を計算した場合、受益者負担率は約４％程度にまで低下する。

また、当施設の貸室別の利用率は次のとおりである。調理実習室は利用率が28.1%と低いが、ここ３期間で改善傾向にある。一方407研修室は稼働率が30.5%と低く、また徐々に低下している状況にあるため、何らかの取り組みが必要と考えられる。

＜ いきいきプラザ島根　区分使用率の推移 ＞

施設名	収容人員等	平成28年度 区分利用率	平成29年度 区分利用率	平成30年度 区分利用率
401研修室	48人	59.1%	49.3%	62.7%
402研修室	45人	57.1%	52.3%	59.3%
403研修室	150人	58.4%	58.7%	61.6%
404研修室	36人	66.3%	61.9%	64.8%
405研修室	36人	60.0%	55.0%	58.4%
406研修室	15畳	60.6%	58.2%	66.8%
407研修室	17.5畳	35.2%	31.3%	30.5%
調理実習室	調理台５台	23.5%	26.6%	28.1%
陶芸実習室	36人	53.9%	50.8%	48.7%
陶芸焼成棟	ー	70.0%	66.9%	60.7%
園芸実習室	36人	41.4%	42.2%	44.4%
体育室	220人	86.8%	81.8%	86.6%
平均		56.0%	52.9%	56.1%

このため、県は現状の当施設の特性や性格を踏まえ、あるべき受益者負担割合を設定し、使用料収入と行政コストとを勘案して個別の使用料や減免制度を改定することが望ましい。加えて、減免の適用について、毎年当該団体の活動実績書の提出を受けて確認してはいるが、減免対象を厳格化するなどの運用の見直しが求められる。また、大規模修繕が見込まれる等、将来の受益者負担率が大幅に変わると予測される場合には現在とは状況が異なるため、県はこれらの事情を勘案し、当施設の使用料等を合理的に試算、検討されたい。

視点３：施設設置の合理性、今後の修繕計画について

(1) 設置・規模の合理性について

①施設設置の経緯

平成３年に県が策定した島根県第二次中期計画に掲げる、多様な福祉ニーズに的確に対応するための総合的な福祉対策の推進を図る拠点施設「島根県総合福祉センター」の整備について、平成４年に整備検討委員会を立ち上げ、具備すべき機能や運営主体など具体的な提言を受け、平成７年に島根県立総合福祉センター条例を制定し、同年に当施設は設置された経緯がある。

②設置・規模の合理性について

当施設は対象エリアを特に限定していないが、島根県西部地区には類似施設である西部総合福祉センターが存在しており、利用者は松江市を中心とした東部地区が大多数を占めている。当施設は貸館業務を行う一方で、高齢者、母子・父子家庭、寡婦、障がい者など、社会的弱者等を支援するための施設であり、必需性は高い。貸館に関しては代替施設が多数存在するとい

えるが、高齢者や障がい者等に優先的に利用することを認めている施設は稀であるため、設置・規模の合理性について特段の指摘又は意見を付すべき事項は発見していない。

(2) 今後の修繕計画の合理性について

①当施設の今後の設備投資に係る支出負担の長期的計画（推計値）

当施設の今後の修繕費用、大規模修繕費用、建替費用について、一定の仮定を用いた将来推計値は次のとおりである。

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	今後30年間の合計値
建物・修繕コスト予測推計値	3,730千円	3,730千円	3,730千円	3,730千円	3,730千円	1,969,573千円
	R6～R10年度	R11～R15年度	R16～R20年度	R21～25年度	R26～R30年度	今後30年間の平均値
	1,857,179千円	18,651千円	18,651千円	18,651千円	37,790千円	65,652千円

※ 一般的な建物にない部材・設備の費用を除く

当施設の場合、９年後には築32年に到達し、大規模修繕費用1,845百万円規模の負担が想定される。当施設を同規模のまま維持するか否かも含め、抜本的な検討が今後必要となる。

②現在の修繕計画の合理性について

総務部管財課と所管課が主体となって作成・運用している当施設の「維持保全計画」の内容に不合理な点はなく、優先度に応じた修繕計画が合理的に立案され、実施されている状況を確認した。所管課や指定管理者が要望する修繕事項には経年劣化を原因とする屋上アスファルト防水の修繕（概算額35百万円）、機械室・電気室の通信機器の不良への対応（概算額34百万円）等、金額的な負担が大きいものも含まれるため、管財課では今後の当施設の修繕方法の検討を慎重に進めている。

視点４：管理・運営方法について

(1) 採用した管理形態の合理性について

当施設は指定管理制度の採用により、次のとおり管理コストが削減できたとされている。

施設名称	指定管理者	コスト対比			
		平成16年制度導入前委託料	令和元年度指定管理料	差異	差異率
いきいきプラザ島根	アイカム株式会社	112,953千円	96,215千円	－16,738千円	－14.8%

当施設は公募方式による指定管理制度が採用されている。

【当施設に係る指定管理制度の概要】

指定管理者名		アイカム株式会社				
導入年度		平成17年度				
現在の指定期間		平成27年４月～令和２年３月				
公募・非公募		公募				
条例	募集方式	島根県立総合福祉センター条例第６条				
	選定基準	島根県立総合福祉センター条例第７条				
	管理の基準	島根県立総合福祉センター条例第５条				
	業務の範囲	島根県立総合福祉センター条例第３条				
指定管理料（決算額）		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		88,305千円	93,418千円	93,623千円	93,867千円	95,521千円
選定委員会設置要綱		島根県健康福祉部所管の公の施設指定管理者候補選定委員会設置要綱				
仕様書		島根県立総合福祉センター管理仕様書				
事務処理要領		島根県立総合福祉センター管理規定				
協定書		島根県立総合福祉センターの管理に関する協定書				

県は「指定管理者制度運用に係る共通ガイドライン」において、指定管理者の募集方法を原則公募としている。当施設は、原則どおり公募としており、採用した管理形態の合理性について特段の指摘又は意見を付すべき事項は発見していない。

第４章　外部監査の結果及び意見
13. 島根県立東部総合福祉センター

(2) 指定管理者の公募手続の合理性について

当施設は、指定管理制度運用に係る共通ガイドライン（島根県総務部人事課・財政課平成16年９月21日制定令和元年５月16日最終改正）に基づき、適切に手続が為されている。

指定管理期間	平成17年度～	平成22年度～	平成27年度～	令和２年度～
説明会出席	14社	４社	２社	１社
申請書提出	２社	２社	１社	１社
決定	１社	１社	１社	１社

ただし、指定管理者制度導入以来、説明会には複数社参加していたが、直近の指定管理者制度現地説明会の出席者数が１社まで減少している。

県としては複数事業者からプロポーザルを受けることができるよう公募期間を60日間設け、県HPで積極的に応募を呼び掛けているが、現状では効果を得られていない。なお、指定管理者の申請が単独となった場合に選定委員会の各選定委員の評価点の平均点が満点の50%を下回る場合には指定管理候補者として選定しない旨が別途指定されている。

(3) 施設の日常的管理・運営について

当施設は指定管理者が日々の運営・管理状況を行っているため、日々の運営・管理状況は指定管理者に確認し、県にはそのモニタリング状況について確認を行った。

【指定管理者の日々の運営・管理の状況と県のモニタリング状況】

監査要点等			指定管理者の管理状況	県のモニタリング状況	備考
現金管理	収支経理管理（残高含む）	協定書第24条(5)(6)	担当者が現金出納帳および金種表を作成し、上長（支配人・館長）が毎日支出状況と残高を現金有高、各証憑と突合している。ただし、検印なし。	毎月収入支出の一覧と通帳の写しを突合し確認しており、現場に行った際にはサンプルベースで現金や証憑類の確認を行っている。	
	減免・免除	協定書第８条	減免の団体承認申請が指定管理者に提出される。申請書はチェックシートに基づき、全員で確認（押印あり）、所管課に送付し判定される。減免団体に承認されると、営利目的でなければ、利用料は全額減免。 また行政関係（県、市）が使用する際は減免される。使用料減免承認申請書（押印あり）。 障がい者が個人で使用される時は１/２減免。条例あり。	条例、仕様書に則り減免事務が正しく行われている状況を確認している。	
物品管理（県所有分）	取得・処分	協定書第24条(8)、６条	現物との突合は、５年毎に実施（指定管理の最終年度）。 取得は、予算要求の前（夏頃）に翌年度分を県に要望。購入可能と判断された物品のみ、電話連絡。納品後は、納品報告書にて報告。	指定管理者からの報告に基づいて県の物品台帳を更新しているが、現物の所在確認等についてはモニタリングしていない。	
人的管理	再委託	協定書第16条	再委託先は複数見積をとり、判断。	提出された報告書を査閲し、委託事務の合理性を確認している。	
	人員体制等	－	開館時間が８時～20時と、現在の人員体制では厳しい面もある。防火管理責任者等のビルメンテナンスや警備の資格も取得している。	提出された報告書を査閲し、人員体制の合理性を確認している。	
施設管理	老朽化 安全性 ライフサイクルコスト	協定書第17条	管理施設の点検状況については、「管理点検簿」を作成して日常的に管理している。また外注している保守業務については外注先から月次で報告を受け取っており、先方と内容確認を行っている。	管理施設の点検等について、施設側に問題がある場合には指定管理者から都度連絡があり協議を行っている。	
報告事項	業務報告	協定書第25条	毎月、業務報告書を県に提出して報告している。	業務報告書を査閲し、不明点等については電話・メール・面談により確認している。	
	事業報告	協定書第26条	毎年度５月末までに事業報告書を提出して報告している。	事業報告書を査閲し、内容を確認している。	

その他の事項	減免団体に対する事前予約制度の運用	－	減免団体として承認されると、利用料の負担がなくなり、利用する可能性がある日を１年前に、優先的に予約することが可能となる。		【いきいきプラザ島根４-１（意見）】を参照。
	入居団体の合理性	－	－	行政財産目的外使用許可基準に該当するか否かにより判断している。	【いきいきプラザ島根４-２（意見）】を参照。

【いきいきプラザ島根４-１（意見）】

当施設の利用については、減免団体として認定されると使用料が無料となり、原則として利用日の１年前から予約が可能であるが、センター機能（福祉人材センターの業務、母子・父子福祉センターの業務、聴覚障害者情報センター及び視聴覚障害者情報センターの業務）及び知事が必要と認める場合には１年１か月前から予約が可能となる形で優遇されている。この点の運用状況について現地調査で確認したところ、一部の減免団体が早期の一括予約（仮押さえ）を行い、使用日前にキャンセルしていることにより（キャンセルしてもキャンセル料等は不要）、その他の利用者の利用機会が失われている実態が発見された。このことは利用者アンケートでも指摘されており、減免制度及び早期予約に係る優遇制度を濫用により利用者間に不平等が生じている状況にある。

＜定期的に貸室を利用する団体に係るキャンセル状況（平成30年度）＞

	くにびき学園関係	福祉人材センター関係	その他 ※１	
401研修室	5%	92%	平均３%	※２
402研修室	8%	－		
403研修室	24%	56%		
404研修室	18%	－		
405研修室	17%	－		
406研修室	77%	－		
407研修室	77%	－		
調理室	61%	－		
陶芸教室	33%	－		
園芸教室	16%	－		
体育室	42%	－		

※１　他の定期的に利用がある団体分のみを抽出している。
※２　10月に所管課から申入れを行った結果、福祉人材センター関係の12月以降の401号室の予約は無くなった。

指定管理者は当該影響を排除し、少しでも利用率を上げるため、仕様書以上の人員を配置し、事前予約団体に定期的に個別連絡する等の措置を講じており、事務負担が増加している。

県は、一定の期日までの本申請及びキャンセルについての基準を設け、利用日までの一定の日数を切ったキャンセルについてはキャンセル料を徴収する等、利用者間の平等及び収入の確保に努める体制を構築することが望まれる。

【いきいきプラザ島根４-２（意見）】

当施設は、多数の団体がテナントとして入居しており、基本的には当施設の目的である「県民が心豊かに健やかに暮らせる福祉社会の実現」に適う団体が事務所等として使用しているとの説明を受けている。また、これらの入居団体は、県の事務又は事業の遂行上必要な事業を行う団体として使用料の全額ないし半額の免除を受けている。なお、当該減免の適用関係は「行政財産の使用料に関する条例（昭和39年３月24日島根県条例第42号）」において次のとおり規定されていることを根拠とする。

行政財産の使用料に関する条例（昭和39年３月24日　島根県条例第42号）
（使用料の減免） 第４条　知事は、次に掲げる場合においては、使用料を減免することができる。 第１項　他の地方公共団体その他公共団体又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第３条に規定する共済組合において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。 第２項　行政財産の取得又は保存について費用を負担した者に対して使用させるとき。 **第３項　知事が、公益上又は県の事務若しくは事業の遂行上使用料を減免する必要があると認めるとき。**

第４章　外部監査の結果及び意見
13. 島根県立東部総合福祉センター

上記第４条第３項に関連する具体的な使用料減免基準は「行政財産の使用料等の取扱について（平成６年３月31日　管財発第300号）」において以下のとおり定められている（別表５　使用料減免基準一部抜粋）。

条例根拠	区分	５割を超える減額又は免除のできる場合	５割以内の減額ができる場合
第４条３項	県の事務又は事業の遂行上必要な事業を行う団体が、その事務又は事業の用に供するために使用するとき	次のいずれかに該当する団体が使用するとき 1　団体職員（臨時・嘱託を除く）に占める県職員の割合が過半数である団体 2　本来県の行う事務又は事業の全部または一部を県に代わって行う団体 3　法令により義務的に設置され県の指揮監督を受ける団体 4　団体予算に占める県からの補助金等の割合、又は基本財産に占める県からの出資等の割合が５割以上である団体 5　財団法人島根県教職員互助会、財団法人島根県警察職員互助会、財団法人教職員互助会	次のいずれかに該当する団体で特に育成しなければならないものが使用するとき 1　団体予算に占める県からの補助金等の割合、又は基本財産に占める県からの出資等の割合が５割未満である団体 2　県の事務事業を補う事業、又は県の事務事業に相乗効果をもたらす事業を行う団体
	県の職員、学生、生徒又は入院患者等のため食堂、売店、理髪所、公衆電話機、自動販売機等の福利厚生施設を設置する場合で、著しい収益をあげないとき	５割の減額をしても使用料並びに光熱水費等経費の徴収額が、設置により使用者の得ることができる収益の額を上回る場合	使用料並びに光熱水費等経費の徴収額が、設置により使用者の得ることができる収益の額を上回る場合

また、現在の当施設に入居している団体は全て50%または100%の減免を受けている状況にあり、その明細は下表のとおりである。

入居団体の中には「県民が心豊かに健やかに暮らせる福祉社会の実現」とは直接関連性のない団体（島根県消防協会、島根県食品衛生協会、松江市・島根県共同設置松江保健所、松江市保健衛生課）が存在している。もともと当施設は平成３年に県が策定した島根県第二次中期計画に掲げる、「多様な福祉ニーズに的確に対応するための総合的な福祉対策の推進を図る拠点施設」として設置されたものであり、当施設の入居団体は、設置目的及び期待される役割に合致した団体であることが望ましい。すなわち、福祉対策の推進に合致した団体が入居し、物理的な集積がなされることにより、島根県東部における福祉事業の共通性や補完性が確保され、福祉に関する知的財産の集積も期待できると考えられるため、県は当施設の入居者を可能な限り当施設の趣旨に合うよう、運用するべきである。

また、当施設の趣旨に合致しない団体についても行政財産の使用料に関する条例第４条第３項の要件に合致しているとして減免の適用を受けているが、同様に県から委託等を受けており、当施設に入居せず他の民間施設に家賃を支払って業務を行っている団体との間で不公平が生じる上、所管課との事務連携上のメリットがないと考えられるため、このような団体にまで減免を適用することには違和感がある。

以上、入居の条件を可能な限り当施設の趣旨に合う団体に限定すること、趣旨に合致しない団体については減免の適用を制限する等、上記問題を踏まえ、県は対応を検討されたい。

※ 島根県東部総合福祉センター（いきいきプラザ島根）入居団体の使用料減免状況

団体名	用途	減免率	減免根拠		備考
			行政財産の使用料に関する条例	行政財産の使用料等の取扱 別表５	
社会福祉法人 島根県社会福祉事業団	事務所	50%	第４条３項	県の補助金等割合が５割未満	障がい福祉課業務受託（聴覚障害者情報センター）
島根県社会福祉団体 連絡協議会	事務所	100%	第４条３項	県の事務・事業の代行 県の補助金割合等が５割以上	健康福祉部事業を複数受託
社会福祉法人 島根いのちの電話	事務所	100%	第４条３項	県の事務・事業の代行	県業務受託（電話相談員養成事業）
合資会社一文字家	軽食・ 喫茶店舗	100%	第４条３項	県の職員等のための福利厚生施設で著しい収益を上げない	使用料が収益を上回る
一般財団法人 島根県母子寡婦福祉連合会	事務所	100%	第４条３項	県の事務・事業の代行 県の補助金割合等が５割以上	青少年家庭課業務受託（母子・父子福祉センター）
島根県ろうあ連盟	事務所	50%	第４条３項	県の事務事業を補う又は相乗効果のある事業	県の障がい福祉事業を補う団体
一般社団法人島根県精神保健福祉会連合会	事務所	50%	第４条３項	県の補助金割合等が５割未満 県の事務事業を補う又は相乗効果のある事業	県の精神保健福祉事業を補う団体
アイカム株式会社	交流スペース設置	100%	第４条３項	県の事務・事業の代行	当施設の指定管理者
公益社団法人島根被害者サポートセンター	事務所	100%	第４条３項	県の事務・事業の代行	県業務受託及び県警補助金あり
公益財団法人 島根県消防協会	事務所	100%	第４条３項	県の事務・事業の代行	県業務受託（消防団地域防災向上業務）
社会福祉法人新和会	相談室	100%	第４条３項	県の事務・事業の代行	障がい福祉課業務受託（東部発達障害者支援センター）
一般社団法人 島根県社会福祉士会	事務所	50%	第４条３項	県の補助金割合等が５割未満 県の事務事業を補う又は相乗効果のある事業	県の福祉事業推進を補う団体
島根県食品衛生協会 松江支所	事務所	50%	第４条３項	県の補助金割合等が５割未満 県の事務事業を補う又は相乗効果のある事業	会員の自主衛生管理の普及・県下保健所内に各支所を設置
特定非営利活動法人 島根県障がい者就労事業振興センター	相談室	100%	第４条３項	県の事務・事業の代行 県の補助金割合等が５割以上	障がい福祉課業務受託
特定非営利法人ワーカーズコープ	事務所	100%	第４条３項	県の事務・事業の代行	雇用政策課業務受託
松江市・島根県共同設置松江保健所	保健所・ 事務所等	100%	第４条１項	県および他の地方公共団体が公用若しくは公共用又は公益事業を行う	―
松江市（保健衛生課）	事務所	100%	第４条１項	他の地方公共団体が公用若しくは公共用又は公益事業を行う	―

14. 島根県立西部総合福祉センター

施設名	島根県立西部総合福祉センター（いわみーる）
所管課	健康福祉部　健康福祉総務課
施設のホームページ	http://www.iwamiru.org/

〈施設概要〉

項　目	内　容
所在地	島根県浜田市野原町1826番地１
施設設置の基本条例	島根県立総合福祉センター条例
建物概要	鉄筋コンクリート造　４階建
建築年月	平成11年12月25日
施設概要	(1) 社会福祉法第93条の規定に基づく福祉人材センター (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第39条第１項第１号に規定する母子・父子福祉センター（島根県立東部総合福祉センターに限る。） (3) 身体障害者福祉法第34条に規定する聴覚障害者情報センター（島根県立東部総合福祉センターに限る。）及び視聴覚障害者情報センター（島根県立西部総合福祉センターに限る。） (4) 101研修室、102研修室、301研修室、401研修室、402研修室、403研修室、視聴覚室、会議室１、会議室２、講師控室、和室、体育室、園芸実習室、陶芸実習室、調理実習室 (5) その他
設置目的	高齢者、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、寡婦、障害者その他の県民に対し福祉に関する相談、援助、情報の提供及び研修を行うことにより、県民が心豊かに健やかに暮らせる福祉社会の実現を図る
敷地面積	12,347.96㎡
延床面積	6,776.14㎡
管理形態	指定管理　　公募
主な開館時間	９：00～21：00
開館日数	346日
定休日	毎月第４土曜日、12月29日～１月３日
外観、内観等	   
貸室の場合部屋数	研修室９、調理実習室１、陶芸実習室１、園芸実習室１、体育室１、和室１

〈利用・運営状況〉

項　目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	福祉人材センター	79人	71人	73人	80人	64人
	視聴覚障害者情報センター	1,164人	1,280人	1,258人	1,292人	1,374人
	貸館	63,938人	63,683人	62,132人	59,836人	62,349人
利用者満足度アンケート		実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり
利用者の要望、クレーム収集		仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり
施設別の収入合計		10,829千円	12,026千円	11,872千円	11,549千円	未集計
施設別のコスト合計		139,590千円	142,529千円	144,269千円	147,679千円	未集計

〈使用料〉

施設使用料（４月、５月、10月）　その他の月は冷暖房料金として使用料の30%が加算

施設名	収容人員等	使用料の額						
		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	
		９時～12時	13時～17時	18時～21時	９時～17時	13時～21時	９時～21時	
101研修室	48人	5,390円	7,190円	5,390円	12,500円	12,500円	17,900円	
102研修室	12人	1,880円	2,520円	1,880円	4,400円	4,400円	6,280円	
301研修室	36人	4,850円	6,470円	4,850円	11,300円	11,300円	16,100円	
401研修室	144人	8,640円	11,500円	8,640円	20,100円	20,100円	28,700円	※
402研修室	48人	4,220円	5,630円	4,220円	9,850円	9,850円	14,000円	※
403研修室	24人	4,000円	5,330円	4,000円	9,330円	9,330円	13,300円	
視聴覚室	30人	3,430円	4,570円	3,430円	8,000円	8,000円	11,400円	
会議室１	20人	2,500円	3,330円	2,500円	5,830円	5,830円	8,330円	
会議室２	16人	1,770円	2,360円	1,770円	4,130円	4,130円	5,900円	
講師控室	５人	670円	900円	670円	1,570円	1,570円	2,240円	
体育室	300人	2,580円	3,440円	2,580円	6,020円	6,020円	8,600円	※
園芸実習室	25人	5,200円	6,910円	5,200円	12,100円	12,100円	17,300円	
陶芸実習室	25人	6,470円	8,630円	6,470円	15,100円	15,100円	21,500円	
調理実習室	25人	4,080円	5,440円	4,080円	9,520円	9,520円	13,600円	
和室	12.5畳	1,060円	1,420円	1,060円	2,480円	2,480円	3,540円	

≪備考≫
上記に定める使用時間を超えて施設を使用する場合は、１時間ごとに、当該使用料の１時間当たりの額（10円未満切捨）を加算した額とする。
※401研修室、402研修室及び体育室について
営利を目的とし、又は営利を目的としないが1,000円を超える入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、使用料の５割相当額（10円未満切捨）を加算した額とする。
準備のために使用する場合には、使用料の５割相当額（10円未満切上）を減額した額とする。

減免措置

● 島根県立総合福祉センター条例施行規則第５条関係

	全額免除・団体	半額免除・個人
(1)	【対象】国・地方公共団体 【目的】実施する内容が、福祉の増進活動又は生涯学習の推進	
(2)	【対象】社会福祉法人・これに類する団体で知事が認めたもの 【目的】実施する内容が、福祉の増進活動	
(3)	【対象】教育委員会・学校（主催） 【目的】児童生徒学生に福祉に関する学習機会の提供	
(4)		【対象】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳の交付を受けている者

視点１：施設のKPI管理について

(1) 施設の設置目的

島根県立総合福祉センター条例第２条において、「高齢者、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、寡婦、障害者その他の県民に対し福祉に関する相談、援助、情報の提供及び研修を行うことにより、県民が心豊かに健やかに暮らせる福祉社会の実現を図るため」とされている。

(2) KPIの管理・運営状況

KPIとして設定されているのは施設利用率であり、事務事業評価シートには次のとおり記載されている。

【指定管理者制度導入施設の状況と業務評価結果（いわみーるのみ）】

KPI		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
施設利用率	目標値	－	31.1%	31.9%	33.0%	－
	実績値	－	34.0%	33.5%	33.0%	－
	達成率	－	109.3%	105.0%	100.0%	－

【いわみーる１-１（意見）】

当施設の設置目的は「県民に対し福祉に関する相談、援助、情報の提供及び研修を行うこと」とされており、当該KPIは適切に設定されているといえる。ただし、当施設は、その機能を複数有しており、

①福祉人材センター
②視聴覚障害者情報センター
③貸館業務

の別に、それぞれの機能を適切に評価するKPIの設定が求められる。例えば、①については「福祉人材センターの職業紹介により就職した社会福祉事業従事者数」、②については「ビデオライブラリー利用登録者数」、③については「施設利用者数」等のKPIをそれぞれ設定し、複数の視点から評価、分析等を行うべきである。また、利用率向上対策のため利用している利用者アンケート結果を素点化することも有効と考えられるため、対応を検討されたい。

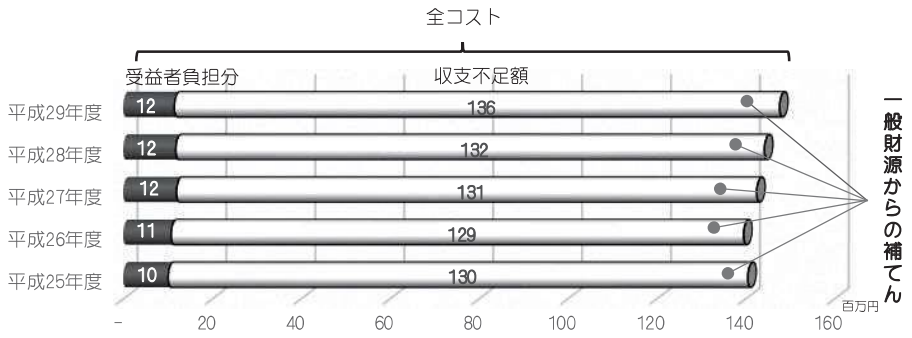
視点２：施設の収支状況について

(1) 収支の現状

当施設の収支の状況は次のとおりである。

（単位：千円）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人に係るコスト	人件費	6,923	6,892	6,932	7,031	7,688
	退職給付関係費用	389	84	162	1,512	913
	小計	7,312	6,976	7,094	8,543	8,601
物に係るコスト	物件費	67,280	68,113	70,351	70,238	73,748
	維持修繕費	3,768	2,334	2,918	3,322	3,163
	減価償却費	62,167	62,167	62,166	62,166	62,167
	小計	133,215	132,614	135,435	135,726	139,078
その他のコスト	公債費（利息のみ）	－	－	－	－	－
	小計	－	－	－	－	－
①行政コスト　計		140,527	139,590	142,529	144,269	147,679
②利用料等の収入　計		10,155	10,829	12,026	11,872	11,549
①－②－般財源による補てん額		130,372	128,761	130,503	132,397	136,130



(2) 当施設の受益者負担率の現状

当施設の受益者負担率の推移は次のとおり概ね23%～25%程度で推移している。

項目		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
コスト	A	139,590千円	142,529千円	144,269千円	147,679千円	（未確定）
利用者数	B	65,181人	65,034人	63,463人	61,208人	63,787人
コスト／人	C=A/B	2,142円	2,192円	2,273円	2,413円	－
（うち、減価償却費）		62,167千円	62,166千円	62,166千円	62,167千円	（未確定）
利用料等収入	D	10,829千円	12,026千円	11,872千円	11,549千円	（未確定）
減免・免除額	E	20,830千円	20,668千円	23,735千円	23,532千円	24,634千円
収入／人	F=(D+E)/B	486円	503円	561円	573円	－
受益者負担率	F/C	23%	23%	25%	24%	－

(3) 入館料決定時の検討状況

当施設の設置に先立って平成７年に設置されたいきいきプラザ島根が決定した１㎡当たりの使用料と同額としている。なお、いきいきプラザ島根の使用料は、松江、出雲、大田、浜田の施設の公的使用料（１㎡当たりの使用料）を参考にして、島根県立総合福祉センター条例（平成７年３月10日、島根県条例第13号）において使用料を決定されている。

(4) 受益者負担マトリクスにより導出した、あるべき受益者負担

必需性・公共性を基礎に、監査人が独自に設定した受益者負担マトリクスを用いて想定した当施設の総合的な受益者負担率は25%である。

受益者負担マトリクス	公共性分類	必需性分類	カテゴリ	受益者負担率 Should be
いわみーる	B	II	BII	25%

①公共性分類　→　区分B

設置目的は「高齢者、母子・父子家庭、寡婦、障害者その他の県民に対し福祉に関する相談、援助、情報の提供及び研修を行うことにより、県民が心豊かに暮らせる福祉社会の実現を図るため」とされており、公益性は高いといえる。一方で、貸ホール、貸会議室等は福祉事業等に関係なく利用可能であり、利用に際しての区別もないことから、誘客施設としての一面もある。

これらを勘案し、「やや公共的」とした。

②必需性分類　→　区分Ⅱ

高齢者、母子・父子家庭、寡婦、障がい者など、社会的弱者等を支援するための施設であるため、必需性は高いといえるが、施設の一部は貸会議室や貸調理室、貸体育館施設であり、日常生活や余暇をより快適で充実したものにするために、個人の価値観に応じて、選択的に利用する設備が混在している。このため、「やや必需的」とした。

当施設の受益者負担率は概ね23%～25%程度と、監査人が独自に設定した受益者負担率Should be値25%と近似する結果となった

【いわみーる２-１（意見）】

公の施設は全ての住民に利用の機会を提供するために設置することが基本であることから、設置目的に沿って住民が利用する場合は、低廉な負担で利用できることが望ましい。一方で、利用者が支払う使用料が施設に係る経費を下回る場合、不足分は税金で賄うこととなり、県民全体の負担となることから、負担の公平化を図るため、施設を利用する受益者が相応の経費を負担すべきといえる。

当施設の減免制度自体を否定するものではないが、当施設は毎年実際の使用料収入の２倍近い減免・免除額が発生しており、減免・免除額を考慮せず受益者負担率を計算した場合、受益者負担率は約８%程度にまで低下する。

また、当施設の貸室別の利用率は次のとおりであり、島根県立東部総合福祉センターと比較して全般的に利用率が低く、また低下傾向にある。特に調理実習室、園芸実習室、和室については稼働率が２割を切っている上、さらに低下する傾向にあり、深刻な状況が続いている。

＜ いわみーる　区分使用率の推移 ＞

施設名	収容人員等	平成28年度区分利用率	平成29年度区分利用率	平成30年度区分利用率
101研修室	48人	40.8%	37.9%	41.4%
102研修室	12人	36.4%	34.3%	35.4%
301研修室	36人	40.6%	39.3%	36.1%
401研修室	144人	41.9%	48.8%	50.2%
402研修室	48人	37.9%	41.8%	38.7%
403研修室	24人	32.2%	30.0%	30.3%
視聴覚室	30人	30.0%	26.5%	26.3%
会議室１	20人	44.9%	35.3%	30.5%
会議室２	16人	41.2%	43.9%	42.7%
講師控室	５人	14.9%	17.6%	19.3%
体育室	300人	60.6%	58.8%	53.1%
園芸実習室	25人	17.7%	20.1%	16.3%
陶芸実習室	25人	30.0%	29.4%	24.9%
調理実習室	25人	16.4%	15.0%	15.2%
和室	12.5畳	16.3%	15.7%	16.7%
平均		33.5%	33.0%	31.8%

＜ いきいきプラザ島根　区分使用率の推移 ＞

施設名	収容人員等	平成28年度区分利用率	平成29年度区分利用率	平成30年度区分利用率
401研修室	48人	59.1%	49.3%	62.7%
402研修室	45人	57.1%	52.3%	59.3%
403研修室	150人	58.4%	58.7%	61.6%
404研修室	36人	66.3%	61.9%	64.8%
405研修室	36人	60.0%	55.0%	58.4%
406研修室	15畳	60.6%	58.2%	66.8%
407研修室	17.5畳	35.2%	31.3%	30.5%
調理実習室	調理台５台	23.5%	26.6%	28.1%
陶芸実習室	36人	53.9%	50.8%	48.7%
陶芸焼成棟	－	70.0%	66.9%	60.7%
園芸実習室	36人	41.4%	42.2%	44.4%
体育室	220人	86.8%	81.8%	86.6%
平均		56.0%	52.9%	56.1%

このため、県は現状の当施設の特性や性格を踏まえ、あるべき受益者負担割合を設定し、使用料収入と行政コストとを勘案して個別の使用料や減免制度を改定することが望ましい。加えて、減免の適用について、毎年当該団体の活動実績書の提出を受けて確認してはいるが、減免対象を厳格化するなどの運用の見直しが求められる。また、大規模修繕が見込まれる等、将来の受益者負担率が大幅に変わると予測される場合には現在とは状況が異なるため、県はこれらの事情を勘案し、当施設の使用料等を合理的に試算、検討されたい。

視点３：施設設置の合理性、今後の修繕計画について

(1) 設置・規模の合理性について

①施設設置の経緯

平成３年に県が策定した島根県第二次中期計画に掲げる、多様な福祉ニーズに的確に対応するための総合的な福祉対策の推進を図る拠点施設「島根県総合福祉センター」の整備について、

平成４年に整備検討委員会を立ち上げ、具備すべき機能や運営主体など具体的な提言を受け、平成７年に島根県立総合福祉センター条例を制定し、同年にいきいきプラザ島根が設置され、その後平成11年に当施設は設置された。

②設置・規模の合理性について

当施設は対象エリアを特に限定していないが、島根県東部地区には類似施設であるいきいきプラザ島根が存在しており、利用者は浜田市を中心とした西部地区が大多数を占めている。当施設は貸館業務を行う一方で、高齢者、母子・父子家庭、寡婦、障がい者など、社会的弱者等を支援するための施設であり、必需性は高い。貸館に関しては代替施設が多数存在するといえるが、高齢者や障がい者等に優先的に利用することを認めている施設は稀であるため、設置・規模の合理性について特段の指摘又は意見を付すべき事項は発見していない。

(2) 今後の修繕計画の合理性について

①当施設の今後の設備投資に係る支出負担の長期的計画（推計値）

当施設の今後の修繕費用、大規模修繕費用、建替費用について、一定の仮定を用いた将来推計値は次のとおりである。

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	今後30年間の合計値
建物・修繕コスト予測推計値	2,304千円	2,304千円	2,304千円	2,304千円	2,304千円	1,216,453千円
	R6～R10年度	R11～R15年度	R16～R20年度	R21～25年度	R26～R30年度	今後30年間の平均値
	11,519千円	1,158,855千円	11,519千円	11,519千円	11,519千円	40,548千円

※ 一般的な建物にない部材・設備の費用を除く

当施設の場合、13年後には築32年に到達し、大規模修繕費用1,154百万円規模の負担が想定される。当施設を同規模のまま維持するか否かも含め、抜本的な検討が今後必要となる。

②現在の修繕計画の合理性について

総務部管財課と所管課が主体となって作成・運用している当施設の「維持保全計画」の内容に不合理な点はなく、優先度に応じた修繕計画が合理的に立案され、実施されている状況を確認した。所管課や指定管理者が要望する修繕事項には経年劣化を原因とする非常用発電機の修繕（概算額50百万円）、空調機械室の冷温水発生機の不具合への対応（概算額40百万円）、屋根のアスファルト防水修繕工事（概算額120百万円）等、金額的な負担が大きいものも含まれるため、管財課では今後の当施設の修繕方法の検討を慎重に進めている。

視点４：管理・運営方法について

(1) 採用した管理形態の合理性について

当施設は指定管理制度の採用により、次のとおり管理コストが削減できたとされている。

施設名称	指定管理者	コスト対比			
		平成16年制度導入前委託料	令和元年度指定管理料	差異	差異率
いわみーる	浜田ビルメンテナンス株式会社	96,814千円	83,085千円	－13,729千円	－14.2%

第４章　外部監査の結果及び意見
14. 島根県立西部総合福祉センター

当施設は公募方式による指定管理制度が採用されている。

【当施設に係る指定管理制度の概要】

指定管理者名		浜田ビルメンテナンス株式会社				
導入年度		平成17年度				
現在の指定期間		平成27年４月～令和２年３月				
公募・非公募		公募				
条例	募集方式	島根県立総合福祉センター条例第６条				
	選定基準	島根県立総合福祉センター条例第７条				
	管理の基準	島根県立総合福祉センター条例第５条				
	業務の範囲	島根県立総合福祉センター条例第３条				
指定管理料（決算額）		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		78,120千円	82,175千円	81,933千円	82,224千円	82,712千円
選定委員会設置要綱		島根県健康福祉部所管の公の施設指定管理者候補選定委員会設置要綱				
仕様書		島根県立総合福祉センター管理仕様書				
事務処理要領		島根県立総合福祉センター管理規定				
協定書		島根県立総合福祉センターの管理に関する協定書				

県は「指定管理者制度運用に係る共通ガイドライン」において、指定管理者の募集方法を原則公募としている。当施設は、原則どおり公募としており、採用した管理形態の合理性について特段の指摘又は意見を付すべき事項は発見していない。

(2) 指定管理者の公募手続の合理性について

当施設は、指定管理制度運用に係る共通ガイドライン（島根県総務部人事課・財政課平成16年９月21日制定令和元年５月16日最終改正）に基づき、適切に手続が為されている。

指定管理期間	平成17年度～	平成22年度～	平成27年度～	令和２年度～
説明会出席	14社	２社	４社	１社
申請書提出	２社	１社	１社	１社
決定	１社	１社	１社	１社

ただし、指定管理者制度導入以来、説明会には複数社参加していたが、直近の指定管理者制度現地説明会の出席者数が１社まで減少している。

県としては複数事業者からプロポーザルを受けることができるよう公募期間を60日間設け、県HPで積極的に応募を呼び掛けているが、現状では効果を得られていない。なお、指定管理者の申請が単独となった場合に選定委員会の各選定委員の評価点の平均点が満点の50%を下回る場合には指定管理候補者として選定しない旨が別途指定されている。

【いわみーる４-１（意見）】

指定管理者制度を導入しても、申請者が継続して１社しかない状況が継続した場合、当該制度を採用する意味が失われることになる。当施設の指定管理に係る現地説明会には複数社参加することもあるが、応募者は現在の指定管理者のみの状況が継続している。また、現地説明会参加者に対し、県は応募しなかった理由等のヒアリングは行っていない。説明会参加者は、少なくとも当施設の管理運営に関心を示していると思われ、県は応募しなかった理由等のヒアリングを行い、次回の公募手続きに活かすなど、競争性を確保し、より質の高い管理運営になるよう工夫されたい。

(3) 施設の日常的管理・運営について

当施設は指定管理者が日々の運営・管理状況を行っているため、日々の運営・管理状況は指定管理者に確認し、県にはそのモニタリング状況について確認を行った。

【指定管理者の日々の運営・管理の状況と県のモニタリング状況】

監査要点等			指定管理者の管理状況	県のモニタリング状況	備考
現金管理	収支経理管理（残高含む）	協定書第24条(5)(6)	管理担当者が出納簿を作成し、館長が原則として毎日支出状況と残高（金種表までは無し）を現金有高、各証憑と突合している。	毎月収入支出一覧と通帳の写しを突合して確認し、現場に行った際にはサンプルベースで証票類の確認も行っている。	
	減免・免除	協定書第８条	利用者から提出された減免申請書を確認し、現場で人数や障害者手帳等を確認している。減免申請書綴りは月次毎に館長が内容を確認し、その合理性を確認している。	条例、仕様書に則り減免事務が正しく行われている状況を確認している。	
物品管理（県所有分）	取得・処分	協定書第24条(8)	取得する場合、処分する場合ともに稟議により実行し、現物にシールを貼付して物品管理台帳を更新する。物品の現物実査を定期的に行うルールは特にない。	指定管理者からの報告に基づいて県の物品台帳を更新しているが、現物の所在確認等についてはモニタリングしていない。	【いわみーる４-２（意見）】を参照
人的管理	再委託	協定書第16条	再委託先への入札、相見積もり等の対応は行っていない。	提出された報告書を査閲し、委託事務の合理性を確認している。	
	人員体制等		人員体制、仕様書で求められている資格者等については、年度当初に報告している。防火管理者、ビル管理士等。	提出された報告書を査閲し、人員体制の合理性を確認している。	
施設管理	老朽化安全性 ライフサイクルコスト	協定書第17条	管理施設の点検状況については、「保全台帳」を作成して日常的に管理している。 館内設備の一部に破損している箇所等があるが、管財課には伝達済みであり、対応を検討している状況。敷地内にある、見学可能な長寿社会モデル住宅（バリアフリーに対応したモデル住宅）については展示設備が陳腐化しており、撤去を含め検討しているとのこと。	管理施設の点検等について、施設側に問題がある場合には指定管理者から都度連絡があり協議を行っている。	
報告事項	業務報告	協定書第25条	毎月、業務報告書を県に提出して報告している。	業務報告書を査閲し、不明点等については電話・メール・面談により確認している。	
	事業報告	協定書第26条	毎年度５月末までに事業報告書を提出して報告している。	事業報告書を査閲し、内容を確認している。	
その他の事項	入居団体の合理性	―	―	行政財産目的外使用許可基準に該当するか否かにより判断している。	【いわみーる４-３（意見）】を参照。

【いわみーる４-２（意見）】

物品管理については、会計規則84条に物品の善管注意義務が規定されている。このため、物品管理台帳の合理性、即ち現物の実査は定期的に行われるべきであり、現物の実査がなされていない状況は改善すべき点である。県が直接現物確認を行う手続が最も好ましいが、少なくとも指定管理者に物品の実査を求め、当該状況を確認する手続は必要であるため、当該手続を追加すべきと考える。

【いわみーる４-３（意見）】

当施設は、多数の団体がテナントとして入居しており、基本的には当施設の目的である「県民が心豊かに健やかに暮らせる福祉社会の実現」に適う団体が事務所等として使用しているとの説明を受けている。また、これらの入居団体は、県の事務又は事業の遂行上必要な事業を行う団体として使用料の全額ないし半額の免除を受けている。なお、当該減免の適用関係は「行政財産の使用料に関する条例（昭和39年３月24日島根県条例第42号）」において次のとおり規定されていることを根拠とする。

第４章　外部監査の結果及び意見
14. 島根県立西部総合福祉センター

行政財産の使用料に関する条例（昭和39年３月24日　島根県条例第42号）
（使用料の減免） 第４条　知事は、次に掲げる場合においては、使用料を減免することができる。 第１項　他の地方公共団体その他公共団体又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第３条に規定する共済組合において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。 第２項　行政財産の取得又は保存について費用を負担した者に対して使用させるとき。 **第３項　知事が、公益上又は県の事務若しくは事業の遂行上使用料を減免する必要があると認めるとき。**

上記第４条第３項に関連する具体的な使用料減免基準は「行政財産の使用料等の取扱について（平成６年３月31日　管財発第300号）」において以下のとおり定められている（別表５　使用料減免基準一部抜粋）。

条例根拠	区分	５割を超える減額又は免除のできる場合	５割以内の減額ができる場合
第４条３項	県の事務又は事業の遂行上必要な事業を行う団体が、その事務又は事業の用に供するために使用するとき	次のいずれかに該当する団体が使用するとき 1　団体職員（臨時・嘱託を除く）に占める県職員の割合が過半数である団体 2　本来県の行う事務又は事業の全部または一部を県に代わって行う団体 3　法令により義務的に設置され県の指揮監督を受ける団体 4　団体予算に占める県からの補助金等の割合、又は基本財産に占める県からの出資等の割合が５割以上である団体 5　財団法人島根県教職員互助会、財団法人島根県警察職員互助会、財団法人教職員互助会	次のいずれかに該当する団体で特に育成しなければならないものが使用するとき 1　団体予算に占める県からの補助金等の割合、又は基本財産に占める県からの出資等の割合が５割未満である団体 2　県の事務事業を補う事業、又は県の事務事業に相乗効果をもたらす事業を行う団体
	県の職員、学生、生徒又は入院患者等のため食堂、売店、理髪所、公衆電話機、自動販売機等の福利厚生施設を設置する場合で、著しい収益をあげないとき	５割の減額をしても使用料並びに光熱水費等経費の徴収額が、設置により使用者の得ることができる収益の額を上回る場合	使用料並びに光熱水費等経費の徴収額が、設置により使用者の得ることができる収益の額を上回る場合

また、現在の当施設に入居している団体は一部を除き50%または100%の減免を受けている状況にあり、その明細は下表のとおりである。

入居団体の中には「県民が心豊かに健やかに暮らせる福祉社会の実現」とは直接関連性のない団体（浜田公証役場、一般社団法人しまね縁結びサポートセンター）が存在している。当施設の趣旨は島根県東部総合福祉センター（いきいきプラザ島根）と同じく「多様な福祉ニーズに的確に対応するための総合的な福祉対策の推進を図る拠点施設」として設置されたものであり、当施設の入居団体は、設置目的及び期待される役割に合致した団体であることが望ましい。すなわち、福祉対策の推進に合致した団体が入居し、物理的な集積がなされることにより、島根県西部における福祉事業の共通性や補完性が確保され、福祉に関する知的財産の集積も期待できると考えられるため、県は当施設の入居者を可能な限り当施設の趣旨に合うよう、運用するべきである。

また、当施設の趣旨に合致しない団体についても行政財産の使用料に関する条例第４条第３項の要件に合致しているとして減免の適用を受けている団体があり、同様に県から委託等を受けており、当施設に入居せず他の民間施設に家賃を支払って業務を行っている団体との間で不公平が生じる上、所管課との事務連携上のメリットがないと考えられるため、このような団体にまで減免を適用することには違和感がある。

以上、入居の条件を可能な限り当施設の趣旨に合う団体に限定すること、趣旨に合致しない団体については減免の適用を制限する等、上記問題を踏まえ、県は対応を検討されたい。

※ 島根県西部総合福祉センター（いわみーる）入居団体の使用料減免状況

団体名	用途	減免率	減免根拠		備考
			行政財産の使用料に関する条例	行政財産の使用料等の取扱 別表５	
社会福祉法人 島根県社会福祉協議会	事務所	100%	第４条３項	県の事務・事業の代行 県の補助金割合等が５割以上	健康福祉部事業を複数受託
浜田ビルメンテナンス 株式会社	有料 コピー機	０％	－	－	当施設の指定管理者だが収入をともなう使用
浜田公証役場	事務所	０％	－	－	－
シニアネットはまだ	倉庫	50%	第４条３項	県の事務事業を補う又は相乗効果のある団体	情報政策課業務に相乗効果あり
社会福祉法人 島根いのちの電話	事務所	100%	第４条３項	県の事務・事業の代行	県業務受託 （電話相談員養成事業）
特定非営利活動法人 島根県障がい者就労事業振興センター	相談室 倉庫	100%	第４条３項	県の事務・事業の代行 県の補助金割合等が５割以上	障がい福祉課業務受託
一般社団法人しまね縁結びサポートセンター	事務所	100%	第４条３項	県の事務・事業の代行 県の補助金割合等が５割以上	子ども・子育て支援課業務受託
特定非営利法人ワーカーズコープ	事務所	100%	第４条３項	県の事務・事業の代行	雇用政策課業務受託

15. 島根県花ふれあい公園

施設名	島根県花ふれあい公園（しまね花の郷）
所管課	農林水産部　農産園芸課
施設のホームページ	http://www.shimane-hananosato.com/

〈施設概要〉

項　目	内　容
所在地	島根県出雲市西新町２丁目1101-１
施設設置の基本条例	島根県花振興センター条例（平成15年12月19日　島根県条例第74号）
建物概要	鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造） 地上１階
建築年月	平成15年９月１日、平成16年３月１日、平成17年３月31日、平成27年11月25日
施設概要	本館棟、ガラス室（温室）棟、歩廊棟、屋外便所、プロパン庫、作業場、倉庫、ポンプ上屋、休憩所
設置目的	花きに関する知識の普及及び栽培技術の向上を図ることにより花き園芸の振興に寄与するとともに、花きに親しむ機会を提供する。
敷地面積	40,205㎡
延床面積	本館棟（635㎡）、温室棟（683㎡）、歩廊（372㎡）
管理形態	指定管理　　公募　　利用料金制
主な開館時間	（３～11月）９：30～17：00、（12～２月）９：30～16：30
開館日数	（平成30年度）342日
定休日	（３～11月）無休、（12～２月）火曜日※祝日の場合は翌平日、12月29日～１月３日
外観、内観等	
貸室の場合部屋数	該当なし

〈利用・運営状況〉

項　目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	65,446人	63,421人	60,285人	65,771人	66,983人
利用者満足度アンケート	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり
利用者の要望、クレーム収集	該当なし	該当なし	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	該当なし
施設別の収入合計	8,172千円	8,575千円	7,780千円	8,467千円	未集計
施設別のコスト合計	141,759千円	134,153千円	127,812千円	132,469千円	未集計

〈入園料〉

入館料			備考
通常料金	大人	200円	※教育利用は、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校の遠足、他学校主催のものに限る。（学校教育に基づく活動としてあらかじめ申請し、認められた場合が対象となる。）
	小・中・高校生	100円	
団体（有料入園者20名以上）	大人	160円	
	小・中・高校生	80円	
年間パスポート	大人	1,000円	
	小・中・高校生	500円	
教育利用	引率教員	無料	
	小・中・高校生	80円	
障害者手帳をお持ちの方	大人	100円	
	小・中・高校生	50円	
幼児（未就学児童）		無料	

減免措置
●公の施設として実施する減免（島根県花振興センター条例14条関係） ①学校教育利用 引率教員：全額免除　生徒：２割相当減免 ②身障者 身障者手帳所持者：半額相当減免（ただし重度障害者の介護者：全額免除） ③児童福祉週間（５月）　小中学生：全額免除 ④老人週間（９月）　高齢者：全額免除 ⑤障害者週間（12月）　身障者手帳等所持者：全額免除 ⑥その他、知事が特別な理由があると認める者：知事が別に定める額を減免

視点１：施設のKPI管理について

(1) 施設の設置目的

島根県花振興センター条例第２条において、「花きに関する知識の普及及び栽培技術の向上を図ることにより花き園芸の振興に寄与するとともに、花きに親しむ機会を提供するため」とされている。

(2) KPIの管理・運営状況

KPIとして設定されているのは入園者数であり、事務事業評価シートには次のとおり記載されている。

KPI		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
入園者数	目標値	(不明)	(不明)	65,000人	65,000人	65,000人
	実績値	65,446人	63,421人	60,285人	65,771人	66,983人
	達成率	－	－	92.7%	101.2%	103.1%

増客要因として、年間パスポート利用者が過去最高となり、パスポート販売数も増加傾向にある等リピーター獲得のための施策が奏功していること、銀河（アジサイ）のフラワーオブザイヤー受賞を前面に押し出して幅広く広報を行ったことや「瑞風」運行に係るタイアップ企画による集客等が増客に寄与しているとしている。一方で、出雲・松江圏域以外からの入園者が低い（20%程度）ことを問題視し、広報活動強化による県内広範なエリアへの情報提供が課題と分析している。

上記（1）設置目的に「花きに親しむ機会を提供する」ことが含まれており、当該KPIは適切に設定されている。また、定性的な課題に対する原因分析、対応策の検討、指定管理者への指導・協議も為されているため、特段の指摘事項等は発見していない。

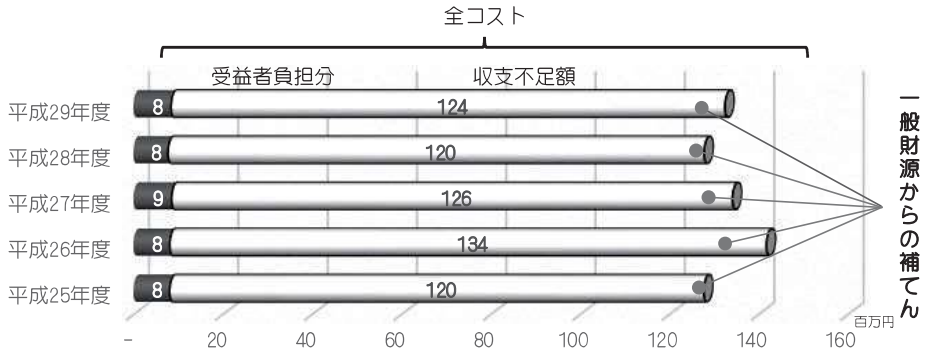
視点２：施設の収支状況について

(1) 収支の現状

当施設の収支の状況は次のとおりである。

（単位：千円）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人に係るコスト	人件費	39,675	40,322	38,809	38,100	40,995
	退職給付関係費用	−306	−569	−2,975	555	5,001
	小計	39,369	39,753	35,834	38,655	45,996
物に係るコスト	物件費	46,179	49,061	49,928	49,088	45,118
	維持修繕費	4,817	16,426	12,706	5,219	7,339
	減価償却費	25,383	25,383	25,383	25,383	25,383
	小計	76,379	90,870	88,017	79,690	77,840
その他のコスト	公債費（利息のみ）	11,971	11,136	10,302	9,467	8,633
	小計	11,971	11,136	10,302	9,467	8,633
①行政コスト　計		127,719	141,759	134,153	127,812	132,469
②利用料等の収入　計		8,157	8,172	8,575	7,780	8,467
①−②一般財源による補てん額		119,562	133,587	125,578	120,032	124,002



(2) 当施設の受益者負担率の現状

当施設の受益者負担率の推移は次のとおり概ね８％程度で推移している。

項目		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
コスト	A	141,759千円	134,153千円	127,812千円	132,469千円	（未確定）
利用者数	B	65,446人	63,421人	60,285人	65,771人	66,983人
コスト／人	C=A/B	2,166円	2,115円	2,120円	2,014円	−
（うち、減価償却費）		25,383千円	25,383千円	25,383千円	25,383千円	（未確定）
入園料等収入	D	8,172千円	8,575千円	7,780千円	8,467千円	8,416千円
減免・免除額	E	3,615千円	2,531千円	2,697千円	2,997千円	2,814千円
収入／人	F=(D+E)/B	180円	175円	174円	174円	168円
受益者負担率	F/C	8%	8%	8%	9%	−

(3) 入園料決定時の検討状況

開園前、因島フラワーセンター、宍道湖自然館、三瓶自然館等を参考にして、リピーターが見込める料金を基本路線とし、島根県花振興センター条例（平成15年12月19日、島根県条例第74号）において観覧料基準額を決定したとの説明を受けている。その後は、消費税率の引き上げに伴って観覧料基準額を改定した以外、特段の改定は行っていない。なお、同条例では「観覧料基準額に0.8を乗じて得た額から1.2を乗じて得た額までの範囲内で指定管理者は知事の承認を受けて観覧料を定める」としているが、現在の入園料はほぼ基準額どおりで運営している。

(4) 受益者負担マトリクスにより導出した、あるべき受益者負担

必需性・公共性を基礎に、監査人が独自に設定した受益者負担マトリクスを用いて想定した当施設の総合的な受益者負担率は50%である。

受益者負担マトリクス	公共性分類	必需性分類	カテゴリ	受益者負担率 Should be
しまね花の郷	B	III	BIII	50%

①公共性分類　→　区分B

設置目的は、花きにふれあう機会を提供することとされている。近隣に民営の花・植物をテーマとした施設は存在するが、「島根県花き振興品目」の啓発の中心拠点としての役割を担う施設でもあるため公共性が認められる一方、植物園は誘客施設としての側面もあることから、「やや公共的」とした。

②必需性分類　→　区分Ⅲ

日常生活や余暇をより快適で充実したものにするために個人の価値観に応じて選択的に利用する施設であり、個人的な趣味やレクリエーションの場として利用するものである（人によって必要性が異なる）ため、「必需性」は弱い。一方、テーマが「花」であり、障がい者や近隣の家族連れの利用が多く、「公園」のように利用されている実態がある点を勘案し、「やや選択的」とした。

【しまね花の郷２-１（意見）】

当施設は「島根県花き振興品目」の保存、啓発の中心拠点としての役割を担う施設であり、県の施設として安価なサービスを県民に提供する責務があるとの見解は理解できるが、今後ますます厳しくなる県の財政状況を考えると、上記の受益者負担率Should be値との乖離は看過できない。現在、当施設の入園料は開設当初設定されてから事実上改定されておらず、県はコスト（建設費や運営費など）回収的なアプローチによる検討は現在まで具体的には行っていない。なお、監査人が収集した、現在の公営の花きをテーマとした誘客施設の入園料等のベンチマークは次のとおりである。

＜ベンチマークとした公営の主な花き植物園＞

施設名称	設置者	管理形態	運営者	入館料		延床面積	入館者数
				一般	小中学生		
花ふれあい公園 （しまね花の郷）	島根県	指定管理	特定非営利活動法人 国際交流フラワー21	200円	100円	40,205㎡	66,983人 （H30）
とちぎ花センター	栃木県	指定管理	公益財団法人 栃木県農業振興公社	410円	200円	30,429㎡	329,000人 （H30）
富山県花総合センター	富山県	指定管理	公益財団法人 砺波市花と緑と文化の財団	無料	無料	27,060㎡	100,700人 （H30）
和歌山県植物公園 緑花センター	和歌山県	指定管理	特定非営利活動法人 根来山げんきの森倶楽部	無料	無料	約 111,700㎡	185,748人 （H30）
とっとり花回廊	鳥取県	指定管理	一般財団法人 鳥取県観光事業団	1,000円 700円	500円 350円	約 500,000㎡	316,232人 （H30）
尾道市 因島フラワーセンター	尾道市	直営	－	無料	無料	約 18,000㎡	33,562人 （H23）

入園料を比較する場合、国内最大級の規模を誇る隣県の「とっとり花回廊」は当施設と規模が異なるため単純な比較は難しいが、その他の同規模の施設と比較して当施設の入園料が「安すぎる」印象はない。ただし、上記「無料」としている施設の多くは、施設内に有料の貸展示室があり、ホール等についても展示スペースとして利用する場合には「13円/㎡」などと利用料が設定されている。また、寄せ植え教室や手入れ教室の数も多く、リースづくりやハーバリウムづくり等の体験教室、展示即売会や花材即売会等を絡めたイベントを積極的に行っている施設もある。一方当施設の場合、利用者アンケートでも花や花苗の販売を望む声が多いにも拘らず殆ど実行されておらず、また園芸教室等のための会議室もあるが無料で開放（年間パスポート購入を条件とする場合もあるが）しており、収益獲得の機会を逃している。

平成30年度 園芸教室開催日

月	外部利用	施設開催	計	月	外部利用	施設開催	計
4月	10日	7日	17日	10月	11日	5日	16日
5月	10日	8日	18日	11月	12日	4日	16日
6月	12日	7日	19日	12月	12日	8日	20日
7月	10日	12日	22日	1月	9日	5日	14日
8月	9日	7日	16日	2月	12日	－	12日
9月	11日	11日	22日	3月	11日	6日	17日
				年間　計	129日	80日	209日

このため、すぐにでも当該サービスの開始を検討し、受益者負担率を高める措置を講ずるべきである。

また、利用者数の７割が出雲市民であることについては県も従来から問題視しているが、改善されていない。当施設が出雲西ICに近接した好立地にあり、また、また県内最大の誘客施設である出雲大社から近いことも合わせると、プロモーションに問題があることが想定され、この点についても早期の改善が望まれる。

＜観光入込客延べ数（島根県観光動態調査より（暦年））＞

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
当施設　※	(A)	65,446人	63,421人	60,285人	65,771人
出雲大社	(B)	6,647,000人	6,076,000人	6,058,000人	6,040,000人
日御碕	(C)	1,221,555人	1,183,095人	979,830人	1,001,070人
出雲市トキ学習コーナー	(参考)	(不明)	5,384人	4,892人	4,753人

※ 観光入込客延べ数の測定地点に指定されていないため、指定管理者の計数値を用いている。

出雲大社来場者に対する当施設入園者の割合	(A/B)	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%
日御碕来場者に対する当施設入園者の割合	(A/C)	5.4%	5.4%	6.2%	6.6%

視点３：施設設置の合理性、今後の修繕計画について

(1) 設置・規模の合理性について

①施設設置の経緯

平成10年に開所した花振興センターの周辺に、県民が花や島根の植物等について学び、ふれあい、体験するための憩いの場（フラワーパーク）を整備することとして、平成６年度から検討を開始、平成10年度に基本構想を策定し、建設された。

②設置・規模の合理性について

当施設は「島根県花き振興方針（平成28年６月）島根県農林水産部」における拠点施設とされているにも拘らず、入園者の７割以上が出雲市内の住民であり、県民に広く利用されているとはいえない状況にある。

【しまね花の郷３-１（意見)】

当施設の設置目的は、島根県花振興センター条例第２条において「①花きに関する知識の普及及び栽培技術の向上を図ることにより花き園芸の振興に寄与すること」と、「②花きに親しむ機会を提供すること」と定義されている。

①に関しては、近接する島根県農業技術センターがあり研究開発や情報発信が行われていることから、当該施設との役割分担がやや不明瞭であり、②については、隣県である鳥取県に国内最大級の「とっとり花回廊」が、隣接する松江市には松江フォーゲルパークがあり、民間にも牡丹やつつじ、シャクヤク等をテーマにした花に親しむ施設や名所は複数存在している。また、当施設における展示が、特段「島根」や「山陰」に所縁のある花き等を恒常的にアピールしているともいえない。

結果として、出雲市からの誘客が７割を占め、近隣からのリピーター顧客の占有率が高く、市外からの顧客の伸びに繋がっていない。
　この点、当施設が出雲市の施設であるトキ分散飼育センターと隣接していることから、一体的に運営する方がプロモーション上のシナジーがあり、また管理も効率的に行うことができると考えられる。これらの施設を一体的に運営・管理する方法がないか、出雲市と協議を進められたい。

(2) 今後の修繕計画の合理性について

①当施設の今後の設備投資に係る支出負担の長期的計画（推計値）
　当施設の今後の修繕費用、大規模修繕費用、建替費用について、一定の仮定を用いた将来推計値は次のとおりである。

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	今後30年間の合計値
建物・修繕コスト予測推計値	637千円	637千円	637千円	637千円	637千円	336，311千円
	R6～R10年度	R11～R15年度	R16～R20年度	R21～25年度	R26～R30年度	今後30年間の平均値
	3，185千円	3，185千円	318，711千円	3，185千円	4，861千円	11，210千円

※ 一般的な建物にない部材・設備の費用を除く

　当施設の場合、17年後には築32年に到達し、大型修繕費用306百万円規模の負担が想定される。当施設を同規模のまま維持するか否かも含め、抜本的な検討が今後必要となる。

②現在の修繕計画の合理性について
　総務部管財課と所管課が主体となって作成・運用している当施設の「維持保全計画」の内容に不合理な点はなく、優先度に応じた修繕計画が合理的に立案され、実施されている状況を確認した。

視点４：管理・運営方法について

(1) 採用した管理形態の合理性について
　当施設は平成16年の設置当初より、利用者の視点に立ったきめ細やかな施設運営など住民サービス・利便性の向上や維持管理コストの縮減を期待して、指定管理制度を採用している。

【当施設に係る指定管理制度の概要】

指定管理者名		特定非営利活動法人国際交流フラワー21				
導入年度		平成16年度				
現在の指定期間		平成29年４月～令和４年３月				
公募・非公募		公募				
条例	募集方式	島根県花振興センター条例第６条				
	選定基準	島根県花振興センター条例第７条				
	管理の基準	島根県花振興センター条例第11条（開園時間）、第12条（休園日）				
	業務の範囲	島根県花振興センター条例第５条				
指定管理料（決算額）		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		84,870千円	84,870千円	84,870千円	83,075千円	83,828千円
選定委員会設置要綱		平成28年度花ふれあい公園指定管理者選定委員会設置要綱				
仕様書		花ふれあい公園管理業務仕様書				
協定書		花ふれあい公園の管理に関する基本協定書				

　県は「指定管理者制度運用に係る共通ガイドライン」において、指定管理者の募集方法を原則公募としている。当施設は、原則どおり公募としており、採用した管理形態の合理性について特段の指摘又は意見を付すべき事項は発見していない。

(2) 指定管理者の公募手続の合理性について
　島根県花振興センター条例第６条では、「知事は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。」とされている。この指定管理者制度の趣旨は、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成することにあるため、競争性の確保が求められ

る。この点、当施設の公募状況については、説明会には複数社参加するものの、指定管理者制度導入当初から一貫して申請書の提出は現在の指定管理者のみである状況が継続している。

県としては複数事業者からプロポーザルを受けることができるよう公募期間を60日間としているが、現状では効果を得られていない。なお、指定管理者の申請が単独となった場合に選定委員会の各選定委員の評価点の平均点が満点の60%を下回る場合、または選定委員の過半数の同意が得られない場合には指定管理候補者として選定しない旨が別途指定されている。

指定管理期間	H16年～	H19年～	H24年～	H29年～
説明会出席	３社	６社	１社	２社
申請書提出	１社	１社	１社	１社
決定	１社	１社	１社	１社

【しまね花の郷４-１（意見）】

指定管理者制度を導入しても、申請者が継続して１社しかない状況が継続した場合、当該制度を採用する意味が失われることになる。当施設の指定管理に係る現地説明会には複数社参加することもあるが、申請者は現在の指定管理者のみの状況が継続している。また、現地説明会参加者に対し、県は申請しなかった理由等のヒアリングは行っていない。説明会参加者は、少なくとも当施設の管理運営に関心を示していると思われ、県は申請しなかった理由等のヒアリングを行い、次回の公募手続きに活かすなど、競争性を確保し、より質の高い管理運営になるよう工夫されたい。

(3) 施設の日常的管理・運営について

当施設は、県の常駐職員の配置はなく、管理・運営は全て指定管理者に委ねられている。県はモニタリングのため、毎月観覧者数、観覧料等の収入実績、事業の実施状況、観覧者の要望・苦情とその対応状況について指定管理者に報告させ、施設の損壊等緊急性の高い事項については都度報告を受け、運営管理状況の把握を行い、必要に応じて指示を行っている。

【指定管理者の日々の運営・管理の状況と県のモニタリング状況】

監査要点等			指定管理者の管理状況	県のモニタリング状況	備考
現金管理	収支経理管理（残高含む）	協定書第24条(3)(4)	入園料は全て窓口で収受し、現金集計表にその日の売上が集計され上席者が確認している。入園料は日次で銀行口座に入金され、現場に現金が多額に残存しないようにしている。日次で小口現金の現金出納帳と現金を照合し、上席者が確認している。	業務報告書レベルで収支状況を確認しているが、支出管理簿を確認することは行っていない。現金や証憑類の確認も行っていない。	【しまね花の郷４-２（意見）】を参照。
	減免・免除	協定書第８条仕様書５(4)	利用者から提出された減免申請書を確認し、現場で人数や障害者手帳等を確認している。なお、団体料金の適用時については現場で人数をカウントして把握ができるため、申請書の作成求めていない。	条例、仕様書に則り減免事務が正しく行われているか否かについて、証憑突合等の現場確認等は行っていない。	【しまね花の郷４-３（意見）】を参照。
物品管理（県所有分）	取得・処分	協定書第6条、第24条(7)、第41条仕様書3(1)	取得する場合には原則としては県との協議の上取得し、現物にシールを貼付した上で物品管理台帳を更新している。処分する場合には「公有財産破棄申請写真」を作成し、県に報告した上で物品管理台帳を更新している。県から送付される物品一覧を活用して作成したチェックシートを用いて物品管理の現物実査を毎年実施しており、使用状況の確認も行っている。	指定管理者からの報告に基づいて県の資産台帳を更新している。 また、定期的に指定管理者の物品台帳と県の物品台帳の合理性を確認している。	
人的管理	再委託	協定書第16条	再委託先の明細は毎年度当初に事業計画にて県に委託業務名と委託業務先を報告している。	提出された報告書を査閲し、委託事務の合理性を確認している。	
	人員体制等	協定書第８条仕様書４	人員体制は毎年度当初に事業計画にて県に報告している。	提出された報告書を査閲し、人員体制の合理性を確認している。	

施設管理	老朽化 安全性 ライフサイクルコスト	協定書第17条	日常点検については「遊具点検報告書」「ベビーカー定期点検表」「車椅子点検表」を作成して実施している。保守点検など再委託している業務については、業務内容に応じて委託先から報告を受け内容の確認を行っている。	管理施設の点検等について、施設側に問題がある場合には指定管理者から都度連絡があり協議を行っている。	
報告事項	業務報告	協定書第25条	毎月、翌月10日頃に業務報告書を県に提出して報告している。	業務報告書を査閲し、不明点等については電話・メール・面談により確認している。	
	事業報告	協定書第26条、第27条	毎年度５月末までに事業報告書を提出して報告している。	事業報告書を査閲し、内容を確認している。	

【しまね花の郷４-２（意見）】

収支経理管理について、県は業務報告書の確認のみで、収支管理簿（現金出納帳）や指定管理者の帳簿の査閲による確認は行っていない。当該手続のみでは、収支に指定管理外の経費の混入等の事実があったとしても把握することができないため、手続として不十分である。このため、少なくともサンプルベースで指定管理者の収支管理簿や帳簿を査閲し、不合理な点がないか否かについて心証を得る手続を追加すべきである。

【しまね花の郷４-３（意見）】

団体利用による減免を確認する際、指定管理者は現場で人数をカウントして基準に合致しているか否かを確認するのみで、利用者から減免申請書を求めることはしていない。当該方法に拠る場合、団体利用に係る減免の事実を確認する証跡が残らないため、県は指定管理者に対し、団体利用による場合にも減免申請書の提出を求めるように指導すべきである。

また、団体以外については減免申請書を徴求しているところ、減免規定が適切に運用されているかについて、県は減免対象人数等の確認を行うのみで、減免申請書自体の確認は行っていない。運用は指定管理者に任せているとのことであるが、牽制のため、サンプルベースでも申請書の現物を確認し、減免対象人数、減免額に不合理な点がないか否かについて、少なくとも年に一度は心証を得る手続を追加すべきである。

16. 島根県立宍道湖自然館

施設名	島根県立宍道湖自然館（ゴビウス）
所管課	農林水産部　水産課
施設のホームページ	http://www.gobius.jp/

〈施設概要〉

項　目	内　容
所在地	島根県出雲市園町1659－５
施設設置の基本条例	島根県立宍道湖自然館条例
建物概要	地上２階建鉄筋コンクリート造
建築年月	平成12年６月
施設概要	①本館：展示スペース、レクチャールーム、図書・情報コーナー、授乳室、売店 ②ビオトープ池、お弁当広場
設置目的	自然の大切さについて楽しみながら学ぶことのできる機会を提供するため
敷地面積	9,477.13㎡
延床面積	2,194.54㎡
管理形態	指定管理　　非公募　　利用料金制
主な開館時間	９：30～17：00
開館日数	317日
定休日	火曜日（祝日の場合はその翌日）
外観、内観等	  
貸室の場合部屋数	なし

〈利用・運営状況〉

項　目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	105,017人	124,164人	116,153人	122,228人	132,710人
利用者満足度アンケート	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり
利用者の要望、クレーム収集	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり
施設別の収入合計	24,070千円	29,684千円	30,354千円	32,078千円	未集計
施設別のコスト合計	334,407千円	253,613千円	189,896千円	198,073千円	未集計

〈入館料〉

入館料			備考
通常料金	一般・大学生	500円	※教育減免は、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校の行事で観覧する場合であって、①学校教育（学校（園）承認行事）、②学童クラブ、PTA活動、こども会、部活動、公民館等の社会活動や教育活動（学校長又は園長が承認する行事）で、あらかじめ申請し、認められた場合が対象となる。
	小・中・高校生	200円	
団体（有料入館者20名以上）	一般・大学生	400円	
	小・中・高校生	160円	
年間パスポート	一般・大学生	1,400円	
	小・中・高校生	500円	
教育利用	引率教員	無料	
	小・中・高校生	160円	
障害者手帳等をお持ちの方	一般・大学生	250円	
	小・中・高校生	100円	

減免措置
●島根県宍道湖自然館条例13条関係 ①学校教育利用 引率教員：全額免除　生徒：２割相当減免 ②身障者 身障者手帳等所持者：半額相当減免　付添人：全額免除（本人と同人数までに限る） ③指定管理者が特別の理由があると認めて知事の承認を得た者 指定管理者が知事の承認を得て別に定める額

視点１：施設のKPI管理について

(1) 施設の設置目的

島根県宍道湖自然館条例第２条において、「島根県の豊かな汽水・淡水域に生息する水生生物を中心とした展示及び調査研究を通じて、自然の大切さについて楽しみながら学ぶことのできる機会を提供するため」とされている。

(2) KPIの管理・運営状況

KPIとして設定されているのは入館者数であり、事務事業評価シートには次のとおり記載されている。

KPI		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
入館者数	目標値			105,000人	105,000人	105,000人
	実績値	105,017人	124,164人	116,153人	122,228人	132,710人
	達成率	－	－	110.6%	116.4%	126.4%

また、平成26～27年度に「あそびっ湖まなびっ湖ひろば」のリニューアル及び飼育設備改修工事をおこなったことにより、集客施設としての魅力が増進したことと、長期的な維持保全に向けた設備改善がなされたことを定性的な成果としている。

上記（1）設置目的に「自然の大切さについて楽しみながら学ぶことのできる機会を提供する」ことが含まれており、当該KPIは適切に設定されている。また、過去３年間達成率は年々増加しているが、入館者数増加の原因をリピーターの増加、年間パスポートの販売増加と分析して、リピーターの満足度向上のために定期的に展示や企画に新鮮さを取り入れることを課題として特定しており、分析も適切に為されている。

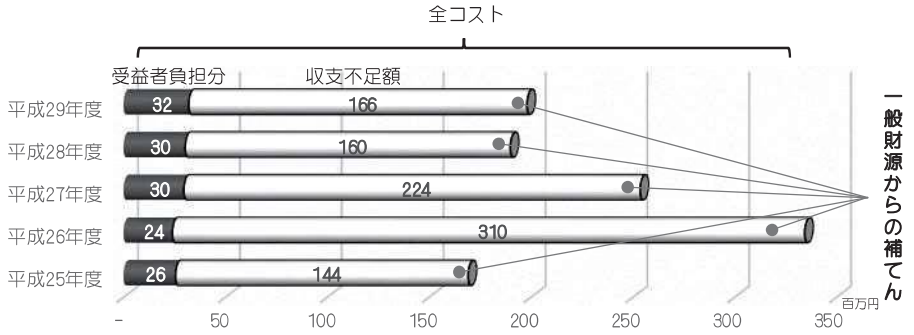
視点２：施設の収支状況について

(3) 収支の現状

当施設の収支の状況は次のとおりである。

（単位：千円）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人に係るコスト	人件費	71,190	73,468	80,323	77,481	69,454
	退職給付関係費用	857	−1,122	630	496	488
	小計	72,047	72,346	80,953	77,977	69,942
物に係るコスト	物件費	33,025	59,152	58,798	57,333	62,135
	維持修繕費	15,686	154,474	64,659	5,306	16,717
	減価償却費	48,435	48,435	49,127	49,128	49,127
	小計	97,146	262,061	172,584	111,767	127,979
その他のコスト	公債費（利息のみ）	−	−	76	152	152
	小計	−	−	76	152	152
①行政コスト　計		169,193	334,407	253,613	189,896	198,073
②利用料等の収入　計		25,592	24,070	29,684	30,354	32,078
①−②一般財源による補てん額		143,601	310,337	223,929	159,542	165,995



(4) 当施設の受益者負担率の現状

当施設の受益者負担率の推移は次のとおり、入館者数の増加を反映して、18%程度で増加している（平成26年度はリニューアル工事あり）。

項目		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
コスト	A	334,407千円	253,613千円	189,896千円	198,073千円	（未確定）
利用者数	B	105,017人	124,164人	116,153人	122,228人	132,710人
コスト／人	C=A/B	3,184円	2,043円	1,635円	1,621円	−
（うち、減価償却費）		48,435千円	49,127千円	49,128千円	49,127千円	（未確定）
入館料等収入	D	24,070千円	29,684千円	30,354千円	32,078千円	（未確定）
減免・免除額	E	3,736千円	5,597千円	3,883千円	4,163千円	4,647千円
収入／人	F=(D+E)/B	265円	284円	295円	297円	−
受益者負担率	F/C	8%	14%	18%	18%	−

(5) 入館料決定時の検討状況

開館前、公立の淡水系同規模施設（琵琶湖博物館、相模原ふれあい科学館、四万十川おさかな館、さいたま水族館）の料金を調査し、また島根県立三瓶自然館サヒメルと県立しまね海洋館アクアスの入館料も勘案して決定し、島根県宍道湖自然館条例（平成12年12月26日、島根県条例第60号）において入館料基準額を決定した。その後は、消費税率の引き上げに伴って入館料基準額を改定した以外、特段の改定は行っていない。なお、同条例では「入館料基準額に0.8を乗じて得た額から1.2を乗じて得た額までの範囲内で指定管理者は知事の承認を受けて入館料を定める」としている。現在の入館料はほぼ基準額どおりで運営している。

(6) 受益者負担マトリクスにより導出した、あるべき受益者負担

必需性・公共性を基礎に、監査人が独自に設定した受益者負担マトリクスを用いて想定した当施設の総合的な受益者負担率は50%である。

受益者負担マトリクス	公共性分類	必需性分類	カテゴリ	受益者負担率 Should be
ゴビウス	B	III	BIII	50%

①公共性分類　→　区分B

水族館は民間が運営する施設が多数存在するが、原則として展示する水生生物は宍道湖・中海に生息するものに限定されているため、実質的に民間設置は難しく、公共性は高いと考えられる。一方、県外からの誘客もあり、観光施設的な側面もあることから、「やや公共的」とした。

②必需性分類　→　区分Ⅲ

日常生活や余暇をより快適で充実したものにするために個人の価値観に応じて選択的に利用する施設であり、個人的な趣味やレクリエーションの場として利用するものである（人によって必要性が異なる）ため、「必需性」は弱い。一方、県民にとって馴染み深い「宍道湖」「中海」に生息する水生生物を観賞できる施設は県内で唯一無二である。これらを勘案し、「やや選択的」とした。

【ゴビウス２-１（意見）】

当施設は宍道湖・中海をテーマとした淡水魚水族館であり、教育・学習、観光、ふれあい、癒し等複合的な役割を担う重要な施設であるため、県の施設として安価なサービスを県民に提供する責務があるとの見解は理解できるが、今後ますます厳しくなる県の財政状況を考えると、上記の受益者負担率Should be値との乖離は看過できない。現在、当施設の入館料は開設当初設定されてから事実上改定されておらず、県はコスト（建設費や運営費など）回収的なアプローチによる検討は現在まで具体的には行っていない。比較のため、監査人が独自に作成した地場水系をテーマとした水族館の入館料等に関するベンチマークは次のとおりである。

＜地場水系をテーマとした主な公営水族館＞

施設名称	設置者	管理形態	運営者	入館料		延床面積	入館者数
				一般	小中学生		
宍道湖自然館（ゴビウス）	島根県	指定管理	公益財団法人 ホシザキグリーン財団	500円	200円	2,195㎡	132千人 (H30)
琵琶湖博物館	滋賀県	直営	－	500円	無料	23,987㎡	415千人 (H29)
相模原ふれあい科学館 (アクアリウムさがみはら)	相模原市	指定管理	株式会社江ノ島マリンコーポレーション	390円	130円	1,662㎡	195千人 (H27)
四万十川おさかな館 (虹の森公園内)	松野町 (愛媛県)	指定管理	株式会社 共立メンテナンス	900円	400円	1,591㎡	約50千人
さいたま水族館 (羽生水郷公園内)	埼玉県	指定管理	公益財団法人 埼玉県公園緑地協会	320円	100円	1,500㎡	290千人 (H29)

当施設の入館料はベンチマークと比較して平均的であり、入館料を上げることは難しい。一方、入館者数はベンチマークと比較して少ない印象がある。当施設より入館者数が少ない四万十川おさかな館は町営虹の森公園内の一施設であり、またアクアリウムさがみはらとさいたま水族館は都会地に立地しているため当施設とは環境が異なるが、規模は当館の３/４程度である。一方で、当施設の入館者数の推移は次のとおり増加傾向にある。



入館者数を「ここまで伸ばすべき」とまではいえないが、仮に入館者数を平成19年の水準まで伸ばすことができた場合、受益者負担率を23%程度まで上げることができる可能性があり、県は現状の当施設の特性や性格を踏まえ、あるべき受益者負担割合を設定し、入館料収入と行政コストとを勘案して利用料や入館者数の目標を設定し、施設設置者として主導的に指導することが求められる。また、設定した受益者負担割合と上記収支状況を継続してモニタリングし、乖離状況が大きくなった場合にはその都度入館料を改定する等の措置も合わせて検討すべきである。

視点３：施設設置の合理性、今後の修繕計画について

(1) 設置・規模の合理性について

①施設設置の経緯

平成７年、内水面水産試験場の移転改築事業の一部として普及啓発施設設置の検討に着手し、平成９年設置された「水と魚の自然館（仮称）基本計画検討委員会」において基本計画並びに基本設計を策定し、建設された。

②設置・規模の合理性について

当施設は、わが県固有の汽水湖である宍道湖のほとりにある。そこで汽水・淡水域に生息する水生生物を中心とした展示及び調査研究をおこなっており、展示する生物の殆どを職員が採集しているという特徴を有している。このため、設置・規模の合理性について特段の指摘又は意見を付すべき事項は発見していない。

(2) 今後の修繕計画の合理性について

①当施設の今後の設備投資に係る支出負担の長期的計画（推計値）

当施設の今後の修繕費用、大規模修繕費用、建替費用について、一定の仮定を用いた将来推計値は次のとおりである。

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	今後30年間の合計値
建物・修繕コスト予測推計値	751千円	751千円	751千円	751千円	751千円	396,631千円
	R6～R10年度	R11～R15年度	R16～R20年度	R21～25年度	R26～R30年度	今後30年間の平均値
	3,756千円	377,852千円	3,756千円	3,756千円	3,756千円	13,221千円

※ 一般的な建物にない水槽、ろ過器、熱交換器など飼育設備にかかる費用を除く

当施設の場合、14年後には築32年に到達し、建替費用375百万円規模の負担が想定される。当施設を同規模のまま維持するか否かも含め、抜本的な検討が今後必要となる。

②現在の修繕計画の合理性について

総務部管財課と所管課が主体となって作成・運用している当施設の「維持保全計画」の内容に不合理な点はなく、優先度に応じた修繕計画が合理的に立案され、実施されている状況を確認した。

視点４：管理・運営方法について

(1) 採用した管理形態の合理性について

当施設は指定管理者制度の採用後にコストが上昇しているが、業容拡大に伴う人件費の増加等に起因するとの説明を受けている。また制度導入前後（H16年度・H17年度）の対比でもコストは微増となっているが、特殊要因の影響によるとの説明を受けている。

施設名称	指定管理者	コスト対比			
		平成16年制度導入前委託料	令和元年度指定管理料	差異	差異率
ゴビウス	公益財団法人ホシザキグリーン財団	101,488千円	111,609千円	10,121千円	10.0%

一方、当施設は指定管理制度が採用されているが、非公募方式となっている。また、利用料金は、指定管理者の収入として収受させることとしている（利用料金制）。

【当施設に係る指定管理制度の概要】

指定管理者名		公益財団法人ホシザキグリーン財団				
導入年度		H17.4				
現在の指定期間		平成27年４月～令和５年３月				
公募・非公募		非公募				
条例	募集方式	宍道湖自然館条例第３条				
	選定基準	宍道湖自然館条例第６条				
	管理の基準	宍道湖自然館条例第７条				
	業務の範囲	宍道湖自然館条例第４条				
指定管理料（決算額）		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		109,629千円	108,405千円	108,905千円	109,405千円	109,905千円
選定委員会設置要綱		島根県立宍道湖自然館指定管理候補者選定委員会設置要綱				
仕様書		島根県立宍道湖自然館指定管理仕様書				
協定書		島根県立宍道湖自然館の管理に関する基本協定書				

県が非公募としている理由について、水生生物の飼育・展示に係る施設など、特殊な施設・設備の常時管理が必要で、かつ、施設の設置目的の達成のため、特殊な技能や高度の専門性を要する業務が不可欠であり、その継続性や知識の蓄積・活用が必要な施設であるため公募方式が馴染まないため、との説明を受けている。

この点、監査人が独自に調査した他の都道府県が設置する主な水族館の状況は次のとおりである。

＜都道府県の設置する主な水族館＞

施設名称	設置者	管理形態	運営者	公募／非公募
島根県立しまね海洋館（アクアス）	島根県	指定管理	公益財団法人しまね海洋館	非公募
青森県営浅虫水族館	青森県	指定管理	青森水族館管理株式会社	公募
秋田県立男鹿水族館	秋田県	指定管理	株式会社男鹿水族館	公募
羽生水郷公園	埼玉県	指定管理	公益財団法人埼玉県公園緑地協会	公募
山梨県立富士湧水の里水族館	山梨県	指定管理	株式会社桔梗屋	公募
世界淡水魚園水族館	岐阜県	指定管理	株式会社江ノ島マリンコーポレーション	非公募
ふくしま海洋科学館	福島県	指定管理	公益財団法人ふくしま海洋科学館	公募
葛西臨海水族園	東京都	指定管理	公益財団法人東京動物園協会	非公募
石川県海の自然生態館	石川県	指定管理	一般財団法人石川県県民ふれあい公社	非公募

第４章　外部監査の結果及び意見
16. 島根県立宍道湖自然館

【ゴビウス４-１（意見）】
一般に非公募とする際には、指定管理制度の利点を減殺させる可能性があるため、その必要性がある場合に限定されるべきである。従って、その原因が「特殊なノウハウや専門性」が本当に特定の団体に限定されるのか等について、他都市の事例や民間事業者へのサウンディングを行い、十分に検証し、当該検証の経緯や証跡を保存する必要がある。さらに、最終的には第三者委員会やワーキンググループ等により自治体等の特性を踏まえ、第三者委員会等による検討を経る等の手続も有効と考えられる。
この点、県は指定管理制度運用に係る共通ガイドライン（島根県総務部人事課・財政課平成16年９月21日制定令和元年５月16日最終改正）において、指定管理者の募集方法を原則公募としながら、特別の事情（水生生物の飼育・展示に係る施設など）があると認める場合には非公募とすることができる旨規定している。水生生物の飼育員が一定期間で入れ替わることは生体管理上課題があることは理解できるが、当該課題解決のための施策やアイデアを入り口から遮断することは不合理であり、また、他県の事例には公募としているケースも多い。さらに、県が当初行ったサウンディングの対象とした施設で指定管理者制度を採用している７施設のうち３施設が非公募であったが、現在ではこのうち１施設（羽生水郷公園）が公募に転換され、残る２施設は周辺の施設を含めた一体管理可能な唯一の先であることが非公募とされた理由に含まれている点で当施設とは状況が異なる。
一方、当施設の場合、わが県固有の資源である宍道湖・中海に関連する珍しい汽水・淡水域に生息する水生生物を中心とした展示、調査研究を行っており、しかも展示する生物のほとんどを職員が採集していることまで考慮した場合、現在の指定管理者以外に同等の事務が実施できる団体がないとする県の考え方は理解できる。また、現在管理している団体がその固有の事業として自然生物の保護繁殖をおこなっており、当施設でも島根県のレッドデータブックに載っているような希少生物を保護・繁殖して展示している。これらのことから、当施設を非公募とするに足りる理由があると考える。
このため、県は「非公募」の理由としている特別な事情を、上記の事情も踏まえた合理的な要件に改訂されたい。

(2) 指定管理者の公募手続の合理性について
当施設は、公募ではないため、該当なし。

(3) 施設の日常的管理・運営について
当施設は、県の常駐職員の配置はなく、管理・運営は全て指定管理者に委ねられている。県はモニタリングのため、毎月提出される業務報告書により確認を行うとともに、月１回程度指定管理者とヒアリングを実施して実態把握を行い、必要に応じて指示を行っている。

【指定管理者の日々の運営・管理の状況と県のモニタリング状況】

監査要点等			指定管理者の管理状況	県のモニタリング状況	備考
現金管理	収支経理管理（残高含む）	協定書第24条	入館料は２台の券売機及び受付で収受される。レシートをもとに作成された「売上日報」を２名で確認している。また「入館料及び入館者数日報」が作成され、上席者が内容を確認している。 小口現金は毎日金種表を作成して２名で残高の一致を確認している。	業務報告書レベルで収支状況を確認しているが、支出管理簿を確認することは行っていない。現金や証憑類の確認も行っていない。	【ゴビウス４-２（意見）】を参照。
	減免・免除	協定書第33条 仕様書５（3）	利用者から提出された減免申請書を確認し、現場で人数や障害者手帳等を確認している。 受理した減免申請書は当日の日報に添付され、上席者が確認および押印している。	条例、仕様書に則り減免事務が正しく行われているか否かについて現場確認等は行っていない。	【ゴビウス４-３（意見）】を参照。

物品管理（県所有分）	取得・処分	協定書第21条、６条	取得する場合には「修繕要求書」を作成し、県との協議の上取得し、現物にシールを貼付した上で物品一覧を更新している。処分する場合には「公有財産の処分について」を作成し、県に報告した上で物品一覧を更新している。物品の現物実査は毎年３月末に実施して県に報告している。	指定管理者からの報告に基づいて県の資産台帳を更新している。指定管理の更新前には、物品の現物実査も行っている（直近では平成26年実施）。	
人的管理	再委託	協定書第16条	再委託先の明細は毎年度当初に事業計画書にて県に委託業務名と委託業務先を報告している。	提出された報告書を査閲し、委託事務の合理性を確認している。	
	人員体制等	協定書第23条仕様書４	人員体制等については毎年度当初に事業計画書にて県に報告している。	提出された報告書を査閲し、人員体制の合理性を確認している。	
施設管理	老朽化安全性ライフサイクルコスト	協定書第17条	管理施設の日常的な点検は実施しているが点検簿等は作成していない。また外注している清掃業務については外注先から報告を受け取っており、先方と内容確認を行っている。	管理施設の点検等について、施設側に問題がある場合には指定管理者から都度連絡があり協議を行っている。	
報告事項	業務報告	協定書第25条	毎月、翌月10日頃に業務報告書を県に提出して報告している。	業務報告書を査閲し、不明点等については電話・面談により確認している。	
	事業報告	協定書第26条	毎年度５月末までに事業報告書を提出して報告している。	事業報告書を査閲し、内容を確認している。	

【ゴビウス４-２（意見）】
収支経理管理について、県は業務報告書の確認のみで、収支管理簿（現金出納帳）や指定管理者の帳簿の査閲による確認は行っていない。当該手続のみでは、収支に指定管理外の経費の混入等の事実があったとしても把握することができないため、手続として不十分であるため、少なくともサンプルベースで指定管理者の収支管理簿や帳簿を査閲し、不合理な点がないか否かについて心証を得る手続を追加すべきである。

【ゴビウス４-３（意見）】
減免規定が適切に運用されているかについて、県は全く確認を行っていない。少なくとも年に一度は減免申請書と減免に関する報告書類とを突合する等の手続を実施するべきである。

17. 島根県立産業交流会館

施設名	島根県立産業交流会館（くにびきメッセ）
所管課	商工労働部　商工政策課
施設のホームページ	http://www.kunibikimesse.jp/

〈施設概要〉

項　目	内　容
所在地	島根県松江市学園南１-２-１
施設設置の基本条例	島根県産業交流会館条例
建物概要	鉄骨鉄筋コンクリート地上６階、地下１階
建築年月	平成５年８月
施設概要	大展示場（4,018㎡）、多目的ホール（686㎡）、小ホール（300㎡）、国際会議場（616㎡）、大会議室（２室）、特別会議室（１室）、会議室（４室）、商談室（11室）、特別室（１室）
設置目的	県内産業の振興と国際交流の促進により地域の活性化を図ること
敷地面積	32,045.10㎡
延床面積	15,718.78㎡
管理形態	指定管理　　公募　　利用料金制（支出より収入が多いため、指定管理料は無し）
主な開館時間	７：00～22：00
開館日数	359日
定休日	12月29日～１月３日
外観、内観等	     
貸室の場合部屋数	大展示場１、多目的ホール１、小ホール１、国際会議場１、商談室11、会議室４、大会議室２、特別会議室１、特別室１、屋外展示施設１、事務室１

〈利用・運営状況〉

項　目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	306,000人	369,300人	342,600人	316,900人	329,600人
利用者満足度アンケート	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり
利用者の要望、クレーム収集	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり
施設別の収入合計	219,194千円	231,904千円	256,818千円	241,960千円	未集計
施設別のコスト合計	412,014千円	432,590千円	443,844千円	437,735千円	未集計

〈利用料〉

大展示場

利用区分		利用料の額			
		午前	午後	全日	その他
		9 :00～12:00	13:00～17:00	9 :00～17:00	1 時間あたり
全面 (5,000名) (4,018㎡)	平日	227,040円	302,710円	461,530円	75,680円
	土・日・休日	272,440円	363,260円	553,830円	90,810円
	冷暖房料	1 時間あたり　23,880円			
	清掃料	1 回あたり　24,200円			
2 / 3 (3,000名) (2,534㎡)	平日	159,890円	213,180円	321,900円	53,300円
	土・日・休日	191,870円	255,820円	386,270円	63,960円
	冷暖房料	1 時間あたり　16,830円			
	清掃料	1 回あたり　15,400円			
1 / 3 (1,800名) (1,475㎡)	平日	92,720円	123,640円	186,530円	30,900円
	土・日・休日	111,270円	148,360円	223,820円	37,080円
	冷暖房料	1 時間あたり　9,760円			
	清掃料	1 回あたり　8,800円			
※上表は通常期（２月～11月）に係る料金表であり、その他の期間の料金表は異なる。					

多目的ホール

利用区分		利用料の額			
		午前	午後	全日	その他
		9 :00～12:00	13:00～17:00	9 :00～17:00	1 時間あたり
全面 (650名) (686㎡)	平日	41,560円	55,430円	81,000円	13,860円
	土・日・休日	49,870円	66,500円	97,200円	16,620円
	冷暖房料	1 時間あたり　4,360円			
	清掃料	1 回あたり　4,400円			

小ホール

利用区分		利用料の額			
		午前	午後	全日	その他
		9 :00～12:00	13:00～17:00	9 :00～17:00	1 時間あたり
(300㎡)	平日	16,960円	22,610円	34,450円	5,650円
	土・日・休日	20,340円	27,120円	41,340円	6,770円
	冷暖房料	1 時間あたり　1,790円			
	清掃料	1 回あたり　2,200円			

会議室・商談室

施設名		収容人数 面積	利用料の額			
			午前	午後	全日	その他
			9 :00～12:00	13:00～17:00	9 :00～17:00	1 時間あたり
3 階	国際会議場	510名（616㎡）	76,640円	102,190円	156,710円	25,550円
	301～306商談室	8 名（26㎡）	2,570円	3,420円	4,790円	850円
	307商談室	8 名（26㎡）	2,870円	3,840円	5,330円	950円
	308～310商談室	8 名（26㎡）	2,570円	3,420円	4,790円	850円
	311商談室	8 名（21㎡）	1,910円	2,560円	3,830円	640円
	特別室	12名（80㎡）	1 時間あたり　5,440円			
4 階	401会議室	54名（64㎡）	5,760円	7,690円	11,600円	1,910円
	402会議室	12名（18㎡）	1,610円	2,150円	3,210円	540円
	403会議室	24名（47㎡）	4,490円	5,990円	8,640円	1,490円
	404会議室	10名（20㎡）	3,530円	4,710円	6,610円	1,170円
5 階	501大会議室	150名（187㎡）	19,830円	26,440円	40,280円	6,610円
6 階	601大会議室	150名（187㎡）	17,900円	23,880円	36,550円	5,960円
	602特別会議室	20名（48㎡）	8,660円	11,540円	17,370円	2,870円

屋外

駐車場・テラス （１㎡あたり）	平日	土・日・休日
	12円	14円

第４章　外部監査の結果及び意見
17. 島根県立産業交流会館

視点１：施設のKPI管理について

(1) 施設の設置目的

島根県立産業交流会館条例第２条において、「県内産業の振興と国際交流の促進により地域の活性化を図るため」とされている。

(2) KPIの管理・運営状況

KPIとして設定されているのは会館利用率である。

KPI		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
会館利用率	目標値	35.5%	36.0%	38.1%	38.0%	38.0%
	実績値	35.0%	38.0%	41.1%	39.0%	37.5%
	達成率	98.6%	105.6%	107.9%	102.6%	98.7%

大規模な会場や宿泊施設並びに交通インフラが発達し、コンベンションの開催に有利な他県との競争もあり、県内におけるコンベンションの誘致環境は厳しい状況にあるが、指定管理者が指定管理業務とは別に行っている誘致業務や県の開催経費に対する助成制度の効果などから、施設の会館利用率は維持している。

当施設の設置目的は「県内産業の振興と国際交流の促進により地域の活性化を図るため」であり、当該KPIは適切に設定されている。また、達成率に対する原因分析（コンベンション開催を促す情報発信不足、開催情報を収集する仕組みが確立されていない等）、対応策の検討も為されている。

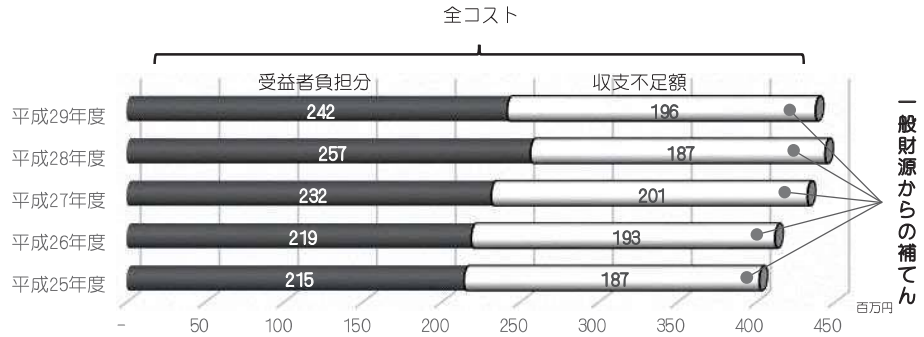
視点２：施設の収支状況について

(1) 収支の現状

当施設の収支の状況は次のとおりである。

（単位：千円）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人に係るコスト	人件費	49,702	53,649	59,638	69,933	61,326
	退職給付関係費用	2,694	1,015	1,328	3,881	2,224
	小計	52,396	54,664	60,966	73,814	63,550
物に係るコスト	物件費	144,783	133,441	135,588	127,847	132,813
	維持修繕費	5,453	4,315	3,811	2,450	3,738
	減価償却費	185,213	189,555	196,321	196,964	200,137
	小計	335,449	327,311	335,720	327,261	336,688
その他のコスト	公債費（利息のみ）	24	656	2,089	2,892	2,889
	その他	14,172	29,383	33,815	39,877	34,608
	小計	14,196	30,039	35,904	42,769	37,497
①行政コスト　計		402,041	412,014	432,590	443,844	437,735
②利用料等の収入　計		214,588	219,194	231,904	256,818	241,960
①－②－般財源による補てん額		187,453	192,820	200,686	187,026	195,775



(2) 当施設の受益者負担率の現状

当施設の受益者負担率の推移は次のとおり概ね53%～58%程度で推移している。

項目		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
コスト	A	412,014千円	432,590千円	443,844千円	437,735千円	（未確定）
利用者数	B	306,000人	369,300人	342,600人	316,900人	329,600人
コスト／人	C=A/B	1,346円	1,171円	1,296円	1,381円	－
（うち、減価償却費）		189,555千円	196,321千円	196,964千円	200,137千円	（未確定）
利用料等収入	D	219,194千円	231,904千円	256,818千円	241,960千円	33,165千円
収入／人	F=D/B	716円	628円	750円	764円	－
受益者負担率	D/A	53%	54%	58%	55%	－

(3) 利用料決定時の検討状況

周辺施設及び全国の類似施設を勘案して決定し、島根県立産業交流会館条例において利用料基準額を決定した。その後は、消費税率の引き上げに伴って利用料基準額を改定した以外、特段の改定は行っていない。なお、同条例では「利用料基準額に0.8を乗じて得た額から1.2を乗じて得た額までの範囲内で指定管理者は知事の承認を受けて利用料を定める」としている。現在の利用料はほぼ基準額どおりで運営している。

(4) 受益者負担マトリクスにより導出した、あるべき受益者負担

必需性・公共性を基礎に、監査人が独自に設定した受益者負担マトリクスを用いて想定した当施設の総合的な受益者負担率は100%である。

受益者負担マトリクス	公共性分類	必需性分類	カテゴリ	受益者負担率 Should be
くにびきメッセ	C	Ⅳ	CⅣ	100%

①公共性分類　→　区分C

貸館業であり、民間設置施設も近隣に多数存在するが、国際会議や大規模会議を誘致するためのキャパシティを持つ施設を民間設置に拠ることは難しいことから、「やや市場的」とした。

②必需性分類　→　区分Ⅳ

日常生活や余暇をより快適で充実したものにするために個人の価値観に応じて選択的に利用する施設であり、個人的な趣味やレクリエーションの場として利用するものである（人によって必要性が異なる）ため、「必需性」は弱い。また、大規模会議や国際会議等は日常生活を営む上で必要性が高いともいえず、社会的弱者等を支援するための施設ともいえないため、「選択的」とした。

【くにびきメッセ２-１（意見）】

上記のとおり当施設の受益者負担率は55%程度となり、監査人が独自に算出した負担率を下回る結果となった。また、監査人が収集した、主な産業交流会館の利用料等のベンチマークは次のとおりである。

＜主な産業交流会館＞

施設名称	設置者	管理形態	運営者	利用料（土日休日・全日利用）大展示場	延床面積	利用者数
島根県立産業交流会館（くにびきメッセ）	島根県	指定管理	一般財団法人 くにびきメッセ	744千円（4,018㎡）	15,718㎡	32.9万人（H30年度）
香川県産業交流センター（サンメッセ香川）	香川県	指定管理	穴吹エンタープライズ株式会社	735千円（4,015㎡）	11,883㎡	72.7万人（H30年度）
みやぎ産業交流センター（夢メッセみやぎ）	宮城県	指定管理	夢メッセみやぎ管理運営共同事業体	1,405千円（5,000㎡）	23,883㎡	67.5万人（H30年度）
熊本産業展示場（グランメッセ熊本）	熊本県	指定管理	熊本産業文化振興株式会社	902千円（4,000㎡）	19,354㎡	95万人（H30年度）

当施設の利用者数は、同規模であるサンメッセ香川の半分程度であり、また、当施設は夢メッセみやぎの２/３の規模であるが、利用者数は半分程度である。利用料（大展示場）についてはサンメッセ香川と同程度であるが、グランメッセ熊本に比して２割程度低い。もっとも現状の利用料が

当施設や地域の特性・性格に照らして妥当かどうかは一概には言えない。このため、県は現状の当施設の特性や性格を踏まえ、あるべき受益者負担割合を設定し、利用料収入と行政コストとを勘案して利用料を設定することが望ましい。また、設定した受益者負担割合と上記収支状況を継続してモニタリングし、乖離状況が大きくなった場合にはその都度利用料を改定する等の措置も合わせて検討すべきである。

(5) 施設利用率の状況

当施設には展示場、国際会議場を始め、商談室や会議室が設置されており、各利用率の推移は次のとおりである。

利用率の状況

		利用率（%）		
		H28年度	H29年度	H30年度
大展示場	大展示場全体	14.76	13.54	17.83
	大展示場２/３	15.08	11.84	11.04
	大展示場１/３	37.64	31.27	21.76
	大展示場合計	37.36	31.86	32.44
多目的ホール		56.34	61.63	52.58
小ホール		69.50	67.03	69.01
展示場合計		42.02	38.20	37.49
国際会議場		30.08	40.11	32.38
その他会議室	301 商 談 室	49.83	48.68	47.63
	302 商 談 室	39.83	32.80	29.07
	303 商 談 室	47.91	46.41	41.50
	304 商 談 室	43.42	39.73	39.66
	305 商 談 室	30.33	27.16	27.09
	306 商 談 室	28.31	25.21	25.63

		利用率（%）		
		H28年度	H29年度	H30年度
その他会議室	307 商 談 室	17.27	15.95	14.45
	308 商 談 室	37.60	31.86	32.31
	309 商 談 室	29.84	30.29	23.61
	310 商 談 室	29.18	23.19	22.88
	311 商 談 室	42.58	37.67	39.17
	401 会 議 室	58.77	54.39	50.38
	402 会 議 室	53.27	47.70	45.19
	403 会 議 室	56.16	45.72	48.40
	404 会 議 室	2.99	2.47	1.50
	501 会 議 室	54.81	54.35	53.13
	601 会 議 室	50.31	58.22	53.31
	602 会 議 室	13.02	12.85	7.42
	会議室合計	38.44	42.34	37.71
全体稼働率		41.09	39.02	37.46

展示場、商談室、会議場など全体的に利用率は低下傾向にある。

視点３：施設設置の合理性、今後の修繕計画について

(1) 設置・規模の合理性について

①施設設置の経緯

当施設は、展示会、見本市、大会、学会、会議等多目的な催しが開催できる総合コンベンション施設として、「人」「もの」及び「情報」を本県に引き寄せ、新しい交流の場を創り出すための交流拠点として、産業の振興、地域の活性化等に寄与するために平成５年に設置された経緯がある。

②設置・規模の合理性について

当施設は利用者の対象エリアを県内に限定せず国内外と幅広いため、地域の人口その他の環境との関連性は薄い。また、県内産業の振興と国際交流の促進に向けての施設として同規模の施設は他には存在せず、その必要性も高いことから、設置・規模の合理性について特段の指摘又は意見を付すべき事項は発見していない。

(2) 今後の修繕計画の合理性について

①当施設の今後の設備投資に係る支出負担の長期的計画（推計値）

当施設の今後の修繕費用、大規模修繕費用、建替費用について、一定の仮定を用いた将来推計値は次のとおりである。

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	今後30年間の合計値
建物・修繕コスト予測推計値	5,406千円	5,406千円	5,406千円	5,406千円	5,406千円	2,854,149千円
	R6～R10年度	R11～R15年度	R16～R20年度	R21～25年度	R26～R30年度	今後30年間の平均値
	2,719,009千円	27,028千円	27,028千円	27,028千円	27,028千円	95,138千円

※ 一般的な建物にない部材・設備の費用を除く

当施設の場合、７年後には築32年に到達し、大規模修繕費用2,702百万円規模の負担が想定される。当施設を同規模のまま維持するか否かも含め、抜本的な検討が今後必要となる。

②現在の修繕計画の合理性について

総務部管財課と所管課が主体となって作成・運用している当施設の「維持保全計画」の内容に不合理な点はなく、優先度に応じた修繕計画が合理的に立案され、実施されている状況を確認した。所管課や指定管理者が要望する修繕事項には経年劣化を原因とする外壁の塗装（概算額272百万円）や、既設水銀灯の生産中止に対応するための照明器具のLED化（概算額120百万円）等、金額的な負担が大きいものも含まれるため、管財課では今後の当施設の修繕方法の検討を慎重に進めている。

視点４：管理・運営方法について

(1) 採用した管理形態の合理性について

当施設の指定管理は利用料金制を採用しており、指定管理制度開始当初より指定管理業務における支出よりも収入が多いため、指定管理料は発生していない状況にある。即ち、県は指定管理制度の採用により、全てのランニングコストが削減できたとしている（修繕費や資本的支出を除く）。

施設名称	指定管理者	コスト対比			
		平成16年制度導入前委託料	令和元年度指定管理料	差異	差異率
くにびきメッセ	一般財団法人くにびきメッセ	15,931千円	－	－15,931千円	－100.0%

また、当施設は公募方式による指定管理制度が採用され、利用料金は指定管理者の収入として収受させることとしている（利用料金制）。

【当施設に係る指定管理制度の概要】

指定管理者名		一般財団法人くにびきメッセ				
導入年度		平成17年度				
現在の指定期間		平成27年４月～令和５年３月（８年間）				
公募・非公募		公募				
条例	募集方式	島根県立産業交流会館条例第６条				
	選定基準	島根県立産業交流会館条例第７条				
	管理の基準	島根県立産業交流会館条例第４条				
	業務の範囲	島根県立産業交流会館条例第５条				
指定管理料（決算額）		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		－	－	－	－	－
選定委員会設置要綱		島根県商工労働部指定管理者候補選定委員会設置要綱				
仕様書		島根県立産業交流会館指定管理業務仕様書				
協定書		島根県立産業交流会館の管理に関する基本協定書				

県は「指定管理者制度運用に係る共通ガイドライン」において、指定管理者の募集方法を原則公募としている。当施設は、原則どおり公募としており、採用した管理形態の合理性について特段の指摘又は意見を付すべき事項は発見していない。

(2) 指定管理者の公募手続の合理性について

島根県立産業交流会館条例第６条では、「知事は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。」とされている。

この指定管理者制度の趣旨は、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成することにあるため、競争性の確保が求められる。この点、当施設は第３期以降、現在の指定管理者以外からの説明会への出席がない状態での単独指名となっている。なお、県としては複数事業者からプロポーザルを受けることができるよう公募期間を60日間としているが、現状では効果を得られていない。

また、指定管理者の応募が単独となった場合、単独応募者の評価が低い場合や指定管理者とし

ないことが望まれるその他の事情がある場合には、指定管理者として選定しないこととする内規により運用上対応している、との説明を受けている。

【くにびきメッセ４-１（意見）】
当施設の指定管理に係る説明会参加者数及び申請者数は、次に示すように指定管理制度が導入された第１期は現地説明会に18社が参加し、３社の申請があったが、第２期以降の申請は現在の指定管理者の単独指名が継続しており、第３期以降については説明会参加者も現在の指定管理者のみとなっている。

指定管理期間	第１期 平成17年度～	第２期 平成20年度～	第３期 平成22年度～	第４期 平成27年度～
説明会出席	18社	９社	１社	１社
申請書提出	３社	１社	１社	１社
決定	１社	１社	１社	１社

第２期までは説明会参加者が複数存在していたが、県は申請に至らなかった理由等について追跡調査を行っていない。第３期以降は説明会への参加も１社のみであり、指定管理制度を採用する意味に疑念が生じかねない。何らかの方法で申請に至っていない原因と現状とのギャップ分析を行い、指定管理制度が真に意味を持つよう、現状を精査すべきである。

(3) 施設の日常的管理・運営について
当施設は、県の常駐職員の配置はなく、管理・運営は全て指定管理者に委ねられている。

【指定管理者の日々の運営・管理の状況と県のモニタリング状況】

監査要点等			指定管理者の管理状況	県のモニタリング状況	備考
現金管理	収支経理管理（残高含む）	協定書第23条(3)(4)	担当者が出納帳作成し、上長が証憑と残高を確認し、証憑に押印（出納帳の検印はなし）。１万円以上は預金より支払う。金種表はなし。	業務報告書レベルで収支状況を確認しているが、出納帳を確認することは行っていない。現金や証憑類の確認も行っていない。	【くにびきメッセ４-２（意見）】を参照。
	減免・免除	－	減免は原則ない。ただし年間に１件、某自治会のみ減免適用。県知事の承認を継続適用している。	－	
物品管理（県所有分）	取得・処分	協定書第20条	現物にシールを貼付し、毎年年度末（３月）に現物との照合を行っている。購入・廃棄は「購入・廃棄備品一覧」にて、該当月に報告。	指定管理者からの報告に基づいて県の資産台帳を更新しているが、現物の所在確認等についてはモニタリングしていない。	【くにびきメッセ４-３（意見）】を参照。
人的管理	再委託	協定書第15条	再委託の金額の大きな清掃、警備、消防等は入札を行い、４年契約している。少額は複数見積をとり、特殊なものは随契。	提出された報告書を査閲し、委託事務の合理性を確認している。	
	人員体制等	協定書第22条 仕様書第５	組織人員配置、所掌事務にて管理。	提出された組織図・業務分担表を査閲し、人員体制の合理性を確認している。	
施設管理	老朽化 安全性 ライフサイクルコスト	協定書第16条 仕様書第４	管理施設の点検状況については、仕様書のチェックリストに基づき行っている。外注している保守業務については外注先から、報告があり、先方と内容確認を行っている（エスカレーター毎月、エレベーター３ヶ月に１回）。	管理施設の点検等について、施設側に問題がある場合には指定管理者から都度連絡があり協議を行っている。	
報告事項	業務報告	協定書第24条	毎月、業務報告書を県に提出して報告。アンケートの対応について、質問を受ける。	業務報告書を査閲し、不明点等については電話・メール・面談により確認している。	
	事業報告	協定書第25条	毎年度５月末までに事業報告書を提出して報告している。決算書について質問を受けたことはない。	事業報告書を査閲し、内容を確認している。	

【くにびきメッセ４-２（意見）】
　収支経理管理について、県は業務報告書の確認のみで、収支管理簿（現金出納帳）や指定管理者の帳簿の査閲による確認は行っていない。当該手続のみでは、収支に指定管理外の経費の混入等の事実があったとしても把握することができないため、手続として不十分である。このため、少なくともサンプルベースで指定管理者の収支管理簿や帳簿を査閲し、不合理な点がないか否かについて心証を得る手続を追加すべきである。

【くにびきメッセ４-３（意見）】
　指定管理者においては物品の実査を年１回実施しているが、県において当該実施状況の確認はなされていない。物品の所有権は基本的に県に帰属するものであるため実査も県が行うことが望ましいが、指定管理者が実施しているのであれば、その実施結果を県が確認し、確認した証跡を残すという手続きは必要と考える。

18. 島根県立石見海浜公園

施設名	島根県立石見海浜公園
所管課	土木部　都市計画課
施設のホームページ	http://kkisp.jp/

〈施設概要〉

項　目	内　容
所在地	島根県浜田市久代町1117－２
施設設置の基本条例	島根県立都市公園条例
建物概要	公園管理センター：鉄筋コンクリート造（１F)、マリンハウス：鉄筋コンクリート造（２F)、ビーチハウス：鉄筋コンクリート造（１F）　ほか
建築年月	昭和54年供用開始
施設概要	公園管理センター、公園予約センター、ビーチハウス、海水浴場、テニスコート、オートキャンプサイト、ファミリー遊園、マリンハウス、環境ふれあい館　ほか
設置目的	公共の福祉の増進に資するため
敷地面積	147.7ha
延床面積	7,125㎡
管理形態	指定管理　　公募　　利用料金制
主な開館時間	８：30～17：00
開館日数	359日
定休日	年末年始
外観、内観等	     
貸室の場合部屋数	該当なし

〈利用・運営状況〉

項　目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	626,250人	672,980人	648,370人	563,170人	600,850人
（内、有料施設利用者数）	31,580人	35,752人	34,681人	33,732人	34,006人
利用者満足度アンケート	実施あり、集計なし	実施あり、集計なし	実施あり、集計なし	実施あり、集計なし	実施あり、集計なし
利用者の要望、クレーム収集	仕組あり・総括なし	仕組あり・総括なし	仕組あり・総括なし	仕組あり・総括なし	仕組あり・総括なし
施設別の収入合計	15,699千円	18,701千円	18,195千円	18,391千円	17,885千円
施設別のコスト合計	157,350千円	153,678千円	162,627千円	154,545千円	155,832千円

〈利用料〉

ケビン・オートキャンプ場		宿泊	日帰り	備考
ケビン	小型（２～３名）	3,340円	250円/h	※AC電源設備利用料金は別途（宿泊の場合510円、日帰りの場合250円）。
	中型（４～５名）	3,930円	310円/h	
	大型（６～７名）	6,020円	500円/h	
オートキャンプ場	テント持込	3,900円	1,940円/h	
	テント常設	6,560円	3,160円/h	

テニスコート		8：45－17：00	左記以外	備考
占有使用（１面あたり）	大人	590円/h	700円/h	※オムニコート８面。照明設備の使用料は別途（610円／面・時間）。
	小・中・高校生	270円/h	320円/h	
個人使用（１人あたり）	大人	130円/h	150円/h	
	小・中・高校生	60円/h	70円/h	

減免措置
●公の施設として実施する減免（島根県立都市公園条例27条関係） ①子育て支援パスポート事業 こっころカードの提示：10%減免（レンタル用品料は除く）

視点１：施設のKPI管理について

(1) 施設の設置目的

島根県立都市公園条例第１条において都市公園法に規定する都市公園の設置及び管理について必要な事項を定めることが同法の趣旨とされている。都市公園法第１条には、「都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする」とされている。

(2) KPIの管理・運営状況

KPIとして設定されているのは公園利用者数であり、平成26年度から平成30年度までの目標値、実績値及び達成率は以下のとおりとなっている。

KPI		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
利用者数	目標値	742,000人	742,000人	654,000人	654,000人	654,000人
	実績値	626,250人	672,980人	648,370人	563,170人	600,850人
	達成率	84.4%	90.7%	99.1%	86.1%	91.9%

また、定性的な評価として、県民のイベントへの参加機会の拡大が示されており、イベントとしては石見神楽上演やノルディックウォーキング、ビーチフットサル大会やぷるぷるジェルキャンドルづくり、親子キャンプ等、様々な取り組みが為されている。その上で、安全面の課題として、公園利用者ニーズを踏まえた施設・設備の改善が挙げられている。

上記（1）設置目的に「公共の福祉の増進に資する」ことが含まれており、当該KPIは適切に設定されている。また、達成率の低下に対する原因分析（施設や設備の老朽化）、対応策の検討（ニーズに対応したスポーツ、余暇活動、都市防災拠点、地域振興拠点ごとのサービス提供のあり方、優先順位の設定による設備改善等）も為されているため、特段の指摘事項等は発見していない。

第４章　外部監査の結果及び意見
18. 島根県立石見海浜公園

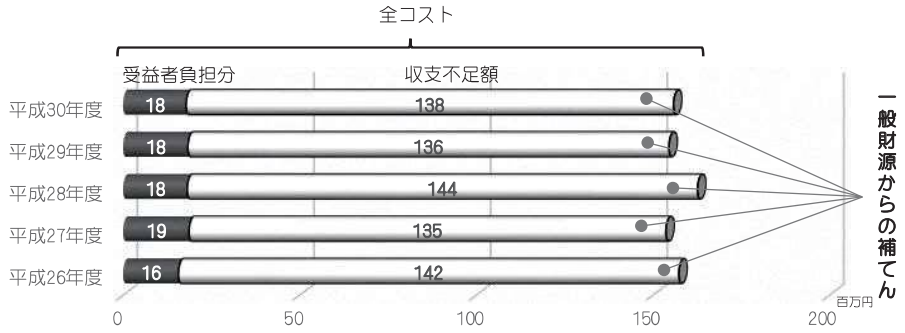
視点２：施設の収支状況について

(1) 収支の現状

当施設の収支の状況は次のとおりである。

※ 退職給付費用、公債費については不明のため考慮外としている。　（単位：千円）

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人に係るコスト	人件費	64,373	63,020	65,903	64,983	65,880
	退職給付関係費用　※	－	－	－	－	－
	小計	64,373	63,020	65,903	64,983	65,880
物に係るコスト	物件費	51,035	51,547	55,168	53,661	53,177
	維持修繕費	14,112	11,282	13,728	8,072	8,947
	減価償却費	27,829	27,829	27,829	27,829	27,829
	小計	92,976	90,657	96,724	89,562	89,953
その他のコスト	公債費（利息のみ）※	－	－	－	－	－
	小計	－	－	－	－	－
①行政コスト　計		157,350	153,678	162,627	154,545	155,832
②利用料等の収入　計		15,699	18,701	18,195	18,391	17,885
①－②一般財源による補てん額		141,651	134,977	144,431	136,154	137,948



(2) 当施設の受益者負担率の現状

当施設の受益者負担率の推移は次のとおり概ね10%～12%程度で推移している。

項目		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
コスト	A	157,350千円	153,678千円	162,627千円	154,545千円	155,832千円
有料施設利用者数	B	31,580人	35,752人	34,681人	33,732人	34,006人
コスト／人	C=A/B	4,983円	4,298円	4,689円	4,582円	4,582円
（うち、減価償却費）	※	27,829千円	27,829千円	27,829千円	27,829千円	27,829千円
有料施設収入	D	15,699千円	18,701千円	18,195千円	18,391千円	17,885千円
減免・免除額	E	－	－	－	－	－
収入／人	F=(D+E)/B	497円	523円	525円	545円	526円
受益者負担率	F/C	10%	12%	11%	12%	11%

※ H30年度末の取得価額合計額を50で除した額を各年度に計上している。

(3) 利用料決定時の検討状況

利用料は当施設の設置時に近隣の施設の利用料を勘案して決定された後、数年おきに物価の上昇とともに値上げされている。指定管理者は条例で設置された基準の利用料から２割増減して設定できるが、現在は条例で決められた基準通りの利用料で運用されている。

(4) 受益者負担マトリクスにより導出した、あるべき受益者負担

必需性・公共性を基礎に、監査人が独自に設定した受益者負担マトリクスを用いて想定した当施設の総合的な受益者負担率は25%である。

受益者負担マトリクス	公共性分類	必需性分類	カテゴリ	受益者負担率 Should be
石見海浜公園	B	II	BII	25%

①公共性分類　→　区分B

当該施設は、県立都市公園条例に基づいて設置されたものであり、都市公園法第１条の「公共の福祉の増進」のために設置されている。海水浴場や無料の大型遊具を配置するなど、民間による設置が困難で公共性の高い「公園」である一方、民間による設置が可能なオートキャンプ場や有料ケビン施設、テニスコート等が整備されている。これらを勘案し、「やや公共的」と判断した。

②必需性分類　→　区分Ⅱ

当施設は「公園」であり、県民が日常生活を営む上で必要となる生活水準を確保するために利用する施設であるため必需性は高い。ただし、個人が趣味やレクリエーションの場として利用するオートキャンプ場やケビン、テニスコート等、趣味やレクリエーションの場として選択的に利用する施設が併設されている。これらを勘案し、「やや必需的」とした。

【石見海浜公園２-１（意見）】

当施設は公園でもあり、県の施設として安価なサービスを県民に提供する責務があるとの見解は理解できるが、今後ますます厳しくなる県の財政状況を考えると、上記の受益者負担率Should be値との乖離は看過できない。当施設内の有料施設に係る利用料はコスト（建設費や運営費など）回収的なアプローチによる検討により設定されたものではなく、近隣の類似施設の使用料を参考にして決定されたとの説明を受けている。

監査人が「キャンプ場検索・予約サイト【なっぷ】」を参考にして収集した、現在の近隣のケビン、オートキャンプ場利用料のベンチマークは次のとおりである。

＜ケビン＞

施設名	都道府県	料金	備考
石見海浜公園ケビンサイト	島根県	3,930円	中型（４人～５人）
松江市宍道ふるさと森林公園	島根県	3,760円	オンシーズン
三瓶山北の原キャンプ場	島根県	11,600円	小型（５人用）
日吉津村海浜運動公園キャンプ場	鳥取県	10,800円	４人まで
チロリン村キャンプグラウンド	岡山県	8,000円	４人まで
龍頭峡交流の森キャンプ場	広島県	9,900円	スタンダード
包ヶ浦自然公園キャンプ場	広島県	17,160円	通常期（４人）
棲真寺山オートキャンプ場	広島県	10,000円	５人用
四万十オートキャンプ場ウェル花夢	広島県	14,000円	４人料金
秋吉台家族旅行村	山口県	15,000円	４人料金
大池オートキャンプ場	香川県	6,000円	繁忙期以外
オートキャンプ場とまろっと	高知県	11,000円	４人料金
平均		10,096円	

＜オートキャンプサイト＞

施設名	都道府県	料金	備考
石見海浜公園オートキャンプサイト	島根県	4,410円	テント持込（AC電源有）
松江市宍道ふるさと森林公園	島根県	2,500円	オンシーズン
三瓶山北の原キャンプ場	島根県	3,700円	100㎡
日吉津村海浜運動公園キャンプ場	鳥取県	5,340円	100㎡
チロリン村キャンプグラウンド	岡山県	5,800円	平均90㎡
包ヶ浦自然公園キャンプ場	広島県	7,500円	大人４名
棲真寺山オートキャンプ場	広島県	4,000円	
四万十オートキャンプ場ウェル花夢	広島県	4,500円	電源付き
秋吉台家族旅行村	山口県	3,700円	
大池オートキャンプ場	香川県	4,000円	繁忙期以外
オートキャンプ場とまろっと	高知県	4,950円	100㎡
平均		4,582円	

当施設のケビンの利用料金は上記の平均値よりもかなり低く設定されており、オートキャンプサイトの利用料金は概ね平均値と大差ないことが分かる。従って、ケビンの利用料については再検討の余地がある。仮にケビンサイトの利用料を3,000円程度上げた場合、利用数が変わらなければ、それだけで受益者負担率を20%程度まで押し上げることができる。

このため、県は現状の当施設の特性や性格を踏まえ、あるべき受益者負担割合を設定し、利用料収入と行政コストとを勘案して個別の利用料を設定することが望ましい。また、設定した受益者負担割合と上記収支状況を継続してモニタリングし、乖離状況が大きくなった場合にはその都度利用料を改定する等の措置も合わせて検討すべきである。

視点３：施設設置の合理性、今後の修繕計画について

(1) 設置・規模の合理性について

①施設設置の経緯

当施設は昭和46年、浜田海岸の広域的利用及び観光と自然保護の融合等を目的に基本構想計画が策定され、昭和49年に島根県立都市公園条例を策定して設置された。

②設置・規模の合理性について

国土交通省都市局公園緑地・景観課のHPに記載されている「都市公園の役割」は次のとおりである。

1．良好な都市環境の提供
2．都市の安全性を向上させ、地震などの災害から市民を守る
3．市民の活動の場、憩いの場の形成
4．豊かな地域づくり、地域の活性化に不可欠

当施設は都市公園であるため上記の役割を担っており、地域にとって必要不可欠な施設といえるが、ケビンやオートキャンプサイト、テニスコート等については近隣に同様の施設が存在する。この点、当施設の利用者数は一定の規模を維持しながら直近５年間は増加しており、稼働率のデータはないが、利用度は高い施設といえる。設置・規模の合理性について特段の指摘又は意見を付すべき事項は発見していない。

			H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
来園者数		人数	626,250人	672,980人	648,370人	563,170人	600,850人
有料公園施設	テニスコート	人数	8,951人	9,320人	8,969人	8,247人	8,160人
		金額（千円）	1,596千円	1,788千円	1,541千円	1,501千円	1,582千円
	ナイター	人数	2,529人	2,588人	2,336人	2,447人	3,157人
		金額（千円）	982千円	911千円	890千円	866千円	1,064千円
	ケビン（宿泊）	人数	10,599人	11,565人	11,296人	10,957人	10,451人
		金額（千円）	7,208千円	8,111千円	7,881千円	8,066千円	7,874千円
	ケビン（休憩）	人数	2,809人	2,986人	2,899人	3,147人	3,428人
		金額（千円）	623千円	668千円	628千円	758千円	774千円
	オートキャンプ（宿泊）	人数	5,972人	8,334人	8,200人	8,078人	7,865人
		金額（千円）	5,040千円	6,899千円	6,909千円	6,827千円	6,210千円
	オートキャンプ（休憩）	人数	720人	959人	981人	856人	945人
		金額（千円）	250千円	324千円	346千円	375千円	381千円
	計	人数	31,580人	35,752人	34,681人	33,732人	34,006人
		金額（千円）	15,699千円	18,701千円	18,195千円	18,391千円	17,885千円

(2) 今後の修繕計画の合理性について

①当施設の今後の設備投資に係る支出負担の長期的計画（推計値）

当施設の今後の修繕費用、大規模修繕費用、建替費用について、一定の仮定を用いた将来推計値は次のとおりである。

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	今後30年間の合計値
建物・修繕コスト予測推計値	94,321千円	65,174千円	41,990千円	27,457千円	38,959千円	1,276,398千円
	R6～R10年度	R11～R15年度	R16～R20年度	R21～25年度	R26～R30年度	今後30年間の平均値
	175,368千円	554,316千円	52,817千円	48,733千円	177,264千円	42,547千円

※ 一般的な建物にない土木工作物等にかかる費用を除く

当施設の場合、複数の構造物が立地しているが、11年後以降、マリンハウスや公園管理センター、環境ふれあい観察舎等が順次築32年に到達し、この時期に500百万円を超える大規模修繕費用の負担が想定される。当施設を同規模のまま維持するか否かも含め、抜本的な検討が今後必要となる。

②現在の設備更新計画の合理性について

公園施設長寿命化計画書によると、2020年に136百万円をかけて改修を行うこととされている。現場視察においてヒアリングした要修繕対象箇所については全て対応予定とのことであり、予算措置もされているとのことであるため、特段の指摘事項等は発見していない。

視点４：管理・運営方法について

(1) 採用した管理形態の合理性について

当施設は指定管理制度の採用により、次のとおり管理コストが削減できたとされており、また、指定管理により効率的かつ利用者の利便性アップ等のメリットがあるとされている。

施設名称	指定管理者	コスト対比			
		平成16年制度導入前委託料	令和元年度指定管理料	差異	差異率
石見海浜公園	株式会社ISP	200,478千円	123,106千円	－77,372千円	－38.6%

また、当施設は公募方式による指定管理制度が採用され、利用料金は指定管理者の収入として収受させることとしている（利用料金制）。

【当施設に係る指定管理制度の概要】

指定管理者名		株式会社ISP				
導入年度		平成17年度				
現在の指定期間		平成27年４月１日～令和２年３月31日				
公募・非公募		公募				
条例	募集方式	都市公園条例第18条				
	選定基準	都市公園条例第19条				
	管理の基準	都市公園条例第16条				
	業務の範囲	都市公園条例第17条				
指定管理料（決算額）		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		138,738千円	126,821千円	128,140千円	124,111千円	124,134千円
選定委員会設置要綱		島根県立都市公園指定管理者候補選定委員会設置要綱				
仕様書		島根県立石見海浜公園指定管理者仕様書				
事務処理要領		島根県立都市公園運営管理要領				
協定書		島根県立石見海浜公園の管理に関する基本協定書				

県は「指定管理者制度運用に係る共通ガイドライン」において、指定管理者の募集方法を原則公募としている。当施設は、原則どおり公募としており、採用した管理形態の合理性について特段の指摘又は意見を付すべき事項は発見していない。

(2) 指定管理者の公募手続の合理性について

島根県立都市公園条例第18条では、「知事は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。」とされている。

この指定管理者制度の趣旨は、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成することにあるため、競争性の確保が求められる。

この点、当施設の場合、ここ３期間の説明会出席者が現在の指定管理者のみとなっている。

指定管理期間	平成17年度～	平成20年度～	平成22年度～	平成27年度～	令和２年度～
説明会出席	25社	６社	１社	１社	１社
申請書提出	４社	２社	１社	１社	１社
決定	１社	１社	１社	１社	１社

県としては複数事業者からプロポーザルを受けることができるよう公募期間を60日間としているが、現状では効果を得られていない。

【石見海浜公園４-１（意見）】
当施設の指定管理制度導入１期目と２期目には現地説明会に多数の事業者が出席しており、複数の事業者から申請を受けていたが、３期目以降は連続して現在の指定管理者以外からは現地説明会への出席もない。また、現地説明会参加者に対し、県は申請しなかった理由等のヒアリングは行っていない。説明会参加者は、少なくとも当施設の管理運営に関心を示していると思われ、県は申請しなかった理由等のヒアリングを行い、次回の公募手続きに活かすなど、競争性を確保し、より質の高い管理運営になるよう工夫されたい。
また、当施設に係る指定管理者の申請が単独となった場合に関する特段の規定や取扱いはないとの説明を受けている。現在の運用では、単独申請者の点数が低い場合や指定管理者としないことが望まれるその他の事情がある場合に、規定等に基づいて不指定とすることができない。一般的には、指定管理者の申請が単独になった場合で選定委員会の各選定委員の評価点の平均点が満点の60%を下回る場合、または選定委員の過半数の同意が得られない場合には指定管理候補者として選定しない旨が運用上明文化されていることが多く、当施設の安定的な管理業務の運用を確保するため、このような規定等を導入することが望まれる。

(3) 施設の日常的管理・運営について
当施設は、県の常駐職員の配置はなく、管理・運営は全て指定管理者に委ねられている。県はモニタリングのため、上期と下期に現地に赴き、チェックリストを用いてヒアリング、現物の査閲等により状況の把握を行い、必要に応じて指示を行っている。

【指定管理者の日々の運営・管理の状況と県のモニタリング状況】

監査要点等			指定管理者の管理状況	県のモニタリング状況	備考
現金管理	収支経理管理（残高含む）	協定書第24条(4)(5)	利用者から提出された「有料公園施設使用許可申請書」を基に担当者が有料施設ごとに「収入調書」を作成し上席者が承認している。収入調書をもとに「公園受託収納計算内訳書」を作成し有料施設ごとの収入を集計・管理している。売上金は「売上日計表」（金種別）を作成し残高を確認し、日次で銀行口座に入金している。 小口現金出納帳も作成し、担当者が日々残高の確認を行っている。	毎月の業務報告において利用料収入を確認し、また県の担当者が年２回（上期・下期）の現地調査にて出納帳と確認し、サンプルベースで証憑を突合している。	
	減免・免除	条例第27条 条例施行規則第15条	条例・協定書等に基づく減免規定の利用実績はない。指定管理者独自の割引制度として「こころカード割引」を適用しているが、減免額は指定管理者が負担している。	－	
物品管理（県所有分）	取得・処分	協定書第6条、第24条(7)、第42条	取得する場合には原則としては県との協議の上取得し、現物にシールを貼付した上で物品管理台帳を更新している。処分する場合には「不用品決定調書」を作成し、県に報告した上で物品管理台帳を更新している。物品管理の現物実査は毎年行っているが、事実上使用不能物品について県から回答がないため廃棄できず、台帳に残存しているものがある。	指定管理者からの報告に基づいて県の資産台帳を更新しており、現物実査の結果についても報告を受けている。	【石見海浜公園４-２（意見）】を参照。

人的管理	再委託	協定書第16条	再委託先の明細は、毎年度当初に県に委託業務名と委託業務先を事業計画書にて報告している。	提出された報告書を査閲し、委託事務の合理性を確認している。	
	人員体制等	条例第19条	人員体制については年度当初に事業計画書にて報告している。	提出された報告書を査閲し、人員体制の合理性を確認している。	
施設管理	老朽化 安全性 ライフサイクルコスト	協定書第17条	管理施設の点検状況については、点検の記録を作成して日常的に管理している。また外注している保守業務については外注先から「委託点検結果報告書」にて報告を受け取っており、先方と内容確認を行っている。	管理施設の点検等について、施設側に問題がある場合には指定管理者から都度連絡があり協議を行っている。	
報告事項	業務報告	協定書第25条	毎月、翌月10日頃に業務報告書を県に提出して報告している。	提出された業務報告書の内容について県から指定管理者に電話で問い合わせしている。日常業務のチェックは上期と下期にサンプルベースで証憑突合をしている。	
	事業報告	協定書第26条、第27条	毎年度５月末までに事業報告書を提出して報告している。	事業報告書を査閲し、支出内訳書等を確認している。	

【石見海浜公園４-２（指摘事項）】

現場視察の際、機能的に今後使用見込がない物品があり、県に廃棄等の対応を問い合わせたが未回答のまま廃棄されずにそのまま残存しているものがあるとの説明を受けた。物品管理については、会計規則84条に物品の善管注意義務が規定されており、また102条１項に「物品のうち機能の減退その他の事由により使用に耐えなくなったものがあるときは、速やかに不用品決定調書により不用の決定をし、処分について支出負担行為担当者又は契約担当者に必要な措置を請求するとともに、物品払出調書により出納機関に通知しなければならない」とされているため、当該規定に沿って処理するよう、改善されたい。

19. 島根県立万葉公園

施設名	島根県立万葉公園
所管課	土木部　都市計画課
施設のホームページ	http://ohata.jp/manyou/

〈施設概要〉

項　目	内　容
所在地	島根県益田市高津町イ2402－１
施設設置の基本条例	島根県立都市公園条例
建物概要	管理センター：鉄筋コンクリート造（１F）、多目的休憩所：木造（１F）、野外音楽堂：木造（１F）
建築年月	昭和57年供用開始
施設概要	管理センター、多目的休憩所、野外音楽堂、昆虫館、太陽の広場、オートキャンプ場、人麻呂展望広場
設置目的	公共の福祉の増進に資するため
敷地面積	48.4ha
延床面積	1,184㎡
管理形態	指定管理　　公募　　利用料金制
主な開館時間	８：30～17：00
開館日数	359日
定休日	年末年始
外観、内観等	   
貸室の場合部屋数	該当なし

〈利用・運営状況〉

項　目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	263,481人	274,446人	270,332人	275,322人	272,909人
（内、有料施設使用者数）	9,890人	10,398人	5,757人	7,972人	8,154人
利用者満足度アンケート	実施あり、集計なし	実施あり、集計なし	実施あり、集計なし	実施あり、集計なし	実施あり、集計なし
利用者の要望、クレーム収集	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり
施設別の収入合計	1,202千円	1,452千円	1,321千円	1,252千円	1,642千円
施設別のコスト合計	44,598千円	49,065千円	48,962千円	49,082千円	49,276千円

〈利用料〉

オートキャンプ場

区分		単位	使用料
一般サイト	宿泊の場合	１サイト１夜につき	4,000円
	休憩の場合	１サイト１回につき	2,000円
常設テント付サイト	宿泊の場合	１サイト１夜につき	6,200円
	休憩の場合	１サイト１回につき	4,200円
電源施設（20A）	宿泊の場合	１サイト１夜につき	550円
	休憩の場合	１サイト１回につき	270円

視点１：施設のKPI管理について

(1) 施設の設置目的

都市公園法第１条では、「この法律は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする」とされている。

また、国土交通省都市局公園緑地・景観課では、都市公園をはじめとする緑とオープンスペースは、都市環境の改善、都市の防災性の向上等に寄与し、以下のような役割を担っていると示されている。

・地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全による良好な都市環境の提供
・震災時の避難地、避難路、延焼防止、復旧・復興の拠点
・幅広い年齢層の自然とのふれあい、レクリエーション活動、健康運動、文化活動等多様な活動の拠点
・中心市街地のにぎわいの場となる公園・広場の整備や、地域の歴史的・自然的資源を活用した観光振興の拠点の形成などの、地域間の交流・連携の拠点

島根県立万葉公園は都市公園法等の趣旨に沿い、公共の福祉の増進に資することを目的として設置された。当施設は広く県民が利用する広域公園として位置づけられており、各種の公園施設が配置されている。

(2) KPIの管理・運営状況

KPIとして設定されているのは利用者数であり、平成26年度から平成30年度までの目標値、実績値及び達成率は以下のとおりとなっている。

KPI		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
利用者数	目標値	236,000人	236,000人	267,000人	267,000人	267,000人
	実績値	263,481人	274,446人	270,332人	275,322人	272,909人
	達成率	111.6%	116.3%	101.2%	103.1%	102.2%

当施設では、目標達成のために、次のようなイベントを毎年開催している。

春	春の茶会 こいのぼりイベント ますだ万葉まつり
秋	空港マラソン 観月会

夏	昆虫展示 竹灯篭 石見神楽イベント
冬	ミニ門松づくり かづら細工づくり

上記（1）設置目的における都市公園の役割から、当該KPIは適切に設定されている。また、毎年度の評価会議や評価委員を交えた現地調査において目標達成状況や指定管理者への指導・協議が行われているため、KPIの管理・運営状況について特段の指摘又は意見を付すべき事項はない。

第４章　外部監査の結果及び意見

19. 島根県立万葉公園

視点２：施設の収支状況について

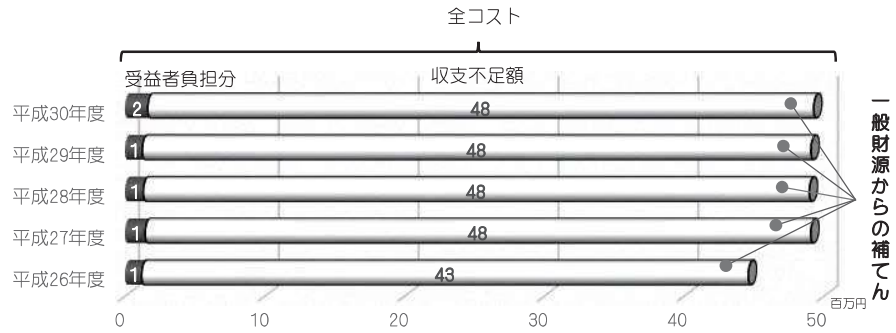
(1) 収支の現状

当施設の収支の状況は次のとおりである。

（単位：千円）

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人に係るコスト	人件費	19,155	22,107	22,040	22,293	23,215
	退職給付関係費用　※	－	－	－	－	－
	小計	19,155	22,107	22,040	22,293	23,215
物に係るコスト	物件費	18,389	20,235	19,670	19,302	18,670
	維持修繕費	1,466	1,135	1,665	1,900	1,803
	減価償却費	5,588	5,588	5,588	5,588	5,588
	小計	25,443	26,958	26,923	26,790	26,061
その他のコスト	公債費（利息のみ）※	－	－	－	－	－
	小計	－	－	－	－	－
①行政コスト　計		44,598	49,065	48,962	49,082	49,276
②利用料等の収入　計		1,202	1,452	1,321	1,252	1,642
①－②－般財源による補てん額		43,395	47,613	47,641	47,830	47,635

※ 退職給付費用、公債費については不明のため考慮外としている。



(2) 当施設の受益者負担率の現状

当施設の受益者負担率の推移は次のとおり３％程度で推移している。

項目		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
コスト	A	44,598千円	49,065千円	48,962千円	49,082千円	49,276千円
有料施設利用者数	B	9,890人	10,398人	5,757人	7,972人	8,154人
コスト／人	C=A/B	4,509円	4,719円	8,505円	6,157円	6,043円
(うち、減価償却費)	※	5,588千円	5,588千円	5,588千円	5,588千円	5,588千円
有料施設収入	D	1,202千円	1,452千円	1,321千円	1,252千円	1,642千円
減免・免除額	E	－	－	－	－	－
収入／人	F=(D+E)/B	122円	140円	229円	157円	201円
受益者負担率	F/C	3%	3%	3%	3%	3%

※ H30年度末の取得価額合計額を50で除した額を各年度に計上している。

(3) 入館料決定時の検討状況

利用料は当施設の設置時に近隣の施設の利用料を勘案して決定された後、数年おきに物価の上昇とともに値上げされている。指定管理者は条例で設置された基準の利用料から２割増減して設定でき、令和元年10月より基準通りの利用料ではなく、指定管理者から申請のあった利用料金で運用されている。

(4) 受益者負担マトリクスにより導出した、あるべき受益者負担

必需性・公共性を基礎に、監査人が独自に設定した受益者負担マトリクスを用いて想定した当施設の総合的な受益者負担率は25%である。

受益者負担マトリクス	公共性分類	必需性分類	カテゴリ	受益者負担率 Should be
万葉公園	B	II	BII	25%

①公共性分類　→　区分B

当該施設は、県立都市公園条例に基づいて設置されたものであり、都市公園法第１条の「公共の福祉の増進」のために設置されている。柿本人麻呂の18首の歌碑や万葉集に詠まれた植物を配置するなど、民間による設置が困難で公共性の高い公園である一方、民間による設置が可能なオートキャンプ場が整備されている。これらを勘案し、「やや公共的」と判断した。

②必需性分類　→　区分Ⅱ

当施設は「公園」であり、県民が日常生活を営む上で必要となる生活水準を確保するために利用する施設であるため必需性は高い。ただし、個人が趣味やレクリエーションの場として利用するオートキャンプ場（選択的に利用する施設）が併設されている。これらを勘案し、「やや必需的」とした。

【万葉公園２-１（意見）】

当施設は公園でもあり、県の施設として安価なサービスを県民に提供する責務があるとの見解は理解できるが、今後ますます厳しくなる県の財政状況を考えると、上記の受益者負担率Should be値との乖離は看過できない。当施設内の有料施設に係る使用料はコスト（建設費や運営費など）回収的なアプローチによる検討により設定されたものではなく、近隣の類似施設の使用料を参考にして決定されたとの説明を受けている。

監査人が「キャンプ場検索・予約サイト【なっぷ】」を参考にして収集した、現在の近隣のケビン、オートキャンプ場利用料のベンチマークは次のとおりである。

＜オートキャンプサイト＞

施設名	都道府県	料金	備考
万葉公園オートキャンプサイト	島根県	4,550円	テント持込（AC電源有）
松江市宍道ふるさと森林公園	島根県	2,500円	オンシーズン
三瓶山北の原キャンプ場	島根県	3,700円	100㎡
日吉津村海浜運動公園キャンプ場	鳥取県	5,340円	100㎡
チロリン村キャンプグラウンド	岡山県	5,800円	平均90㎡
包ヶ浦自然公園キャンプ場	広島県	7,500円	大人４名
棲真寺山オートキャンプ場	広島県	4,000円	
四万十オートキャンプ場ウェル花夢	広島県	4,500円	電源付き
秋吉台家族旅行村	山口県	3,700円	
大池オートキャンプ場	香川県	4,000円	繁忙期以外
オートキャンプ場とまろっと	高知県	4,950円	100㎡
平均		4,595円	

当施設のオートキャンプサイトの利用料金は概ね平均値と大差ないため、稼働率を上げるかコストを下げなければ受益者負担率Should be値との乖離を縮めることはできないことになる。この点、当施設の場合、次のとおり有料施設の稼働率が極端に低い実態があり、コストをかけて当該施設を維持すべきか否か疑念が生じる。

施設名		内容	H30年利用回数（A）	稼働日（B）	稼働率（A／B）
有料公園施設	和風休憩所	万葉関連資料の展示、休憩利用が可能	0件	359日	0.0%
	和風野外音楽堂	石見神楽等の郷土芸能の舞台	8件	359日	2.2%
	やすらぎの家	抹茶、軽食を提供する和風カフェ	15件	359日	4.2%
	オートキャンプ場	オートキャンプサイト14サイト	380件	5,026サイト	7.6%

当施設の場合、受益者負担率以前の問題として、収益事業を廃止し、公園としての機能のみでコストを抑えて運営するのが最適である可能性があり、県は当該視点も含めて再検討することが望まれる。

仮に収益事業を継続するとなった場合には、他の施設同様、県は自らあるべき受益者負担割合を設定し、利用料収入と行政コストとを勘案して個別の利用料を設定することが望まれる。また、設定した受益者負担割合と上記収支状況を継続してモニタリングし、乖離状況が大きくなった場合にはその都度利用料を改定する等の措置も合わせて検討すべきである。

視点３：施設設置の合理性、今後の修繕計画について

(1) 設置・規模の合理性について

①施設設置の経緯

蟠竜湖自然公園と柿本人麻呂にゆかりの深い益田市を中心とした自然と文化を融合した知的レクリエーションの拠点として、県が昭和55年に基本計画を策定し、昭和57年に設置された。

②設置・規模の合理性について

国土交通省都市局公園緑地・景観課のHPに記載されている「都市公園の役割」は次のとおりである。

１．良好な都市環境の提供
２．都市の安全性を向上させ、地震などの災害から市民を守る
３．市民の活動の場、憩いの場の形成
４．豊かな地域づくり、地域の活性化に不可欠

当施設は都市公園であるため上記の役割を担っており、来園者数もわずかではあるが増加しているため、地域にとって必要不可欠な施設といえるが、オートキャンプサイトやその他の有料施設については近隣に同様の施設が存在するものもあり、視点２に記載した事項について必要性に疑問が残る。

				H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
来園者数			人　数	263,481人	274,446人	270,332人	275,322人	272,909人
有料公園施設	和風休憩所		人　数	12人	－	6人	－	－
			金　額	0千円	－	2千円	－	－
	和風野外音楽堂		観覧人数	6,700人	7,100人	3,100人	5,578人	5,630人
			金　額	42千円	49千円	34千円	55千円	66千円
	やすらぎの家		人　数	1,345人	1,299人	737人	407人	488人
			金　額	42千円	45千円	29千円	22千円	32千円
	オートキャンプ場	サイト使用	人　数	1,833人	1,999人	1,914人	1,987人	2,036人
			金　額	1,045千円	1,269千円	1,173千円	1,099千円	1,434千円
		AC電源	金　額	73千円	89千円	83千円	76千円	110千円
	計		人　数	9,890人	10,398人	5,757人	7,972人	8,154人
			金　額	1,202千円	1,452千円	1,321千円	1,252千円	1,642千円

(2) 今後の修繕計画の合理性について

①当施設の今後の設備投資に係る支出負担の長期的計画（推計値）

当施設の今後の修繕費用、大規模修繕費用、建替費用について、一定の仮定を用いた将来推計値は次のとおりである。

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	今後30年間の合計値
建物・修繕コスト予測推計値	12,334千円	475千円	475千円	475千円	475千円	269,113千円
	R6～R10年度	R11～R15年度	R16～R20年度	R21～25年度	R26～R30年度	今後30年間の平均値
	2,377千円	93,482千円	53,355千円	16,832千円	88,832千円	8,970千円

※ 一般的な建物にない土木工作物等にかかる費用を除く

当施設の場合、複数の構造物が立地しているが、１年後以降、休憩所や公衆便所、公園管理センター、等が順次築32年に到達し、大規模修繕費用の負担が想定される。当施設を同規模のまま維持するか否かも含め、抜本的な検討が今後必要となる。

②現在の設備更新計画の合理性について

公園施設長寿命化計画書によると、2028年に49百万円をかけて改修を行うこととされている。現場視察においてヒアリングした要修繕対象箇所については全て対応予定とのことであり、予算措置もされているとのことであるため、特段の指摘事項等は発見していない。

視点４：管理・運営方法について

(1) 採用した管理形態の合理性について

当施設は指定管理制度の採用により、次のとおり管理コストが削減できたとされており、また、指定管理により効率的かつ利用者の利便性アップ等のメリットがあるとされている。

施設名称	指定管理者	コスト対比			
		平成16年制度導入前委託料	令和元年度指定管理料	差異	差異率
万葉公園	大畑建設株式会社	46,046千円	41,428千円	－4,618千円	－10.0%

また、当施設は公募方式による指定管理制度が採用され、利用料金は指定管理者の収入として収受させることとしている（利用料金制）。

【当施設に係る指定管理制度の概要】

指定管理者名		大畑建設株式会社				
導入年度		平成17年度				
現在の指定期間		平成27年４月１日～令和２年３月31日				
公募・非公募		公募				
条例	募集方式	都市公園条例第18条				
	選定基準	都市公園条例第19条				
	管理の基準	都市公園条例第16条				
	業務の範囲	都市公園条例第17条				
指定管理料（決算額）		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		37,903千円	42,040千円	41,959千円	42,279千円	42,079千円
選定委員会設置要綱		島根県立都市公園指定管理者候補選定委員会設置要綱				
仕様書		島根県立万葉公園指定管理者仕様書				
事務処理要領		島根県立都市公園運営管理要領				
協定書		島根県立万葉公園の管理に関する基本協定書				

県は「指定管理者制度運用に係る共通ガイドライン」において、指定管理者の募集方法を原則公募としている。当施設は、原則どおり公募としており、採用した管理形態の合理性について特段の指摘又は意見を付すべき事項は発見していない。

(2) 指定管理者の公募手続の合理性について

島根県立都市公園条例第18条では、「知事は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする」とされている。

この指定管理者制度の趣旨は、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成することにあるため、競争性の確保が求められる。

この点、当施設の場合、ここ２期間の説明会出席者が現在の指定管理者のみとなっている。

指定管理期間	平成17年度～	平成20年度～	平成22年度～	平成27年度～	令和２年度～
説明会出席	16社	２社	２社	１社	１社
申請書提出	３社	１社	２社	１社	１社
決定	１社	１社	１社	１社	１社

県としては複数事業者からプロポーザルを受けることができるよう公募期間を60日間としているが、現状では効果を得られていない。

第４章　外部監査の結果及び意見
19. 島根県立万葉公園

【万葉公園４-１（意見）】
当施設の指定管理制度導入１期目から３期目までは現地説明会に複数の事業者が出席しており、複数の事業者から申請を受けていたが、４期目以降は連続して現在の指定管理者以外からは現地説明会への出席もない。また、現地説明会参加者に対し、県は申請しなかった理由等のヒアリングは行っていない。説明会参加者は、少なくとも当施設の管理運営に関心を示していると思われ、県は申請しなかった理由等のヒアリングを行い、次回の公募手続きに活かすなど、競争性を確保し、より質の高い管理運営になるよう工夫されたい。
また、当施設に係る指定管理者の申請が単独となった場合に関する特段の規定や取扱いはないとの説明を受けている。現在の運用では、単独申請者の点数が低い場合や指定管理者としないことが望まれるその他の事情がある場合に、規定等に基づいて不指定とすることができない。一般的には、指定管理者の申請が単独になった場合で選定委員会の各選定委員の評価点の平均点が満点の60%を下回る場合、または選定委員の過半数の同意が得られない場合には指定管理候補者として選定しない旨が運用上明文化されていることが多く、当施設の安定的な管理業務の運用を確保するため、このような規定等を導入することが望まれる。

(3) 施設の日常的管理・運営について
当施設は、県の常駐職員の配置はなく、管理・運営は全て指定管理者に委ねられている。県は毎月指定管理者から報告書の提出を受け、利用料の収入状況や苦情処理状況、自主事業の実施状況をモニタリングしているほか、年２回程度、当施設の現地に赴いて管理運営に関する調査を行い、必要に応じて指示を行っている。

【指定管理者の日々の運営・管理の状況と県のモニタリング状況】

監査要点等			指定管理者の管理状況	県のモニタリング状況	備考
現金管理	収支経理管理（残高含む）	協定書第24条(3)(4)	利用者から提出された有料公園施設利用許可申請書をもとに公園収入状況報告内訳書を作成し、事務職が現金出納帳に記帳している。 現金は月末に指定管理者の本社の預金口座に入金しており、本社では施設からの入金額が正しいことを通帳と出納帳で確認している。 現金残高については金種表を事務職の者が作成し、上席者が定期的に確認している。	毎月の業務報告において利用料収入を確認し、また県の担当者が年２回（上期・下期）の現地調査にて出納帳と確認し、サンプルベースで証憑を突合している。	
	減免・免除	－	利用料にかかる減免は行っておらず、減免申請書類の作成はない。ただし割引期間を設定して割引を行っている。利用者からは割引後の利用料を収受し、割引分は指定管理者が負担している。	－	
物品管理（県所有分）	取得・処分	協定書第6条、第24条(7)、第42条	備品台帳と現物の照合については、県から実施依頼があったときに所長が実施している（年に１～２回）。 取得時の入力は県で実施。県から送付された備品シールを貼って管理している。 廃棄については県に文書を提出して承認後に廃棄している。	指定管理者からの報告に基づいて県の資産台帳を更新しており、現物実査の結果についても報告を受けている。	
人的管理	再委託	協定書第16条	再委託の業務内容と再委託先の一覧を毎年度事業計画書にて県に報告している。	提出された報告書を査閲し、委託事務の合理性を確認している。	
	人員体制等	条例第19条	人員体制は、年度当初２月末までに提出する事業計画書にて報告している。	提出された報告書を査閲し、人員体制の合理性を確認している。	
施設管理	老朽化 安全性 ライフサイクルコスト	協定書第17条	点検業者からの点検結果の報告を受け、老朽化した部分の把握を行っており、修繕等が必要な場合は県へ要望書を提出している。和風休憩所、観月亭が老朽化しており改築を要望している。手続き上の問題はない。	管理施設の点検等について、施設側に問題がある場合には指定管理者から都度連絡があり協議を行っている。	

報告事項	業務報告	協定書第25条	毎月、翌月５日頃に業務報告書を県に提出して報告している。	提出された業務報告書の内容について県から指定管理者に電話で問い合わせしている。日常業務のチェックは上期と下期にサンプルベースで証憑突合をしている。	
	事業報告	協定書第26条	毎年度５月末までに事業報告書を提出して報告している。	事業報告書を査閲し、支出内訳書等を確認している。	

20. 島根県立浜山公園

施設名	島根県立浜山公園
所管課	土木部　都市計画課
施設のホームページ	http://www.hamayamakoen.jp/

〈施設概要〉

項　目	内　容
所在地	島根県出雲市北荒木1868－10
施設設置の基本条例	島根県立都市公園条例
建物概要	体育館：鉄骨鉄筋コンクリート造（２F)、陸上競技場：鉄筋コンクリート造（４F)、野球場：鉄筋コンクリート造（１F)、クラブハウス：鉄筋コンクリート造（１F）　ほか
建築年月	昭和49供用開始
施設概要	体育館、陸上競技場、補助競技場、野球場、少年野球場、球技場、ゲートボール場、テニスコート　ほか
設置目的	公共の福祉の増進に資するため
敷地面積	54.9ha
延床面積	17,004㎡
管理形態	指定管理　　公募　　利用料金制
主な開館時間	８：30～21：00
開館日数	359日
定休日	年末年始　体育館のみ月曜日定休
外観、内観等	   
貸室の場合部屋数	該当なし

〈利用・運営状況〉

項　目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	494,340人	507,027人	473,054人	490,320人	479,170人
（内、有料施設利用者数）	318,969人	324,719人	297,136人	313,669人	315,275人
利用者満足度アンケート	実施あり、集計なし	実施あり、集計なし	実施あり、集計なし	実施あり、集計なし	実施あり、集計なし
利用者の要望、クレーム収集	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり
施設別の収入合計	47,021千円	44,541千円	44,970千円	46,530千円	49,599千円
施設別のコスト合計	298,615千円	298,286千円	296,828千円	301,873千円	303,099千円

〈使用料〉

体育館

メインアリーナ			使用料金単価			
			8:30～12:00	13:00～17:00	8:30～17:00	その他の時間 １時間あたり
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	全	11,140円	16,710円	27,860円	4,450円
		１／２	5,570円	8,350円	13,930円	2,220円
		１／３	3,710円	5,570円	9,280円	1,480円
		１／４	2,780円	4,170円	6,960円	1,110円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	全	83,600円	125,400円	209,000円	33,430円
		１／２	41,800円	62,700円	104,500円	16,710円
		１／３	27,860円	41,800円	69,660円	11,140円
		１／４	20,900円	31,350円	52,250円	8,350円
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	全	55,730円	83,600円	139,330円	22,280円
		１／２	27,860円	41,800円	69,660円	11,140円
		１／３	18,570円	27,860円	46,440円	7,420円
		１／４	13,930円	20,900円	34,830円	5,570円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	全	167,200円	250,800円	418,000円	66,870円
		１／２	83,600円	125,400円	209,000円	33,430円
		１／３	55,730円	83,600円	139,330円	22,290円
		１／４	41,800円	62,700円	104,500円	16,710円

サブアリーナ			使用料金単価			
			8:30～12:00	13:00～17:00	8:30～17:00	その他の時間 （時間外）の１時間
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	全	3,490円	5,240円	8,740円	1,380円
		１／２	1,740円	2,620円	4,370円	690円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	全	26,260円	39,400円	65,680円	10,500円
		１／２	13,130円	19,700円	32,840円	5,250円
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	全	17,500円	26,260円	43,780円	6,990円
		１／２	8,750円	13,130円	21,890円	3,490円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	全	52,540円	78,810円	131,360円	21,010円
		１／２	26,270円	39,400円	65,680円	10,500円
個人使用の場合	１人１施設１回につき	生徒	80円			
		その他の者	160円			
小体育室			440円	670円	1,140円	170円

トレーニング室		使用料金単価	
		8:30～17:00	その他の時間 １時間
占用使用の場合		980円	1,190円
個人使用の場合（２時間）	生徒	160円	
	その他の者	330円	
多目的室		360円	430円
控室		40円	40円

体育館附属設備

区分		使用料	区分		使用料
放送設備		2,580円／日	長机（多目的室以外で使用）		60円／日脚
湯沸室		1,150円／日	椅子（多目的室以外で使用）		30円／日脚
シャワー	水	50円／回	冷暖房施設（専用使用のみ）	メインアリーナ	13,940円／時間
	湯	200円／回		サブアリーナ	1,530円／時間
電光得点装置	大型	2,050円／日		小体育室	200円／時間
	中型	1,550円／日		トレーニング室	340円／時間
	小型	420円／日		多目的室	450円／時間
				控室	90円／時間

第４章　外部監査の結果及び意見

20. 島根県立浜山公園

陸上競技場

			使用料金単価			
			8:30～12:00	13:00～17:00	8:30～17:00	その他の時間１時間あたり
入場料を徴収しない場合	生徒・児童		3,090円	4,640円	7,750円	1,230円
	その他の者		7,750円	11,620円	19,370円	3,090円
	個人利用	生徒・児童	30円	40円	70円	10円
		その他の者	50円	80円	130円	20円
入場料を徴収する場合	生徒・児童		6,190円	9,290円	15,500円	2,460円
	その他の者		15,500円	23,250円	38,750円	6,190円

陸上競技場附属設備

区分	単位	単価	区分	単位	単価
会議室・役員室・役員控室等	１時間１室	360円	放送設備	１日	2,580円
湯沸室	１日	1,150円	テント	１日１張	880円
ストーブ	１日１個	1,780円	写真判定装置	１日	6,920円
扇風機	１日１台	360円	電光掲示板	１時間	4,660円
シャワー（水）	１人１回	50円	光波距離計	１日	1,100円
シャワー（湯）	１人１回	200円	その他の用器具	１日１式	5,800円

陸上競技場附属器具

区分	単位	単価	区分	単位	単価	
競技会に必要な用器具	１日１式	5,800円	棒高跳用支柱・バー及びマット	１日１組	170円	※光波距離計を含む
やり	１日１本	70円	棒高跳用マット	１日１組	170円	
円盤	１日１個	70円	棒高跳用高度計	１日１本	210円	
砲丸	１日１個	70円	バー上げ器	１日１組	50円	
ハンマー	１日１個	70円	走幅跳・三段跳用距離標識	１日１組	210円	
投てき角度標識	１日１組	50円	リボンロッド	１日１個	70円	
投てき距離標識	１日１組	210円	マラソン距離標識	１日１式	210円	
スターティングブロック	１日１組	70円	マラソン用親時計	１日１個	600円	
ハードル	１日８台	170円	ピストル（単発）	１日１個	70円	
ハードル運搬車	１日１台	170円	バトン	１日１本	50円	
移動障害物	１日１式	170円	ストップウォッチ	１日１個	170円	3000m SC
支柱・バー・マット	１日１組	170円	電気メガホン	１日１組	170円	走高跳用
走高跳用マット	１日１組	170円	ワイヤレスマイク	１日１組	170円	
走高跳用高度計	１日１本	170円	－	－	－	

補助競技場

			使用料金単価			
			8:30～12:00	13:00～17:00	8:30～17:00	その他の時間１時間あたり
入場料を徴収しない場合	生徒・児童		1,200円	1,790円	3,010円	470円
	その他の者		3,010円	4,520円	7,530円	1,200円
	個人利用	生徒・児童	30円	40円	70円	10円
		その他の者	50円	80円	130円	20円
入場料を徴収する場合	生徒・児童		2,400円	3,600円	6,020円	950円
	その他の者		6,020円	9,040円	15,080円	2,400円

附属設備料金						
放送設備	１日	2,580円	テント	１日１張	880円	（3.6m×5.4m）

球技場

	使用料金単価			
	8:30～12:00	13:00～17:00	8:30～17:00	その他の時間 １時間あたり
生徒・児童	1,230円	1,850円	3,090円	480円
その他の者	3,090円	4,640円	7,750円	1,230円

附属設備料金					
放送設備	１日	2,580円	テント（3.6×5.4）	１日１張	880円

野球場

		使用料金単価			
		8:30～12:00	13:00～17:00	8:30～17:00	その他の時間 １時間あたり
入場料を徴収しない場合	職業野球団	31,540円	45,470円	78,480円	12,000円
	生徒・児童	2,490円	3,610円	6,260円	930円
	その他の者	6,290円	9,070円	15,670円	2,380円
入場料を徴収する場合	職業野球団	63,080円	90,950円	156,980円	24,030円
	生徒・児童	5,010円	7,250円	12,530円	1,890円
	その他の者	12,590円	18,170円	31,370円	4,780円
照明設備	公式競技用	7,460円	※最長照明21時（30分単位） ※必ず残置灯（15分）の間にグランド整備を行うこと。		
	一般競技用	3,990円			
	レクリエーション用	1,930円			

附属設備料金					
放送設備	１日	2,580円	テント（3.6×5.4）	１日１張	880円

少年野球場

	使用料金単価			
	8:30～12:00	13:00～17:00	8:30～17:00	その他の時間 １時間あたり
生徒・児童	310円	470円	810円	120円
その他の者	1,650円	2,460円	4,120円	650円

附属設備料金					
放送設備	１日	2,580円	テント（3.6×5.4）	１日１張	880円

テニスコート

		使用料金単価	
		8:30～17:00の １時間	その他の時間 (時間外)の１時間
占用使用 （１面）	生徒・児童	270円	320円
	その他の者	590円	700円
個人利用 （１人）	生徒・児童	60円	70円
	その他の者	130円	150円

照明設備	一般用	610円	※必ず残置灯（15分）の間にグランド整備を行うこと。 ※最長照明21時（１時間単位）
	競技用	920円	

附属設備料金					
放送設備	１日	2,580円	テント（3.6×5.4）	１日１張	880円

第４章　外部監査の結果及び意見
20. 島根県立浜山公園

減免措置
●公の施設として実施する減免（島根県立都市公園条例第27条　同施行規則第15条関係） ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で以下の場合：半額免除 ・陸上競技場又は補助競技場を陸上競技の練習に利用する場合、 ・テニスコートを利用する場合であって、専用利用の場合以外の場合 ・サブアリーナ又は小体育室を利用する場合であって、専用利用でない場合 ・トレーニング室を利用する場合であって、専用利用でない場合 ②障害者の付添人（原則として障害者の人数と同じ人数までに限る。）で以下の場合：全額免除 ・陸上競技場又は補助競技場を陸上競技の練習に利用する場合、 ・テニスコートを利用する場合であって、専用利用の場合以外の場合 ・サブアリーナ又は小体育室を利用する場合であって、専用利用でない場合 ・トレーニング室を利用する場合であって、専用利用でない場合 ③指定管理者が特別の理由があると認める者：指定管理者が別に定める額

視点１：施設のKPI管理について

(1) 施設の設置目的

都市公園法第１条では、「この法律は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする」とされている。

また、国土交通省都市局公園緑地・景観課では、都市公園をはじめとする緑とオープンスペースは、都市環境の改善、都市の防災性の向上等に寄与し、以下のような役割を担っていると示されている。

・地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全による良好な都市環境の提供
・震災時の避難地、避難路、延焼防止、復旧・復興の拠点
・幅広い年齢層の自然とのふれあい、レクリエーション活動、健康運動、文化活動等多様な活動の拠点
・中心市街地のにぎわいの場となる公園・広場の整備や、地域の歴史的・自然的資源を活用した観光振興の拠点の形成などの、地域間の交流・連携の拠点

島根県立浜山公園は都市公園法等の趣旨に沿い、公共の福祉の増進に資することを目的として設置された。当施設は広く県民が利用する広域公園として位置づけられており、各種の公園施設が配置されている。

(2) KPIの管理・運営状況

KPIとして設定されているのは利用者数であり、平成26年度から平成30年度までの目標値、実績値及び達成率は以下のとおりとなっている。

KPI		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
利用者数	目標値	318,000人	318,000人	469,000人	469,000人	469,000人
	実績値	494,340人	507,027人	473,054人	490,320人	479,170人
	達成率	155.5%	159.4%	100.9%	104.5%	102.2%

当施設では、目標達成のために、有酸素エクササイズ・ヨガ・ダンス・テニス・こども向け教室・親子向け教室などの様々なスポーツ教室の開催や、各種大会として高校総体・中学校総体・JFL日本や社会人のサッカーリーグ・駅伝大会・マラソン大会などの大会が開催されており、以下のような自主事業も毎年度実施されている。

主な自主事業

実施年度	事業名
平成26年度	浜山キッズクラブ、浜山公園内危険木調査、～神話の郷出雲～第７回四方綱引全国大会、第11回カミアリーナ建設記念中四国女子ミニバスケットボール交歓大会、第14回ISS21浜山公園テニス大会　他20事業。
平成27年度	浜山公園まつり～花と緑の空間で秋を満喫！～、～神話の郷出雲～第８回四方綱引全国大会、第12回カミアリーナ建設記念中四国女子ミニバスケットボール交歓大会、浜山公園緑化推進運動（春季、夏季）、ジュニアアスリート育成支援事業　他10事業。
平成28年度	浜山公園まつり～花と緑の空間で秋を満喫！～、～神話の郷出雲～第９回四方綱引全国大会、浜山公園緑化推進運動（春季、夏季）、樹木危険度調査、ジュニアアスリート育成支援事業　他13事業。
平成29年度	浜山公園まつり 秋のスポーツフェスタin出雲、～神話の郷出雲～第10回四方綱引全国大会、浜山公園緑化推進運動（春季、夏季）、ジュニアアスリート育成支援事業、HAMAYAMAキッズサッカー交流大会（U-10）　他12事業。
平成30年度	浜山公園まつり、ジュニアアスリート育成支援事業①（テニス）、ジュニアアスリート育成支援事業②（陸上）、～神話の郷出雲～第11回四方綱引全国大会、樹木危険度調査、浜山公園緑化推進運動（春季、夏季）、野球場改修に伴うドローン空撮　他14事業。

上記（1）設置目的における都市公園の役割から、当該KPIは適切に設定されている。また、毎年度の評価会議や評価委員を交えた現地調査において目標達成状況や指定管理者への指導・協議が行われているため、KPIの管理・運営状況について特段の指摘又は意見を付すべき事項はない。

視点２：施設の収支状況について

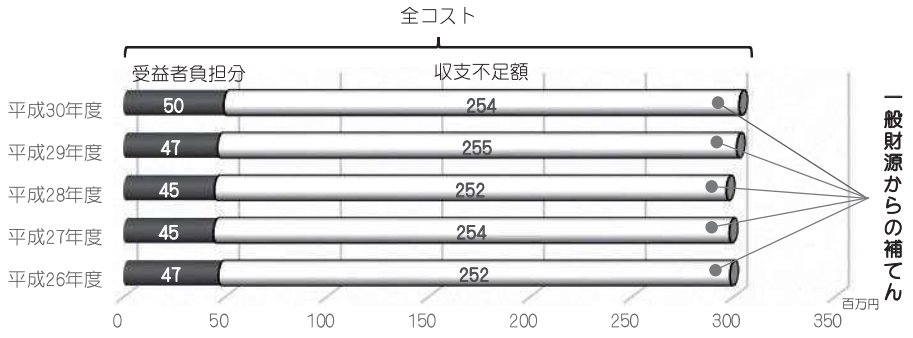
（1）収支の現状

当施設の収支の状況は次のとおりである。

（単位：千円）

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人に係るコスト	人件費	60,098	58,330	60,857	61,211	59,221
	退職給付関係費用　※	－	－	－	－	－
	小計	60,098	58,330	60,857	61,211	59,221
物に係るコスト	物件費	123,257	124,521	120,096	125,486	127,035
	維持修繕費	6,211	6,386	6,826	6,127	7,795
	減価償却費	109,049	109,049	109,049	109,049	109,049
	小計	238,517	239,956	235,970	240,662	243,878
その他のコスト	公債費（利息のみ）※	－	－	－	－	－
	小計	－	－	－	－	－
①行政コスト　計		298,615	298,286	296,828	301,873	303,099
②利用料等の収入　計		47,021	44,541	44,970	46,530	49,599
①－②－般財源による補てん額		251,594	253,745	251,858	255,343	253,501

※ 退職給付費用、公債費については不明のため考慮外としている。



第４章　外部監査の結果及び意見
20. 島根県立浜山公園

(2) 当施設の受益者負担率の現状

当施設の受益者負担率の推移は次のとおり概ね15%～16%程度で推移している。

項目		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
コスト	A	298,615千円	298,286千円	296,828千円	301,873千円	303,099千円
有料施設利用者数	B	318,969人	324,719人	297,136人	313,669人	315,275人
コスト／人	C=A/B	936円	919円	999円	962円	961円
(うち、減価償却費)	※	109,049千円	109,049千円	109,049千円	109,049千円	109,049千円
有料施設収入	D	47,021千円	44,541千円	44,970千円	46,530千円	49,599千円
減免・免除額	E	8千円	8千円	25千円	36千円	31千円
収入／人	F=(D+E)/B	147円	137円	151円	148円	157円
受益者負担率	F/C	16%	15%	15%	15%	16%

※ H30年度末の取得価額合計額を50で除した額を各年度に計上している。

(3) 使用料決定時の検討状況

昭和49年の施設供用開始時において近隣の施設の利用料を勘案し、島根県立都市公園条例（昭和49年６月25日、島根県条例第45号　別表第５）において利用料基準額を決定した。利用料基準額の決定後は数年おきに物価の上昇とともにアップし、その後消費税率の引き上げに伴い利用料基準額を改定している。同条例第26条（利用料金）第３項では、「利用料金は、利用料基準額に0.8を乗じて得た額から1.2を乗じて得た額までの範囲内で指定管理者は知事の承認を受けて利用料を定める」としている。現在の使用料は当該範囲内で決定し運営している。

(4) 受益者負担マトリクスにより導出した、あるべき受益者負担

必需性・公共性を基礎に、監査人が独自に設定した受益者負担マトリクスを用いて想定した当施設の総合的な受益者負担率は25%である。

受益者負担マトリクス	公共性分類	必需性分類	カテゴリ	受益者負担率 Should be
浜山公園	A	III	AIII	25%

①公共性分類　→　区分A

当該施設は、県立都市公園条例に基づいて設置されたものであり、都市公園法第２条の「公共の福祉の増進」のために設置されている。林間こども広場を配置し、野球場や大型体育館（カミアリーナ）、陸上競技場、サッカー・ラグビー等の球技上等、県内に民間では設置が難しい国体や競技団体が主催する公式的な基準を満たす体育施設を有している。このため、「公共的」と判断した。

②必需性分類　→　区分Ⅲ

当施設は「公園」であり、県民が日常生活を営む上で必要となる生活水準を確保するために利用する施設であるため必需性は高いと思われるが、園内の大部分は個人が趣味やレクリエーションの場として利用するスポーツ施設（趣味やレクリエーションの場として選択的に利用する施設）で構成されている。これらを勘案し、「やや選択的」とした。

【浜山公園２-１（意見）】

当施設における１人当りの利用料収入の実績は平均148円程度であり、利用者数の実績は平均488千人（内、有料施設利用者数平均313千人）程度となっている。次のように利用者サービスの向上策を計画して取り組んでいるものの、効果として表れるまでは至っていない。

利用者サービスの向上策

駐車場対策の強化	体育館休館日の開館
インターネットの活用による情報発信	施設利用時間の延長
メール配信サービスによる情報提供	近隣類似施設の情報提供
子育て支援策	利便性向上を図る環境整備・物品販売
高齢者支援策	
障がい者支援策	
新規利用促進キャンペーン	

自主事業

浜山公園まつり	浜山公園緑化推進運動

また、監査人が独自に収集した近隣の主な都市公園の規模及び利用者数は次のとおりであり、敷地面積がほぼ同程度の鳥取県立布勢総合運動公園と比較して利用者数は年間42千人程度下回っている。

当施設は、令和４年度に第１種公認検定に向けた大規模な施設改修が予定されていることから、利用者数の増加に向けたサービスの向上や自主事業の必要性は益々高まり、また改修コストの回収という観点からは利用料金の見直し（値上げ）の検討も必要になると考えられる。

このため、県は現状の当施設の特性や性格を踏まえ、あるべき受益者負担割合を設定し、利用料収入と行政コストとを勘案して個別の利用料を設定することが望ましい。また、設定した受益者負担割合と上記収支状況を継続してモニタリングし、乖離状況が大きくなった場合にはその都度利用料を改定する等の措置も合わせて検討すべきである。

＜近隣の主な都市公園＞

施設名称	設置者	管理形態	運営者	敷地面積	利用者数
島根県立浜山公園	島根県	指定管理	特定非営利活動法人 出雲スポーツ振興21	54.9ha	479千人 (H30年度)
鳥取県立布勢総合運動公園 (コカ・コーラボトラーズジャパンスポーツパーク)	鳥取県	指定管理	公益財団法人 鳥取県体育協会	52.4ha	521千人 (H30年度)
広島県立びんご運動公園	広島県	指定管理	イズミテクノ・RCC文化センター・シンコースポーツ共同企業体	87.6ha	710千人 (H29年度)
高知県立春野総合運動公園	高知県	指定管理	公益財団法人 高知県スポーツ振興財団	59.7ha	442千人 (H30年度)

視点３：施設設置の合理性、今後の修繕計画について

(1) 設置・規模の合理性について

①施設設置の経緯

島根県東部には国際観光都市松江市、出雲大社等の歴史と自然景観にすぐれた観光資源が豊富にあり、県外観光客のレクリエーション地として多くの人が訪れていた。

一方で県民の日常生活圏の中でレクリエーション対象としての都市公園が不足しており、県民の休養・コミュニケーションの場が少ない状況であった。この課題を解決するために県は基本方針を定め、昭和44年に策定された「島根県立浜山公園基本計画」に基づいて、昭和45年に浜山公園整備工事に着手し、昭和49年に野球場及び駐車場（一部）が完成、供用を開始した。その後は以下のように順次各施設が整備された。

昭和52年	サブグラウンド（少年野球コーナー）及び駐車場（一部）が完成し、供用開始
昭和53年	テニスコート及びサッカー場が完成し、供用開始
昭和55年	陸上競技場が完成し、供用開始
昭和57年	休養広場、東側進入園路、東側駐車場、クロマツ林（散策園路等）が供用開始
昭和59年	ジャブジャブ川及びトリム遊具12基が完成し、供用開始
昭和62年	桜の園、果実の森、ゲートボール場当が供用開始
平成４年	南部テニスコート（16面）が完成し、供用開始
平成７年	野球場、南部テニスコートにナイター照明が完成

平成８年には「島根県立浜山公園新基本計画」が策定され、平成14年に（新）陸上競技場及びサブトラックが供用開始し、平成15年には球技場及び体育館が完成し、供用を開始している。

②設置・規模の合理性について

島根県立都市公園条例第１条の２第１項第２号では、「一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、その利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる敷地面積とすること」とされている。当公園は敷地面積54.9haの中に体育館や陸上競技場をはじめとして、運動や散策、各種レクリエーション等の利用に供される多様な施設が整備されており、各種県大会などが開催されスポーツ振興の拠点と

なっているとともに、県民の憩いの場として活用されている。

また、国土交通省都市局公園緑地・景観課は、都市基幹公園としての運動公園について、「都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ１箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。」としている。

この点、近隣の都市公園の敷地面積と人口規模は以下のとおりであり、設置・規模の合理性について特段の指摘又は意見を付すべき事項は発見していない。

近隣都市公園の敷地面積と人口規模

施設名称	設置者	管理形態	運営者	県人口	敷地面積
島根県立浜山公園	島根県	指定管理	特定非営利活動法人 出雲スポーツ振興21	67.9万人 （平成30年）	54.9ha
鳥取県立布勢総合運動公園	鳥取県	指定管理	公益財団法人 鳥取県体育協会	56万人 （平成30年）	52ha
高知県立春野総合運動公園	高知県	指定管理	公益財団法人 高知県スポーツ振興財団	69.7万人 （令和元年）	59.7ha
広島県立びんご運動公園	広島県	指定管理	イズミテクノ・RCC文化センター・ シンコースポーツ共同企業体	281.1万人 （平成30年）	87.6ha

(2) 今後の修繕計画の合理性について

①当施設の今後の設備投資に係る支出負担の長期的計画（推計値）

当施設の今後の修繕費用、大規模修繕費用、建替費用について、一定の仮定を用いた将来推計値は次のとおりである。

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	今後30年間の合計値
建物・修繕コスト予測推計値	5,907千円	5,907千円	5,907千円	5,907千円	6,444千円	3,124,289千円
	R6～R10年度	R11～R15年度	R16～R20年度	R21～25年度	R26～R30年度	今後30年間の平均値
	95,537千円	120,739千円	2,747,469千円	47,703千円	82,770千円	104,143千円

※ 一般的な建物にない土木工作物等にかかる費用を除く

当施設の場合、16年後には陸上競技場が築32年に到達し、大規模修繕費用953百万円規模の負担が、18年後には体育館が築32年に到達し、大規模修繕費用1,785百万円規模の負担が想定される。当施設を同規模のまま維持するか否かも含め、抜本的な検討が今後必要となる。

②現在の設備更新計画の合理性について

公園施設長寿命化計画書によると、2019年度に879百万円、2020年に463百万円、2021年に1,181百万円をかけて改修を行うこととされている。現場視察においてヒアリングした要修繕対象箇所については全て対応予定とのことであり、予算措置もされているとのことであるため、特段の指摘事項等は発見していない。

【浜山公園３-１（意見）】

少年野球場のスコアボード（電光掲示板）が修繕不能で、多額の更新費用がかかることからそのままにしているとの説明を受けた。利用料を払っているにもかかわらず当該設備が使えない状況は、クレームの原因になり利用者数の減少にも繋がりかねない。設備更新の優先度などを慎重に検討し、早急な対応が望まれる。

視点４：管理・運営方法について

(1) 採用した管理形態の合理性について

当施設は指定管理制度の採用により、次のとおり管理コストが削減できたとされており、指定管理により、行政及び地域住民と連携し、ニーズに合った質の高いきめ細やかなサービスの提供ができること、これまで積み上げてきた経験から得たノウハウや、スポーツ団体等とのネットワークを活かして、県民のスポーツ活動推進や健康づくり、スポーツ団体の支援、スポーツ競技力向上を図ることができるとされている。

施設名称	指定管理者	コスト対比			
		平成16年制度導入前委託料	令和元年度指定管理料	差異	差異率
浜山公園	NPO法人 出雲スポーツ振興21	227,452千円	147,495千円	－79,957千円	－35.2%

また、当施設は公募方式による指定管理制度が採用され、利用料金は指定管理者の収入として収受させることとしている（利用料金制）。

【当施設に係る指定管理制度の概要】

指定管理者名		特定非営利活動法人出雲スポーツ振興21				
導入年度		平成17年度				
現在の指定期間		平成27年４月１日～令和２年３月31日				
公募・非公募		公募				
条例	募集方式	都市公園条例第18条				
	選定基準	都市公園条例第19条				
	管理の基準	都市公園条例第16条				
	業務の範囲	都市公園条例第17条				
指定管理料（決算額）		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		149,035千円	148,365千円	148,039千円	148,225千円	148,091千円
選定委員会設置要綱		島根県立都市公園指定管理者候補選定委員会設置要綱				
仕様書		島根県立浜山公園指定管理者仕様書				
事務処理要領		島根県立都市公園運営管理要領				
協定書		島根県立浜山公園の管理に関する基本協定書				

県は「指定管理者制度運用に係る共通ガイドライン」において、指定管理者の募集方法を原則公募としている。当施設は原則どおり公募としており、採用した管理形態の合理性について特段の指摘又は意見を付すべき事項は発見していない。

(2) 指定管理者の公募手続の合理性について

当施設は、指定管理制度運用に係る共通ガイドライン（島根県総務部人事課・財政課 平成16年９月21日制定 令和元年５月16日最終改正）に基づいて手続が為されている。

ただし、指定管理者制度導入当初は説明会には複数社参加していたが、当初指定管理者の業務実績期間が長くなると、次回の指定管理期間における指定管理者制度現地説明会の出席者数が減少している。

指定管理期間	第１期 平成17年度～	第２期 平成20年度～	第３期 平成22年度～	第４期 平成27年度～	第５期 令和２年度～
説明会出席	25社	８社	３社	２社	１社
申請書提出	４社	２社	１社	１社	１社
決定	１社	１社	１社	１社	１社

県としては複数事業者からプロポーザルを受けることができるよう公募期間を60日間としているが、現状では効果を得られていない。指定管理者制度の趣旨は、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成することにあるため、競争性の確保が求められる。

【浜山公園４-１（意見）】

指定管理者制度を導入しても、申請者が継続して１社しかない状況が継続した場合、当該制度を採用する意味が失われることになる。当施設の指定管理に係る現地説明会には複数社参加することもあるが、申請者は現在の指定管理者のみの状況が継続している。また、現地説明会参加者に対し、県は申請しなかった理由等のヒアリングは行っていない。説明会参加者は、少なくとも当施設の管理運営に関心を示していると思われ、県は申請しなかった理由等のヒアリングを行い、次回の公募手続きに活かすなど、競争性を確保し、より質の高い管理運営になるよう工夫されたい。

また、当施設に係る指定管理者の公募が単独となった場合に関する特段の規定や取扱いはないとの説明を受けている。現在の運用では、単独申請者の点数が低い場合や指定管理者としないことが望まれるその他の事情がある場合に、規定等に基づいて不指定とすることができない。一般的には、指定管理者の申請が単独になった場合で選定委員会の各選定委員の評価点の平均点が満点の60%を下回る場合、または選定委員の過半数の同意が得られない場合には指定管理候補者として選定しない旨が運用上明文化されていることが多く、当施設の安定的な管理業務の運用を確保するため、このような規定等を導入することが望まれる。

(3) 施設の日常的管理・運営について

当施設は、県の常駐職員の配置はなく、管理・運営は全て指定管理者に委ねられている。県はモニタリングのため、指定管理者からの毎月の業務報告により、有料公園施設の利用料収入状況、苦情処理状況や自主事業の実施状況を確認している。

【指定管理者の日々の運営・管理の状況と県のモニタリング状況】

監査要点等			指定管理者の管理状況	県のモニタリング状況	備考
現金管理	収支経理管理（残高含む）	協定書第24条(4)(5)	テニスコート、体育館、トレーニング室それぞれで利用申請書をスタッフが作成し、体育館に集約して担当者が出納簿を記帳し、日次でGLが承認している。また、指定管理者の総務部門が週に２日来館して現金を再確認する。	毎月の業務報告において利用料収入を確認し、また県の担当者が年２回（上期・下期）の現地調査にて出納帳と確認し、サンプルベースで証憑を突合している。	
	減免・免除	都市公園条例第27条	テニスコート、体育館、トレーニング室それぞれで利用者から提出された減免申請書を確認し、現場で人数や障害者手帳等を確認している。減免申請書は体育館で保管し、GLが内容を確認して承認している。	条例、仕様書に則り減免事務が正しく行われているか否かについて県の担当者が口頭で確認しているが、証憑突合等の現場確認等は行っていない。	【浜山公園４-２（意見）】を参照。
物品管理（県所有分）	取得・処分	協定書第21条２項、24条(7)(8)(9)	取得する場合、処分する場合ともに稟議により実行し、現物にシールを貼付して物品管理台帳を更新する。年に１度、都市計画課、県土整備事務所、指定管理者の３者でリストを突合して確認しているが、物品の現物実査は行うルールはない。	指定管理者からの報告に基づいて県の資産台帳を更新しているが、現物の所在確認等については数年前に照合し、それ以降モニタリングしていない。	【浜山公園４-３（意見）】【浜山公園４-４（指摘事項）】を参照。
人的管理	再委託	協定書第16条	金額的に重要な委託業務については委託当時に入札を行い、毎期相見積もりを入手して価格の合理性を確認している（ただし委託先は同一で変更していない）。	提出された報告書を査閲し、委託事務の合理性を確認している。	
	人員体制等	協定書第８条仕様書３	人員体制、仕様書で求められている資格者等については、年度当初に県に報告している。	提出された報告書を査閲し、人員体制の合理性を確認している。	
施設管理	老朽化 安全性 ライフサイクルコスト	協定書第17条	管理施設の点検状況については、「自主点検簿」を作成し、GL、主任、担当者が確認し押印している（「ゲートボール場のトイレ」等細かく区分して作成）。また、委託先にも同様のチェックリストで報告を求めている。	管理施設の点検等について、施設側に問題がある場合には指定管理者から都度連絡があり協議を行っている。	
報告事項	業務報告	協定書第25条	毎月業務報告書を県に提出して報告している。	提出された業務報告書の内容について県から指定管理者に電話で問い合わせしている。日常業務のチェックは上期と下期にサンプルベースで証憑突合をしている。	
	事業報告	協定書第26条	毎年度５月末までに事業報告書を提出して報告している。	事業報告書を査閲し、支出内訳書等を確認している。また連絡会で個別に質問をしている。	

【浜山公園４-２（意見）】
減免規定が適切に運用されているかについては、口頭でのみ確認をされている。年に２回（上期・下期）の現地調査をされる際に、確認事項をチェックリスト化し証跡を残されていることは好感がもてる。そのチェックリストに、減免申請書と減免に関する報告書類とを突合する等の手続についても項目を追加されたい。

【浜山公園４-３（意見）】
物品管理については、会計規則84条及び島根県立浜山公園の管理に関する基本協定書21条に物品の善管注意義務が規定されている。このため、物品管理台帳の合理性、即ち現物の実査は定期的に行われるべきである。この点、３年前に会計規則が改正された際に現物と物品管理台帳の突合した以降は実査されておらず、現物の実査を定期的に行うようなルール化はなされていない。施設の管理物品（レンタル用品を含む）は基本的に県に所有権が帰属するものであるため、県が直接現物確認を行う手続が最も好ましいが、少なくとも指定管理者に物品の定期的な実査を求め、当該状況を確認する手続は必要であるため、当該手続を追加すべきと考える。

【浜山公園４-４（指摘事項）】
現場視察の際、物品台帳からは除外済みにも拘らず約10年以上保管している券売機や、物品台帳に残存しているが５年以上使用していない測定機器が発見された。現場に残存している理由は、いずれも処分コストがかかるため、との説明を受けている。
物品管理については、会計規則102条１項に「物品のうち機能の減退その他の事由により使用に耐えなくなったものがあるときは、速やかに不用品決定調書により不用の決定をし、処分について支出負担行為担当者又は契約担当者に必要な措置を請求するとともに、物品払出調書により出納機関に通知しなければならない」とされているため、当該規定に違反している。速やかに改善されたい。
また、使用可能な物品については、県庁内のサイト等により他部局での使用を促すほか、民間への売却等を含め、可能な限り処分負担を縮減する努力が望まれる。

21. 島根県立青少年の家

施設名	島根県立青少年の家（サン・レイク）
所管課	教育庁　社会教育課
施設のホームページ	https://www.pref.shimane.lg.jp/seishonennoie/

〈施設概要〉

項　　目	内　　容
所在地	島根県出雲市小境町1991－２
施設設置の基本条例	島根県立青少年社会教育施設条例・施行規則
建物概要	（本館）鉄筋コンクリート造　地上３階
建築年月	平成３年３月
施設概要	（本館）研修室・創作室・多目的ホール・洋室・和室等
設置目的	青少年に学習及び交流の機会や場を提供することにより心身の健全な育成を図るため
敷地面積	72,940㎡
延床面積	（本館）１階部分3,061㎡、２階部分1,824㎡、３階部分2,072㎡　計6,999㎡
管理形態	指定管理　　公募
主な開館時間	９：00～22：00
開館日数	310日
定休日	毎週月曜日（６月～９月は除く）・年末年始等
外観、内観等	
貸室の場合部屋数	（本館）研修室６・創作室２・多目的ホール１・洋室10・和室27　等

〈利用・運営状況〉

項　　目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	45,996人	48,890人	46,543人	49,414人	47,647人
利用者満足度アンケート	実施	実施	実施	実施	実施
利用者の要望、クレーム収集	仕組あり・総括なし	仕組あり・総括なし	仕組あり・総括なし	仕組あり・総括なし	仕組あり・総括なし
施設別の収入合計	10,285千円	9,482千円	9,036千円	8,495千円	未集計
施設別のコスト合計	244,779千円	249,735千円	241,904千円	256,568千円	未集計

〈利用料〉

※宿泊する場合

施設利用料（１泊あたりの宿泊料）			備考
通常料金	大人（県内者）	1,060円	※高校生以下の宿泊はシーツ代として170円／泊を徴収。宿泊者は下記の研修室等は無料で利用できる。
	大人（県外者）	1,600円	
	小・中・高校生	無料	

※日帰り利用の場合（宿泊する場合には全て無料で利用可能）

使用料金		９時～12時	13時～17時	18時～22時	９時～17時	13時～22時	９時～22時	備考
第１～４研修室		700円	930円	930円	1,630円	1,860円	2,560円	
第５研修室		1,540円	2,060円	2,060円	3,600円	4,120円	5,660円	
第６研修室		260円	360円	360円	620円	720円	980円	
談話室		690円	920円	920円	1,610円	1,840円	2,530円	
和室（206～208）		700円	930円	930円	1,630円	1,860円	2,560円	
憩の間		610円	810円	810円	1,420円	1,620円	2,230円	
茶室		330円	450円	450円	780円	900円	1,230円	
音楽室		830円	1,130円	1,130円	1,960円	2,260円	3,090円	
試食室		580円	770円	770円	1,350円	1,540円	2,120円	
調理室		1,230円	1,630円	1,630円	2,860円	3,260円	4,490円	
多目的ホール		2,930円	3,900円	3,900円	6,830円	7,800円	10,730円	
体育館	全面	1,980円／時間						
	半面	990円／時間						
第１創作室	貸切	950円	1,290円	1,290円	2,240円	2,580円	3,530円	
	その他	250円	330円	330円	580円	660円	910円	
第２創作室	貸切	700円	930円	930円	1,630円	1,860円	2,560円	
	その他	180円	240円	240円	420円	480円	660円	

使用料（１時間あたり）			備考
テニスコート	貸切	220円/面	※左記以外 陶芸窯（素焼きの場合）2,010円 〃　（本焼きの場合）4,050円
	その他	60円/人	
グラウンド		無料	
バーベキューハウス		90円/卓	
カッター		2,370円/艇	
サバニ		220円/艇	
カヤック（１人用カヌー）		460円/艇	
カナディアン（２人用カヌー）		1,770円/艇	

※食事・材料等の料金

食事等					備考
	区分	朝食	昼食	夕食	
日替わり定食	中学生以上	430円	590円	690円	※水筒用冷茶（持ち込まれた水筒への補充用） １人１回（500ml水筒１本分）…10円 ジュース・珈琲等…120円～300円 サラダ・ヨーグルト材料も提供可能。 軍手、タオル、帽子、水筒、エプロン、マスク等は利用者が準備。
	小学生以下	400円	560円	650円	
	お子様メニュー	410円	580円	670円	
幕ノ内弁当		１人前		1,100円	
バーベキューセット		１人前		1,120円	
オードブル（５人前）		５人前		5,240円	
野外弁当（所外活動用）		所外活動用		610円	
パン弁当（所外活動用）		所外活動用		610円	
カレーセット（野外炊飯用）		１人前		450円	
豚汁セット（野外炊飯用）		１人前		450円	
バーベキューセット（野外炊飯用）		１人前		940円	
ぐるぐるパン		約20個分		1,220円	
ぐるぐるホットケーキ		６人分		610円	
バウムクーヘン		６人分		1,830円	
ピザ材料		６人分		2,440円	
そば・うどん打ち		１人前		250円～300円	
炊飯燃料用割木		１人前		50円	
バーベキュー用木炭		１箱６Kg		1,050円	
木炭用着火剤				190円	

第４章　外部監査の結果及び意見

21. 島根県立青少年の家

酒類等			備考
缶ビール	350ml	330円	※おつまみセット1,120円 島根特産あごの焼き1,120円。 その他、自販機による食品、日用品の販売あり。
缶ビール	500ml	400円	
清酒	180ml	300円	
酎ハイ	350ml	250円	
ワイン（葡萄神話）	360ml	760円	
焼酎（芋・麦）	900ml	1,620円	

※教材等の料金

教材等			備考
七宝焼	キーホルダー	530円	※その他野外活動 キャンプファイヤーの集い 薪セット　850円 トーチ棒　180円 灯油２Ｌ　200円 キャンドルの集い ロウソク（小）　10円 ロウソク（大）　160円 陶芸については作陶用粘土もあり（要相談）。
レザークラフト	キーホルダークレ	750円	
	コースター	320円	
	小銭入れ	1,000円	
	創作レザー	460円	
プラ板	シュリンクシート	220円	
	キーホルダー金具	130円	
	ブローチ金具	120円	
陶芸（絵付け）	素焼皿（小）	320円	
	素焼皿（大）	420円	
	素焼湯飲（小）	380円	
	素焼湯飲（大）	510円	
トールペイント	プラーク丸	630円	
	飾りレリーフ	900円	
絵手紙	絵手紙セット	140円	
	てん刻消しゴム	180円	
ガラス工芸	中皿	780円	
	マグカップ	630円	
焼き杉	杉板	900円	
	吊下用クサリ	180円	
ジェルキャンドル	セット	820円	

減免措置
●公の施設として実施する減免（島根県立青少年社会教育施設条例８条関係） ①身障者 身障者手帳所持者：半額相当免除（ただし重度障害者の介護者：全額免除） ②教育長が特別の理由があると認めるとき 教育長が特別の理由があると認めるとき：教育長が特別の理由があると認める額を減免

視点１：施設のKPI管理について

(1) 施設の設置目的

島根県立青少年社会教育施設条例第２条において、「青少年に学習及び交流の機会を提供することにより心身の健全な育成を図り、あわせて県民の教養及び文化の向上に資するため」とされている。

(2) KPIの管理・運営状況

KPIとして設定されているのは年間利用者数であり、事務事業評価シートには次のとおり記載されている。

KPI		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
年間利用者数	目標値	－	－	49,000人	49,000人	49,000人
	実績値	45,996人	48,890人	46,543人	49,414人	47,647人
	達成率	－	－	95.0%	100.8%	97.2%

※ H26年度とH27年度は目標値の設定なし。

定性的には、体験活動を通して公共心や協調性、コミュニケーション力等の醸成を図ること、体験活動の持つ有益性を保護者等に広めることができたことが評価されている。その他、新設したキッズスペースを活用したプログラムによる幼児を持つ利用者層の開拓や、閑散期に子ども対

象、家族対象の事業を追加実施したこと、成人対象事業の実施等が成果を得たとしている。

上記（1）設置目的に「青少年に学習及び交流の機会を提供する」ことが含まれており、当該KPIは適切に設定されている。

【サンレイク１-１（意見）】

KPIとしている利用者数は適切であるが、定性的に評価している体験活動の持つ有益性の浸透については、利用者アンケート結果を素点化する等により追加KPIとして定量的に評価が可能と考えられる。また、成人・企業へのプロモーションを成果としているが、この部分に対する利用者数の増減を計れば定量的な評価が可能と考えられる。当該指標についてもKPIとして設定し、当施設に対する評価をより具体的に測定すべきである。

また、事務事業評価において「課題」とされている事項と、「今後の方向性」とされている事項が２年連続で全く同じ文言となっており、内容的には３年以上前から同じ事項が「課題」として指摘されているにも拘らず、成果に結びつく解決策が示されていない。当施設が魅力度を増すために、いつ、何を、誰が、誰に対して、どのようなアプローチで実行するのか、より具体的な検討が望まれる。

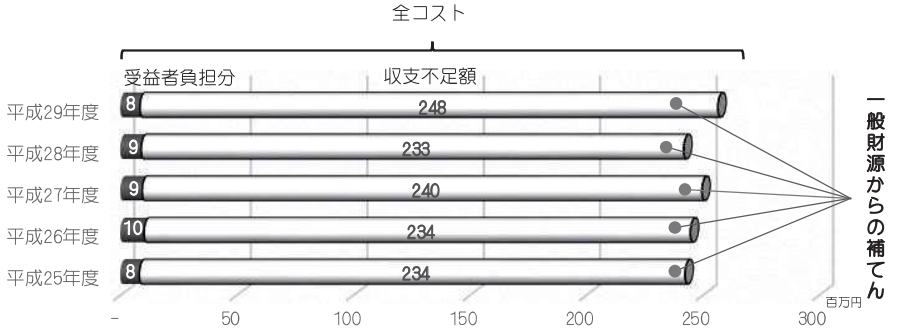
視点２：施設の収支状況について

（1）収支の現状

当施設の収支の状況は次のとおりである。

（単位：千円）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人に係るコスト	人件費	124,911	128,561	131,884	132,388	134,306
	退職給付関係費用	−10,491	−2,959	1,621	−8,990	−343
	小計	114,420	125,602	133,505	123,398	133,963
物に係るコスト	物件費	50,448	49,272	50,312	50,786	52,149
	維持修繕費	14,850	7,152	3,165	4,967	7,703
	減価償却費	62,753	62,753	62,753	62,753	62,753
	小計	128,051	119,177	116,230	118,506	122,605
その他のコスト	公債費（利息のみ）	−	−	−	−	−
	小計	−	−	−	−	−
①行政コスト　計		242,471	244,779	249,735	241,904	256,568
②利用料等の収入　計		8,270	10,285	9,482	9,036	8,495
①−②一般財源による補てん額		234,201	234,494	240,253	232,868	248,073



（2）当施設の受益者負担率の現状

当施設の受益者負担率の推移は次のとおり概ね３％～４％程度で推移しており、行政コストの96%以上を一般財源からの補てんにより運営されている。

第４章　外部監査の結果及び意見
21. 島根県立青少年の家

項目		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
コスト	A	244,779千円	249,735千円	241,904千円	256,568千円	（未確定）
利用者数	B	45,996人	48,890人	46,543人	49,414人	（未確定）
コスト／人	C=A/B	5,322円	5,108円	5,197円	5,192円	－
（うち、減価償却費）		62,753千円	62,753千円	62,753千円	62,753千円	（未確定）
利用料等収入	D	10,285千円	9,482千円	9,036千円	8,495千円	（未確定）
減免・免除額	E			22千円	30千円	16千円
収入／人	F=(D+E)/B	224円	194円	195円	173円	-
受益者負担率	F/C	4%	4%	4%	3%	－

(3) 利用料決定時の検討状況

条例に定められた利用料金の設定経緯については不明とのことであるが、近隣県の青少年社会教育施設と比較してほぼ同程度に設定されている（定額料金、シーツ代相当額負担の違いはある）。現在まで、消費税率の引き上げに伴って利用料基準額を改定した以外、特段の改定は行っていない。

(4) 受益者負担マトリクスにより導出した、あるべき受益者負担

必需性・公共性を基礎に、監査人が独自に設定した受益者負担マトリクスを用いて想定した当施設の総合的な受益者負担率は25%である。

受益者負担マトリクス	公共性分類	必需性分類	カテゴリ	受益者負担率 Should be
サン・レイク	A	III	AIII	25%

①公共性分類　→　区分A

設置目的は、社会教育法第３条を基に、条例第３条に「青少年に学習及び交流の機会を提供することにより心身の健全な育成を図り、あわせて県民の教養及び文化の向上に資する」こととされている。宿泊施設ではあるが、教科等に関連付けた活動体験プログラムの提供や社会教育主事の配置等、民間では提供困難な役割を担っているため公共性が高く、「公共的」とした。

②必需性分類　→　区分Ⅲ

青少年の学習等が目的とされているが、学校等による利用を義務付けられた施設ではないため、「必需性」は弱い。一方、学校での宿泊研修や部活動、スポーツ少年団の合宿や練習、企業の職員研修等、様々な関係機関や団体と連携しながら多様な体験活動が提供されており、県民にとって広く必要とされている施設でもあるため、「やや選択的」とした。

【サン・レイク２-１（意見）】

当施設は青少年の健全育成を目的とした社会教育施設であるため、県の施設として安価なサービスを県民に提供する責務があるとの見解は理解できるが、今後ますます厳しくなる県の財政状況を考えると、上記の受益者負担率Should be値との乖離は看過できない。現在、当施設の利用料は開設当初設定されてから事実上改定されておらず、県はコスト（建設費や運営費など）回収的なアプローチによる検討は現在まで具体的には行っていない。

現在の当施設の施設利用料は、中国地方の公立社会教育施設と比較して概ね大差はない一方、全国的には低いと言える。

	施設名		施設利用料＋実費	
			大人	小中高生
中国地方	島根県立青少年の家	県内	1,060円	170円 （160円※）
	島根県立少年自然の家	県外	1,600円	
	鳥取県船上山少年自然の家		920円	220円
	広島県立福山少年自然の家		1,000円	150円～200円
	広島市三滝少年自然の家		850円	410円
	山口県秋吉台青少年自然の家		450円	170円
その他	熊本県天草青年の家		820円	400円
	千葉県立鴨川青年の家		830円	300円
	大阪府立少年自然の家	府内	1,260円	730円
		府外	1,580円	880円
	福井県三方青年の家		560円～930円	290円～410円
	佐賀県波戸岬少年自然の家		430円	100円～210円
	愛知県旭高原少年自然の家		1,450円	720円
	川崎市青少年の家	県内	1,500円	300円～800円
		県外	2,250円	450円～1,200円
	浜松市青少年の家		1,050円	630円

※島根県立少年自然の家

仮に当施設の宿泊料を300円程度上げ、その他の利用料を10%～30%上げた場合、受益者負担率を７%～10%程度まで引き上げることが可能になろう。また、閑散期や平日に地元の高齢者をターゲットとした体験型の取組みの強化、グラウンドの有料化等によりさらに受益者負担率を引き上げることもできる。

いずれの公営社会教育施設も社会教育法第３条を基本に整備されているが、一方で、その運用は各施設で千差万別であることは上記の宿泊料の違いにも表れており、島根県の施設としてその特色を生かし、地元利用者や他県からの利用者をどのようにして増やすか、より具体的な措置により迅速に収支状況を改善することが望まれる。

視点３：施設設置の合理性、今後の修繕計画について

（1）設置・規模の合理性について

①施設設置の経緯

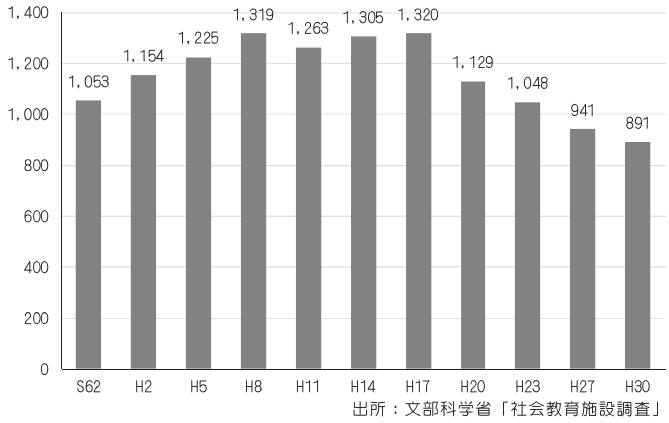
従来は松江市灘町に施設があったが、昭和58年に現在地への移転、建設方針が決定され、県が主体的に土地の造成及び建物を建設・設置することになった。

②設置・規模の合理性について

島根県立青少年社会教育施設条例第２条において、島根県立青少年社会教育施設として出雲市に島根県立青少年の家を、江津市に島根県立少年自然の家を設置することが規定されている。いずれも島根県民の教養及び文化の向上に資することが目的とされていることから、主な利用対象者は島根県民と考えられる。

第４章　外部監査の結果及び意見
21. 島根県立青少年の家

【サン・レイク３-１（意見）】
全国的な施設の設置数は次のとおりであり、ここ15年程度の減少傾向が特に顕著となっている。



出所：文部科学省「社会教育施設調査」

一方、隣県と比較した場合、島根県の社会教育施設数は必ずしも多い状況にない。

中国地方の青少年活動施設			
鳥取県	鳥取県立船上山少年自然の家	岡山県	井原市青少年研修センター
	鳥取県立大山青年の家		岡山県渋川青年の家
島根県	国立三瓶青少年交流の家		岡山県青少年教育センター閑谷学校
	島根県立青少年の家		岡山市立少年自然の家
	島根県立少年自然の家※		倉敷市少年自然の家
山口県	国立山口徳地青少年自然の家		国立吉備青少年自然の家
	山口県秋吉台青少年自然の家		高梁市青少年研修センター
	山口県由宇青少年自然の家	広島県	国立江田島青少年交流の家
	山口県油谷青少年自然の家		広島市似島臨海少年自然の家
	山口県十種ヶ峰青少年自然の家		広島市三滝少年自然の家
			福山市自然研修センター
出所：独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年活動場所ガイド」より「宿泊利用が可能な施設」を選択して抽出。なお、※印の島根県立少年自然の家は掲載がなかったため監査人が追加。			

当施設の最近５年間の当施設の利用者数は増加しているが、20年、30年スパンの長期的な利用者数はかなり減少していると思われ、中国地方においても、特に市町村立の施設については閉鎖や宿泊サービスの廃止等の措置を講じた施設もある。今後の人口動静や利用者数、必要性、ニーズ、運営コスト、追加設備投資額等を踏まえ、県内施設（少年自然の家）の統廃合も含めた抜本的な検討に着手すべきと考える。

(2) 今後の修繕計画の合理性について

①当施設の今後の設備投資に係る支出負担の長期的計画（推計値）

当施設の今後の修繕費用、大規模修繕費用、建替費用について、一定の仮定を用いた将来推計値は次のとおりである。

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	今後30年間の合計値
建物・修繕コスト予測推計値	3,148千円	3,148千円	3,148千円	3,148千円	787,016千円	1,662,177千円
	R6～R10年度	R11～R15年度	R16～R20年度	R21～25年度	R26～R30年度	今後30年間の平均値
	799,608千円	15,740千円	15,740千円	15,740千円	15,740千円	55,406千円

※ 一般的な建物にない部材・設備の費用を除く

当施設の場合、５年後には築32年に到達し、大規模修繕費用1,574百万円規模の負担が想定される。当施設を同規模のまま維持するか否かも含め、抜本的な検討が今後必要となる。

②現在の修繕計画の合理性について

総務部管財課と所管課が主体となって作成・運用している当施設の「維持保全計画」の内容に不合理な点はなく、優先度に応じた修繕計画が合理的に立案され、実施されている状況を確

認した。所管課や指定管理者が要望する修繕事項には経年劣化を原因とする管理宿泊棟、体育館の屋根の修繕（概算額42百万円）等、金額的な負担が大きいものも含まれるため、管財課では今後の当施設の修繕方法の検討を慎重に進めている。

視点４：管理・運営方法について

(1) 採用した管理形態の合理性について

当該施設に係るコストは、人件費の増加及び施設老朽化に伴う維持修繕費の増加等により制度導入前（H18年度）との比較では増加傾向にあるが、制度導入前後（H18年度・H19年度）の対比では、5,141千円（－７％）削減され、指定管理者制度の採用によるコスト削減の効果が確認できている。また管理全般を指定管理者に委託することにより、社会教育活動に専念できる環境が整い、より設置目的に適う活動が実現できている。

施設名称	指定管理者	コスト対比			
		平成18年制度導入前委託料	令和元年度指定管理料	差異	差異率
サン・レイク	北陽ビル管理株式会社	73,403千円	75,897千円	2,494千円	3.4%

当施設は公募方式による指定管理制度が採用されている。

【当施設に係る指定管理制度の概要】

指定管理者名		北陽ビル管理株式会社				
導入年度		平成19年度				
現在の指定期間		平成27年４月～令和２年３月				
公募・非公募		公募				
条例	募集方式	島根県立青少年社会教育施設条例第14条				
	選定基準	島根県立青少年社会教育施設条例第15条				
	管理の基準	島根県立青少年社会教育施設条例第15条				
	業務の範囲	島根県立青少年社会教育施設条例第13条				
指定管理料（決算額）		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		69,532千円	75,200千円	75,200千円	75,200千円	75,200千円
選定委員会設置要綱		令和元年度島根県立青少年の家指定管理者選定委員会設置要綱				
仕様書		島根県立青少年の家指定管理業務仕様書				
協定書		島根県立青少年の家の管理に関する基本協定書				

県は「指定管理者制度運用に係る共通ガイドライン」において、指定管理者の募集方法を原則公募としている。当施設は、原則どおり公募としており、採用した管理形態の合理性について特段の指摘又は意見を付すべき事項は発見していない。

(2) 指定管理者制度の運用手続の合理性について

島根県青少年社会教育施設条例第14条では、「委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。」とされている。この指定管理者制度の趣旨は、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成することにあるため、競争性の確保が求められる。この点、当施設の公募状況については、説明会には複数社参加するものの、指定管理者制度導入当初から一貫して申請書の提出は現在の指定管理者のみである状況が継続している。

県としては複数事業者からプロポーザルを受けることができるよう公募期間を60日間としているが、現状では効果を得られていない。なお、指定管理者の申請が単独となった場合でも選定委員会の各選定委員の評価点の平均点が満点の60%を下回る場合は、指定管理候補者として選定しない旨が別途規定されている。

指定管理期間	平成22年度～	平成27年度～	令和２年度～
説明会出席	４社	２社	１社
申請書提出	１社	１社	１社
決定	１社	１社	１社

また、当施設には県の常駐職員（所長１名、事務職員２名、社会教育主事７名）が配置され、指定管理者とともに運営にあたっている。

【サン・レイク４-１（意見）】

指定管理者制度を導入しても、申請者が継続して１社しかない状況が継続した場合、当該制度を採用する意味が失われることになる。当施設の指定管理に係る現地説明会には複数社参加することもあるが、申請者は現在の指定管理者のみの状況が継続している。また、現地説明会参加者に対し、県は申請しなかった理由等のヒアリングは行っていない。説明会参加者は、少なくとも当施設の管理運営に関心を示していると思われ、県は申請しなかった理由等のヒアリングを行い、次回の公募手続きに活かすなど、競争性を確保し、より質の高い管理運営になるよう工夫されたい。

【サン・レイク４-２（意見）】

常駐職員のうち、事務職員は指定管理者とともに運営にあたっている。この点、県の所管課との連携が容易になる一方、一般的に県の事務方職員と指定管理者との業務が重複する可能性がある。当施設における管理運営業務について質問したところ、殆どの回答は指定管理者から得ることができた。人手不足、コスト削減要請、働き方改革等により、業務の抜本的な改革を行う努力が求められる昨今、当施設においても現在の受益者負担率を鑑みれば、例えば次のような業務分掌の変更と、指定管理者への業務移管等により生じた余剰リソースを他の部署に転換・活用できないか、積極的に検討を開始すべきと考える。

【業務分掌見直しの検討】

職員区分	分掌事務	分掌変更案
職員①	1 所内事務の総括に関すること	
	2 職員の身分、任免及び服務に関すること	
	3 人事評価・行政評価に関すること	
	4 職場の衛生管理に関すること	指定管理者へ
	5 青少年の家の指定管理に関すること	
	6 防災及び危機管理に関すること	指定管理者へ
	7 職員研修に関すること	
	8 本庁をはじめとする所内外の連絡・調整及び渉外に関すること	
	9 運営委員会に関すること	
	10 栄典・表彰に関すること	指定管理者へ
	11 公務災害・労働災害に関すること	指定管理者へ
	12 物品分任出納員事務に関すること	指定管理者へ
	13 特定個人情報等保護担当者に関すること	
	14 文書取扱主任、公印取扱主任に関すること	
	15 業務遂行を通じた部下の人材育成に関すること	
職員②	1 予算の執行・決算に関すること	
	2 予算要求に関すること	
	3 歳入歳出外現金の取り扱いに関すること	
	4 青少年の家の指定管理に関すること	重複
	5 行政財産の貸付及び目的外使用許可に関すること	指定管理者へ
	6 情報公開に関すること	県庁職員へ
	7 会計監査・検査に関すること	指定管理者へ
	8 特定個人情報等事務取扱担当者に関すること	重複
	9 物品取扱主任及び物品の管理に関すること	指定管理者へ
	10 エコリーダーに関すること	指定管理者へ
嘱託職員①	1 総務担当に係る各種調査に関すること	指定管理者へ
	2 決算事務の補助に関すること	重複
	3 行政財産の貸付及び目的外使用許可に関すること	指定管理者へ
	4 収入・支出事務に関すること（各種使用料収入、指定消耗品の発注、資金計画のシステム入力）	指定管理者へ
	5 嘱託職員の給与・諸手当・年末調整に関すること	
	6 情報発信の補助に関すること（FACE BOOK作成、所報発行）	
	7 職員の福利厚生に関すること	
	8 その他庶務一般に関すること	
嘱託職員② 嘱託職員③	1 公用車の運転に関すること	指定管理者へ
	2 庁舎の営繕等に関すること	指定管理者へ

一方、社会教育主事の業務については、研修メニューの作成や利用団体との打ち合わせや広報活動、インターン対応や主催事業の企画・運営等多岐に亘り、指摘事項等を発見することができなかったが、同様に業務内容の効率化、多能工化（場合によっては事務職との兼務も含め）、教員OBの再任用による知識・経験の有効活用の拡大等について検討を開始し、人件費の圧縮により受益者負担率の改善を目指すことは必要である。

(3) 施設の日常的管理・運営について

当施設には県の常駐職員（所長１名、事務職員２名、社会教育主事７名）が配置され、指定管理者とともに運営にあたっている。このため、当施設において両者に日々の運営・管理状況と県のモニタリング状況について確認を行った。

【指定管理者の日々の運営・管理の状況と県のモニタリング状況】

監査要点等			指定管理者の管理状況	県のモニタリング状況	備考
現金管理	収支経理管理（残高含む）	協定書第24条(3)(4)	３種類の現金出納帳（施設使用料出納帳、管理料現金出納帳、食堂現金出納帳）を作成し、日次で金種表を作成して出納帳と照合している。	業務報告書レベルで収支状況を確認しているが、支出管理簿を確認することは行っていない。現金や証憑類の確認も行っていない。	【サン・レイク４-３（意見）】を参照。
	減免・免除	条例第８条、条例施行規則第６条	利用者から提出された島根県青少年の家宿泊使用料減免申請書を担当者が確認後、上席者が承認している。	条例、仕様書に則り減免事務が正しく行われているか否かについて現場確認等は行っていない。	【サン・レイク４-４（意見）】を参照。
物品管理（県所有分）	取得・処分	協定書第６条、第24条(6)、第42条仕様書第2.1	取得する場合には現物にシールを貼付した上で、処分する場合には当該シールを確認した上で物品管理台帳を更新している（県職員が常駐しているため県が直接管理）。昨年度、物品管理台帳の現物実査を行っているが、破損したものも廃棄していないため、台帳に残存させている。	指定管理者からの報告に基づいて県の資産台帳を更新しているが、現物の所在確認等についてはモニタリングしていない。	【サン・レイク４-５（指摘事項）】を参照。
人的管理	再委託	協定書第16条	再委託先の明細は毎年度当初に事業計画書にて県に委託業務名と委託業務先を報告している。	提出された報告書を査閲し、委託事務の合理性を確認している。	
	人員体制等	協定書第８条仕様書第３	年度当初に提出する事業計画書にて人員体制について県に報告している。	提出された報告書を査閲し、人員体制の合理性を確認している。	
施設管理	老朽化安全性ライフサイクルコスト	協定書第17条	管理施設の点検状況については、「施設管理日誌」を作成して日常的に管理している。また外注している浄化槽保守管理の業務については外注先から月に１回報告を受けており、先方と内容確認を行っている。	管理施設の点検等について、施設側に問題がある場合には指定管理者から都度連絡があり協議を行っている。	
報告事項	業務報告	協定書第25条	毎月、業務報告書を県に提出して報告している。	業務報告書を査閲し、不明点等については電話・メール・面談により確認している。	
	事業報告	協定書第26条、第27条	毎年度５月末までに事業報告書を提出して報告している。	事業報告書を査閲し、内容を確認している。	

第４章　外部監査の結果及び意見
21. 島根県立青少年の家

【サン・レイク４-３（意見）】
　収支経理管理について、県は業務報告書の確認のみで、収支管理簿（現金出納帳）や指定管理者の帳簿の査閲による確認は行っていない。当該手続のみでは、収支に指定管理外の経費の混入等の事実があったとしても把握することができないため、手続として不十分である。このため、少なくともサンプルベースで指定管理者の収支管理簿や帳簿を査閲し、不合理な点がないか否かについて心証を得る手続を追加すべきである。

【サン・レイク４-４（意見）】
　減免規定が適切に運用されているかについて、県は減免対象人数等の確認を行うのみで、減免申請書等の確認は行っていない。申請書が多いため確認ができないとのことであるが、牽制のため、サンプルベースでも申請書の現物を確認し、減免対象人数、減免額に不合理な点がないか否かについて、少なくとも年に一度は心証を得る手続を追加すべきである。

【サン・レイク４-５（指摘事項）】
　現場視察の際、破損して使用不能となった物品の一部が廃棄されずにそのまま残存しているとの説明を受けた。物品管理については、会計規則84条に物品の善管注意義務が規定されており、また102条１項に「物品のうち機能の減退その他の事由により使用に耐えなくなったものがあるときは、速やかに不用品決定調書により不用の決定をし、処分について支出負担行為担当者又は契約担当者に必要な措置を請求するとともに、物品払出調書により出納機関に通知しなければならない」とされているため、当該規定に沿った処理を速やかにとるよう、改善されたい。

22. 島根県立少年自然の家

施設名	島根県立少年自然の家
所管課	教育庁　社会教育課
施設のホームページ	https://www.pref.shimane.lg.jp/shonenshizen/

〈施設概要〉

項　目	内　容
所在地	島根県江津市松川町太田610
施設設置の基本条例	島根県立青少年社会教育施設設置条例・施行規則
建物概要	鉄骨造平屋建（管理研修棟・食堂浴室棟・体育館）　木造平屋建（宿泊棟・ケビン棟・第１炊飯棟）　鉄筋２階建（創作棟）　鉄筋コンクリート（電気室LPG庫・ブロアー庫・ポンプ庫・循環ろ過装置建屋）
建築年月	S50.1月（管理・食堂・宿泊棟）S51.12（体育館・研究棟） H7.7（現在の管理研修棟・食堂浴室棟）Ｈ８（現在の宿泊棟）
施設概要	管理研修棟・食堂浴室棟・体育館・宿泊棟・ケビン棟・第１炊飯棟・創作棟・電気室LPG庫・ブロアー庫・ポンプ庫・循環ろ過装置建屋
設置目的	学校家庭では得がたい体験活動により心身ともにたくましい少年を育成することを目的
敷地面積	133,280㎡
延床面積	5,991.68㎡
管理形態	県直営
主な開館時間	９：00～22：00　※24時間（宿泊を伴う場合）
開館日数	306日（H30年度）
定休日	月曜日（入所者等により変動有り）
外観、内観等	     
貸室の場合部屋数	研修室ほか７・体育館１・宿泊棟６・ケビン棟12

〈利用・運営状況〉

項　目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数※	14,766人	15,467人	14,258人	14,827人	14,147人
利用者満足度アンケート	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり
利用者の要望、クレーム収集	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり
施設別の収入合計	5,283千円	4,618千円	4,559千円	3,938千円	未集計
施設別のコスト合計	128,959千円	121,540千円	128,303千円	126,822千円	未集計

※実際に入所した人数（宿泊実数と日帰り実数の計）

第４章　外部監査の結果及び意見
22. 島根県立少年自然の家

〈利用料〉

※宿泊する場合

区分	高校生以下	全額減免対象者	県内		県外	
１人１泊当たり	無料		成人	１/２減免対象者	成人	１/２減免対象者
			1,060円	530円	1,600円	800円
シーツ代	160円		施設使用料金に含む			

※日帰り利用の場合（宿泊する場合には全て無料で使用可能）

区分	９時～12時	13時～17時	18時～22時	９時～17時	13時～22時	９時～22時	備考
第１研修室	1,360円	1,830円	1,830円	3,190円	3,660円	5,020円	
第２研修室	880円	1,190円	1,190円	2,070円	2,380円	3,260円	
第３研修室	390円	520円	520円	910円	1,040円	1,430円	
体育館	１時間につき1,270円						

区分	９時～12時	13時～17時	９時～17時	備考
第２ホール	1,260円	1,690円	2,950円	
創作室	950円	1,280円	2,230円	
第４研修室	620円	830円	1,450円	
第５研修室	620円	830円	1,450円	
各宿泊棟	2,870円	3,850円	6,720円	
地球棟	820円	1,120円	1,940円	

※活動教材費

活動名		品名		料金
火おこし体験		１班の体験につき		100円
やぐらづくり		１基につき		300円
キャンプファイヤー		割木（１束）		200円
		灯油（1.8L）		170円
		トーチ（着火剤１個）		40円
キャンドルの集い 光の芸術		ロウソク（１本） ※１作品50本以上		10円
野外炊飯 バーベキュー		割木（１束） 木炭（１kg）※１班につき３kg必要		200円 250円
手打ちうどん		うどんゆがきはガス釜と釜戸の方法あり		割木１束200円
創作活動	陶芸	宮内釜にて粘土からの制作	子ども	1,100円
		※作品の送料は着払い	大人	1,650円
	竹工作	ウグイス笛、ブンブンごま、竹鉄砲		各100円
	木工作	ペンダント		100円
	その他	目玉っちキーホルダー どんぐり松ぼっくり工作 森の写真立て 森のかべかけ 草花のたたき染め		各100円
		オリジナル缶バッジ		150円
		みんなDE森のカレンダー		2,000円

減免措置
● 公の施設として実施する減免（島根県立青少年社会教育施設条例８条関係） ①身障者 身障者手帳所持者：半額相当減免（ただし重度障がい者の介護者：全額免除） ②教育長が特別の理由があると認めるとき 教育長が特別の理由があると認めるとき：教育長が特別の理由があると認める額を減免

視点１：施設のKPI管理について

(1) 施設の設置目的

島根県立青少年社会教育施設条例第２条において、「青少年に学習及び交流の機会を提供することにより心身の健全な育成を図り、あわせて県民の教養及び文化の向上に資するため」とされている。

(2) KPIの管理・運営状況

KPIとして設定されているのは研修者数であり、事務事業評価シートには次のとおり記載されている。

KPI		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
年間研修者数	目標値	－	－	27,000人	27,000人	27,000人
	実績値	27,709人	28,442人	26,981人	26,371人	25,074人
	達成率	－	－	99.9%	97.7%	92.9%

※ H26年度とH27年度は目標値の設定なし。

定性的には、体験活動を通して公共心や協調性、コミュニケーション力等の醸成を図ること、体験活動の持つ有益性を保護者等に広めることができたことが評価されている。また、プログラムの工夫（少人数での炊飯活動対応）や親子を対象としたミニキャンプを企画したことが成果を得たとしている。

上記（1）設置目的に「青少年に学習及び交流の機会を提供する」ことが含まれており、当該KPIは適切に設定されている。

【少年自然の家１-１（意見）】

KPIとしている研修者数は適切であるが、定性的に評価している体験活動の持つ有益性の浸透については、利用者アンケート結果を素点化する等により追加KPIとして定量的に評価が可能と考えられる。また、成人・企業へのプロモーションを課題として認識しているが、この部分に対する利用者数も追加KPIとして設定すれば定量的な評価が可能と考えられる。上記指標についてもKPIとして設定し、当施設に対する評価をより具体的に測定すべきである。

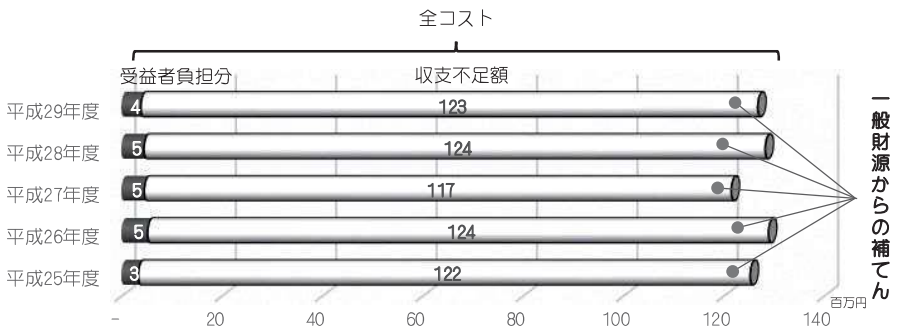
視点２：施設の収支状況について

（1）収支の現状

当施設の収支の状況は次のとおりである。

（単位：千円）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人に係るコスト	人件費	61,572	64,096	63,700	62,968	62,996
	退職給付関係費用	－153	－1,366	－3,550	－3,853	－147
	小計	61,419	62,730	60,150	59,115	62,849
物に係るコスト	物件費	28,458	30,954	28,894	27,473	28,240
	維持修繕費	11,516	8,499	5,689	14,915	8,959
	減価償却費	23,917	26,568	26,597	26,597	26,597
	小計	63,891	66,021	61,180	68,985	63,796
その他のコスト	公債費（利息のみ）	－	208	210	203	177
	小計	－	208	210	203	177
①行政コスト　計		125,310	128,959	121,540	128,303	126,822
②利用料等の収入　計		3,435	5,283	4,618	4,559	3,938
①－②－般財源による補てん額		121,875	123,676	116,922	123,744	122,884



第４章　外部監査の結果及び意見
22. 島根県立少年自然の家

(2) 当施設の受益者負担率の現状

当施設の受益者負担率の推移は次のとおり概ね３％～４％程度で推移しており、行政コストの96%以上を一般財源からの補てんにより運営されている。

項目		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
コスト	A	128,959千円	121,540千円	128,303千円	126,822千円	（未確定）
利用者数	B	27,339人	28,442人	26,981人	26,371人	（未確定）
コスト／人	C=A/B	4,717円	4,273円	4,755円	4,809円	－
（うち、減価償却費）		26,568千円	26,597千円	26,597千円	26,597千円	（未確定）
利用料等収入	D	5,283千円	4,618千円	4,559千円	3,938千円	（未確定）
減免・免除額	E	46千円	53千円	60千円	52千円	38千円
収入／人	F=(D+E)/B	195円	164円	171円	151円	（未確定）
受益者負担率	F/C	4%	4%	4%	3%	－

(3) 利用料決定時の検討状況

条例に定められた利用料金の設定経緯については不明とのことであるが、近隣県の青少年社会教育施設と比較してほぼ同程度に設定されている（定額料金、シーツ代相当額負担の違いはある）。現在まで、消費税率の引き上げに伴って利用料基準額を改定した以外、特段の改定は行っていない。

(4) 受益者負担マトリクスにより導出した、あるべき受益者負担

必需性・公共性を基礎に、監査人が独自に設定した受益者負担マトリクスを用いて想定した当施設の総合的な受益者負担率は25%である。

受益者負担マトリクス	公共性分類	必需性分類	カテゴリ	受益者負担率 Should be
少年自然の家	A	III	AIII	25%

①公共性分類　→　区分A

設置目的は、社会教育法第３条を基に、条例第３条に「青少年に学習及び交流の機会を提供することにより心身の健全な育成を図り、あわせて県民の教養及び文化の向上に資する」こととされている。宿泊施設ではあるが、教科等に関連付けた活動体験プログラムの提供や社会教育主事の配置等、民間では提供困難な役割を担っているため公共性が高く、「公共的」とした。

②必需性分類　→　区分Ⅲ

青少年の学習等が目的とされているが、学校等による利用を義務付けられた施設ではないため、「必需性」は弱い。一方、学校での宿泊研修や部活動、スポーツ少年団の合宿や練習、企業の職員研修等、様々な関係機関や団体と連携しながら多様な体験活動が提供されており、県民にとって広く必要とされている施設でもあるため、「やや選択的」とした。

【少年自然の家２-１（意見）】

当施設は青少年の健全育成を目的とした社会教育施設であるため、県の施設として安価なサービスを県民に提供する責務があるとの見解は理解できるが、今後ますます厳しくなる県の財政状況を考えると、上記の受益者負担率Should be値との乖離は看過できない。現在、当施設の入館料は開設当初設定されてから事実上改定されておらず、県はコスト（建設費や運営費など）回収的なアプローチによる検討は現在まで具体的には行っていない。

現在の当施設の施設利用料は、中国地方の公立社会教育施設と比較して概ね大差はない一方、全国的には低いと言える。

	施設名		施設利用料＋実費	
			大人	小中高生
中国地方	島根県立少年自然の家 島根県立青少年の家	県内	1,060円	160円 （170円※）
		県外	1,600円	
	鳥取県船上山少年自然の家		920円	220円
	広島県立福山少年自然の家		1,000円	150円～200円
	広島市三滝少年自然の家		850円	410円
	山口県秋吉台青少年自然の家		450円	170円
その他	熊本県天草青年の家		820円	400円
	千葉県立鴨川青年の家		830円	300円
	大阪府立少年自然の家	府内	1,260円	730円
		府外	1,580円	880円
	福井県三方青年の家		560円～930円	290円～410円
	佐賀県波戸岬少年自然の家		430円	100円～210円
	愛知県旭高原少年自然の家		1,450円	720円
	川崎市青少年の家	県内	1,500円	300円～800円
		県外	2,250円	450円～1,200円
	浜松市青少年の家		1,050円	630円

※島根県立青少年の家

仮に当施設の宿泊料を300円程度上げ、その他の利用料を10%～30%上げた場合、受益者負担率を７%～10%程度まで引き上げることが可能になろう。また、閑散期や平日に地元の高齢者をターゲットとした体験型の取組みの強化、成人・企業団体への効果的なPRによりさらに受益者負担率を引き上げることもできる。

いずれの公営社会教育施設も社会教育法第３条を基本に整備されているが、一方で、その運用は各施設で千差万別であることは上記の宿泊料の違いにも表れており、島根県の施設としてその特色を生かし、地元利用者や他県からの利用者をどのようにして増やすか、より具体的な措置により迅速に収支状況を改善することが望まれる。

視点３：施設設置の合理性、今後の修繕計画について

（1）設置・規模の合理性について

①施設設置の経緯

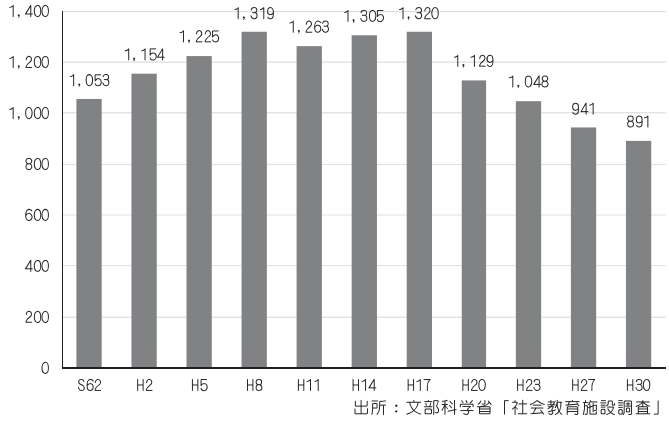
昭和47年に島根県教育委員会で「県立少年自然の家」の設置の方針及び江津市を設置場所とすることが決定され、昭和50年に開所された。

②設置・規模の合理性について

島根県立青少年社会教育施設条例第２条において、島根県立青少年社会教育施設として出雲市に島根県立青少年の家（サン・レイク）を、江津市に島根県立少年自然の家を設置することが規定されている。いずれも島根県民の教養及び文化の向上に資することが目的とされていることから、主な利用対象者は島根県民と考えられる。

第４章　外部監査の結果及び意見
22. 島根県立少年自然の家

【少年自然の家３-１（意見）】
全国的な施設の設置数は次のとおりであり、ここ15年程度の減少傾向が特に顕著となっている。



出所：文部科学省「社会教育施設調査」

一方、隣県と比較した場合、島根県の社会教育施設数は必ずしも多い状況にない。

中国地方の青少年活動施設			
鳥取県	鳥取県立船上山少年自然の家	岡山県	井原市青少年研修センター
	鳥取県立大山青年の家		岡山県渋川青年の家
島根県	国立三瓶青少年交流の家		岡山県青少年教育センター閑谷学校
	島根県立青少年の家		岡山市立少年自然の家
	島根県立少年自然の家※		倉敷市少年自然の家
山口県	国立山口徳地青少年自然の家		国立吉備青少年自然の家
	山口県秋吉台青少年自然の家		高梁市青少年研修センター
	山口県由宇青少年自然の家	広島県	国立江田島青少年交流の家
	山口県油谷青少年自然の家		広島市似島臨海少年自然の家
	山口県十種ヶ峰青少年自然の家		広島市三滝少年自然の家
			福山市自然研修センター

出所：独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年活動場所ガイド」より「宿泊利用が可能な施設」を選択して抽出。なお、※印の島根県立少年自然の家は掲載がなかったため監査人が追加。

最近５年間の当施設の利用者数は減少傾向にあり、20年、30年スパンの長期的な利用者数もかなり減少していると思われ、中国地方においても、特に市町村立の施設については閉鎖や宿泊サービスの廃止等の措置を講じた施設もある。

今後予想される利用者の減少、県の東西を結ぶ高速道路の開通、後述する修繕費等費用負担の増大、大田市にある国立三瓶青少年交流の家の動向等を踏まえ、島根県立青少年の家（サン・レイク）との統合を含めた抜本的な検討を開始すべきと考える。

（2）今後の修繕計画の合理性について

①当施設の今後の設備投資に係る支出負担の長期的計画（推計値）

当施設の今後の修繕費用、大規模修繕費用、建替費用について、一定の仮定を用いた将来推計値は次のとおりである。

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	今後30年間の合計値
建物・修繕コスト予測推計値	2,062千円	2,062千円	14,761千円	14,761千円	2,062千円	1,412,989千円
	R6～R10年度	R11～R15年度	R16～R20年度	R21～25年度	R26～R30年度	今後30年間の平均値
	433,379千円	200,886千円	22,213千円	652,261千円	68,545千円	47,100千円

※ 一般的な建物にない部材・設備の費用を除く

当施設の場合、９年後以降管理研修食堂棟、宿泊棟・渡り廊下が順次築32年に到達し、大規模修繕費用543百万円規模の負担が想定される。

②現在の修繕計画の合理性について

総務部管財課と所管課が主体となって作成・運用している当施設の「維持保全計画」の内容

に不合理な点はなく、優先度に応じた修繕計画が合理的に立案され、実施されている状況を確認した。所管課や指定管理者が要望する修繕事項には経年劣化を原因とする管理研修食堂棟の外壁、テラス床の修繕（概算額36百万円）、屋内運動場床の修繕（概算額16百万円）等、金額的な負担が大きいものも含まれるため、管財課では今後の当施設の修繕方法の検討を慎重に進めている。

【少年自然の家３-２（意見）】
旧本館は現在創作棟として利用されており、一部の設備（旧浴室等）は薪や創作部材の乾燥室や倉庫にしているが、老朽化が目立ち、安全性にも不安がある。さらに、体育館にも早急に修繕が必要な箇所が見受けられるが、修繕する場合の金額的負担は大きい。島根県内の公の社会教育施設としては大田市に国立三瓶青少年交流の家、出雲市には島根県立青少年の家（サン・レイク）が設置されており、今後の利用者数減少及び県東西をつなぐ高速道路の開通による交通の利便性向上などを考慮したうえで、施設の改廃及び閑散期の閉鎖等を含めた抜本的な検討が望まれる。

視点４：管理・運営方法について

(1) 採用した管理形態の合理性について
当施設は、利用の大半が小中高校生であり、小学校、中学校等の教育機関との密接な関係の中で運営を行うことが今後とも必要であり学校教育の一環であるとの観点で指定管理制度は導入せず、県直営施設とされている。
また、当施設は、所長を含む４名の社会教育主事と総務課という人員体制となっており、管理補助業務としての施設維持管理業務、施設運営補助業務、主催事業実施補助業務は公益財団法人しまね文化振興財団に対して随意契約で業務委託を行っている。

【少年自然の家４-１（意見）】
当施設は、上記で述べたように、あくまで学校教育の一環であるとの理由から指定管理者制度は導入せず、県直営施設とされている。
しかし、住民サービスの向上や経費削減を図る観点で設けられている指定管理者制度をあえて採用しないのであれば、採用しない根拠を明確にしておく必要がある。県は、直営の理由を学校教育の一環であるとしているが、一方で同種の施設である青少年の家（サン・レイク）は指定管理制度を採用しており、県の立場として一貫性に欠ける。また、社会教育施設の運営費は学校教育とは異なり、県の一般財源が基礎となっている点で事情が異なる。
以上より、サービス面及びコスト面の双方から直営とした場合と指定管理者制度を採用した場合とを再度比較し、処理を合わせることを検討されたい。

【少年自然の家４-２（意見）】
県は、当施設の管理補助業務について、公益財団法人しまね文化振興財団に対して随意契約による業務委託を行っている理由について、社会教育施設の整備管理は、教育研修プログラムに対応させて臨機応変に対応できるノウハウが必要であり、これができるのは昭和50年開所以来、長年、県と一緒になって学校教育における特別活動を担いながら施設の維持管理や運営業務、自然及び野外活動等の自主事業を行い、自然環境、施設設備について熟知している公益財団法人しまね文化振興財団の他にないとしている。
一般に随意契約とする際には、その必要性がある場合に限定されるべきである。従って、その原因が「特殊なノウハウや専門性」が本当に特定の団体に限定されるのか等について、他都市の事例や民間事業者へのサウンディングを行い、十分に検証し、当該検証の経緯や証跡を保存する必要がある。さらに、最終的には第三者委員会やワーキンググループ等により自治体等の特性を踏まえ、第三者委員会等による検討を経る等の手続も有効と考えられる。
県が本件について随意契約としている根拠は、地方自治法施行令第167条の２第２号において「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをする

とき」とされていることにあると考えられる。しかし、随意契約は同条において限定列挙されており、同条に合致するか否かは厳格に運用すべきと考えられ、ノウハウの蓄積は理解できるが、それのみで同条に合致しているとするには不十分で、むしろ当該課題解決のための施策やアイデアを入り口から遮断することの方が県民の利益に反すると考える。
　従って、「随意契約」とするに足る十分な根拠と手続を改めて具備するよう、或いは競争入札に変更するよう、運用を改められたい。また、そもそも上記≪直営にすることについて≫の問題もあるため、合わせて検討されたい。

(2) 施設の日常的管理・運営について
　当施設には県の常駐職員（所長１名、社会教育主事４名（所長含む））が配置され、委託先とともに運営にあたっている。このため、当施設において両者に日々の運営・管理状況と県のモニタリング状況について確認を行った。

【業務委託先の日々の運営・管理の状況と県のモニタリング状況】

監査要点等			指定管理者の管理状況	県のモニタリング状況	備考
現金管理	収支経理管理（残高含む）	契約書第7,8,9,10条	管理担当者が入金票・出金票を起票し、現金出納簿を作成している。現金は釣銭準備金を残し、原則毎日銀行に預け入れている。日次の現金出納帳は事務所長が最終確認して締め切る。	報告書レベルで収支状況を確認しているが、支出管理簿を確認することは行っていない。現金や証憑類の確認も行っていない。	【少年自然の家４-３（意見）】を参照。
	減免・免除	契約書第７条	利用者から提出された減免申請書を確認し、現場で人数や障害者手帳等を確認している。減免申請書綴りは月次毎に担当者が内容を確認し、課長がその合理性を確認している。	条例に則り減免事務が正しく行われているか否かについて現場確認等は行っていない。	【少年自然の家４-４（意見）】を参照。
物品管理（県所有分）	取得・処分	契約書第６条	取得する場合、処分する場合ともに稟議により実行し、現物にシールを貼付して物品管理台帳を更新する。物品の現物実査は行っていない。機材や窓ガラスが損壊することもあるが、利用者が児童であり、よほど悪質でない限り弁償は求めない。	委託先からの報告に基づいて県の資産台帳を更新しているが、現物の所在確認等についてはモニタリングしていない。	【少年自然の家４-５（指摘事項）】を参照。
人的管理	再委託	契約書第24条	－	直営のため再委託先はない。委託先は業務毎に金額基準等により入札、複数業者の相見積、随契等対応を変えている。	
	人員体制等		直営のため、仕様書で求められている資格者等の要件はない。社会教育主事が常勤で４名と嘱託職員５名が配置されている。	事務分掌表を作成し、人員体制の合理性を確認している。	
施設管理	老朽化 安全性 ライフサイクルコスト	契約書第６条	冒険の森、体育館、つどいの広場等個別に点検事項をチェックリスト化して毎週作成し、課長が最終確認している。 旧本館は現在創作棟として利用しており、一部の設備（旧浴室等）は薪や創作部材の乾燥室や倉庫にしているが、老朽化が目立ち、安全性にも不安が残る。	管理施設の点検等について、施設側に問題がある場合には委託先から都度報告があり協議を行っている。	【少年自然の家３-２（意見）】を参照。
報告事項	委託事務完了報告	契約書第15条	次年度５月末までに委託業務実施報告書および決算書をまとめ、運営委員会に報告している。	委託業務実施報告書および決算書を査閲し、内容を確認しているが、精査までは行っていない。	

【少年自然の家４-３（意見）】
収支経理管理について、県は業務報告書の確認のみで、収支管理簿（現金出納帳）や委託先の帳簿の査閲による確認は行っていない。当該手続のみでは、収支に委託先外の経費の混入等の事実があったとしても把握することができないため、手続として不十分である。このため、少なくともサンプルベースで委託先の収支管理簿や帳簿を査閲し、不合理な点がないか否かについて心証を得る手続を追加すべきである。

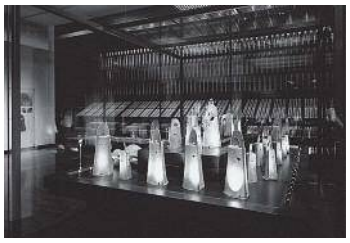
【少年自然の家４-４（意見）】
減免規定が適切に運用されているかについて、県としては減免申請書綴りを月次毎に担当者が内容を確認し、課長がその合理性を確認しているが、条例、仕様書に則り減免事務が正しく行われているか否かについて現場確認等は行っていない。牽制のため、サンプルベースでも条例、仕様書に則り減免事務が正しく行われているか否かについて確認し、少なくとも年に一度は心証を得る必要がある。

【少年自然の家４-５（指摘事項）】
現場視察の際、破損して使用不能となった物品の一部が廃棄されずにそのまま残存しているとの説明を受けた。物品管理については、会計規則102条１項に「物品のうち機能の減退その他の事由により使用に耐えなくなったものがあるときは、速やかに不用品決定調書により不用の決定をし、処分について支出負担行為担当者又は契約担当者に必要な措置を請求するとともに、物品払出調書により出納機関に通知しなければならない」とされているため、規則違反の状況にある。当該規定に沿って処理するよう。速やかに改善されたい。

23. 島根県立古代出雲歴史博物館

施設名	島根県立古代出雲歴史博物館
所管課	教育庁　文化財課
施設のホームページ	https://www.izm.ed.jp/

〈施設概要〉

項　目	内　容
所在地	島根県出雲市大社町杵築東99番地４
施設設置の基本条例	島根県立古代出雲歴史博物館条例
建物概要	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地上２階、一部地上３階、一部地下１階
建築年月	平成17年12月
施設概要	展示エリア、収蔵保管・学芸エリア、交流エリア、オープンエリア、管理・共用エリア
設置目的	歴史及び文化に関する資料を収集し、保管し、調査研究し、及び展示して、島根の特色ある歴史及び文化に関する情報を発信し、並びに学習及び交流の機会を提供することにより、県民の郷土に対する理解の増進及び地域の活性化を図り、もって県民の教養の向上並びに学術研究及び文化の発展に寄与するため
敷地面積	57,002㎡
延床面積	11,854.8m²（本館11,575.1m²※、体験工房155.1m²、その他124.6m²） ※本館詳細（展示エリア3,317m²、収蔵保管・調査研究エリア3,101m²、交流エリア273m²、オープンエリア1,085m²、管理・共用エリア3,799m²）
管理形態	指定管理　　公募　　メリットシステム
主な開館時間	午前９時から午後６時（11月～２月は午前９時から午後５時）
開館日数	353日
定休日	毎月第３火曜日（変更する場合あり）
外観、内観等	   
貸室の場合部屋数	該当なし

〈利用・運営状況〉

項　目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	285,088人	255,937人	242,734人	265,071人	240,946人
利用者満足度アンケート	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり
利用者の要望、クレーム収集	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり
施設別の収入合計	109,768千円	93,065千円	90,652千円	96,914千円	未集計
施設別のコスト合計	829,530千円	810,625千円	849,880千円	818,614千円	未集計

〈入館料〉

入館料				備考
常設展	通常料金	一般	620円	※常設展以外の企画展は別途入場料が必要 企画展と併せて常設展を観覧する場合には常設展の観覧料は半額 小中高生の学校教育活動での観覧は無料
		大学生	410円	
		小・中・高校生	200円	
	団体（有料入館者20名以上）	一般	490円	
		大学生	320円	
		小・中・高校生	160円	
	パスポート会員年会費（年間パス）	一般	1,500円	
		大学生	1,000円	
		小・中・高校生	500円	
企画展			個別設定	

減免措置
●公の施設として実施する減免（島根県立古代出雲歴史博物館条例14条、同施行規則４条関係） ①学校教育利用 引率教員：全額免除　生徒：全額免除 ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 身障者手帳等所持者：全額免除　　介護者：全額免除 ③教育委員会が特別の理由があると認める者：教育委員会が別に定める額 ④児童福祉週間（５月）　小中学生：全額免除 ⑤老人週間（９月）　高齢者：全額免除 ●入館者確保のための集客対策として実施する割引（島根県立古代出雲歴史博物館条例14条、同施行規則５条関係） ⑥他の観光施設等の管理者等と共同で発行する共通割引券を利用して観覧する場合 観覧優待（ミュージアムクーポン）：当施設は２割引、他の提携施設は施設ごとに定める割引 ⑦観覧優待制度 個別の提携先のメンバーに係る割引（提携先によって割引範囲が異なる）

視点１：施設のKPI管理について

(1) 施設の設置目的

島根県立古代出雲歴史博物館条例第２条において、「歴史及び文化に関する資料を収集し、保管し、調査研究し、及び展示して、島根の特色ある歴史及び文化に関する情報を発信し、並びに学習及び交流の機会を提供することにより、県民に郷土の対する理解の増進及び地域の活性化を図り、もって県民の教養の向上並びに学術研究及び文化の発展に寄与するため」とされている。

(2) KPIの管理・運営状況

KPIとして設定されているのは入館者数であり、事務事業評価シートには次のとおり記載されている。

KPI		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
入館者数	目標値	220,000人	220,000人	220,000人	220,000人	200,000人
	実績値	285,088人	255,937人	242,734人	265,071人	240,946人
	達成率	129.6%	116.3%	110.3%	120.5%	120.5%

その他の定量的な評価として、初来館者のうちアンケートで「何度も来たい」「もう一度来たい」との回答が80%である点、学芸業務の成果として企画展、特別展及び常設展期間限定展示を５回開催した点、博学連携プログラムにおける学校団体の利用が101校、5,700名の利用があった点、満足度アンケートにおける満足度が97%と非常に高い点を挙げている。また、マスコミや地元観光業者向け展示会の実施による地域向け情報発信の強化、世界遺産登録10周年の石見銀山関連特別展の石見銀山資料館との共同開催、出雲大社とのコラボツアー参加者6,132名獲得等を定性的な成果としている。

上記（1）設置目的に「島根の特色ある歴史及び文化に関する情報を発信し、並びに学習及び交流の機会を提供する」ことが含まれており、当該KPIは適切に設定されている。また、達成率の低

下に対する原因分析（出雲大社「平成の大遷宮」の効果の低下）、対応策の検討（県外や海外からの誘客に向けたPRの強化、地域との連携の強化等）、指定管理者への指導・協議も為されている。

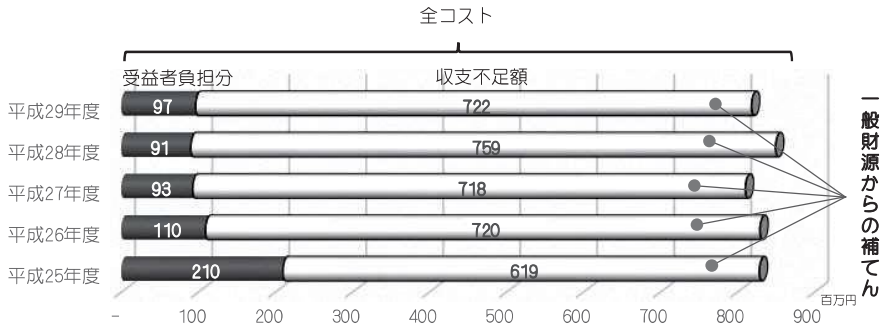
視点２：施設の収支状況について

(1) 収支の現状

当施設の収支の状況は次のとおりである。

（単位：千円）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人に係るコスト	人件費	246,038	228,832	213,672	217,978	220,077
	退職給付関係費用	−20,930	−5,464	−23,519	−6,096	−587
	小計	225,108	223,368	190,153	211,882	219,490
物に係るコスト	物件費	268,293	269,228	275,478	298,347	264,958
	維持修繕費	6,672	6,900	7,216	4,661	9,217
	減価償却費	197,016	197,016	197,016	197,016	197,016
	小計	471,981	473,144	479,710	500,024	471,191
その他のコスト	公債費（利息のみ）	131,730	133,018	140,762	137,974	127,933
	小計	131,730	133,018	140,762	137,974	127,933
①行政コスト　計		828,819	829,530	810,625	849,880	818,614
②利用料等の収入　計		210,243	109,768	93,065	90,652	96,914
①−②−般財源による補てん額		618,576	719,762	717,560	759,228	721,700



(2) 当施設の受益者負担率の現状

当施設の受益者負担率の推移は次のとおり概ね12%～15%程度で推移している。

項目		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
コスト	A	829,530千円	810,625千円	849,880千円	818,614千円	（未確定）
利用者数	B	285,088人	255,937人	242,734人	265,071人	240,946人
コスト／人	C=A/B	2,910円	3,167円	3,501円	3,088円	（未確定）
（うち、減価償却費）		197,016千円	197,016千円	197,016千円	197,016千円	（未確定）
入館料等収入	D	109,768千円	93,065千円	90,652千円	96,914千円	（未確定）
減免・免除額	E	15,625千円	13,848千円	13,688千円	16,391千円	11,845千円
収入／人	F=(D+E)/B	440円	418円	430円	427円	−
受益者負担率	F/C	15%	13%	12%	14%	−

参考までに、平成25年度は出雲大社の平成の大遷宮の影響で減免・免除額加算前の受益者負担率は約25%と高かった。

(3) 入館料決定時の検討状況

開館前、国内の47博物館の入館料について常設展と特別展の別に調査し、当該調査結果における最高水準の入館料を設定したとの説明を受けている。

(4) 受益者負担マトリクスにより導出した、あるべき受益者負担

必需性・公共性を基礎に、監査人が独自に設定した受益者負担マトリクスを用いて想定した当施設の総合的な受益者負担率は25%である。

受益者負担マトリクス	公共性分類	必需性分類	カテゴリ	受益者負担率 Should be
古代出雲歴史博物館	A	III	AIII	25%

①公共性分類　→　区分A

設置目的は、歴史及び文化に関する資料を収集、保管、調査研究、展示、学習・交流の場の提供による県民の郷土理解の増進及び地域の活性化にあるとされている。誘客施設であるが、県内遺跡から出土した銅剣、銅鐸等の国宝・重要文化財を保存する施設でもあるため民間設置は考えられず、「公共的」とした。

②必需性分類　→　区分Ⅲ

日常生活や余暇をより快適で充実したものにするために個人の価値観に応じて選択的に利用する施設であり、個人的な趣味やレクリエーションの場として利用するものである（人によって必要性が異なる）ため、「必需性」は弱い。一方、県民にとって馴染み深い「出雲大社」「出雲神話」をテーマとした博物館であり、県民にとって唯一無二の施設である。これらを勘案し、「やや選択的」とした。

【古代出雲歴史博物館２-１（意見）】

当施設は古代出雲をテーマにした、県全体、特に県東部エリアの代表的な観光資源の一つであるため、県の施設として安価なサービスを県民に提供する責務があるとの見解は理解できるが、今後ますます厳しくなる県の財政状況を考えると、上記の受益者負担率Should be値との乖離は看過できない。この点、他の類似施設と入館料を比較すると次のとおりとなる。

＜国内の主な博物館・資料館等＞

※	施設名称	設置者	入館料		延床面積	入館者数（概数を含む）
			一般	小中学生		
７位	島根県立古代出雲歴史博物館	島根県	620円	200円	11,854㎡	240,946人
１位	知覧特攻平和会館	南九州市	500円	300円	1,506㎡	359,000人
２位	長崎原爆資料館	長崎市	200円	100円	7,960㎡	705,314人
３位	鈴木大拙館	金沢市	310円	無料	631㎡	60,000人
４位	立佞武多の館	五所川原市	600円	250円	7,598㎡	111,134人
５位	福井県立恐竜博物館	福井県	730円	260円	15,000㎡	801,724人
６位	東京国立博物館	国立	620円	無料	71,642㎡	1,914,880人
８位	トヨタ産業技術記念館	民間	500円	200円	27,127㎡	430,000人
９位	広島平和記念資料館	広島市	200円	無料	11,975㎡	1,739,986人
10位	沖縄県平和記念資料館	沖縄県	300円	150円	10,180㎡	372,502人

※「口コミで人気！日本の博物館ランキング2019（TripAdvisor LLC）」よりベスト10を抽出

入館料については、国内の他の博物館と比して遜色ない水準にあるといえるが、入館者数は相対的に多いとはいえない。遷宮効果が薄れているとはいえ、当施設は観光資源として圧倒的な人気を誇る出雲大社に隣接している。またその他にも、日御碕、道の駅キララ多岐、島根ワイナリーは当施設よりも観光入込客延べ数が多い。これらの人気拠点の入込客を十分に当施設に呼び込めていない点は県も既に課題として挙げているが、効果的な措置が取れていない。

＜観光入込客延べ数（島根県観光動態調査より（暦年））＞

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
当施設	(A)	297,359人	253,937人	246,583人	265,250人
出雲大社	(B)	6,647,000人	6,076,000人	6,058,000人	6,040,000人
日御碕	(C)	1,221,555人	1,183,095人	979,830人	1,001,070人

出雲大社来場者に対する当施設来館者の割合	(A/B)	4.5%	4.2%	4.1%	4.4%
日御碕来場者に対する当施設来館者の割合	(A/C)	24.3%	21.5%	25.2%	26.5%

また県は、県内入館者数、さらに若年層の入館者数が伸び悩んでいることも課題として挙げており、館内展示の一部は出雲大社が縁結びの神であることについて関連書物を分かりやすく展示する一角が設けられている。出雲大社が若い女性層の参拝者を増やしている状況等を鑑みると、この層に十分にリーチできていない可能性があり、複数の博物館ランキング調査で高評価を得ている一方、ベンチマークとした施設には、小規模であっても増客に成功している施設もある。入館者を増やすため、より効果的なプロモーションを適時・戦略的に実行に移し、増客に努めることが望まれる。

視点３：施設設置の合理性、今後の修繕計画について

(1) 設置・規模の合理性について

①施設設置の経緯

昭和59年７月、荒神谷遺跡から358本の弥生時代の銅剣が出土した。さらに平成８年には加茂岩倉遺跡から39個の銅鐸が、平成12年には出雲大社境内遺跡から３本束ねの巨大柱など、貴重な文化財の発見が相次いだ。県は、国宝・重要文化財を含む数々の貴重な文化財の保存・活用を、課せられた大きな使命と捉え、これにふさわしい博物館を整備する方針を固めた経緯がある。

②設置・規模の合理性について

当施設は誘客対象エリアを県内に限定していないため、地域の人口その他の環境との関連性は薄い。また、同規模の博物館としては県内に唯一の存在（その他の歴史博物館・資料館は規模が著しく異なる）である。このため、設置・規模の合理性について特段の指摘又は意見を付すべき事項は発見していない

(2) 今後の修繕計画の合理性について

①当施設の今後の設備投資に係る支出負担の長期的計画（推計値）

当施設の今後の修繕費用、大規模修繕費用、建替費用について、一定の仮定を用いた将来推計値は次のとおりである。

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	今後30年間の合計値
建物・修繕コスト予測推計値	4,031千円	4,031千円	4,031千円	4,031千円	4,031千円	2,128,161千円
	R6～R10年度	R11～R15年度	R16～R20年度	R21～25年度	R26～R30年度	今後30年間の平均値
	20,153千円	20,153千円	1,023,774千円	1,023,774千円	20,153千円	70,939千円

※ 一般的な建物にない展示設備等にかかる費用を除く

当施設の場合、20年後には築32年に到達し、大規模修繕費用2,015百万円規模の負担が想定される。当施設を同規模のまま維持するか否かも含め、抜本的な検討が今後必要となる。

②現在の修繕計画の合理性について

総務部管財課と所管課が主体となって作成・運用している当施設の「維持保全計画」の内容に不合理な点はなく、優先度に応じた修繕計画が合理的に立案され、実施されている状況を確認した。当施設の「維持保全計画」は年度別に修繕の予定が区分されており、突発的な破損等がなければ計画的に修繕等の支出が為される。

視点４：管理・運営方法について

(1) 採用した管理形態の合理性について

当施設は設置当初から公募方式による指定管理制度を採用しており、効率的な管理・運営、プロモーション等に関するノウハウの蓄積ができていると評価している。

【当施設に係る指定管理制度の概要】

指定管理者名		ミュージアムいちばた				
導入年度		平成18年度				
現在の指定期間		平成28年４月～令和３年３月				
公募・非公募		公募				
条例	募集方式	島根県立古代出雲歴史博物館条例第６条第１項				
	選定基準	島根県立古代出雲歴史博物館条例第７条				
	管理の基準	島根県立古代出雲歴史博物館条例第７条				
	業務の範囲	島根県立古代出雲歴史博物館条例第５条				
指定管理料（決算額）		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		277,632千円	296,507千円	307,882千円	291,886千円	284,976千円
選定委員会設置要綱		島根県立古代出雲歴史博物館指定管理者候補選定委員会設置要綱				
仕様書		島根県立古代出雲歴史博物館指定管理者公募業務仕様書				
協定書		島根県立古代出雲歴史博物館の管理に関する基本協定書				

県は「指定管理者制度運用に係る共通ガイドライン」において、指定管理者の募集方法を原則公募としている。島根県立古代出雲歴史博物館は、原則どおり公募としており、採用した管理形態の合理性については特段の指摘等はない。ただし当施設の場合、指定管理者制度を採用していながら、県の常駐職員（館長１名、参与（非常勤）１名と事務職員５名（臨時職員含む）、学芸員14名、学芸部嘱託職員２名）が配置され、指定管理者とともに運営にあたっている状況にある。

【古代出雲歴史博物館４-１（意見）】

常駐職員のうち、事務職員は指定管理者とともに運営にあたっている。この点、県の所管課との連携は容易になる一方、一般的に県の事務方職員と指定管理者との業務が重なる事態が生じる可能性がある。当施設における管理運営業務について質問したところ、基本的な回答は指定管理者から得ることができた。人手不足、コスト削減要請、働き方改革等により、業務の抜本的な改革を行う努力が求められる昨今、当施設においても現在の受益者負担率を鑑みれば、例えば次のような業務分掌の変更・指定管理者への業務移管等により事務職員を必要最小限に抑え、これにより生じた余剰リソースを他の部署に転換・活用するなど、思い切った業務改善を進めるべきと考える。

【業務分掌見直しの検討】

職員区分	分掌事務	分掌変更案
職員①	1 博物館業務の全体調整に関すること	館長が兼務
	2 総務部の総括に関すること	
	3 博物館運営会議に関すること	
	4 指定管理者との連絡調整に関すること（総括、危機管理関係）	館長が兼務
	5 職員の服務に関すること	県庁職員へ
	6 研修に関すること	県庁職員へ
	7 業務遂行を通じた部下の人材育成に関すること	
	8 博物館業務の評価制度に関すること	
	9 博物館協議会に関すること（総括）	
	10 特定個人情報に関すること.（特定個人情報保護担当者）	
	11 公印の管理に関すること（公印取扱主任）	
	12 文書の取扱に関すること（文書取扱主任）	
	13 その他特命事項に関すること	
職員②	1 広報に関すること	指定管理者へ
	2 施設・設備の維持管理に関すること（緊急修繕）	指定管理者へ
	3 指定管理者との連絡調整に関すること（広報、誘客関係、施設の維持管理関係）	
	4 公印の管理に関すること（公印取扱副主任）	削除
	5 文書の取扱に関すること（文書取扱副主任）	削除

職員③	1 予算及び決算に関すること（管理運営事業（メンテナンス事業）関係、歳入、歳計外現金）	県庁職員へ
	2 施設・設備の維持管理に関すること	指定管理者へ
	3 カードキーの管理に関すること	
	4 指定管理者との連絡調整に関すること（施設・設備の維持管理（各種計画・報告関係含む））	県庁職員へ
	5 公有財産、物品、公用車の管理に関すること	指定管理者へ
	6 博物館協議会の庶務に関すること	指定管理者へ
	7「環境にやさしい率先実行計画」に関すること	指定管理者へ
	8 情報のセキュリティーに関すること	指定管理者へ
	9 行政視察に関すること	指定管理者へ
	10 特定個人情報に関すること（特定個人情報事務担当者（総務））	指定管理者へ
	11 メンテナンス事業に関すること	指定管理者へ
	12 公印の管理に関すること（公印取扱副主任）	
	13 文書の取扱に関すること（文書取扱副主任）	
職員④	1 予算及び決算に関すること（とりまとめ、管理運営（メンテナンス除く）、展覧会開催事業）	県庁職員へ
	2 指定管理者との連絡調整（広報・誘客関係、協定・仕様書・事業計画・事業報告・月次報告等）	県庁職員へ
	3 職員の給与・福利厚生に関すること	県庁職員へ
	4 嘱託職員、臨時職員に関すること	県庁職員へ
	5 庶務に関すること	指定管理者へ
	6 監査及び会計検査（出納局）に関すること	指定管理者へ
	7 文書管理事務に関すること	指定管理者へ
	8 条例、規則、規程に関すること	県庁職員へ
	9 特定個人情報に関すること（特定個人情報事務担当者）	指定管理者へ
	10 県外展に関すること（関連予算事務を含む）	学芸員へ
	11 公印の管理に関すること（公印取扱副主任）	削除
	12 文書の取扱に関すること（文書取扱副主任）	削除

一方、学芸員の業務については、収蔵庫の管理・運営や常設展・企画展の展示物の企画・運営・管理映像編集、他館との打ち合わせや広報活動、インターン対応や体験工房・主催事業の企画・運営等多岐に亘り、指摘事項等を発見することができなかったが、学芸部には16名（内２名嘱託職員）も在籍しているため、同様に業務内容の効率化、多能工化（場合によっては事務職との兼務も含め）、学芸員OBの再任用による知識・経験の有効活用の拡大等について検討を開始し、県費を大幅に削減することにより受益者負担率の改善につなげることが必要と考える。

(2) 指定管理者の公募手続の合理性について

当施設は、指定管理制度運用に係る共通ガイドライン（島根県総務部人事課・財政課平成16年９月21日制定令和元年５月16日最終改正）に基づき、適切に手続が為されている。

ただし、指定管理者制度導入当初は説明会には複数社参加していたが、当初指定管理者の業務実績期間が長くなると、次回の指定管理期間における指定管理者制度現地説明会の出席者数が減少している。

指定管理期間	H18年～	H23年～	H28年～	備考
説明会出席	28社	2社	―	申請書の提出社数、複数社でJVを形成している場合にはJV単位でカウントしている。
申請書提出	2社	1社	1社	
決定	1社	1社	1社	

また、指定管理決定後の公募額と応募額の対比は次のとおりとなっており、競合が不在の場合には応札率が高くなっている。

（単位：千円）

指定管理期間	H18年～	H23年～	H28年～
公募額	1,272,600	1,381,880	1,436,395
応募額	1,241,153	1,374,360	1,436,394
応札率	97.5%	99.5%	100.0%

県としては複数事業者からプロポーザルを受けることができるよう公募期間を60日間としているが、現状では効果を得られていない。なお、指定管理者の申請が単独となった場合に選定委員会の各選定委員の評価点の平均点が満点の60%を下回る場合、または選定委員の過半数の同意

が得られない場合には指定管理候補者として選定しない旨が別途指定されている。

(3) 施設の日常的管理・運営について

当施設は指定管理者が日々の運営・管理状況を行っているため、日々の運営・管理状況は指定管理者に確認し、県にはそのモニタリング状況について確認を行った。

【指定管理者の日々の運営・管理の状況と県のモニタリング状況】

監査要点等			指定管理者の管理状況	県のモニタリング状況	備考
現金管理	収支経理管理（残高含む）	協定書第25条、第32条	観覧料は全て窓口にて収受され、レシートを基に作成した「観覧料売上日報」は館長、総務部長、学芸部長、支配人が確認し押印する。小口現金については週に１回「準備金 金庫残高確認表」（金種表含む）が作成され、２名で残高の一致を確認した上で上席者が「小口現金出納帳」を確認している。	常駐している県担当者が日々の出納締め結果について報告を受けている。	
	減免・免除	協定書第９条(1)、仕様書４(2)	利用者から事前に提出された減免申請書を確認し、現場で人数や障害者手帳等を確認している。減免内容の合理性については館長、総務部長及び学芸部長が定期的に確認している。	常駐している県担当者が報告を受けながら確認をしている。	
物品管理（県所有分）	取得・処分	協定書第22条、６条	県職員と指定管理者が同じ事務所内で業務を行っているため、取得や廃棄の協議はその都度県が直接行い、指定管理者に通知する。 協議の上廃棄を決定した物品については不用品決定調書を作成し、管理物品一覧を更新する。収蔵品については「資料管理データベースシステム」により管理している。物品・収蔵品いずれも現物との定期的な照合は実施していない。	県が直接行うため、モニタリングはない。	【古代出雲歴史博物館４-２（意見）】を参照。
人的管理	再委託	協定書第17条	再委託先の明細は毎年度当初に県に委託業務名と委託業務先を報告している。	毎年度当初及び必要に応じて報告を受け、委託事務の合理性を確認している。	
	人員体制等	協定書第24条仕様書３	人員体制については毎年度「指定管理者運営組織図」「業務分担」として県に報告している。	提出された報告書を査閲し、合理性を確認している。	
施設管理	老朽化 安全性 ライフサイクルコスト	協定書第18条	施設の点検保守業務については全て再委託しており、委託先から業務内容に応じて報告を受け、内容の確認を行っている。	常駐している県担当者が指定管理者から報告を受け、都度協議している。	
報告事項	業務報告	協定書第26条	毎月、翌月10日頃に業務報告書を県に提出して報告している。	業務報告書を査閲し、不明点等については電話・メール・面談により確認している。	
	事業報告	協定書第27条	毎年度５月末までに事業報告書を提出して報告している。	事業報告書を査閲し、内容を確認しているが、精査までは行っていない。	

【古代出雲歴史博物館４-２（意見）】

物品管理については、会計規則84条に物品の善管注意義務が規定されている。このため、物品管理台帳の合理性、即ち現物の実査は定期的に行われるべきであり、現物の実査が全くなされていない状況は同規定遵守上問題がある。県が直接現物確認手続を行うか、指定管理者に物品の現物確認を求め、当該結果を、確認する手続のいずれかは必要である。

24. 島根県立古墳の丘古曽志公園

施設名	島根県立古墳の丘古曽志公園
所管課	教育庁　文化財課　文化財グループ
施設のホームページ	http://www.mishimane.co.jp/15.html

〈施設概要〉

項　目	内　容
所在地	島根県松江市古曽志町562－１
施設設置の基本条例	島根県立古墳の丘古曽志公園条例
建物概要	管理棟　RC造　平屋建 野外ステージ　鉄筋コンクリート造・鉄骨造　平屋建
建築年月	平成３年３月
施設概要	管理棟、野外ステージ
設置目的	古代の文化遺産の保存と活用を図り、県民の古代文化についての理解と認識を深めるため
敷地面積	43,937.69㎡
延床面積	674.28㎡
管理形態	指定管理　　公募
主な開館時間	９：00～17：00
開館日数	365日
定休日	該当なし
外観、内観等	 
貸室の場合部屋数	野外ステージ１

〈利用・運営状況〉

項　目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	不明	不明	不明	不明	不明
利用者満足度アンケート	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり
利用者の要望、クレーム収集	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり
施設別の収入合計	25千円	20千円	15千円	31千円	未集計
施設別のコスト合計	28,893千円	28,716千円	29,289千円	28,584千円	未集計

〈使用料〉

１．施設使用料

区分		使用料の額
野外ステージ	入場料を徴収する場合	１時間につき　1,910円
	入場料を徴収しない場合	１時間につき　　930円

２．設備使用料

区分	使用料の額
照明設備	１時間につき　630円
映像設備及び音響設備	１時間につき　840円 （音響設備のみを使用する場合には200円）

視点１：施設のKPI管理について

(1) 施設の設置目的

島根県立古墳の丘古曽志公園条例第２条において、「古代の文化遺産の保存と活用を図り、県民の古代文化についての理解と認識を深めるため」とされている。

(2) KPIの管理・運営状況

KPIとして設定されているのは事故発生件数であり、事務事業評価シートには次のとおり記載されている。

KPI		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
事故発生件数	目標値	0件	0件	0件	0件	0件
	実績値	0件	0件	0件	0件	0件
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

【古曽志公園１-１（意見）】

上記（1）の「古代の文化遺産の保存と活用を図り、県民の古代文化についての理解と認識を深める」という目的に鑑みると、KPIとしている事故発生件数は目的整合性の点で適切ではないと考えられる。確かに、公園という側面を考慮すれば事故発生件数も最低限必要な要素であると考えられるが、県民の古代文化への理解・知識の浸透については、利用者アンケート結果を素点化する等により追加KPIとして定量的に評価が可能と考えられる。上記指標についてもKPIとして設定し、当施設に対する評価をより具体的に測定すべきである。

視点２：施設の収支状況について

(1) 収支の現状

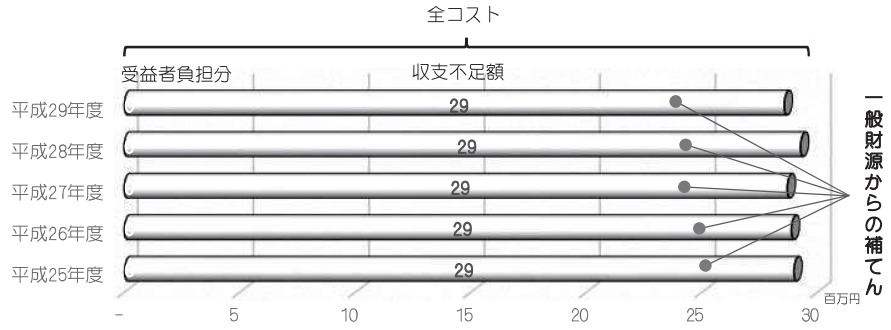
当施設の収支の状況は次のとおりである。

（単位：千円）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人に係るコスト	人件費	1,618	1,565	2,141	2,435	2,220
	退職給付関係費用	－５	－46	－118	－128	－５
	小計	1,613	1,519	2,023	2,307	2,215
物に係るコスト	物件費	3,067	3,204	3,678	3,478	3,807
	維持修繕費	2,045	1,892	737	1,226	284
	減価償却費	22,278	22,278	22,278	22,278	22,278
	小計	27,390	27,374	26,693	26,982	26,369
その他のコスト	公債費（利息のみ）	－	－	－	－	－
	小計	－	－	－	－	－
①行政コスト　計		29,003	28,893	28,716	29,289	28,584
②利用料等の収入　計		38	25	20	15	31
①－②－般財源による補てん額		28,965	28,868	28,696	29,274	28,553

第４章　外部監査の結果及び意見

24. 島根県立古墳の丘古曽志公園



(2) 当施設の受益者負担率の現状

当施設は受益者負担率の推移は次のとおり概ね0.1%程度で推移している（使用料を徴収するのは野外ステージのみ）。

項目		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
コスト	A	28,893千円	28,716千円	29,289千円	28,584千円	（未確定）
利用者数	B	※利用者数の集計をとっていない				
（うち、減価償却費）		22,278千円	22,278千円	22,278千円	22,278千円	（未確定）
使用料等収入	D	25千円	20千円	15千円	31千円	（未確定）
減免・免除額	E	－	－	－	－	（未確定）
受益者負担率	(D+E)/A	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	－

(3) 使用料決定時の検討状況

開設時には、県内の類似施設（万葉公園和風野外音楽堂、川本町野外音楽堂）を参考にし、野外ステージの施設使用料及びその付属設備の設備使用料を決定した。その後は、物価の上昇や消費税増税などにより料金改定を行っている。

(4) 受益者負担マトリクスにより導出した、あるべき受益者負担

必需性・公共性を基礎に、監査人が独自に設定した受益者負担マトリクスを用いて想定した当施設の総合的な受益者負担率は25%である。

受益者負担マトリクス	公共性分類	必需性分類	カテゴリ	受益者負担率 Should be
古曽志公園	A	Ⅲ	AⅢ	25%

①公共性分類　→　区分A

設置目的は、古代の文化遺産の保存と活用を図り、県民の古代文化についての理解と認識を深めるためとされており、古墳公園は民間による提供は考えにくいため、「公共的」とした。

②必需性分類　→　区分Ⅲ

古墳の観賞のため、また公園内に設置されたステージで行われる野外音楽鑑賞のために利用される施設であり、個人の価値観に応じて選択的に利用する施設である（人によって必要性が異なる）。公園としての利用もあるが、「広く県民に必要とされている」とはいえず、これらを勘案し、「やや選択的」とした。

【古曽志公園２-１（意見）】

当施設に含まれる古墳は、文化財保護法における「文化財」に該当するものであり、貴重な国民的財産であり、全国的に見ても無料としている施設が多い。一方で、野外ステージについては県の施設として安価なサービスを県民に提供する責務があるとの見解は理解できるが、今後ますます厳しくなる県の財政状況を考えると、上記の受益者負担率Should be値との乖離は看過できない。

この点、近隣の他の野外音楽堂の使用料と比較した場合、次の結果となった。

＜他の同規模の野外音楽堂＞

施設名称	設置者	管理形態	使用料		
島根県立古墳の丘古曽志公園	島根県	指定管理	入場料を徴収しない場合		930円
			入場料を徴収する場合		1,910円
島根県立万葉公園 和風野外音楽堂	島根県	指定管理	入場料を徴収しない場合		
			8時30分～12時	生徒・児童	1,700円
				その他	3,400円
			13時～17時	生徒・児童	2,600円
				その他	5,200円
			8時30分～12時	生徒・児童	4,300円
				その他	8,600円
			その他の 1時間ごと	生徒・児童	700円
				その他	1,400円
			入場料を徴収する場合		
			8時30分～12時	生徒・児童	3,400円
				その他	6,800円
			13時～17時	生徒・児童	5,200円
				その他	10,200円
			8時30分～12時	生徒・児童	8,600円
				その他	17,200円
			その他の 1時間ごと	生徒・児童	1,400円
				その他	2,800円
鹿島総合体育館野外音楽堂	松江市	指定管理	1時間につき　270円		
稲毛海浜公園野外音楽堂	千葉市	指定管理	9時～12時		3,300円
			13時～17時		4,400円
			9時～17時		7,700円

同規模の野外音楽堂と比較して、当施設の使用料が特別低廉なものであるとはいえない。にもかかわらず、当施設の受益者負担率が0.1%程度（年間収入数万円）となっているのは、利用件数が年間数件しかないことに起因している。県内外へのプロモーションの強化等により利用件数の増加を図ることが望まれる。

そのうえで、県は現状の当施設の特性や性格を踏まえ、あるべき受益者負担割合を設定し、使用料収入と行政コストとを勘案して使用料を設定することが望ましい。また、設定した受益者負担割合と上記収支状況を継続してモニタリングし、乖離状況が大きくなった場合にはその都度使用料を設定する、或いは規模の縮小等の抜本的なコスト削減策も合わせて検討すべきである。

視点３：施設設置の合理性、今後の修繕計画について

(1) 設置・規模の合理性について

①施設設置の経緯

昭和55年	県住宅公社が松江市古曽志町内において大規模住宅団地造成計画を策定
昭和59年５月	県教育委員会が造成予定地内の分布調査を実施。埋蔵文化財包蔵地として認識。 発見古墳を造成計画から除外。
昭和60年５月	団地造成工事を発注
昭和60年６月	発掘調査により古曽志大谷１号墳を新たに発見
昭和61年５月	島根考古学会から古曽志大谷１号墳の保存要望書が県教育長あて提出
昭和61年９月	日本考古学協会から保存要望書が県教育長あて提出、社会問題化
昭和61年12月	県教育長から日本考古学協会へ古曽志大谷１号墳の保存が困難な旨回答
昭和62年４月	県として古曽志大谷１号墳の移築復元の方向性を決定
昭和63年以降	事態の解決を図るため、古曽志大谷１号墳の移築復元に加え、周辺遺跡の保存のために、周辺遺跡も含めた遺跡公園化を計画
平成３年	島根県立古墳の丘古曽志公園としてオープン

②設置・規模の合理性について

当施設の古墳は文化財保護法における「文化財」であり、地方公共団体は、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない（同法第３条）とされ、同法第４条では、「文化財の所有者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない」と規定されている。

また、島根県文化財保護条例においても、教育委員会は、県の区域内に存する記念物のうち県にとって重要なものを県指定史跡名勝天然記念物に指定することができ（同条例第31条）、当該県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない（同条例第35条）こととして現状変更等の制限が設けられている。

【古曽志公園３-１（意見）】

当施設内にある古曽志大塚古墳群は８基の古墳からなり、公園内には大型の円墳である１号墳と、方墳３基（２～４号墳）が存在しており、遺存状態は良好で、盗掘を受けた痕跡もなく、埋葬施設が完全に残っている可能性が高いとされている。特に１号墳は直径49mの大型円墳であり、葺石や埴輪が認められ、５世紀前半の築造と推測されている。また、１号墳は円墳では県内第２位の大きさで、同程度の規模の古墳は既に国指定史跡や県指定史跡となっているものがあり、極めて貴重な「文化財」であるにもかかわらず、島根県文化財保護条例における島根県指定史跡として認定されていない。

古代の文化遺産の保存と活用を図り、県民の古代文化についての理解と認識を深めるために当古墳が重要であると島根県が認識しているのであれば、速やかに所定の手続きを経て島根県文化財保護条例における「県指定史跡名勝天然記念物」として指定しその保護を図る必要がある。このことにより当古墳を残すことについての県民への説明にも資するものと考えられる。

(2) 今後の修繕計画の合理性について

①当施設の今後の設備投資に係る支出負担の長期的計画（推計値）

当施設の今後の修繕費用、大規模修繕費用、建替費用について、一定の仮定を用いた将来推計値は次のとおりである。

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	今後30年間の合計値
建物・修繕コスト予測推計値	229千円	229千円	229千円	229千円	57,314千円	121,047千円
	R6～R10年度	R11～R15年度	R16～R20年度	R21～25年度	R26～R30年度	今後30年間の平均値
	58,231千円	1,146千円	1,146千円	1,146千円	1,146千円	4,035千円

※ 一般的な建物にない土木工作物等にかかる費用を除く

当施設の場合、５年後には築32年に到達し、大規模修繕費用114百万円規模の負担が想定される。当施設を同規模のまま維持するか否かも含め、抜本的な検討が今後必要となる。

【古曽志公園３-２（意見）】

当施設の野外ステージは年数回程度の利用しかないが、当該設備の維持のために年間約１百万円～２百万円程度の修繕経費がかかっており、安全性を確保するための費用もかかっている。野外ステージの利用料収入が見込めない場合には閉鎖も視野に入れ、あり方について改めて検討されるべきと考える。

②現在の修繕計画の合理性について

総務部管財課と所管課が主体となって作成・運用している当施設の「維持保全計画」の内容に不合理な点はなく、優先度に応じた修繕計画が合理的に立案され、実施されている状況を確認した。

視点４：管理・運営方法について

(1) 採用した管理形態の合理性について

当施設は指定管理制度の採用により、次のとおり管理コストが削減できたとされており、コスト面における指定管理のメリットが享受されている。

施設名称	指定管理者	コスト対比			
		平成18年制度導入前委託料	令和元年度指定管理料	差異	差異率
古曽志公園	株式会社MIしまね	14,866千円	6,158千円	－8,708千円	－58.6%

当施設は公募方式による指定管理制度が採用されている。

【当施設に係る指定管理制度の概要】

指定管理者名		株式会社MIしまね				
導入年度		平成19年度				
現在の指定期間		平成27年４月～令和２年３月				
公募・非公募		公募				
条例	募集方式	島根県立古墳の丘古曽志公園条例第５条				
	選定基準	島根県立古墳の丘古曽志公園条例第６条				
	管理の基準	島根県立古墳の丘古曽志公園条例第６条				
	業務の範囲	島根県立古墳の丘古曽志公園条例第４条				
指定管理料（決算額）		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		4,989千円	6,100千円	6,100千円	6,100千円	6,100千円
選定委員会設置要綱		島根県立古墳の丘古曽志公園指定管理者候補選定委員会設置要綱				
仕様書		島根県立古墳の丘古曽志公園管理運営業務仕様書				
事務処理要領		島根県立古墳の丘古曽志公園事業計画書				
協定書		島根県立古墳の丘古曽志公園の管理に関する基本協定書				

(2) 指定管理者の公募手続の合理性について

当施設は、指定管理制度運用に係る共通ガイドライン（島根県総務部人事課・財政課 平成16年９月21日制定 令和元年５月16日最終改正）に基づき、適切に手続が為されている。

ただし、指定管理者制度導入当初は説明会には複数社参加していたが、指定管理者の業務実績期間が長くなると、次回の指定管理期間における指定管理者制度現地説明会の出席者数が減少している。

指定管理期間	H19年～	H22年～	H27年～	R２年～
説明会出席	６社	３社	１社	１社
申請書提出	４社	２社	１社	１社
決定	１社	１社	１社	１社

県としては複数事業者からプロポーザルを受けることができるよう県HPで積極的に申請を呼び掛けているが、現状では効果を得られていない。なお、指定管理者の申請が単独となった場合に選定委員会の各選定委員の評価点の平均点が満点の60%を下回る場合、または選定委員の過半数の同意が得られない場合には指定管理候補者として選定しないこととされている。

(3) 施設の日常的管理・運営について

当施設は、県の常駐職員の配置はなく、管理・運営は全て指定管理者に委ねられている。県はモニタリングのため、毎月利用料状況、施設維持管理状況、経理状況、アンケート状況とその対応状況について指定管理者に報告させ、必要に応じて指示を行っている。

【古曽志公園４-１（意見）】

指定管理者の当施設の管理に関わる収支報告書における事務費等の中に、税理士報酬が含まれていた。税理士報酬は直接当該指定管理業務に必要な経費であるとはいえず、指定管理料の積算上も考慮されていない。指定管理料は既に決定された額であり、その指定管理料をどう使うかはある程度指定管理者の裁量に委ねられるものではあるが、指定管理に直接関連しない経費が指定管理業務の収支報告書に記載されるのは適切ではない。県としても収支計算書の支出内容のチェックを厳密に行う必要がある。

25. 島根県立八雲立つ風土記の丘

施設名	島根県立八雲立つ風土記の丘
所管課	教育庁　文化財課　文化財グループ
施設のホームページ	https://www.yakumotatu-fudokinooka.jp/

〈施設概要〉

項　目	内　容
所在地	島根県松江市大庭町456、山代町470－１ほか
施設設置の基本条例	島根県立八雲立つ風土記の丘条例
建物概要	展示学習館　鉄筋　中二階建 ガイダンス山代の郷　木造　平屋建
建築年月	展示学習館　昭和47年３月 ガイダンス山代の郷　平成９年３月
施設概要	展示学習館　ロビー、展示室 ガイダンス山代の郷　ロビー、展示室
設置目的	古代出雲文化発祥に係る史跡その他の文化財を総合的に保存し、かつ、その活用を図り、もって県民文化の向上に資するため
敷地面積	42,268.45㎡
延床面積	1,418.15㎡
管理形態	指定管理　　公募　　メリットシステム
主な開館時間	展示学習館　９：00～17：00 ガイダンス山代の郷　９：00～16：30
開館日数	310日程度
定休日	火曜日（祝日の場合はその翌日）、年末年始
外観、内観等	   
貸室の場合部屋数	なし

〈利用・運営状況〉

項　目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	24,274人	24,572人	23,910人	22,819人	23,607人
利用者満足度アンケート	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり	実施・集計あり
利用者の要望、クレーム収集	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり	仕組あり・総括あり
施設別の収入合計	1,739千円	1,930千円	1,778千円	1,655千円	未集計
施設別のコスト合計	85,366千円	75,082千円	84,692千円	95,139千円	未集計

〈入館料〉

区分	個人	団体
小学生、中学生及び高校生	50円	１人につき　40円
大学生	100円	１人につき　80円
その他の者	200円	１人につき 160円

減免措置
・小学生・中学生及び高校生は全額免除
・老人週間の期間、年内に65歳以上になる方は全額免除
・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、及びその付き添いの方１名は全額免除
・外国人入館料割引：パスポート提示で一般200円が半額（100円）

視点１：施設のKPI管理について

(1) 施設の設置目的

島根県立八雲立つ風土記の丘条例第２条において、「古代出雲文化発祥に係る史跡その他の文化財を総合的に保存し、かつ、その活用を図り、もって県民文化の向上に資するため」とされている。

(2) KPIの管理・運営状況

KPIとして設定されているのは入館者数であり、事務事業評価シートには次のとおり記載されている。

KPI		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
入館者数	目標値	－	－	24,000人	24,000人	24,000人
	実績値	24,274人	24,572人	23,910人	22,819人	23,607人
	達成率	－	－	99.6%	95.1%	98.4%

上記（1）設置目的に「古代出雲文化発祥に係る史跡その他の文化財を総合的に保存し、かつ、その活用を図り、もって県民文化の向上に資する」ことが含まれており、当該KPIは適切に設定されている。また、達成率の低下に対する原因分析（情報発信に関する課題、観光客誘致体制の未整備等）、対応策の検討、指定管理者への指導・協議も為されている。

【風土記の丘１-１（意見）】

KPIとしている入館者数は適切であるが、事務事業評価上の課題として入館者（来場者）の満足度向上を挙げており、その成果としての県民文化向上への浸透については、利用者アンケート結果を素点化する等により追加KPIとして定量的に評価が可能と考えられる。上記指標についてもKPIとして設定し、当施設に対する評価をより具体的に測定すべきである。

視点２：施設の収支状況について

(1) 収支の現状

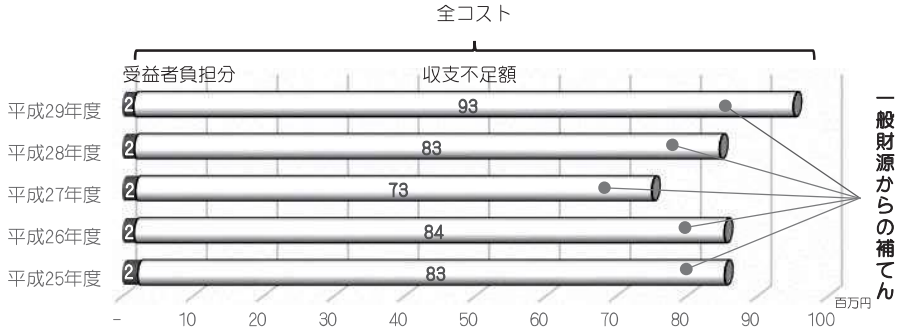
当施設の収支の状況は次のとおりである。

第４章　外部監査の結果及び意見

25. 島根県立八雲立つ風土記の丘

（単位：千円）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人に係るコスト	人件費	28,846	29,176	29,808	30,656	31,191
	退職給付関係費用	−76	−683	−11,090	−1,285	8,600
	小計	28,770	28,493	18,718	29,371	39,791
物に係るコスト	物件費	29,366	29,839	29,960	30,040	31,315
	維持修繕費	3,371	3,251	2,835	2,002	969
	減価償却費	19,666	19,815	19,815	19,815	19,815
	小計	52,403	52,905	52,610	51,857	52,099
その他のコスト	公債費（利息のみ）	4,237	3,968	3,754	3,464	3,249
	小計	4,237	3,968	3,754	3,464	3,249
①行政コスト　計		85,410	85,366	75,082	84,692	95,139
②利用料等の収入　計		2,236	1,739	1,930	1,778	1,655
①−②−般財源による補てん額		83,174	83,627	73,152	82,914	93,484



(2) 当施設の受益者負担率の現状

当施設の受益者負担率の推移は次のとおり概ね２％～３％程度で推移している。

項目		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
コスト	A	85,366千円	75,082千円	84,692千円	95,139千円	（未確定）
利用者数	B	24,274人	24,572人	23,910人	22,819人	23,607人
コスト／人	C=A/B	3,517円	3,056円	3,542円	4,169円	−
（うち、減価償却費）		19,815千円	19,815千円	19,815千円	19,815千円	（未確定）
入館料等収入	D	1,739千円	1,930千円	1,778千円	1,655千円	（未確定）
減免・免除額	E	240千円	244千円	258千円	250千円	219千円
収入／人	F=(D+E)/B	82円	88円	85円	83円	−
受益者負担率	F/C	2%	3%	2%	2%	−

(3) 入館料決定時の検討状況

開館以来、中国地方の類似施設の入館料を参考にしながら料金改定を経て現在に至っている。

(4) 受益者負担マトリクスにより導出した、あるべき受益者負担

必需性・公共性を基礎に、監査人が独自に設定した受益者負担マトリクスを用いて想定した当施設の総合的な受益者負担率は25%である。

受益者負担マトリクス	公共性分類	必需性分類	カテゴリ	受益者負担率 Should be
風土記の丘	A	III	AIII	25%

①公共性分類　→　区分A

設置目的は、「古代出雲文化発祥に係る史跡その他の文化財を総合的に保存・活用し、もって県民文化の向上を図ること」とされている。誘客施設であるが、県内古墳から出土した日本書紀ゆかりの埴輪や出雲国風土記に記載の郡家・駅家等を配置・保存する施設でもあるため、「公共的」とした。

②必需性分類　→　区分Ⅲ

日常生活や余暇をより快適で充実したものにするために個人の価値観に応じて選択的に利用する施設であり、個人的な趣味やレクリエーションの場として利用するものである（人によっ

て必要性が異なる）ため、「必需性」は弱い。
一方、県民にとって馴染み深い「風土記」「日本書紀」「古事記」をテーマとした施設であるため、「やや選択的」とした。

【風土記の丘２-１（意見）】
当施設は島根固有の文化財である「出雲国風土記」等の古代文化を活用し、文化財等の管理・展示のほか、普及活動、調査研究を行っている施設であるため、県の施設として安価なサービスを県民に提供する責務があるとの見解は理解できる。一方、コスト回収的なアプローチによる入館料の検討は現在まで具体的には行っていない。なお、監査人が収集した、同種施設の入館料等のベンチマークは次のとおりである。

		入館料金	一般	大学生	小・中・高校生	幼児
島根県立八雲立つ風土記の丘	島根県松江市	個人	200円	100円	無料	無料
		団体	160円	80円	無料	無料
みよし風土記の丘ミュージアム	広島県三次市	個人	200円	150円	無料	無料
		団体	160円	120円	無料	無料
風土記の丘研修センター	山梨県甲府市	個人	無料	無料	無料	無料
		団体	無料	無料	無料	無料
和歌山県立紀伊風土記の丘	和歌山県和歌山市	個人	190円	90円	無料	無料
		団体	150円	70円	無料	無料
常陸風土記の丘	茨城県石岡市	個人	310円	310円	150円	無料
		団体	310円	310円	150円	無料

入館料を比較する場合、その他の同規模の施設と比較して当施設の入館料が「安すぎる」印象はない。ただし、今後ますます厳しくなる県の財政状況を考えると、上記の受益者負担率Should be値との乖離は看過できない。当施設の場合、入館料がベンチマークと比較して概ね合理的である可能性が高く、従って入館者数を相当程度伸ばさないと、あるべき受益者負担率には到達しないことが想定される。
このため、県は現状の当施設の特性や性格を踏まえ、あるべき受益者負担割合を設定し、入館料収入と行政コストとを勘案して個別の入館料を設定することが望ましい。また、設定した受益者負担割合と上記収支状況を継続してモニタリングし、乖離状況が大きくなった場合にはその都度入館料を改定する、或いは規模の縮小等の抜本的なコスト削減策も併せて検討すべきである。

視点３：施設設置の合理性、今後の修繕計画について

(1) 設置・規模の合理性について

①施設設置の経緯
文化庁が「風土記の丘設置要綱」を設定し、各県に一カ所ずつこれを設置することを昭和40年代に勧奨しており、これに対応して当施設は設置された。

②設置・規模の合理性について
当施設に含まれる史跡群は文化財保護法における「文化財」であり、地方公共団体は、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない（同法第３条）とされ、同法第４条では、「文化財の所有者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない」と規定されている。よって、当施設の設置の合理性について特段の問題はない。

(2) 今後の修繕計画の合理性について

①当施設の今後の設備投資に係る支出負担の長期的計画（推計値）
当施設の今後の修繕費用、大規模修繕費用、建替費用について、一定の仮定を用いた将来推計値は次のとおりである。

第４章　外部監査の結果及び意見
25. 島根県立八雲立つ風土記の丘

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	今後30年間の合計値
建物・修繕コスト予測推計値	2,365千円	2,365千円	683千円	683千円	683千円	532,764千円
	R6～R10年度	R11～R15年度	R16～R20年度	R21～25年度	R26～R30年度	今後30年間の平均値
	3,414千円	161,146千円	229,466千円	128,546千円	3,414千円	17,759千円

※ 一般的な建物にない土木工作物等にかかる費用を除く

当施設の場合、11年後には山代二子塚の展示施設が築32年に到達するなど、大規模修繕費用159百万円規模の負担が想定される。またその８年後には資料館が築65年に到達するため、建替え費用が341百万円程度必要になると見込まれる。当施設を同規模のまま維持するか否かも含め、抜本的な検討が今後必要となる。

②現在の修繕計画の合理性について

総務部管財課と所管課が主体となって作成・運用している当施設の「維持保全計画」の内容に不合理な点はなく、優先度に応じた修繕計画が合理的に立案され、実施されている状況を確認した。

視点４：管理・運営方法について

(1) 採用した管理形態の合理性について

当施設は指定管理制度の採用により、次のとおり管理コストが削減できたとされており、また、指定管理により専門性の高い史跡管理のノウハウの蓄積ができている等のメリットがあるとされている。

施設名称	指定管理者	コスト対比			
		平成16年制度導入前委託料	令和元年度指定管理料	差異	差異率
風土記の丘	公益財団法人しまね文化振興財団	69,384千円	61,654千円	−7,730千円	−11.1%

当施設は公募方式による指定管理制度が採用されている。

【当施設に係る指定管理制度の概要】

指定管理者名		公益財団法人しまね文化振興財団				
導入年度		平成17年度				
現在の指定期間		平成27年４月～令和５年３月				
公募・非公募		公募				
条例	募集方式	島根県立八雲立つ風土記の丘条例第５条第１項				
	選定基準	島根県立八雲立つ風土記の丘条例第６条				
	管理の基準	島根県立八雲立つ風土記の丘条例第６条				
	業務の範囲	島根県立八雲立つ風土記の丘条例第４条				
指定管理料（決算額）		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		59,208千円	61,088千円	61,088千円	60,929千円	61,088千円
選定委員会設置要綱		島根県立八雲立つ風土記の丘指定管理者候補選定委員会設置要綱				
仕様書		島根県立八雲立つ風土記の丘管理運営業務仕様書				
事務処理要領		島根県立八雲立つ風土記の丘事業計画書				
協定書		島根県立八雲立つ風土記の丘の管理に関する基本協定書				

(2) 指定管理者の公募手続の合理性について

当施設は、指定管理制度運用に係る共通ガイドライン（島根県総務部人事課・財政課平成16年９月21日制定令和元年５月16日最終改正）に基づき、適切に手続が為されている。

ただし、指定管理者制度導入当初は説明会には複数社参加していたが、当初指定管理者の業務実績期間が長くなると、次回の指定管理期間における指定管理者制度現地説明会の出席者数が減少している。

指定管理期間	H17年～	H22年～	H27年～
説明会出席	11社	１社	０社
申請書提出	２社	１社	１社
決定	１社	１社	１社

県としては複数事業者からプロポーザルを受けることができるよう県HPで積極的に申請を呼び掛けているが、現状では効果を得られていない。なお、指定管理者の申請が単独となった場合に選定委員会の各選定委員の評価点の平均点が満点の60%を下回る場合、または選定委員の過半数の同意が得られない場合には指定管理候補者として選定しないこととされている。

【風土記の丘４-１（意見）】
当施設の公募状況については１期目から公益財団法人しまね文化振興財団が選定されており、説明会参加者も２期以降は当該財団のみである。指定管理者制度導入以前からも同財団に管理を委託しており、申請者が継続して１社しかない状況が継続した場合、当該制度を採用する意味が失われることになる。
この要因としては、学芸員の設置が義務付けられていることや、県内には当施設の設置目的に沿った業務を遂行できる民間業者が少ないこと、収支が非常に厳しく、収支がとれにくい事業構造が原因と考えられる。学芸員の設置義務が付されていること以外、当施設の指定管理の受託については特段の特殊業務は含まれていないと考えられるため、間口を広げる努力は可能と考えられ、県は県内外から幅広く申請が可能となるような措置を検討されたい。一例として、学芸員部門や展示施設・展示品等の一部又は全部を島根県立古代出雲歴史博物館に移管することで当施設の収支を改善し、結果として他からの申請がしやすくなることを期待することが考えられる。

(3) 施設の日常的管理・運営について
当施設は、県の常駐職員の配置はなく、指定管理者が日々の運営・管理状況を行っているため、日々の運営・管理状況は指定管理者に確認し、県にはそのモニタリング状況について確認を行った。

【指定管理者の日々の運営・管理の状況と県のモニタリング状況】

監査要点等			指定管理者の管理状況	県のモニタリング状況	備考
現金管理	収支経理管理（残高含む）	協定書第26条 仕様書Ⅱ.1	担当者が、レジのレシートを参考に、入館票を作成し、入館料を管理。それを現金出納簿に転記。上長が現金有り高を確認しているが、検印はなし。金種表なし。	業務報告書レベルで収支状況を確認しているが、支出管理簿を確認することは行っていない。現金や証憑類の確認も行っていない。	【風土記の丘４-２（意見）】を参照。
	減免・免除	協定書第９条 仕様書Ⅱ.1	県の決定により、小中高生まで無料。個人利用の場合は減免申請書なし。学校での利用の場合は、提出（ガイド予約申込書）。障がい者の方は、現場で証明書確認し、人数を把握している。	条例、仕様書に則り減免事務が正しく行われているか否かについて現場確認等は行っていない。	【風土記の丘４-３（意見）】を参照。
物品管理（県所有分）	取得・処分	協定書第22条、７条 仕様書Ⅰ.10	取得する場合には、県との協議の上取得し、現物にシールを貼付した上で物品管理台帳を更新している。処分する場合には県に報告。物品管理の現物実査は毎年行っている。展示品は、備品台帳とは異なり、また破片などもあるため、触っていない。借用品は、箱に入れて管理。	指定管理者からの報告に基づいて県の資産台帳を更新しているが、現物の所在確認等についてはモニタリングしていない。	【風土記の丘４-４（指摘事項）】を参照。
人的管理	再委託	協定書第17条	金額の大きなものは入札。指定管理期間８年間。少額のものも相見積もり。年度の委託契約。	提出された報告書を査閲し、委託事務の合理性を確認している。	
	人員体制等	仕様書Ⅰ.7	人員表、事務分掌を作成し、管理している。	提出された報告書を査閲し、人員体制の合理性を確認している。	
施設管理	老朽化 安全性 ライフサイクルコスト	協定書第18条 仕様書Ⅱ.1	管理施設の点検状況については、清掃作業実施表（検印あり）、樹木管理表・除草（検印あり）、消防空調機の点検（検印あり）等で管理している。	管理施設の点検等について、施設側に問題がある場合には指定管理者から都度連絡があり協議を行っている。	

第４章　外部監査の結果及び意見
25. 島根県立八雲立つ風土記の丘

報告事項	業務報告	協定書第27条 仕様書Ⅰ.11	毎月、業務報告書を県に提出して報告している。確認のために電話や来館もあり、報告する項目も当初より増えている。	業務報告書を査閲し、不明点等については電話・メール・面談により確認している。	
	事業報告	協定書第28条 仕様書Ⅰ.12	毎年度５月末までに事業報告書を提出して報告している。収支も詳細に確認されている。	事業報告書を査閲し、内容を確認しているが、精査までは行っていない。	

【風土記の丘４-２（意見）】
　収支経理管理について、県は業務報告書の確認のみで、収支管理簿（現金出納帳）や指定管理者の帳簿の査閲による確認は行っていない。当該手続のみでは、収支に指定管理外の経費の混入等の事実があったとしても把握することができないため、手続として不十分である。このため、少なくともサンプルベースで指定管理者の収支管理簿や帳簿を査閲し、不合理な点がないか否かについて心証を得る手続を追加すべきである。

【風土記の丘４-３（意見）】
　また、減免規定が適切に運用されているかについて、県は減免対象人数等の確認を行うのみで、減免申請書等の確認は行っていない。運用は指定管理者に任せているとのことであるが、牽制のため、サンプルベースでも申請書の現物を確認し、減免対象人数、減免額に不合理な点がないか否かについて、少なくとも年に一度は心証を得る手続を追加すべきである。

【風土記の丘４-４（指摘事項）】
　交換部品の製造が終了したことにより機能不全になった展示設備の一部が廃棄されずにそのまま残存しているとの説明を受けた。物品管理については、会計規則84条に物品の善管注意義務が規定されており、また102条１項に「物品のうち機能の減退その他の事由により使用に耐えなくなったものがあるときは、速やかに不用品決定調書により不用の決定をし、処分について支出負担行為担当者又は契約担当者に必要な措置を請求するとともに、物品払出調書により出納機関に通知しなければならない」とされているため、当該規定に沿った処理を速やかにとるよう、改善されたい。

第５章　監査を終えて（謝辞）

本監査においては、公の施設のうち、有料の誘客施設を対象として監査を行った。このため、まず最初に、対象となった施設の所管課である地域振興部しまね暮らし推進課、環境生活部文化国際課・自然環境課・環境生活総務課・スポーツ振興課、健康福祉部健康福祉総務課、農林水産部農産園芸課・水産課、商工労働部商工政策課、土木部都市計画課、教育庁社会教育課・文化財課（順不同）の各担当者の皆様に厚く御礼を申し上げたい。続いて、各施設を管理・運営されている指定管理者の各担当者の皆様にも感謝の意を表したい。

公の施設は県民の生活における憩いの場として、交流の場として、趣味趣向を楽しむ場として、また重要な産業基盤として、極めて重要な役割を果たしている。本県は厳しい財政状況や人口減少、少子高齢化等の問題を抱え、今後、公の施設についても「選択と集中」を迫られる局面が想定される。そうなれば、県民の誰かが不便を感じ、寂しい思いを持つ。その前に、施設が財政的に、県民に説明できる程度に「自立」すれば、１日でも長くこれらの施設を存続できるかもしれない。所管課の皆様の業務は非常に重要で意義深いと改めて思う次第である。

最後に、監査委員事務局の担当者の皆様、総務部人事課・管財課の担当者の皆様、補助者としてご協力頂いた古津弘也先生、森脇俊樹先生、周藤智之先生、桑原知佳様のご協力に対し、深く感謝を申し上げたい。

皆様の思いが叶い、業務が成果となり、本県がますます発展していくことを、心から願っている。

（参考とした文献等）

「公の施設の受益者負担の適正化に関する基本方針」　平成27年１月　海津市
「公の施設に係る受益と負担のあり方について」　平成29年７月　北九州市
「岸和田市受益者負担基本方針」　令和元年８月（第２版）　岸和田市
「受益者負担の適正化に関する基本方針」　平成29年３月　八王子市
「受益者負担の基本的な考え方」　平成24年５月　近江八幡市
過年度の各地方公共団体の包括外部監査報告書（福岡市、名古屋市ほか）
その他、各地方自治体のホームページより必要箇所を参考とした。

【令和元年度　包括外部監査日程表】

日にち	内　容
令和元年 ６月７日	内部協議
令和元年 ６月19日	ヒアリング（財政課・人事課）
令和元年 ６月25日	ヒアリング（管財課）
令和元年 ７月16日	内部協議
令和元年 ７月24日	内部協議
令和元年 ７月30日	ヒアリング（人事課・管財課）
令和元年 ８月20日	内部協議
令和元年 ９月５日	内部協議
令和元年 ９月20日	ヒアリング、書類監査（地域振興部しまね暮らし推進課・農林水産部農産園芸課）
令和元年 ９月24日	ヒアリング、書類監査（土木部都市計画課）
令和元年 ９月26日	ヒアリング、書類監査（農林水産部水産課）
令和元年 10月１日	ヒアリング、書類監査（教育庁社会教育課）
令和元年 10月10日	ヒアリング、書類監査（商工労働部商工政策課）
令和元年 10月15日	ヒアリング、書類監査（環境生活部環境生活総務課・環境生活部自然環境課）
令和元年 10月21日	ヒアリング、書類監査（環境生活部スポーツ振興課）
令和元年 10月23日	ヒアリング、書類監査（環境生活部スポーツ振興課）
令和元年 10月24日	ヒアリング、書類監査（環境生活部文化国際課）
令和元年 10月29日	ヒアリング、書類監査（健康福祉部健康福祉総務課）
令和元年 10月30日	ヒアリング、書類監査（教育庁文化財課）
令和元年 11月１日	内部協議・報告書検討
令和元年 11月７日	現地調査（万葉公園・グラントワ・サッカー場・いわみーる・県立体育館・石見武道館）

日にち	内　容
令和元年 11月８日	現地調査（アクアス・石見海浜公園・あすてらす・少年自然の家・サヒメル・浜山公園）
令和元年 11月20日	現地調査（いきいきプラザ島根、県立プール・風土記の丘・美術館） ヒアリング（出納局）
令和元年 11月21日	現地調査（県立武道館・県民会館・くにびきメッセ・サンレイク・はつらつ体育館）
令和元年 11月21日	現地調査（古代出雲歴史博物館・ゴビウス・しまね花の郷）
令和元年 11月25日	内部協議・報告書検討
令和元年 11月27日	ヒアリング（管財課）
令和元年 11月27日	内部協議・報告書検討
令和元年 11月28日	内部協議・報告書検討
令和元年 11月29日	内部協議・報告書検討
令和元年 12月２日	内部協議・報告書検討
令和元年 12月５日	内部協議・報告書検討
令和元年 12月７日	内部協議・報告書検討
令和元年 12月９日	内部協議・報告書検討
令和元年 12月13日	内部協議・報告書検討
令和元年 12月16日	内部協議・報告書検討
令和元年 12月19日	現地調査（花の郷）
令和２年 １月７日	内部協議・報告書検討
令和２年 １月８日	内部協議・報告書検討
令和２年 ３月２日	監査委員への説明
令和２年 ３月16日	知事報告
令和２年 ３月17日	正副議長報告（予定）

※上記の他、各自で報告書作成などを行っている。